

ブラジル連邦共和国

**ブラジル連邦共和国
ブラジルの入札及び行政契約に関する
新法についての情報収集・確認調査**

ファイナル・レポート（和訳版）

2025 年 7 月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

Nippon Koei Lac do Brasil Ltda.

ブラ事
JR
25-001

目次

はじめに	7
第 1 章 概要	8
第 2 章 ブラジルの規制環境、市場規模、公共入札検索システム	9
2.1 ブラジルにおける公共入札環境の現況の解説	9
2.1.1. 旧法の廃止を経て施行された現行法の概略	9
2.2 新法制定の背景と市場の状況	21
2.2.1. 新入札契約法（NLLC）によって緩和されたギャップ	23
2.3 ブラジルにおける公共入札の予算と推定市場規模	25
2.3.1. 傾向予測	28
2.3.2. 公共インフラへの投資	29
2.4 入札情報の入手	46
2.5 ブラジルの公共入札に関する新しい規制環境の解説	48
2.5.1. 国営企業入札法（2016 年法律第 13303 号）	48
2.5.2 入札及び行政契約に関する法律（2021 年法律第 14133 号）	59
2.6 規制環境の比較分析	74
第 3 章 公共入札に参加するための企業の資格認定の条件及び手続	80
3.1 公共入札手続で要求される要件と条件	80
3.2 ブラジルにおける事業機会の補助的要素としてのブラジルの子会社（支店）設立の詳細な説明	83
ステップ 1：現地法人又は支店設立に関する本社の承認	84
ステップ 2：経済商業省への登録	84
ステップ 3：州法人登記への子会社又は支店の登録	85
ステップ 4：資本金の払い込みと現地法人の銀行口座の開設	85
3.2.1. プロセスの図式化	87
3.3 各必要書面の入手方法の詳細説明	88
3.3.1 法的資格の確認	88
3.3.2 技術的資格	88
3.3.3. 財政的、社会的、労働的資格	88
3.3.4 経済的及び財務的資格	91
3.3.5 運営フレームワークモデル	92
3.4 NLLC を適用した公共入札の実際の運用	93
3.4.1 セリ売り	93
3.4.2 指名入札	97

3.4.3 コンペ入札	98
3.4.4 競争入札	99
3.4.5 競争的対話	100
3.5 NLLC の運用状況	102
第 4 章 ブラジルの公共入札における日本企業の成功事例.....	106
4.1 ブラジルに進出している日本企業の調査	106
4.2 国内の公共入札に参加した企業の特定.....	106
4.3 公共入札分野における成功事例の特定と特徴	106
4.3.1 農業分野	106
4.3.2 通信分野	106
4.3.3 教育分野	106
4.3.4 製造業分野	106
4.3.5 インフラ分野	106
4.3.6 保健分野	106
4.3.7 テクノロジー分野	106
4.4 分野別、商品別、サービス別及び入札方式別の日本企業の SWOT 分析.....	107
4.4.1 日本企業が新入札行政契約法の下で公共入札に参入する際の課題、参入障壁となり得るもの、及び留意点	108
4.4.2 日本企業が強みを持ち、競争しやすい分野、物品・役務、入札方式	111
4.4.3 SWOT 分析	113
第 5 章 公共入札実務ハンドブック	119
第 6 章. 提言集	119
6.1 業界団体の調査と技術・メディア支援.....	119
6.2 調査結果の収録映像.....	121
資料	122
資料 1 2021 年法律第 14133 号(NLLC)に寄与する 1993 年法律第 8666 号 (LLC) における主要な手続的事項.....	122
資料 2 2021 年法律第 14133 号 (NLLC) に寄与する 2002 年法律第 10520 号 (LLP) における主要な手続事項	133
資料 3 2021 年法律第 14133 号 (NLLC) に寄与する 2011 年法律第 12462 号 (RDC) における主要な手続項目	135
資料 4 国内外の入札検索システムの比較表.....	142
資料 5 入札手続への日本企業の参加に適用される LLE 法の内容説明.....	144
資料 6 入札手続への日本企業の参加に適用される NLLC (新公共入札法) の内容説明	161

資料 7	日本企業一覧	194
資料 8	選定した企業の詳細分析	195
資料 9	公共入札の運用ハンドブック	196
資料 10	提言集	221

略語

ABDIB	ブラジル・インフラ・基礎産業協会
ANA	国立水衛生庁
ARSESP	サンパウロ州公共サービス規制庁
BID	米州開発銀行（IDB）
BMZ	ドイツ経済協力開発省
BNDES	国立経済社会開発銀行
CAF	ラテンアメリカ開発銀行
CEPAL	ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会
CLITCON	入札契約法近代化臨時委員会
CNAE	全国経済活動の分類
CNPJ	法人登記
CPTM	サンパウロ都市鉄道公社
ECFA	日本コンサルティングファーム協会
EE	ブラジルに設立した会社
ENE	ブラジルに設立していない会社
ENR	エンジニアリング・ニュース・レコード
EPE	エネルギー探索企業（鉱山エネルギー省に関連する公的企業）
ETP	事前技術調査
FAO	国際連合食糧農業機関
FGTS	サービス時間保証基金
FGV	ジェトゥリオ・ヴァルガス財団
FOFA	強み（Strengths）、機会（Opportunities）、 弱み（Weaknesses）、脅威（Threats）（SWOT）
GPA	政府調達に関する協定
IBGE	ブラジル地理統計院
ICT	情報通信技術
IoT	IoT（モノのインターネット）
JETRO	日本貿易振興機構
JICA	独立行政法人国際協力機構

LLC	1993 年法律第 8666 号 - 入札及び行政契約に関する法律
LLE	2016 年法律第 13303 号 - 国営企業法
LLP	2002 年法律第 10520 号 - せり売り法
MEI	個人零細起業家
MINFRA	インフラ省
MP 961/2020	2020 年 5 月 6 日付暫定措置第 961 号
NLLC	2021 年法律第 14133 号-新入札行政契約法/入札及び行政契約に関する新法
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
OMC	世界貿易機関（WTO）
OGU	連邦オンブズマン事務所
PAC	成長加速プログラム
PIB	GDP 国内総生産
PL 4.253/2020	2020 年法案第 4253 号（2013 年上院法案第 559 号の下院代替案）
PL 559/2013	2013 年上院法案第 559 号 - 行政の入札及び契約に関する規則の制定とその他の規定
PLANSAB	国家基本衛生計画
PNCP	国家公共調達ポータル
PPP	官民パートナーシップ
RDC	2011 年法律第 12462 号 - 公共契約特別制度
SABESP	サンパウロ州衛生基本会社
SICAF	調達者統一登録システム
SNIS	全国衛生情報システム
TCE	州監査裁判所
TCU	連邦監査裁判所

日本工営 LAC

黒川 英一

リーガル代表

主査委員

ホセ・ロベルト・クストディオ・デ・リマ 公開入札参加専門員

エドゥアルド G.E.S.クロカワ

入札行政契約専門員

支援委員

ルイス・ユキシゲ・ナリマツ

公開入札専門員 – 2021 年法律第 14133 号

ワシントン・ブラス・タバレス

法務専門員

ハイアン・C・リベイロ・デ・ミランダ

マーケットアナリスト

補佐委員

黒川 英一

農学者

ロベルト・ススム・クロカワ

農学者

ナタリア・S・シュムジガー

環境エンジニア

オードリー・ヒガシタニ

土木技師

バレリア・メロ

弁護士

ヴィトール・ペドロ・パウロ・バローゾ

環境技術研修生

はじめに

この文書は、日本の在サンパウロ日本国総領事館の関連団体である日本国際協力機構（JICA）と NIPPON KOEI LAC DO BRASIL LTDA との間で締結されたコンサルティング契約に基づく「ブラジルの入札及び行政契約に関する新法についての情報収集・確認調査」の最終報告書である。

このコンサルティングサービスの目的は、以下の特定のトピックについて詳細に説明することである。

- (1) ブラジルの入札法の概要（入札と行政契約に関する新法施行の背景に関する一般的な情報、入札情報の入手方法、ルーラ新政権下での入札予算の規模、市場全般及び分野別の市場規模など）。
- (2) 入札の種類とその特徴、対象となる製品及び役務など、入札及び行政契約に関する新法に規定された主な内容と特徴。
- (3) 旧入札法（1993 年法律第 8666 号）の主な改正点。
- (4) 入札及び行政契約に関する新法に基づく、現地法人を持たない日系企業及び現地法人を持つ日系企業の入札参加条件と入札の流れ（理解を容易にするため、図や表の掲載を配慮した。）。
- (5) 入札及び行政契約に関する新法において、日本企業が公共入札に参加する際に直面する課題、可能性のある障壁、留意すべきポイント。
- (6) 入札及び行政契約に関する新法の施行下での業務オペレーション
- (7) 入札及び行政契約に関する新法又は過去 10 年間の旧入札法での、日本企業が落札に成功した事例からわかる教訓。
- (8) 日本企業が有利で競争しやすい分野、製品、役務及び入札形態。
- (9) 公共入札への参加を検討している日本企業への提言

本契約では、以下の成果物が提供された。

初期報告書（Inception Report）2023 年 1 月 30 日提出：JICA の承認に向けた方法論と作業計画案の詳細。

- 予備中間報告書（Preliminary Interim Report）2023 年 2 月 20 日提出：ステージ 100 から 700 までの調査結果を含む中間報告書。
- 中間報告書（Interim Report）2023 年 2 月 28 日までに提出：ステージ 100 から 700 の研究結果を含む中間報告書。
- 最終報告書（Final Report）2023 年 3 月 15 日までに提出：ステージ 800 及び 900 の研究結果と、すべての段階の総括を含む最終報告書。
- 関係機関への提出：2023 年 3 月 20 日まで。

関心のある団体及び企業に対しては、40 分の動画により、調査結果は、2023 年 3 月 20 日までに公表する。

第1章 概要

2023年4月から、入札及び行政契約に関する新法（2021年法律第14133号）が施行されることにより、なにより、ブラジルの公共入札と行政契約は、画期を迎える。

この新しい法制度の環境は、日本企業がブラジルの公共市場で活動するための多くの新しい可能性を開くことになる。ブラジルの公共市場における日本企業の参入は、たとえそれが部分的に民営化されたものであったとしても、ブラジルの公共市場における日本企業の参入を促すものであり、また、国際企業がブラジルの公共調達の世界を探索することへの明らかな誘いともなる。

この調査の目的は、新しい法的規定の内容を視覚的かつ図解化して、分かりやすい言葉で説明し、廃止される法律と新しい法文の間の変更点を簡潔に説明することにある。

すなわち、公共入札と行政契約について、脱官僚化・効率化、デジタルイノベーションの採用、市場の要求に適合するために、新しい入札方式と契約条項を導入、国内企業への過度な保護の廃止、外国企業の大幅な参加受入れ、提供される製品及び役務の技術的な質の向上、ガバナンスの強化及び腐敗の撲滅を目的とした法的な革新である。

さらに、この調査では、新法に基づく入札手続の流れを示し、機会の端緒から契約の採用まで、そして、その後の国内支店の設立までを含んでいる。そして、関心を持つ潜在的な日本企業を実際にサポートするために、入札手続において、入札機会を特定するための入札検索システムの選択肢と、これに参加するためのステップバイステップのガイドを提供する。

さらに、簡潔ではあるが、ブラジルの公共市場の規模、成功した日本企業の事例、入札方式別の日本企業の強み、機会、弱み及び脅威について分析を行い、潜在的な関心を持つ企業が重点的に探究し、その参入及び拡大できる、製品、役務及び分野を明らかにする。

最後に、公共入札市場への参加に関心を持つ日本企業のために、教訓と良好事例のガイドと、より重要な情報を盛り込んだ推薦カタログを提供する。

第2章 ブラジルの規制環境、市場規模、公共入札検索システム

2.1 ブラジルにおける公共入札環境の現況の解説

2.1.1. 旧法の廃止を経て施行された現行法の概略

ブラジルの入札及び行政契約を規制していた法律である 1993 年法律第 8666 号（LLC）¹は、2023 年 4 月 1 日から正式に効力を失う段階に入っており、新しい法律が完全に施行される前に締結された行政契約の履行を規制するためにのみ適用されている。

この法律は、公共調達に関する一般的な規程を定め、直接行政機関、特別基金、独立行政機関、公共基金、国有企業、混合資本金会社並びに連邦、州、連邦区及び市郡によって直接的又は間接的に管理されているその他の組織に適用されていた。

2000 年初頭から、規制の質が、特に開発途上国や発展途上国で重視され、競争力や投資誘致力に不可欠な要素とされるようになった。このため、公共サービスの提供が不足していたブラジルは、行政そのものの及び様々な性質の公共サービスの契約対象、特に工事と専門的な役務、さらには大小の規模の機器の調達について、すべての入札手続において、その効率性と迅速性を追求し、立法において法制度の革新をもたらすことを模索した。

一方、1993 年に施行された LLC は、その有効期間中に多くのアップデートと改正がされたが、根本的には、行政上も法律上も多くの障壁があり、柔軟性を欠き、政府を制約し、手続を遅らせ、煩雑にし、デジタル革新にも対応していなかった²。そうしたことから、公共契約法制を現在の需要に適応させるために一連の改革が行われた。

特筆すべきは、せり売り（Pregão）という入札方式を定める 2000 年 7 月 17 日付法律第 10520 号（LLP）³、及び公共契約特別制度（RDC）を定める 2011 年 8 月 4 日付法律第 12462 号⁴が挙げられるが、これらの様々な定めが、入札及び行政契約に関する新法である 2021 年法律第 14133 号（NLLC）⁵を支援するものであり、さらに革新的で脱官僚化を図る概念を取り入れることにつながった。

公共調達の規制環境を改革することを目的として、連邦上院は 2013 年に臨時特別委員会⁶を設置し、NLLC の当初案の策定を担当した。NLLC の当初案は、2021 年 4 月 1 日に公表されるまでに約 8 年を要した。

連邦上院は、新たな法規定を制定する必要性を認め、改正されうる又は時代遅れである 80 以上の補完的な規則を特定した。さらには、LLP 及び RDC の制定を経た経験から、有益な「例外」を活用する機会を認めた。

¹ ブラジル 1993 年 6 月 21 日法律第 8666 号。入札及び行政契約に関する法律。

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l8666cons.htm 2023 年 1 月 25 日閲覧

² Catarina Coelho, Eduardo Teles, Fabiana Duarte 及び Luciana de Melo「新しい入札及び行政契約法の実施のためのガイダンス」（2022 年） https://www.pgms.salvador.ba.gov.br/porta/pgms/wp-content/uploads/2018/04/Orienta%C3%A7%C3%B5es_NLLC.pdf 2023 年 2 月 3 日閲覧

³ ブラジル 2002 年 7 月 17 日法律第 10520 号。連邦、州、連邦区及び市郡で、憲法第 37 条第 21 項に基づき、一般的な物品及び役務の調達につき、せり売り（Pregão）という入札手法などを定める法律 https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2002/l10520.htm 2023 年 2 月 3 日閲覧

⁴ ブラジル 2011 年 8 月 4 日付法律第 12462 号。公共契約特別制度（RDC - Regime Diferenciado de Contratações Públicas）を定める法律 https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2011-2014/2011/lei/l12462.htm 2023 年 2 月 4 日閲覧。

⁵ ブラジル 2021 年 4 月 1 日付法律第 14133 号、入札及び行政契約に関する新法 https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2021/lei/l14133.htm 2023 年 2 月 7 日閲覧。

⁶ 入札及び契約に関する法律（1993 年法律第 8666 号）を近代化のための臨時特別委員会（CTLICON）、連邦上院最終報告書（2013 年） <https://legis.senado.leg.br/sdleg-getter/documento?dm=4728409&disposition=inline> 2023 年 2 月 2 日閲覧

LLC、LLP 及び特に RDC の、廃止、修正又は再利用となった数多くの点の中で、NLLC を支える入札手続の参加に関する点のみに焦点を当て、以下の説明で、最も重要な点を強調したい。

概念と可能な規制を整理するため、NLLC の完全な有効期間として 2 年間の猶予期間が定められ、これは 2023 年 4 月 1 日に終了するものとされた。

2.1.1.1. 1993 年法律第 8666 条が対象とした方法、契約制度及び申請

NLLC は、その制定により LLC の大部分を吸収した。また、ブラジルの公共調達需要に完全に対応するための重要な革新と更新をもたらした。本節では、LLC をすでに理解している日本企業が考慮するであろう、主な論点について、コメントと見解を述べる。なお、LLC より広い範囲で、NLLC を支えている手続の主要な寄与については、資料 1 を参照されたい。

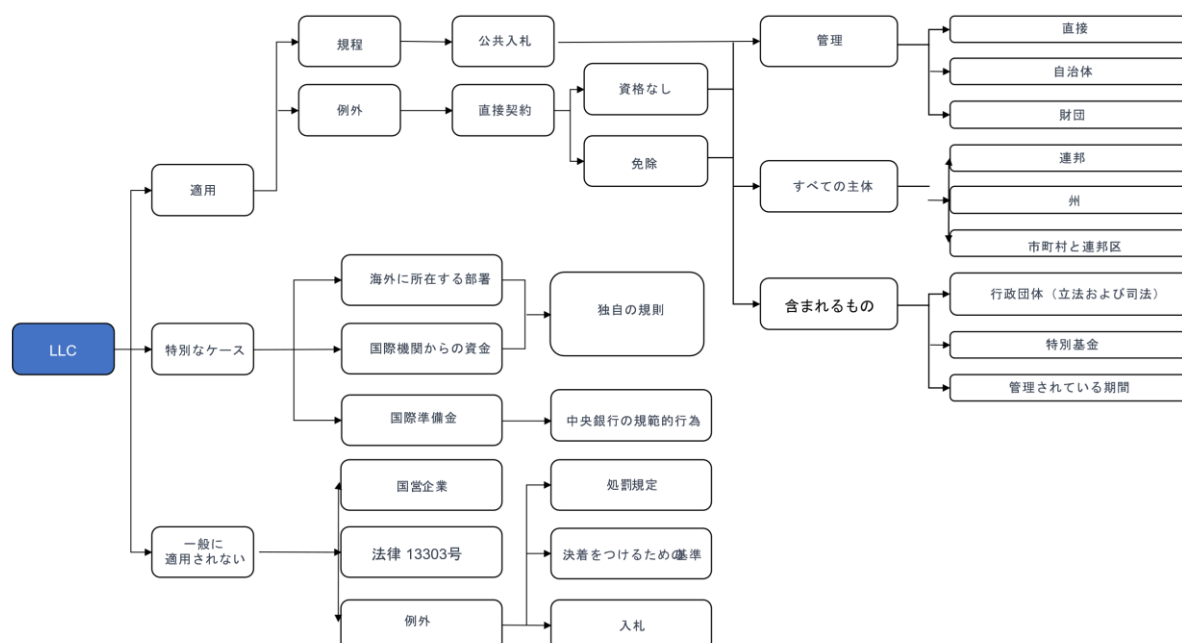
この法律の効力として唯一適用されるのは、NLLC が完全に施行された後においては、2023 年 4 月 1 日以前に締結された契約にのみ適用されることに留意されたい（NLLC 第 189 条）。

2.1.1.1.1. 目的と範囲

同法は、工事及び役務に関する入札及び行政契約に関する一般的な規程を定めるものである。ここには、行政機関そのもの、特別基金、地方自治体、公益財団、公共企業、混合資本会社、その他の連邦、州、連邦区及び市郡が直接的又は間接的に支配する団体（LLC 第 1 条、第 2 条）のための広告、購入、処分及び賃借を含む。また、入札募集を免除した直接契約（入札なし）（LLC 第 17 条）、入札免除（LLC 第 24 条）及び執行不能入札（LCC25 条）も含む。この法律の対象外となるのは、公共企業、混合資本会社及びその子会社、国有企業法（2016 年法律第 13303 号（LLE））⁷に規定されている場合である。

行政機関についてのこの法律の適用範囲は以下のとおりである。

⁷ ブラジル 2016 年 6 月 30 日法律第 13303 号。公共企業、混合資本会社及びその子会社の法的地位を規定する。これらは、連邦政府、州、連邦管区及び市町村の範囲内にある。 https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2016/lei/l13303.htm 2023 年 2 月 2 日閲覧



2.1.1.1.2. 目的と原則

主な目的は、憲法の原則であるアイソノミー（競争者間の平等）を保証し、最も有利な提案を選択し、持続可能な国の発展を促進する公共契約を実現することであった。また、入札手続は、行政法の適用される基本原則を厳格に遵守して、方針付けされ、運用され、かつ判断される（LLC 第 3 条）。

LLC においては、以下の事項が適用されていた。

明示的な原則	合法性（行政担当者は、法が許容することのみできる）
	非人格性（誰に対しても、いかなる種類の決定又は区別もない）
	道徳性（モラル及び誠実な行動の尊重）
	平等性（平等な権利）
	公開性（行為を公開すること）
	行政の廉潔性（違法なケースにおける行政担当者への制裁）
	入札公告の拘束力（公告は法である）
	客観的判断
黙示的な原則	競争性、形式的手続、提案の秘密、強制的な審査 (入札には落札者が存在しなければならない)、効率性、その他

2.1.1.1.3. 方式

法に定めのある方式としては、指名入札、価格決定入札、招待入札、コンペ入札、競争入札がある（LLC 第 22 条）。さらに、入札無効（LLC 第 25 条）及び入札免除⁸（LLC 第 24 条）も存在した。各入札方法に関する最も重要な情報は以下の表のとおりである。

⁸ 入札免除とはなにか？ <https://www.licitacao.net/o-que-e-dispensa-de-licitacao#:~:text=A%20licita%C3%A7%C3%A3o%20%C3%A9%20dispens%C3%A1vel%20quando%3A&text=Em%20situa%C3%A7%C3%B5es%20de%20emerg%C3%Aancia%3A%20exemplos,de%20barreiras%2C%20fornecimento%20de%20energia> 2023 年 2 月 3 日閲覧

項目	入札の種類						
	指名入札	価格決定入札	招待入札	コンペ入札	競争入札	入札無効	入札免除
定義	その目的の遂行に必要な適格の最低限の要件を満たすことを証明できる利害関係者間の入札方法。その目的の価格にかかわらず、使用運営権及び国際入札における不動産の売買又は処分に適用される（LLC 第 22 条補項 1、補項 3）。	正式に登録された又は提案を受ける日の 3 日目までに登録に必要なすべての条件を満たし、必要な適格を有する利害関係者間の入札方法（LLC 第 22 条第 2 項）。	登録済みかにかかわらず、選別され招待された利害関係者間の（最低 3 名）入札方法。この場合、入札案内の写しを添付して招待し、提案の提出の 24 時間前までに関心を表明した他の登録済み当事者にも拡大する（LLC 第 22 条補項 3）。	技術的、科学的又は芸術的業務を選択するための利害関係者間の入札方法。 少なくとも 45 日前に公式情報で公表された基準に従って、落札者に賞金又は報酬を授与する（LLC 第 22 条第 4 項）。	行政が使用できない動産若しくは差押え若しくは担保提供が合法にされた物品の売却、又は第 19 条に定める不動産の処分のための利害関係者間の入札方法。評価額と同等以上の最高入札者に行う（LLC 第 22 条第 5 項）。	競争が不可能な場合に適用される。(I) 独占的企業によってのみ供給可能な材料、設備又は製品の取得、(II) 特殊な性質（周知の特殊性）を有する専門技術的な役務提供契約、及び(III) 種別を問わず芸術分野の専門家雇用契約（LLC 第 25 条）。	緊急時、低価格、戦争の場合、応募者がいない場合、その他 1993 年法律第 8666 号第 24 条に定める場合における契約の直接締結の可能性の定め。(LLC 第 24 条)
専門的工事及び役務の最高価格	3,300,000 レアル超（LLC 第 23 条 1 号 c）	3,300,000 レアルまで（LLC 第 23 条 1 号 b）	3,300,000 レアルまで（LLC 第 23 条 1 号 a）	-	-	-	専門的工事及び役務につき 10 万 レアルまで（2020 年 MP 961）。
その他の購入及び役務の上限額	1,430,000 レアル超（LLC 第 23 条 2 号 c）	1,430,000 レアルまで（LLC 第 23 条 2 号 b）	176,000 レアルまで（LLC 第 23 条第 2 項 a）	-	-	-	購入及びその他の役務につき 50,000 レアルまで（2020 年 MP 961）。
金額に関係なく	(1) 143 万レアル超の不動産及び動産の購入及び処分、(2) 不動産の使用運営権、(3) 公共サービスの運営権（1995 年法律第 8987 号）、(4) 価格登録。官民パートナーシップ（2004 年法律第 11079 号）及び国際入札で、価格決定入札及び招待入札を除いたもの。（LLC 第 22 条補項 3）	競争入札を除く国際入札（LLC 第 22 条第 3 項）	ブラジルに供給者がいない場合の国際入札（LLC 第 23 条第 2 項第 3 号）	-	-	-	-
公告が公表されるまでの最低入札提出期限	45 日 総額契約の場合又は入札が最良の技術若しくは技術及び価格の場合（LLC 第 21 条 1 号） 30 日 上記以外の場合（LLC 第 21 条 2 号）。	30 日 評価基準が最良の技術又は技術及び価格の場合（LLC 第 21 条 2 号） 15 日 上記以外の場合（LLC 第 21 条 2 号）。	5 営業日 （LLC 第 21 条 4 号）	45 日 （LLC 第 21 条 1 号）	-	-	-

2.1.1.1.4 契約制度

契約制度は以下のように分けることができる。

- 直接執行：政府が自ら行う（LLC 第 6 条 7 号）。
- 間接執行：総額（定価かつ総額での工事又は役務の実施）又は単価（特定単位の定価による工事又は役務の実施）での一括履行のために 企業に委託する（LLC 第 6 条 8 号）
- 包括契約：業務全体を請け負う契約。すなわち、受託者は、稼働しうる状態で業務を委託者に引き渡すために 必要な役務、工事及び設置をする。この場合、構造上及び運用上の安全性を確保し、かつ、その目的に適した特性を備えた状態での使用に関する技術的及び法的要件を満たしていること（LLC 第 6 条 8 号 e）

2.1.1.1.5 手続（入札段階）

入札手続は、行政手続の開始から始まり、引き続き、承認、目的の仕様の概略、契約予算の見積り（秘密保持の場合を除く）、及び契約のための予算の表示と割り当てとなる。この段階では、入札手続の進行に責任を負う公選代理人又は入札委員会が選任され、そして最終的に入札公告が行われる（LLC 第 38 条、第 39 条）。

入札公告には、手続の識別情報、委託者の名前、入札の目的、提案の提出日、入札の方法、履行体制、判断基準、委託条件、契約条件、その他補足文書が含まれる（LLC 第 40 条）。

公告があった後、入札書の提出期間が開始し、入札に対する異議申立ての期間も開始となる。入札手続は継続して公開されるため、誰でも（利害関係者であるかにかかわらず）公告及びその付属書類につき、その違法性又は欠缺を理由に公告に対し異議を申し立てることができる。

入札者が提案書を提出した後、契約機関は入札者の資格審査（LLC 第 27 条から第 33 条まで）並びに提案技術及び価格の審査を行う。

提案及び資格の審査において、入札委員会は、入札募集要項⁹に拘束されるという原則の下で、審査等を行う。すなわち、入札提案は客観的に評価され、入札の評価において、隠れた要素、基準若しくは事実、秘密、主観又は留保は、いかなるものも使用が禁止されている。

評価の対象となる入札提案には、提出後に手続に新たな書類を含めることはできず、また、抽象的又は実現不可能な価格又は価額の提案は許容されない（LLC 第 44 条）。

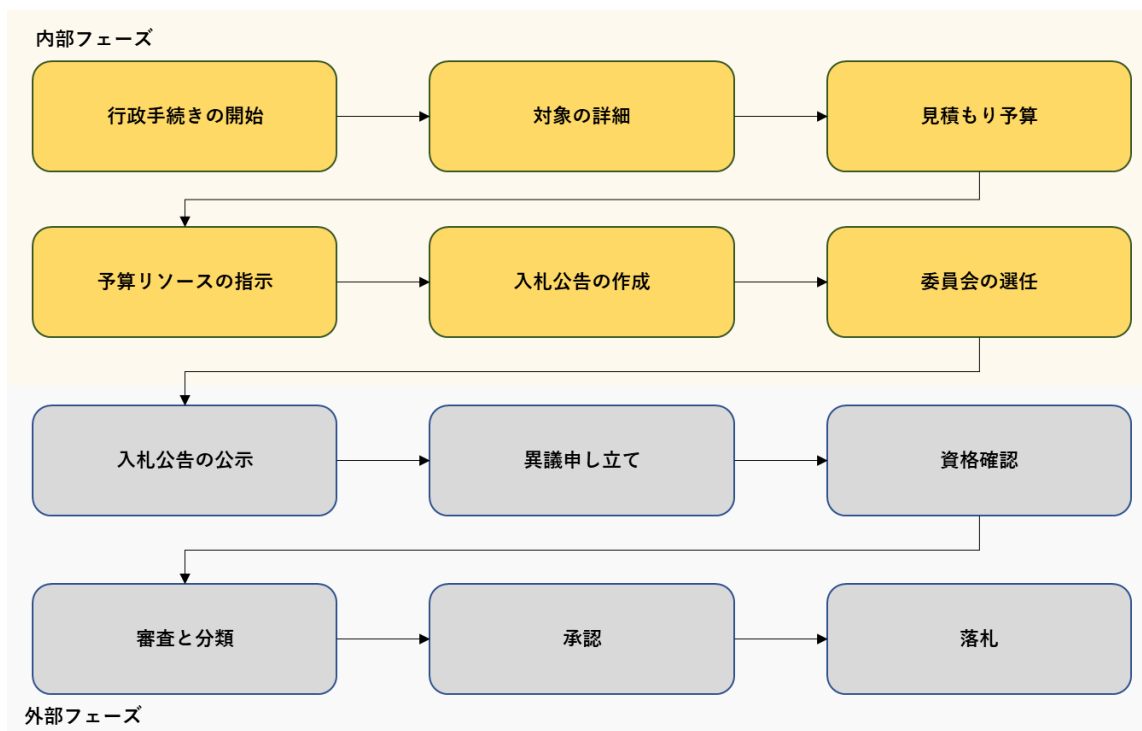
正規の法定手続及び異議申立期間を遵守し、契約は交渉、承認を経て、入札手続で 1 位の企業が落札する。

ALMEIDA 氏作成の図¹⁰は、上記の手続を要約したものである。

⁹ 入札募集要項に拘束されるという原則により、入札公告は法的拘束力を持ち、行政はその定め及び条件に反することはできず、これに厳密に拘束される（LLC 第 41 条）。

¹⁰ ALMEIDA, Herbert 1993 年法律第 8666 号を最新の内容で図式化したもの。

<https://dhg1h5j42swfq.cloudfront.net/2020/07/06161730/Lei-8666-atualizada-e-esquematisada.pdf>. 2023 年 2 月 7 日閲覧。



2.1.1.1.6. 国際入札

国際入札は、ブラジルが加盟している外国の公的協力機関又は多国間の金融機関からの資金又は寄付を財源とする工事、役務又は物品の取得に用いる。この入札手続では、国会で承認された協約、議定書、条約又は国際協定、さらにはこれらの規則及び手続が適用される（LLC 第 42 条）。

これらの入札は原則としてコンソーシアムの参加が認められている指名入札方式で行われた。

ブラジル国内で事業を行っていない外国企業が参加の資格を得るためには、外国企業は、国内企業に要求される書面と同等の書面を提出する必要があった。これらの書面は、所轄の領事館の認証を受け、宣誓した翻訳者によって翻訳された書類を提出しなければならなかった。外国企業は、呼出しを受け、行政上又は裁判上の対応をするための明示的な権限を持つブラジル国内の法定代理人も必要であった（LLC 第 32 条第 4 項）。領事館による書面の認証は、ハーグ条約によるアポスティューユに置き換えることができる。

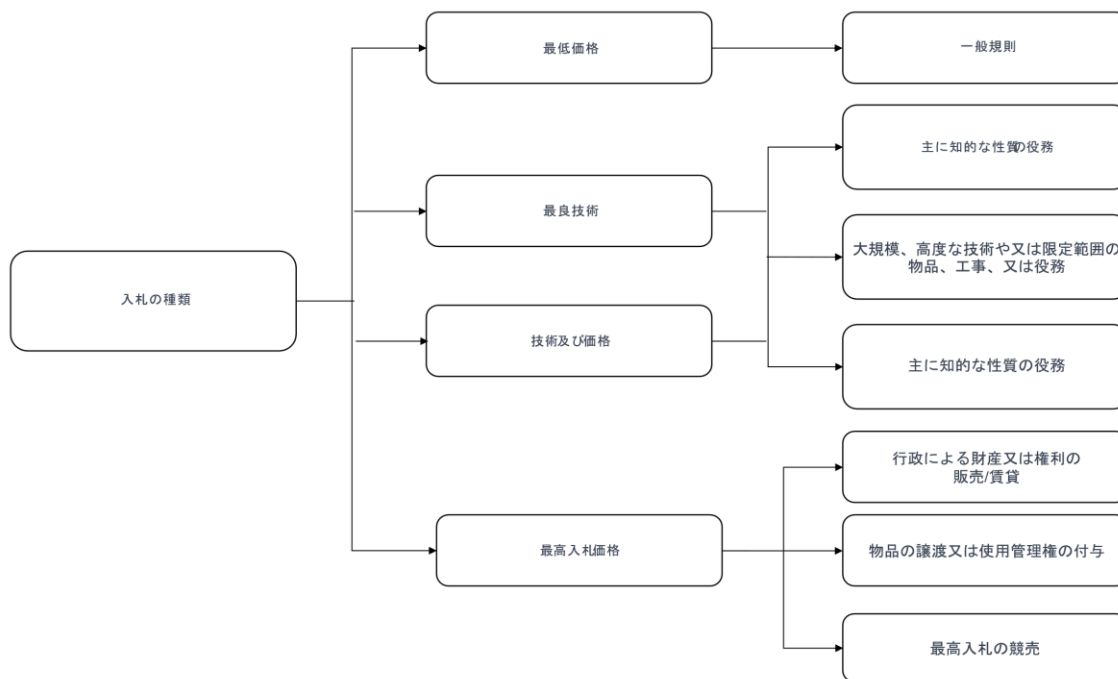
この種の契約では、ブラジル企業は外貨で価格を提示することが認められていたため、外国企業と同等の租税をみなし、競争上同等とすることができた（LLC 第 23 条補項 3、第 42 項）。

2.1.1.1.7 判断基準

入札判断の種類又は基準は、最低価格、最良技術、技術価格並びに最高入札価格であった。

ALMEIDA は、以下のように適用可能性を示している¹¹（LLC 第 45 条から第 48 条まで）。

¹¹ALMEIDA, Herbert 1993 年法律第 8666 号最新図解。https://dhg1h5j42swfq.cloudfront.net/2020/07/06161730/Lei-8666-atualizada-e-esquematisada.pdf。2023 年 2 月 7 日閲覧。



以下のとおり、分類できる。

項目	入札方法			
	最低価格	最良技術	技術及び価格	最高入札価格
落札提案者（LLC 第 45 条補項 1）	最低価格の提案の提示	最良技術の提案の提示	公告された基準に技術及び価格の提案の最良の組合せの提示	物品の処分又は使用管理権の付与につき最高額の提示
入札者が資格を失った場合	提示価格の昇順での順位付け（LLC 第 45 条補項 3）	次点者に契約交渉の機会を与える		
同順位の場合（LLC 第 3 条補項 2、補項 7、第 45 条補項 2）	2 つ以上の入札が同順位の場合、抽選によって順位付けする。			
特質		専ら知的性質の役務（LLC 第 46 条）	-	
参加障害事由（LCC 第 9 条）	事業の基礎又は実施の作成者、及び入札を担当する組織の役員／管理者は、直接又は間接的に入札に参加することはできない			

2.1.1.2 セリ売り法（2002 年法律 10520 号及び 2000 年政令 3555 号）並びに電子セリ売り施行令（2019 年政令 10024 号）の対象とする方式、契約制度及び適用に関する解説

2002 年法律 10520 号は、入札の一つの方式として、セリ売り入札制度と呼ばれる制度を定めており、共通の利益（性能及び品質の基準を、市場での一般的な仕様により、公告で客観的に定義する

ことが可能となること）と考えられる物品又は役務の取得のために広く利用されていた。通常、消耗品や事務用品、清掃・整理整頓のサービス、車両用燃料、ソフトウェアの取得、建物のメンテナンス、車両保険、ワクチンや医薬品などに使用され、統一保健システム（SUS）の機関の診療に必要なような保健分野における共通の物品及び役務も含まれる（LLP 第 1 条、第 2 条、第 12 条）一般的な性質を有する製品及び役務を対象としていることから、この方式による入札対象は、原則として、最低価格基準で評価される。

2021 年法律第 14133 号（NLLC）に寄与する 2002 年法律第 10520 号（LLP）における主要な手続事項は、資料 2 に掲載する。

LLP による入札手続を以下に示す。

2002 年法律 10520 号に基づく入札手続 – セリ売り法	
公告の公表(LLP 第 4 条、第 5 条)	官報及び地方紙又は大規模発行の新聞（大規模な場合）に公告することで利害関係者に告知する。この場合、公告及びその添付書類をダウンロードするための対象と場所を記載する。入札手続を実施するにあたっては、提案保証を要求すること、公告の取得費用、情報システム使用の手数料の徴収は禁止されていた。
提案書の提出期限(LLP 第 4 条 5 号)	公告の公表から 8 営業日以上
提案の提出（LLP 第 4 条 7 号、8 号	開会において、利害関係者は、入札参加資格要件を完全に満たしていることを表明する宣誓書及び入札書を提出する。会において、最安値の入札を行った者及び入札額が 10% まで高い者は、落札が決定するまで新たな入札を行うことができる。
評価の基準（LLP 第 4 条 10 号）	最低価格基準を採用
資格証明書の確認（LLP 第 4 条 12 号）	競争段階が終了し、入札に順位が付けられると、競売人は、入札資格証明書の入った封筒を開封し、より良い提案をした入札者につき、公告に記載された条件を満たしているか確認する。
裁定手続(LLP 第 4 条 15 号及び第 7 条)	募集の要件が満たされると、入札者は落札者として宣言される。提案の有効期間内に呼び出され、契約を締結しなかった者、入札に必要な書類を提出しなかった者、虚偽の書類を提出した者、その目的の実施を遅らせた者、入札を維持しなかった者、契約の履行において詐欺的行為をした者、ふさわしくない行動をとった者、脱税をした者については、5 年までの入札及び契約停止となり、このことにより、罰金その他の法的制裁は影響を受けない。

加えて、2019 年政令第 10024 号は、専門的な役務を含む、物品の取得及び役務契約一般に関する電子入札について定めている。連邦行政における電子決済の利用についても定めている。¹²

¹² ブラジル 2019 年 9 月 20 日付政令第 10024 号。電子形式による入札手続を定める。連邦行政の範囲内で、物品の取得及び役務一般（専門的役務を含む）の契約のための電子形式による入札手続を定める。連邦行政での、電子決済の利用を規定する。

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2019-2022/2019/Decreto/D10024.htm 2023 年 2 月 3 日閲覧

電子せり売り方式におけるこれまでの入札プロセスを以下に示す。

2019 年政令 10024 号に基づく入札手続 -電子せり売り施行令（DPE）	
適用範囲（DPE 第 1 条）	連邦行政（連邦直轄行政機関、自治体、財団、特別基金）の範囲内において、物品の購入、一般的なエンジニアリングサービスを含む一般的なサービスの契約、および電子決済の利用。
概念（DPE 第 2 条）	適法性、非人格性、道徳性、平等性、公共性、効率性、行政の適正性、持続可能な開発、入札案内への拘束性、客観的判断、合理性、競争性、比例性、持続可能な開発、及びそれらに関連するもの。
禁止（DPE 第 4 条）	工事契約、不動産の賃貸借及び処分並びに特殊な物品及び役務（その高い異質性又は技術的複雑性により、一般的な商品及び役務とはいえないもの）
入札参加の登録システム（DPE 第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 19 条）	登録：調達者登録統一システム（SICAF） ¹³ 入札：連邦政府調達システム（www.comprasgovernamentais.gov.br）
入札のステップ（DPE 第 6 条、第 15 条）	• 公告により、秘密であるものを除き、契約として許容される見積額又は最高額を公表する。 • 申込書、資格証明書の提出 • 公開セッションの開始及び入札書の提出、競争段階の開始 • 審査 • 資格具備の確認 • 異議申立て • 裁可 • 承認
公告の公表（DPE 第 20 条、第 21 条）	官報及び入札を推進する団体または組織の公式ウェブサイトへの掲載により、利害関係者を募る。公告は、競売を推進する団体のウェブサイト及び競売を実施するために使用されるシステムのポータルサイトで全文公開される。
入札書の提出期限(DPR 第 25 条)	入札公告発行から 8 営業日以上
公開セッション及び入札(DPR 第 27 条、第 29 条、第 30 条)	公告に規定された時間から、インターネット上の公開セッションは競売人によって開始され、競売人は提出された入札をチェックし、公告に従わない入札を失格とし、電子システムは入札段階に分類された入札を自動的に分類する。 入札ステージでは、入札者は、公開セッションが終了するまで、最後に提示された入札額よりも低い価格または高い割引率で入札を行った。
評価の基準（DPE 第 27 条及び 36 条）	最低価格基準が採用された。入札段階後、零細企業または小規模事業者が最低入札価格 5%以上上回らない価格を提出した場合、同値基準が適用された（補完法第 123/2006 号第 44 条および第 45 条）。最初の基準に該当する企業がない場合、同点の場合は、国内で生産された、またはブラジル企業が提供／生産した商品およびサービスの優先基準が適用された（1993 年法律第 8666 号第 3 条第 2 項）。
資格証明書の確認（DPE 第 39 条から第 43 条）	競争段階が終了し、入札に順位が付けられると、競売人は、入札資格証明書の入った封筒を開封し、より良い提案をした入札者につき、公告に記載された条件を満たしているか確認する。
裁定手続(DPE 第 48 条から第 50 条)	募集の要件が満たされると、入札者は落札者として宣言される。提案の有効期間内に呼び出され、契約を締結しなかった者、入札に必要な書類を提出しなかった者、虚偽の書類を提出した者、その目的の実施を遅らせた者、入札を維持しなかった者、契約の履行において詐欺的行為をした者、ふさわしくない行動をとった者、脱税をした者については、5 年までの入札及び契約停止となり、このことにより、罰金その他の法的制裁は影響を受けない。

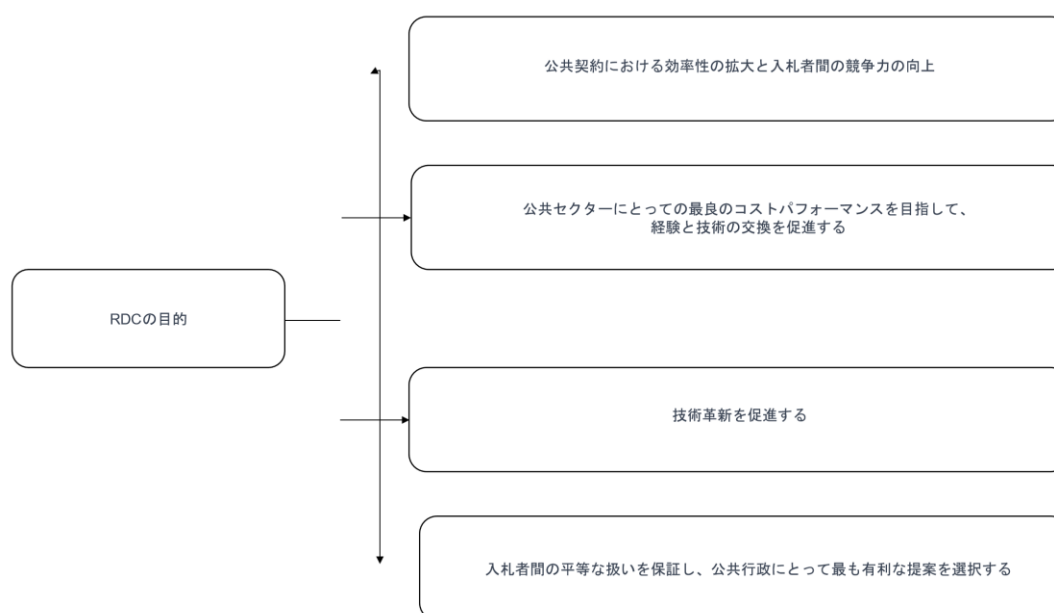
¹³ 調達者登録統一システム（SICAF）ウェブサイト：https://governodigital.net/gclid=Cj0KCQiA54KfBhCKARIsAJzSrdrsuX_mV7RLRJUn8RMXERP5n_RY1mbWLTefeXq_RMvFDCTHZ_iJRgaAt7oEALw_wcB

2.1.1.3. 2011 年法律第 12462 号（RDC）の対象とする方式、契約制度及び適用の解説

2011 年法律第 12462 号（RDC）は、ブラジルで成長加速プログラム（PAC）を実施するために用いられる特殊契約制度を定めている。すべての連邦政府機関（連邦、州、市郡）により、主に保健事業に係る建設、公教育制度の範囲内で工事及び専門的役務の実施、住宅（Minha Casa Minha Vida プログラム）、ブラジルで開催された 2013 年コンフェデレーションズカップ、2014 年ワールドカップ、2016 年オリンピックのための工事といったその他の工事に適用された（RDC 第 1 条）¹⁴。

2021 年法律第 14133 号に寄与する 2011 年法律第 12462 号（RDC）における主要な手続事項は、資料 3 のとおりである。

RDC には次のような目的があった（RDC 第 2 条）。



これらの目的を実現するため、DRC は、以下を定める。

原則 (RDC 第 3 条)	適法性
	非人格性
	道徳性
	平等性
	公共性
	効率性
	行政の妥当性
	経済性
	持続可能な国家発展
	呼出し文書の拘束力
	客観的判断

¹⁴ 特殊公共契約制度 (RDC)。企画予算管理省調達情報技術事務局物流一般サービス部。
<https://licitacoes.ufsc.br/files/2014/10/Oficina-38-Semana-Or%C3%A7ament%C3%A1ria.pdf> 2023 年 2 月 4 日閲覧。

ガイドライン (RDC 第 4 条)	契約の対象（技術仕様及び性能仕様）、及び該当する場合には、保守、技術支援、保証の提供条件の標準化。
	入札調書及び契約書の標準化
	行政にとって最大の利点を追求すること
	実績に応じた変動支払いなど、民間分野と互換性のある契約条件
	（可能なら）受領した財務提案のコスト・スプレッドシートを使用する。ただし、これが対象物の執行の効率性を損なわず、契約の見積もり予算の上限を尊重することを条件とする。
	規模の経済性を損なうことなく、入札者が幅広く参加できるよう、対象案件を分割すること。
	入札手続のすべての段階と手続について、電子サイト上で広く公表すること
特に遵守すべき規程（RDC 第 4 条補項 1）	発生した固形廃棄物の適切な最終処分
	環境許認可手続で定められた条件及び環境補償による緩和
	エネルギーと天然資源の消費を削減することが証明された製品、設備、サービスの使用
	近隣への影響の評価
	文化的、歴史的、考古学的、無形遺産の保護
	身体障害者又は移動が困難な人々による利用のためのアクセシビリティ

契約制度に関して、RDC は次のように定めている

RDC 制度 (RDC 第 8 条)	単価請負契約：工事又は役務が特定の単位について固定価格で契約された場合（RDC 第 2 条 3 号）
	総額請負契約：工事又は役務が固定総額で契約された場合（RDC 第 2 条 2 号）
	業務単位契約：資材の供給の有無にかかわらず、少額の仕事を固定価格で請け負う契約（RDC 第 2 条 6 号）
	包括契約：事業が、稼働可能な状態で請負業者に引き渡されるまで、請負業者の全責任のもと、工事、役務及び設置の必要なすべての段階からなる全体として契約された場合（RDC 第 2 条 1 号）。
	統合請負：基本及び実行プロジェクトの立案及び開発、工事及び専門的役務の実施、組立、試験、予備運転、その他目的物の最終引渡しに必要なかつ十分なすべての作業（RDC、第 9 条、§1）

入札手続、特に準備段階において、RDC の新しいポイントは、契約見積もり価額を秘密にし、入札終了後にのみ公表することであった（RDC 第 6 条）。JARDIM¹⁵によれば、「契約価額の見積もりの秘密は、行政にとって重要なツールである。見積もり価額が公開されれば、入札者はすでに提示された限度額の範囲内で、最も高い価格を提出しなくなってしまう。入札者に財務的な資料がな

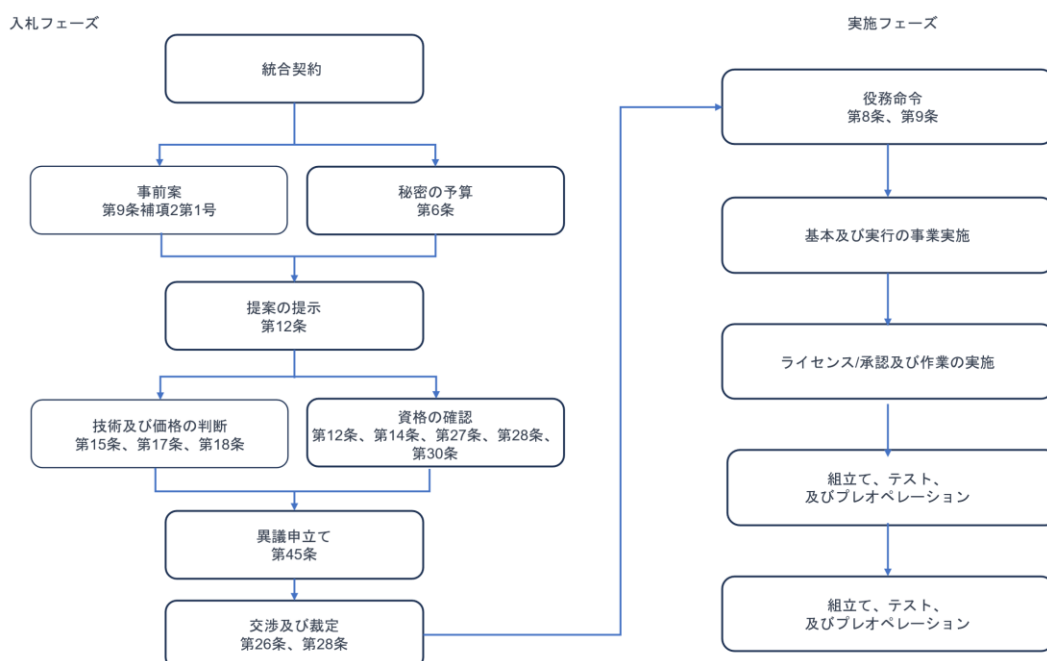
¹⁵ JARDIM Raphaela 入札と行政契約に関する新法における見積もり概算の秘密（2020）
<http://justen.com.br/pdfs/IE166/RaphaOrcamentosigiloso.pdf> 2023 年 2 月 4 日閲覧

いため、入札者は、当初から市場での価格と遜色ない価格を提示せざるを得ない。その結果、入札価格は低くなる傾向にあったが（.....）、その一方で、実現不可能な入札を受ける可能性も高かった。」

RDC のもう一つの革新的な点は、工事と専門的役務の統合請負制度の導入である。この制度では、技術的・経済的に正当であり、技術革新を伴う請負であることを条件に、基本的・実行的プロジェクトの立案、工事と専門的役務の実施、組立、試験、予備運転、その他工事の最終引渡しに必要なかつ十分なすべての活動を、一社で請け負う（RDC 第 9 条）。さらに RDC は、入札公告及び契約書に定められた目標、品質基準、環境維持基準、納期に基づいて、請負業者の業績に連動した変動報酬を設定する可能性を盛り込んだ（RDC 第 10 条）。

審査基準：入札の審査基準は、最低価格又は最高価格、技術と価格、最高の技術又は芸術的内容、最高価格の提示、最高の経済的利益である。

統合契約手続における RDC 手続につき、フローチャートで以下に詳述する。



2.1.1.4. 廃止が進む現行法の弱点、難点、強み

質の高い規制の追求は進んでいるものの、LLC に代表される廃止過程にあるブラジルの規制環境は、その存続期間中に、極めて官僚的で時間のかかる規程がつらなっており、現在の行政の需要、特にデジタル革新に追いついていないことを明らかにした。

LLP や RDC のような補完的な法律や、LLC に加えられた 80 を超える改正は、LLC の改正を目的としたものである。他方で、あまりにつぎはぎなものとなったことから、より明確で迅速かつ客観的な新しい法律が必要となった。

LLC の特筆すべき弱点は、入札方式を定める基準であった。どの入札方式が適用されるかを定める基準は、契約見積額であり、実際には、より迅速で官僚的でない方法で契約することを目的として、行政担当者自身が契約する製品や役務を配分していたのである。

さらに、LLC に定められた方式では、行政が必要とする契約の多様性を満たすには十分ではなかった。例えば、革新的な技術を持つ企業との知識の交換やオープンな議論を可能にする適切な方式はなかった。

一方、独占的な供給業者との契約が可能な場合には、直接契約（入札の免除及び入札無効）が重視される。このような場合、市場競争が成り立たないような、疑いようのない品質の特殊な技術を用いた物品や役務を供給する日本企業であれば、国内企業を設立しているかどうかにかかわらず、このような方法で行政契約を締結していることが確認できる。

もう一つの注目すべき点は、旧 LLC におけるブラジル企業の保護主義である。実際には、現地法人を持たない外国企業の参加は、国際入札方式でのみ認められていた。他方、現地法人を持つ外資系企業は、公設市場で優先される最低価格評価基準のために困難に直面した。

契約制度に関して、廃止される規制環境には、RDC が提供する補完を通じて、特に一体型、統合型、準統合型といった制度上、良い選択肢が含まれている。

しかし、日本企業がこれらの入札手続に直接参加することは、現在廃止の最終段階にある現行法の保護主義を考えると、困難であった。

しかし、日本企業がブラジルの入札参加者に物品や役務を提供するサプライヤーとして参加する可能性はある。この可能性については、次の章で詳しく説明する。

入札手続（入札段階）は、原則として（通常の手続）、入札公告に技術的な情報が不足していたこと、様々な不服申立ての段階があり、それがしばしば先延ばしになっていたこと、参加企業すべての資格証明書を査定する必要があったことなど、様々な理由で、時間を要するものであった。強みという点では、LLP によって導入された電子的革新、RDC によって導入された契約制度と専門的工事における履行条項が際立っている。また、RDC で示された協調的ガバナンスと環境の持続可能性に関する懸念も注目に値する。

2.2 新法制定の背景と市場の状況

ブラジルの行政機関の公共調達法は、入札によって行われなければならないと規定する連邦憲法第 37 条 11 号の規定に従い、1993 年以来、LLC によって普遍化され、規制されてきた。

LLC が制定された 1993 年以降、物品及び役務の契約に関する行政機関の要請には、外国人入札者の多様化、法的資格の多様化による混乱、手続の迅速化、契約履行における技術的品質の問題、汚職との格闘など、様々な変化が生じている。

1993 年法律第 8666 号（LLC）：法律を更新する必要性が潜在していたことを受け、NLLC の制定手続が始まった。AMORIM¹⁶が要約したように、この手続には 8 年を要した。

NLLC の作成、承認の手続は、2013 年 5 月に連邦上院で開始され、2013 年 5 月 28 日付連邦上院議長令第 19 号により入札・契約法近代化臨時委員会（CTLICON）¹⁷が設置された。

¹⁶ AMORIM, Victor. 入札新法の原点 2022 年 <https://www.novaleilicitacao.com.br/2022/03/25/a-origem-da-nova-lei-de-licitacoes/#:~:text=A%20Lei%20n%C2%BA%2014.133%2C%20sancionada,da%20Lei%20de%20Licita%C3%A7%C3%B5es%20e> 2023 年 2 月 7 日閲覧

¹⁷ 連邦議会 臨時委員会の業務記録 - 入札・契約法（1993 年法律 8666 号）の近代化、議事録、公聴会及び招待者からの寄稿を含む。
<https://www.congressonacional.leg.br/materias/pesquisa/-/materia/112987> 2023 年 2 月 7 日閲覧

CTLICON の分析と見解¹⁸をもとに、2013 年末に提出された上院法案 2013 年 559 号（PL 559/2013）¹⁹を通じて、NLLC の当初案を生み出した。

要約すれば、CTLICON が LLC とその補完規則を評価した結果、この法律は体系的に不正を助長し、今日の複雑な市場の需要とニーズを満たしておらず、行政機関や入札企業に法的不確実性をもたらし、（改正や補完規則によって）現在の需要に法律を適応させようとするたびに入札手続がより厳格になり、実施をより官僚的で時間のかかるものになっていることが明らかになった。

最後に、マクロ的な改革は行われていないものの、ブラジルの公共調達に関する法律は、80 の規則を通じて刷新されており、そのうち 61 が暫定措置（平均すれば年 3 つ）うち 19 が法律（平均すれば、年 1 つ）となっている。

2017 年に 2013 年第 559 号法案が承認されたのに加え、新入札法は、代議員会 2017 年 6814 号法案²⁰、連邦国会 202 年第 4253 号法案²¹、2021 年 04 月 01 日に日に共和国大統領府に送付され、2021 年法律第 14133 号（NLLC）として公布された。

2002 年法律第 10520 号（LLP）：LLC から生じる損害と時間のかかる煩雑さが認識されたことで、2002 年 7 月 17 日（LLC から 9 年後）LLP が制定された。LLP は、性能と品質基準が公告と入札公募によって客観的に定義され、市場で慣例となっている仕様によって、一般消費とサービスの調達を容易にすることを目的としている。

契約の性質に鑑み、情報技術機構とリソースの利用が規定され、入札手続において、最低価格入札者及び 10%までの価格高入札者は、落札者が発表されるまで、新たな口頭入札及び連続入札を行うことができる。

2011 年法律第 12462 号（RDC）：LLC から 18 年後の 2011 年 8 月 4 日、公共入札と契約に特化した異なる制度を持つ新たな法制度の確立を目的として RDC が制定された。

RDC は、ブラジルの社会経済的に大きな関心のある主要なスポーツイベント（2013 年コンフェデレーションズカップ、2014 年ワールドカップ、2016 年オリンピック）の開催に不可欠な工事やサービスの契約を迅速化するために使用され、工事の完成と運営に短期間が必要とされたため、その後、成長加速プログラム（PAC）の実施にも広く使用された。

この入札制度を採用したのは、当初は、ブラジル政府がメガ・スポーツイベントの開催と、急速な都市化によって抑え込まれていた社会的要求（特に低所得者層の社会的要求）への対応に全力を注いだことがもたらした特異な状況によるものであった。

しかし、この法律は、たとえセクター化されていたとしても、公共入札と契約の分野で別の法改正を推進するための実験的な機会であったと今日では理解されており、新法が対象とする事業を実施するために必要な工事とサービスの契約プロセスを満足に満たすことができない LLC の非効率性を変革の必要性として引き合いに出し、廃止される法律に対する公権力自身の不満を明らかにした。

¹⁸ 入札・契約法近代化臨時委員会（1993 年法律 8666 号） - CTLICON、最終報告 連邦上院議会 2013

<https://legis.senado.leg.br/sdleg-getter/documento?dm=4728409&disposition=inline> 2023 年 2 月 2 日閲覧

¹⁹ ブラジル上院法案 2013 年 559 号 <https://www25.senado.leg.br/web/atividade/materias/-/materia/115926> 2023 年 2 月 7 日閲覧

²⁰ 上院法案 2013 年 559 号 <https://www25.senado.leg.br/web/atividade/materias/-/materia/115926> 2023 年 3 月 8 日閲覧

²¹ 入札及び行政契約に関する法律のブラジル連邦国会令（2020 年） <https://legis.senado.leg.br/sdleg-getter/documento?dm=8939312&ts=1630419141520&disposition=inline> 2023 年 2 月 7 日閲覧

2016 年法律第 13303 号（LLE）：RDC の制定から約 5 年後の 2016 年 6 月 30 日、1998 年憲法改正第 19 号に従い、2016 年法律第 13303 号（LLE）が制定された。

1998 年憲法改正第 19 号は、入札及び契約に関する少なくとも 2 つの法的規定を設ける必要性を示し、その 1 つは (i) 連邦、州、連邦管区及び市郡の直接行政、自治行政及び基礎行政に適用されるものであり、もう 1 つは (ii) 公営企業及び公私混合資本企業に適用されるものである。この制度は、通常、民営化された企業と競争体制が共存することを考慮し、より柔軟な経営を可能にするものであり、2000 年代以降の市場が求める最新の経営手法とは全くかけ離れた、官僚的で時間のかかる LLC の煩雑さを取り除くものである。

LLE を通じ、LLP と RDC 下での経験を「実験室」として、契約における革新的手段が導入された。LLP と RDC の出現に伴う経験や、連邦監査院（TCU）と PETROBRAS の間で起きた論争に対抗するための政策と実務が、当該国有企業による調達決定の支援として、1998 年政令第 2745 号と 1997 年法律第 9748 号第 67 条の独占的採択に由来している。

2.2.1. 新入札契約法（NLLC）によって緩和されたギャップ

NLLC は、特に以下のギャップを緩和することを目的としている。

時間の経過：現行法は、施行から 28 年を経た 1993 年法律 8666 号によって導かれている。この間、慣習や社会が発展してきたように、社会の優れた慣行を反映する法律もまた必然的に更新されなければならない。より複雑でダイナミックな社会を法的に反映させるためには、手続を簡素化し、行政機関に有利なテクノロジーを効率的に利用できることを目的とした立法が必要である。また、手続上の経済的合理性を確保することが必要である。

平等原則の遵守：2023 年 4 月 1 日に完全施行された新入札法は、一定の最低条件を満たせば、現地法人の有無にかかわらず、外国企業による入札を許可する。

LIMA²²によると「ブラジルの新しい入札制度の文言上の微妙な違いは、まだ途上であるが、世界貿易機関（WTO）の公共調達協定である「政府調達に関する協定（GPA）」に向けて重要な一歩を踏み出すことになる。」とされている。

LLC については、2023 年 4 月から完全に廃止される。

「国内で事業を行わない外国企業は、可能な限り、各領事館によって認証され、宣誓した翻訳者によって翻訳された同等の文書によって、国際入札において前項の要件を満たさなければならず、召喚状を受け取り、行政的又は司法的に対応する明示的な権限を有する法的代理人をブラジルに置かなければならない（LLC 第 32 条第 4 項）」（太字は本書作成者の強調）

このように、現地法人を持たない外国企業の公共入札への参加は、国際入札に限定されていた。

さらに、国内入札に関しては、LLC は次のように規定している。

「法的資格に関する書類は、場合により、以下のものから構成される。国内で事業を営む外国の企業又は会社の場合、許認可を得たこと、及び営む事業につき管轄機関が発行した登録又は許認可の行為である(LLC 第 28 条第 5 号)。」

²² LIMA, Jonas. 新入札法と国内入札における外国人 2021 年 <https://www.conjur.com.br/2021-nov-19/licitacoes-contratos-lei-141332021-estrangeiros-licitacoes-nacionais>. 2023 年 2 月 7 日閲覧。

言い換えれば、国内で操業する外国企業（許認可を有するもの）のみが、国内の公共入札に参加する資格を有することになる。

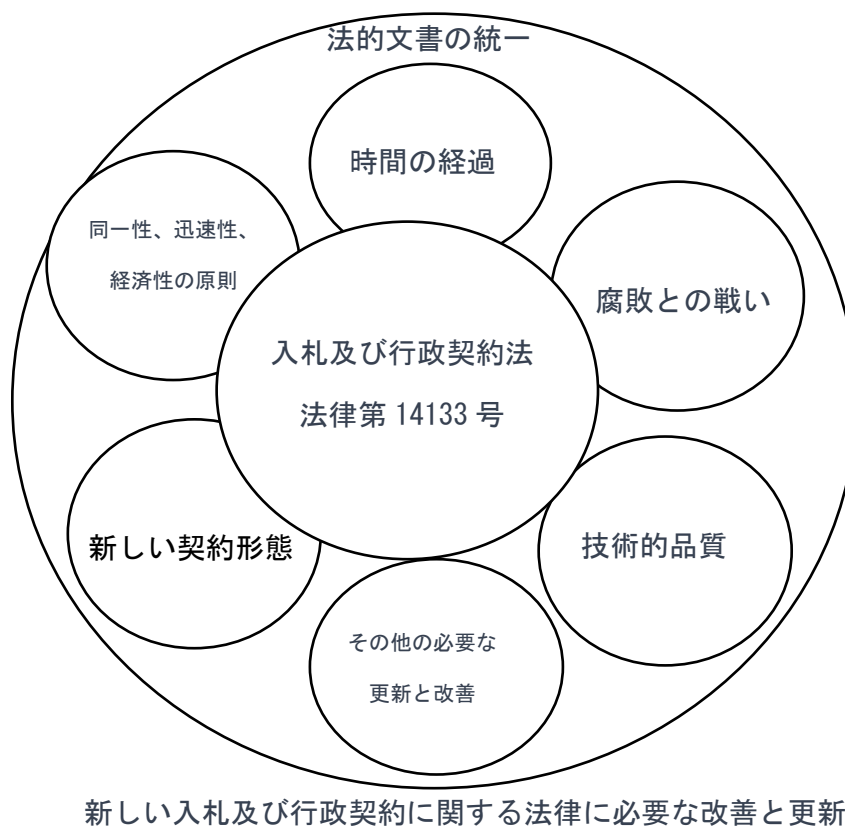
一方、NLLC では、許認可の要件は削除され、連邦政府が発行する規則の形で、同等の資格書類を提示する許可についてのみ言及されている（NLLC 第 70 条）。

さらに、2020 年 2 月 10 日付規範的指示²³では、「国内で活動していない外国企業は、入札手続き、権利放棄、執行不能、及び行政上の行政契約に参加するために、SICAF に登録することができる」と規定されている（第 20 条の A）。

このように、ブラジルのあらゆる公共入札への外国企業の参加に制限はなくなったが、外国企業の資格証明書類の提示方法に関する規制は連邦政府に委ねられている。

このような枠組みは、行政機関に対する商品・役務の世界各国の優良企業や技術を取り入れることを実現し、入札手続きをグローバル化させ、ブラジルが世界貿易機関（WTO）の政府調達協定（GPA）の加盟要件を満たすのに役立っている。

法律の統合：廃止される規制においては、入札規則が LLC、LLP、RDC に分散していたため、定義の実用性と一貫性が欠けていた。公共入札や行政契約に関する現行の法的ルールに加え、NLLC 法には LLE から移管された刑事・民事犯罪が類型化されている。これらの事項の統一と更新は、法的確実性をもたらすだけでなく、優れた慣行を統合し、新たな法制度を導入し、あらゆる形態の公共調達のための指導的規範としての地位を確立している。



²³ ブラジル 2020 年 2 月 10 日付規範的指示 10-10 <https://www.gov.br/compras/pt-br/aceso-a-informacao/legislacao/instrucoes-normativas/instrucao-normativa-no-10-de-10-de-fevereiro-de-2020-atualizada> 2023 年 2 月 7 日閲覧

迅速性と経済性の原則の充足：現在の規制は、官僚主義的で緩慢な点に特徴がある。そこで、NLLC は公共調達プロセスにおける迅速性を強調し、入札手続における行政機関・入札者双方のコストを最適化する。

新しい契約形態を規制する必要性：NLLC は、廃止される規制のすべての公共契約様式を統合し、さらに、競争的対話という新しい入札様式を追加する。また、入札や契約のための補助的な手続、すなわち、認定、事前資格審査、関心表明手続、価格登録制度、登録簿を盛り込んでいる（NLLC 第 78 条）

技術的品質の確保：NLLC は、非常に複雑な役務については、事前の技術調査を行う義務や、入札公募やその支払いに関連する契約で決定された目標、品質基準、環境維持基準、納期に基づいて、請負業者の実績に連動した変動報酬を締結する手段を表明している（NLLC 第 144 条）

汚職との闘い：NLLC は、高額工事や役務の入札を行う企業に対し、コンプライアンス・システムの導入を義務付けている。同法はまた、ブラジルが世界貿易機関（WTO）の政府調達協定（GPA）に加盟するための規則に従い、汚職や詐欺の場合の刑事訴追についても規定している。また、すべての行政機関、入札手続及び入札から生じる行政契約は、1992 年法律第 8429 号に準拠し、2021 年法律第 14230 号（いわゆる行政改善法）によって更新される。

さらに、NLCC は、入札者が入札手続における資格要件を満たしていることを審査し、手続を公表し、その結果、契約手続の透明性を高める責任を負う供給業者の単一登録簿の創設をも提案している。

2.3 ブラジルにおける公共入札の予算と推定市場規模

国家透明性ポータルサイト²⁴は、入札を、行政が工事、サービス、購入、廃棄を契約するプロセスとして要約している。言い換えれば、入札とは、行政がブラジル政府の予算枠を常に尊重しながら売買を行う方法であり、行政に物品、サービス、工事を供給することに関心のある企業は、入札手続を経なければならない。

同ポータルサイトによると、最近、中央行政機関が実施した公共入札の件数と契約額は以下の通りである。

	2019	2020	2021	2022	2023
年間の落札件数	146,518	131,925	19,019	20,266	810
その年に入札で落札された契約、 入札免除又は入札無効となった契約の総額（10 億レアル）	95.40	99.29	69.24	408.35	2.59

2022 年の中央行政機関の入札総額のうち、最も一般的なものは以下の通りである。

契約形態	契約額	全体に対する比率
せり売り	R\$ 354,757,674,390.81	86.88%
入札無効	R\$ 25,454,302,709.29	6.23%
入札免除	R\$ 15,773,009,118.51	3.86%
せり売り－価格登録	R\$ 10,515,031,788.63	2.58%

²⁴ 契約が成立した入札。 <https://portal.datransparencia.gov.br/licitacoes>。2023 年 2 月 15 日閲覧

指名入札	R\$ 1,152,433,339.23	0.28%
価格登録	R\$ 688,939,236.63	0.17%
指名入札 – 価格登録	R\$ 4,840,669.90	0.00%
招待入札	R\$ 3,848,736.90	0.00%
国際入札	R\$ 210,100.17	0.00%
合計	R\$ 408,350,290,090.07	100.00

出典：国家透明性ポータルサイト

これらの調査結果は、技術的に優れた製品やサービスに対して、最低価格に基づく評価基準（せり売り方式）が支配的であり、その結果、短期的には価格競争力が低いことを裏付ける本研究の前提に沿ったものである。

国家透明性ポータルサイトによると、連邦レベルでの公共調達への投資額が最も多い分野は、以下の通りである。

上位機関	契約額	全体に対する比率
国防省	R\$ 356,677,581,664.03	87.36%
保健省	R\$ 20,612,387,956.59	5.05%
教育省	R\$ 14,953,539,974.17	3.66%
インフラ省	R\$ 7,431,017,902.59	1.82%
司法・治安省	R\$ 1,740,106,864.65	0.43%
その他	R\$ 6,883,872,863.96	1.69%
合計	R\$ 408,350,290,090.7	100.00%

中央行政レベルでは、連邦公共契約への支出額で国防省（軍隊）がトップで、保健、教育、インフラ分野がこれに続く。

一方、前節で示したように、州や自治体における公共投資はインフラ分野に集中している。

インフラ分野に関しては、経済省応用経済研究所（IPEA）によれば、教育、医療、物流、産業における公共サービスの向上に直接貢献し、技術革新を可能にし、ビジネス環境を改善し、投資を誘致し、企業の競争力を高め、雇用を創出するため、他のすべての分野の発展の基礎となる。²⁵

特に雇用の創出は、地域経済の発展を直接的に支援する。なぜなら、労働は被雇用者に所得をもたらし、その所得は地域企業に注入され、地域企業はさらに多くの雇用を創出し、サプライヤーからより多くの材料や製品を必要とし、そのサプライヤーは需要の増加により雇用を創出し、生産性を向上させるからである。

最新の公式発表によると、2021 年のブラジルの国内総生産（GDP）は 8 兆 9000 億レアル²⁶で、人口は 2 億 1570 万人²⁷である。

²⁵ 経済インフラが開発に与える影響

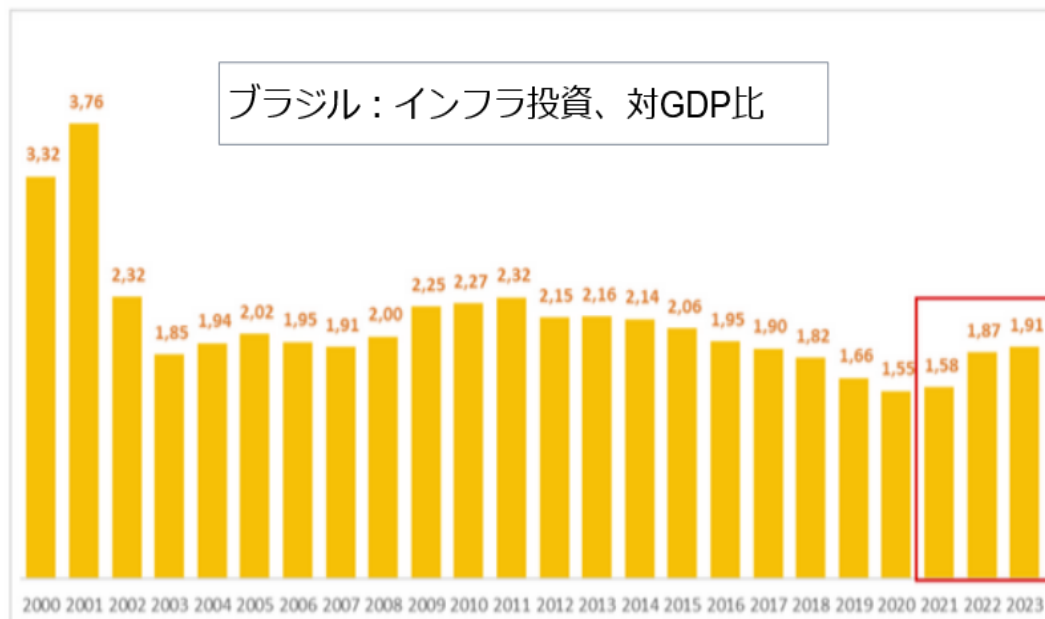
https://www.ipea.gov.br/desafios/index.php?option=com_content&view=article&id=283:impacto-da-infraestrutura-economica-sobre-o-desenvolvimento&catid=29:artigos-materias&Itemid=34 2023 年 3 月 8 日閲覧

²⁶ IBGE 2021 年国内総生産 <https://www.ibge.gov.br/explica/pib.php> 2023 年 2 月 15 日閲覧

²⁷ IBGE ブラジル人口予測 <https://www.ibge.gov.br/apps/populacao/projecao/> 2023 年 2 月 15 日閲覧

ブラジルの投資額は約 1424 億リアルに相当し、ブラジルの GDP の約 1.58%に相当する。²⁸

インフラプロジェクト 2028²⁹によると、ブラジルの過去 20 年間のインフラ投資水準と今後の GDP に対するインフラ投資額の予測は以下の通りである。



出典：ペスコ 経済インフラ 2038

このように、最近のブラジルの政治的変化にもかかわらず、今後数年間の投資増が期待されている。

ブラジル・インフラ・基礎産業協会（Abdib）のロベルト・ギマランエス企画・経済部長は、BN Americas のウェブサイトのインタビューで、次のようにまとめている。³⁰「インフラ投資のイニシアチブは実行可能であり、財政責任をもって支出上限ルールを変更し、政府支出を減らして投資を増やすことは可能である。官民パートナーシップ（PPP）も解決策のひとつだ。」

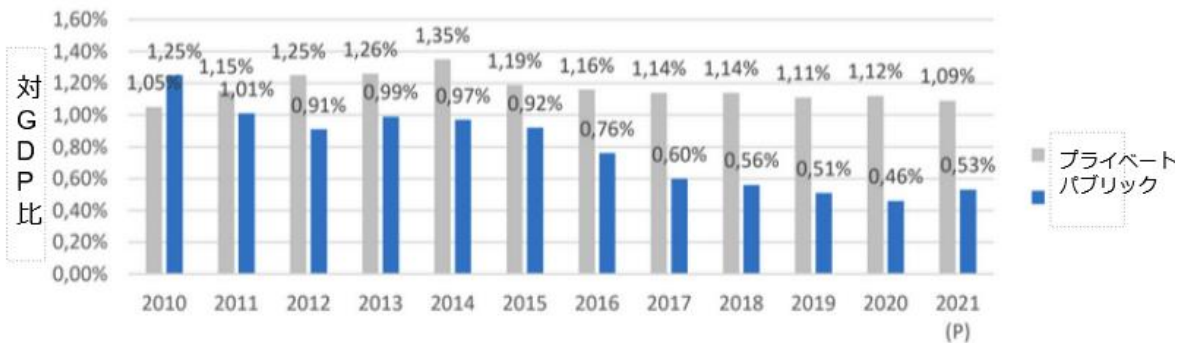
これらの投資は、下表に示すように、公的分野と民間分野の両方から行われる。

²⁸ Brasil61 インフラ：専門家にとって、今後 10 年間の投資期待は大きい。 <https://brasil61.com/n/infraestrutura-para-especialistas-expectativa-de-investimentos-para-a-proxima-decada-e-expressiva-pind223459#:~:text=E2%80%9CActually%2C%20the%20Brazil%20invests%20approximately,if%20today%E2%80%9D%2C%20evaluates> 2023 年 2 月 15 日閲覧

²⁹ インフラプロジェクト 2028 ペスコ経済・財務分析 2021 年及び 2022 年
https://www.infra2038.org/_files/ugd/63fe2f_d1e588fd15bf4714a2c65d851e4bf681.pdf 2023 年 2 月 15 日閲覧

³⁰ 2023 年の主要アジェンダはインフラ投資であると ST0 フェイラスのディレクター
[at:https://portalradar.com.br/investimento-em-infraestrutura-e-a-pauta-principal-para-2023-aponta-diretor-da-sto-feiras/](https://portalradar.com.br/investimento-em-infraestrutura-e-a-pauta-principal-para-2023-aponta-diretor-da-sto-feiras/) 2023 年 2 月 15 日閲覧

対GDP投資比率 2010-2021年



このようなことから、国のインフラを強化する上で民間主導の重要性が増しており、GDP に占める割合が公共分野を上回っていることがわかる。このことは、民間セクターを支援する JICA のプログラムを裏付けている。それでも、公共投資から生じる機会は、日本企業にとって大きなチャンスである。

最新の世界競争力報告書（2020 年版）³¹によると、インフラに投資される GDP の割合が若干改善されたにもかかわらず、ブラジルはインフラへの投資額が多い国の中で 81 位にとどまっている。つまり、ブラジルの力強い経済成長と競争力ある成長を再開するためには何が必要かと言えば、ブラジル・インフラ・基礎産業協会のヴェニルトン・タディーニ最高経営責任者によれば、GDP の 4.3% のインフラ投資が必要とされる。³²

2.3.1. 傾向予測

最近のブラジルの政治的変化により、経済的推計を行うことは極めて不正確であるが、今後の傾向を予測するために、前提条件として以下のことを考慮した。

1. ゲトウリオ・ヴァルガス財団(FGV)によれば、2022 年の GDP は 9 兆 8180 億 9900 万リアルである。³³
2. 2022 年と 2023 年につき、ペスコ経済インフラ 2038 により公表された、インフラ投資の GDP に対する比率。
3. 最新のものとして入手できる、2021 年の公共投資と民間投資のシェア。
4. COVID-19 のインパクト後に修正された 2022 年の基本線形成長。

これは、以下のようになる。

	2021	2022	2023	2024
--	------	------	------	------

³¹ 世界競争力レポート特別版 2020 回復への道筋における各国のパフォーマンス

<https://www.weforum.org/reports/the-global-competitiveness-report-2020> 2023 年 2 月 15 日閲覧

³² Poder 360 ブラジルは競争力をつけるために GDP の 4.3% をインフラに投資する必要があるとアブディブ氏 <https://www.poder360.com.br/economia/brasil-deve-investir-43-do-pib-em-infraestrutura-para-ser-competitivo-diz-abdib/> 2023 年 2 月 15 日閲覧

³³ FGV GDP の観測では 2022 年の成長率を 2.9% と指摘 <https://portalibre.fgv.br/noticias/monitor-do-pib-fgv-aponta-crescimento-de-29-em-2022#:~:text=Em%20termos%20monet%C3%A1rios%2C%20estima%2Dse,e%20999%20mil%20C3%B5es%20de%20Reais>

2022 年 2 月 15 日閲覧

GDP（兆リアル）	8.9	9.8	10.79	11.88
GDP に占めるインフラ投資の割合	1.58%	1.87%	2.21%	2.62%
民間セクター	1.05%	1.24%	1.47%	1.74%
公共分野	0.53%	0.63%	0.74%	0.88%
民間分野シェア	66.46%	66.46%	66.46%	66.46%
公共分野シェア	33.54%	33.54%	33.54%	33.54%
インフラ投資総額	140.62	183.26	238.825	311.236
公共分野によるインフラ投資額(10 億リアル)	47.17	61.47	80.11	104.40

このシナリオは保守的であると考えられるが、検証のためにはさまざまな財務変数の分析が必要であり、また本レポート執筆時点ではまだ入手できなかった共和国大統領交代後の政府計画のモニタリングも必要である。

2024 年については、GDP の増加に伴う投資の線形増加が考慮された。このトレンド・シナリオはきわめて不確実なものであり、2023 年の今後数ヶ月のうちに適切に分析し、修正する必要がある。

まとめると、この保守的なシナリオから、2022 年のブラジル経済の回復を受けて、2023 年には公共分野によるインフラ投資の増加が予想されると結論づけられる。

重要なのは、仮に今後数年間にブラジルでそのような投資が行われるとしても、ラテンアメリカの最新地域別報告書によれば、ブラジルはインフラ需要を満たすために長期的にもっと多くの投資を必要としているということである。

ブラジルのインフラ分野別必要投資額（百万米ドル）				
水と衛生			電気	
水	下水収集	下水処理	供給	発電及び送電
36.723	59.971	7.549	32.627	157.305
交通			電気通信	
道路	空港	都市交通	固定ブロードバンド	モバイル帯域
333.475	4.41	80.442	28.113	60.5

出典: 米州開発銀行報告

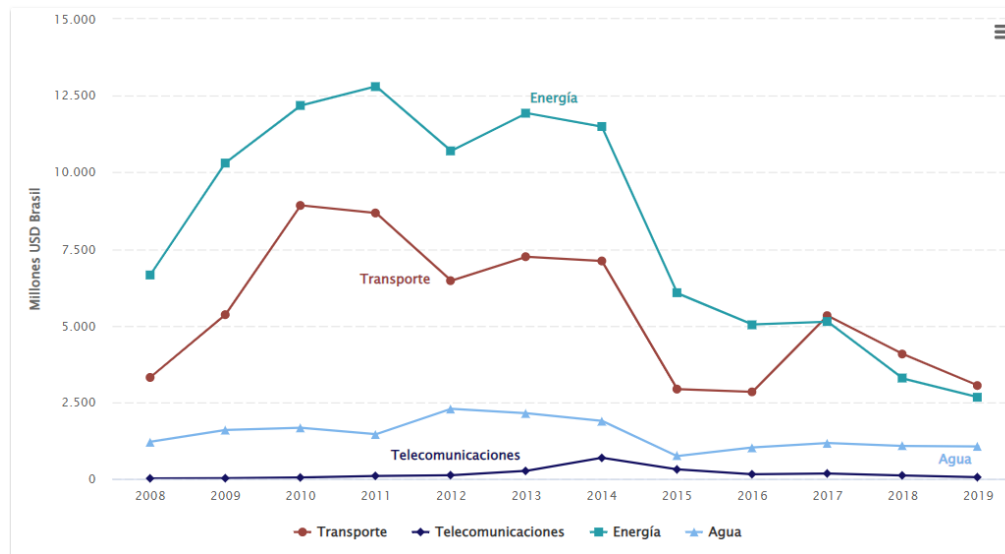
2.3.2. 公共インフラへの投資

ラテンアメリカ開発銀行（CAF）は、米州開発銀行（IDB）とラテンアメリカ・カリブ海経済委員会（ECLAC）からなる INFRALATAM³⁴ と呼ばれる機関連合に参加しており、その目的は、域内の経済インフラへの公共投資レベルに関する正確な情報の探索に貢献することである。

よく知られているように、経済インフラは各国の開発において重要な要素であり、その試算は経済成長への影響を測定し、各国の開発目標を達成するために必要な投資レベルを確立するために非常に有用であると考えられている。

³⁴ INFRALATAM ラテンアメリカ・カリブ海諸国における経済インフラへの公共投資に関するデータ
<http://infralatam.info/en/home/> 2023 年 2 月 15 日閲覧

INFRALATAM によると、システムの最終更新年である 2019 年までの公共インフラへの投資額（単位：百万ドル）は以下の通りである。



言い換えれば、過去のインフラ分野別投資は以下の通りである。

公共投資（単位：百万ドル）						
分野	交通	電気通信	エネルギー	衛生	合計	前年度との比較(%)
2010	8,919	44	12,178	1,664	22,805	31.95%
2011	8,673	97	12,803	1,455	23,028	0.98%
2012	6,465	121	10,697	2,288	19,571	-15.01%
2013	7,247	259	11,929	2,142	21,577	10.25%
2014	7,108	685	11,487	1,893	21,173	-1.87%
2015	2,929	307	6,056	741	10,033	-52.61%
2016	2,838	150	5,037	1,023	9,048	-9.82%
2017	5,326	174	5,127	1,168	11,795	30.36%
2018	4,072	113	3,274	1,073	8,532	-27.66%
2019	3,044	55	2,662	1,059	6,820	-20.07%

これらの数値は、ペスコ経済インフラ 2038 が発表したデータと一致しており、2019 年の最終発表日までのブラジルの公共投資の落ち込みを裏付けている。しかし、その後のデータが入手できないことから、前節で示した保守的なシナリオを検証することはできない。

インフラ分野では、ブラジルのインフラ市場に関する調査³⁵によると、今後数年間に直面する重要な課題がある。要約すれば、次のとおりである

基礎衛生

課題：飲料水供給サービスと下水収集・処理の拡大。国立水・衛生庁（ANA）の情報によると、ブラジルでは人口の 83.7%に飲料水が、54.1%に下水処理が供給されている(2022 年 11 月)。2020 年

³⁵ 出典：統合地域開発省、行政研究財団（FIA）、ABIC、Anatel、ANA、ANP Trilhos、CETESB、CNI、CNT、DENIT、João Pinheiro 財団、EPE、水処理ポータル、トラタブラジル研究所、OIC、UN、Procon - SP。

法律第 14026 号（基本的衛生に関する規制の枠組み）は、2033 年末までに人口の 99%に飲料水を、90%に下水収集・処理を普及させるというサービス普及率の目標を設定した。

短期的に必要な措置：官民投資と官民パートナーシップの拡大

エネルギー

課題：持続可能なマトリックスの統合。

短期的に必要な措置：公共投資の再開と民間投資の増加、及び持続可能なエネルギー生成のためのインセンティブ・プログラムの採用。

交通

課題：市道、州道、連邦道の拡張と復旧に関し、都市モビリティへの投資に注目すべきである。サンパウロ州には、都市間鉄道プロジェクト（TIC）がある。TIC は地域高速列車サービスを提供することを目的としている。TIC は、CPTM のプロジェクトの一つであり、サンパウロ市とジュンディアイ、カンピーナス、ピラシカバ、アメリカーナ、ソロカバ、サン・ジョゼ・ドス・サンポス、サントスを結ぶ新しい地域鉄道路線を構想している。このプロジェクトの前に、連邦政府はリオ・サンパウロ間高速鉄道（TAV RJ-SP）の実施を試みたが、技術的な問題（曲率半径と傾斜の角度）と工事費用のために断念した。

短期的に必要な措置：「国家都市モビリティ計画」に従い、持続可能な交通手段を拡大しながら、民間セクターへの道路コンセッションモデルを奨励する。

電気通信

課題：ブロードバンドとモバイル帯域の供給を拡大し、より質の高いサービスを提供する。

短期的に必要な措置：小規模プロバイダーに対する税制の変更、同分野への投資の促進、同分野への投資を改善する通信事業法上の定義の改善。

インフラ分野が直面する課題を整理した上で、今後の見通しと計画されている公共投資プログラムを簡単に紹介する。

2.3.2.1. 交通

2023 年のインフラ投資は、ブラジルで最も投資不足とされる交通分野が牽引する見通しで、2022 年の投資額は過去 22 年間で最低の 66 億リアルであった。

ブラジルでこのセクターの回復を開始する目的で、2023 年には 187 億リアルの予算が承認されており、これは前年のほぼ 3 倍の投資額であり、過去 8 年間で最高の投資額である。

2023 年の予算の策定にあたって、連邦政府運輸省は「100 日計画」を立案した。

連邦政府運輸省によると、この計画には以下の内容が含まれている。

「1 月から 4 月までに運輸省と関連機関が実施する優先的な行動を診断する。この計画では、雨季に備え道路を整備し、収穫の流れを保証し、全国で発生する重大事故の数を減らすために、約 17 億リアルが工事の再開と強化に投じられる。

「この金額により、2023 年 4 月までに 861km の舗装、改修、標識設置が可能となる。この間、72 の橋と高架橋が改修される。また、資金不足のために現在止まっている 670 キロメートルの工事も再開される予定である。これらには、重要な区間の改修、建設、整備が含まれる。」

100 日計画は 5 つの軸に分かれており、主な作業前線とプロジェクトは次のページのとおりである。

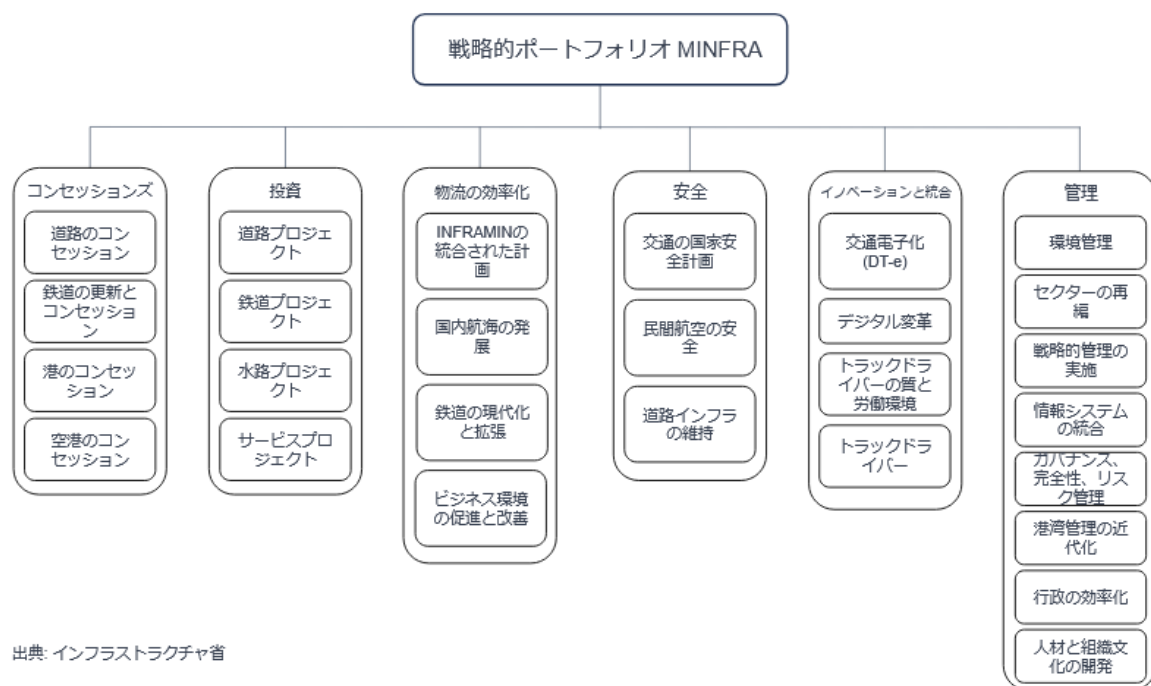
基軸	内容	サブセクター	活動内容
1	道路・鉄道工事の改修、再開、強化。	道路	861km の高速道路、72 の橋と高架橋の建設、再生、信号化、670km の連邦高速道路の工事再開。
			アヴァンサ BR プログラム (DNIT) 13,900km の舗装道路、信号、橋、高架橋の復旧。2023~2024 年：道路網の活性化) 2025 - 2026 年：構造化維持契約 (CREMA) の強化、復旧と容量の適正化。
			iPave: 舗装の損傷を検出して保守作業に役立てるモバイル技術
		鉄道	FIOL II - ロット 7F 残存工事 (2023 年 4 月) EF-222/RJ - Barra Mansa-RJ における鉄道分岐適正化第 3 段階 新規鉄道認可 (11 契約 FICO-FIOL Corridor – 調査最終段階 (2023 年 4 月) Rumo Malha Oeste - 公聴会 (開催) EF-170 MT/PA - 調査再開交渉 建設現場への技術視察 FIOL I (イルヘウス/BA カエティテ/BA) 及び FIOL II (カエティテ/BA-バレイラス/BA)、南北鉄道 (建設中のオウロ・ベルデ/GO-リオ・ベルデ/GO 区間)、FICO (マラ・ロサ/GO-アグア・ボア/MT)、トランスノルデスチナ社 寄付または譲渡による処分 1,000 両の廃貨車と機関車の処分。
2	連邦高速道路における事故防止及び死者減少の施策	道路	拡幅と第 3 車線：BR-282/SC、BR-242/BA、BR-135/PI、BR-163/SC、BR-364/RO 都市結節点の改良 BR-407 ペトロリーナ (PE)、BR-010 インペラトリズ (MA) 交差点、BR-060 ジャタイ (GO) 環状道路、BR-116 フェイラ・デ・サンタナ (BA) 環状道路、BR158/287/RS サンタ・マリア交差点。 道路標識の改修 ブラジル RAP 道路標識 (交通安全)
3	記録的な穀物収穫の処理対策	道路及び鉄道	BR-364/MT/RO、BR-163/MS/MT/PA の輸出用通路及び橋梁の工事とメンテナンスの継続、南北鉄道、BR-135/BA/PI/MA、BR-242/BA、BR-153/GO/TO, malha paulista、BR-364/060/MT/GP1、BR-163/PR. BR-470/280/SC, BR-386/116/RS
4	緊急大雨対策	道路	PRF、民間防衛、都市省、州政府、市政府と連携した降雨監視パネル。
5	民間投資誘致活動の強化	道路及び鉄道	鉄道事業者や投資家とのロードショー、道路コンセッション、鉄道に関する政策や規制の枠組みの見直しなど、BNDES や PPI との協調を図る。

出典：連邦政府運輸省 100 日計画交通分野では、交通モダル・コンセッション・プログラム、道路・鉄道の復旧・復興プログラム、運輸安全プログラム、テクノロジーと情報システムの活用によ

る制度強化も期待される。加えて、連邦政府の保証付きで実施される多国間信用機関の融資による交通プログラムや、各州や自治体独自の財源で実施される取り組みも注目に値する。

さらに、旧インフラ省（MINFRA）を通じて実施されている連邦政府の一連のプログラムも継続される見込みである。

旧 MINFRA のポートフォリオと戦略プログラムは以下の通り。



出典：インフラ省

旧インフラ省の交通分野に関するポートフォリオに含まれるプログラムは、次ページのとおりである。

プロジェクトとその進捗状況は、国家透明性ポータルを通じてリアルタイムでモニターすることができる。

プログラム名	担当ユニット	目的
道路コンセッション・プログラム	開発・パートナーシップ局	インフラと管理の欠陥を是正し、社会に対する道路サービスの効果的な提供を確保することを目的として、道路インフラの拡張、維持、運営を民間経営に移管する。
鉄道のコンセッション及び更新のプログラム	開発・パートナーシップ局	インフラと経営の欠陥を是正し、社会への鉄道サービスの提供をより効果的にすることを目的として、鉄道インフラの拡張、維持、運営を民間経営に移管する。 これには、インフラや経営の欠陥を是正し、社会への効果的な鉄道サービスを提供する観点から、ネットワーク自体の改善を促進するため、現行の鉄道コンセッション会社との契約を事前に更新することも含まれる。
空港コンセッション・プログラム	開発・パートナーシップ局	インフラの欠陥を是正し、社会に効果的な空港サービスを提供するため、空港インフラの拡張、維持、運営を民間管理に移管する。
港湾リース・プログラム	開発・パートナーシップ局	港湾インフラの維持・運営を民間経営に移管し、インフラや経営の欠陥を改善し、効果的な港湾サービスを社会に提供する。
道路プロジェクトプログラム	国内陸上運輸局-SNTT	インフラ省及びその関連機関の管理の下、一般連邦予算（OGU）を財源とする道路プロジェクトをまとめたもの。生産性の向上とインフラの質の確保に不可欠なものである。
鉄道事業プログラム	国土交通局-SNTT	インフラ省及びその関連機関の管理の下、一般連邦予算（OGU）を財源とする鉄道プロジェクトをまとめたもの。生産性の向上とインフラの質の確保に不可欠なものである。
航空事業プログラム	国家民間航空局 - SAC	インフラ省及びその関連機関の管理下、一般連邦予算（OGU）を財源とする航空プロジェクトをまとめたもの。生産性の向上とインフラの質の確保に不可欠なものである。
水路事業プログラム	国立港湾・水路交通局 SNPTA	インフラ省及びその関連機関の管理の下、一般連邦予算（OGU）を財源とする水路プロジェクトをまとめたもの。生産性を向上させ、インフラの質の確保に不可欠なものである。
ビジネス環境の促進と改善のためのプログラム	開発・パートナーシップ局 - SFPP	インフラへの投資を促進するメカニズムを提供し、最適化する。また、市場の投資家やエージェントと協力して、インフラ省のプロジェクトに対する資金調達手段を改善する。

航空輸送競争力プログラム	国家民間航空局 - SAC	次の3つの側面から航空輸送の供給コストを削減する。 (i) このセクターの司法化を減らすための方策を特定する。 (ii) 航空燃料供給の改善 (iii) 国際線追加料金の廃止
inov@br プログラム	国土交通局 - SNTT	連邦道路交通インフラの近代化を促進し、連邦高速道路により高い安全性、流動性、技術をもたらし、ネットワークの質と物流効率を向上させる。
交通事故死傷者数削減国家計画-PNATRANS	国家交通局-PNATRANS	2019～2028年の期間に、自動車1グループ当たりの全国死亡率と住民1グループ当たりの全国死亡率を少なくとも半減させる目標と行動を設定する。
民間航空保安プログラム	国家民間航空事務局 - SAC	ブラジル民間航空の高い安全性を維持し、事故の重大性を回避または軽減し、死亡事故を防止するため、民間航空の安全プロセスと設備の改善を目的とした活動を組織する。
国道インフラ整備計画	国土交通局- SNTT	道路や交通ターミナルの状況を管理するための戦略、方法、技術、及びそれらの改善、保全、再生、修復における最適化された行動を採用することによって、既存の交通インフラを適切な状態に維持し、安全で利用しやすく信頼できる交通手段を社会に提供するとともに、規制対象となる交通機関と協力して、国民に提供されるサービスの質を保証する。
電子輸送文書(DT-e)プログラム	担当局 - SE	すべての輸送形態と複合一貫輸送に適用され、情報（輸送に必要なデータ）、物理（切符の読み取り、計量、電子車両検査）、財務（輸送サービスの対価の電子支払いと運賃請求書の廃止）の3つの主要な物流フローを統合することを主な特徴とする、あらゆる貨物・旅客輸送業務用の単一文書の開発、規制、実施。
デジタルトランスフォーメーションプログラム	戦略経営・技術・イノベーション局 革新 - SGETI	このプログラムは、市民や利用企業、セクターの構成要素による、省とその関連機関が提供する公共サービスへのアクセスを促進し、簡素化するイニシアチブをまとめたもの。 計画は交通業務、輸送、プロモーションの4つのテーマ軸と、構造化軸に分かれている。 申請入力のデジタル化からプロセスの自動化まで、さまざまなイニシアチブは、同分野のサービスの質に対する認識に直接的な影響を与え、コスト削減と国の競争力向上に直接的な影響を与える。

トラックドライバー・プログラム	国土交通局-SNTT	6つの軸（コミュニケーション、規制、促進、社会性、脱官僚主義、協力主義）を通じて、トラック運転手とその家族の生活・労働条件を改善し、事業の収益性を高め、政府とこの分野の関係を強化・緊密化し、輸送業務を簡素化・円滑化し、規制を改善し、プロセスにおける仲介者を削減する。
インフラ競争力	担当局-SE	これは、MINFRA とその関連機関の質と規制の成熟度を向上させるための一連のイニシアチブをまとめたもので、枠組みを完成させ、規制の課題を達成することを目的としている。
MINFRA 統合計画	開発・パートナーシップ局-SFPP	運輸省とその関連機関の長期的な計画プロセスを統合し、輸送モードの統合的なビジョンを持ち、国の物流競争力を向上させることを視野に入れながら、この分野における資源と注力の最適な配分を模索する。
鉄道システムの近代化と拡張計画	国土交通事務局-SNT	鉄道による輸送能力を拡大し、道路と鉄道の衝突を緩和し、鉄道セクターの発展を促す法的メカニズムを提案することを目的とした行動で構成される。
内航海運開発プログラム	港湾・水運国家事務局 水路交通局	カボタージュと内陸航路の新しい政策を確立し、コストと所要時間の削減を視野に入れたブラジルのモーダル・コンビネーションを改善する。
分野組織再編プログラム	開発・パートナーシップ事務局	これは、インフラ省に関連する機関の再編成のための行動の監督と助言で構成されている。
サステナビリティ・プログラム	持続可能性補局	このプログラムは、連邦交通インフラ政策を実施するための要件である環境及び領土に関する手続について、官僚主義を削減し、簡素化し、より迅速かつ法的確実性を与えることを目的とした一連のイニシアチブをまとめたものである。
ガバナンス、インテグリティ、リスク管理プログラム	特別内部統制室 - AECI	MINFRA のガバナンス環境を改善するとともに、同省のリスク管理文化を活用し、その結果としてリスク管理手法を導入し、さらに同省のインテグリティ環境を改善する。
MINFRA の戦略的経営プログラム	戦略経営事務局 技術・イノベーション担当局	ブラジルをラテンアメリカの交通インフラストラクチャーのリーダーにするという戦略的ビジョンの達成に向け、組織の注力を方向付けることを視野に入れ、プロセス、手法、ツールを通じて、省の戦略的マネジメントを実施する。

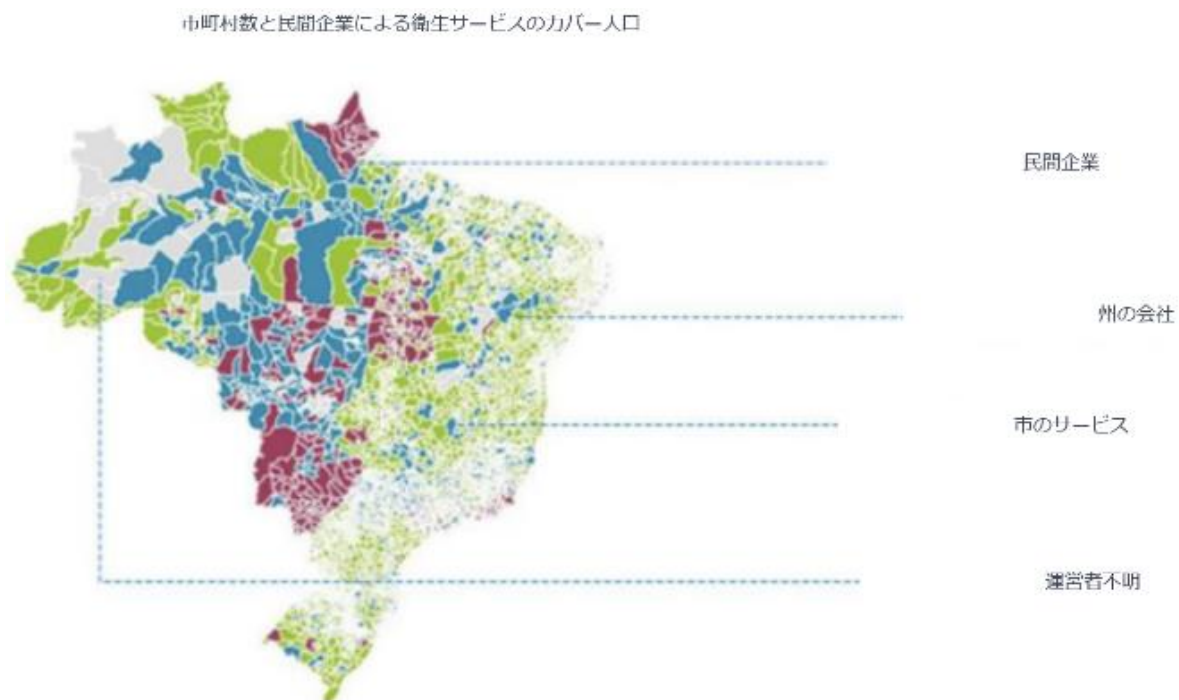
港湾管理近代化プログラム	国立港湾・水路交通局－ SNPTA	これは、プロセス、システム・ガイドライン、ガバナンス・ルール、人事政策の見直しを含む、公共港湾の管理を改善することを主目的とする一連の活動である。港湾分野の規制枠組みのガイドラインを満たすものである。 2013 年法律第 12815 号の方向性を満たすもので、港湾計画手法の検証、不動産調査の実施、優れた港湾管理慣行を奨励するための全国ランキングの展開などの支援措置が含まれる。
交通セクター情報統合プログラム	開発・パートナーシップ局－ SFPP	運輸分野情報の統合に関するガイドラインの策定と調整。
行政効率化プログラム	企画局 企画・予算・管理局	革新的な技術を採用し、生産性を最大化する労働条件に従業員に保証しながら、各ユニットに高性能の物流・技術サービスを提供する。
人材開発と組織風土プログラム	企画局 企画・予算・管理局	従業員の戦略的能力の開発を奨励し、実力主義を推進し、従業員を統合するために部局間のコミュニケーションを強化し、成果に基づく組織文化を発展させ、職場における幸福と個人的満足を促進する。 従業員を統合し、成果に基づく組織文化を発展させ、職場における福利厚生を促進し、組織と従業員の仕事に対する帰属意識を生み出す。 組織への帰属意識とチームワークを高め、モチベーションを向上させる。

2.3.2.2 衛生

衛生分野では、国家衛生情報システム（SNIS）³⁶によると、ブラジルの官民セクターは 2018 年から 2020 年の間に 505 億リアルを投資した。一方、旧地域開発省³⁷によれば、2021 年だけで 430 億リアルが投資されており、この数字は 2023 年も維持される見込みである。

にもかかわらず、ブラジルの衛生設備への投資は、基本的衛生に関する新たな法的枠組み（2020 年法律第 14026 号）³⁸の目標、すなわち、ブラジルにおける基本的衛生サービス（99%の上水、90%の汚水処理、損失の 25%削減）を普及するという目標に達していない。さらに、新法規的枠組みは、ブラジルの州及び自治体における衛生事業の入札に民間企業が参加することを認めた。

現在、民間企業はブラジルの衛生事業の 9%を担っており、同分野への投資の大きな割合を占めている。



出典: 2022年民間参加の衛生分野パノラマ

衛生に関する新たな法的枠組みによって設定された目標を達成するための連邦衛生基本行動とプログラムは以下の通りである。

³⁶ 全国衛生情報システム 2021（SNIS）。<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/snis/painter/>。2023 年 2 月 14 日閲覧

³⁷ 新たな衛生法フレームワークにより、同分野への投資は 722 億リアルに達した。連邦政府。<https://www.gov.br/mdr/pt-br/noticias/novo-marco-legal-do-saneamento-permitiu-atracacao-de-R-72-2-billion-investments-for-the-sector>。2023 年 2 月 14 日閲覧

³⁸ 衛生に関する法的枠組み。連邦政府。https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2020/lei/l14026.htm。2023 年 2 月 14 日閲覧

- 資源と税制優遇措置へのアクセス³⁹：衛生分野に対する公的・民間融資、税制優遇措置、移転（OGU）のライン。
- 国家基本衛生計画（Plansab）⁴⁰：飲料水供給、下水処理、ごみ収集と固形廃棄物管理、排水と都市雨水管理の 4 つの要素を考慮した基本的衛生に関する統合計画で、20 年計画（2014 年から 2033 年）。
- 全国衛生情報システム（SNIS）⁴¹：上下水道サービスと都市固形廃棄物管理サービスの提供に関する運営、管理、財務、品質情報を含むデータベース。
- ブラジルにおけるバイオガスのエネルギー利用促進のためのブラジル・ドイツ・プロジェクト（Probiogás）⁴²：PROBIOGÁS は、基本的衛生設備や農業・農産業におけるバイオガスの効率的なエネルギー利用を拡大し、バイオガスとバイオメタンを国のエネルギー・マトリックスに組み入れ、その結果、温室効果ガス排出削減に貢献することを目的としている。
- 水道におけるエネルギー効率化プロジェクト（ProEESA）⁴³：温室効果ガス排出削減を目的としたドイツ経済協力開発省（BMZ）との協力によるプロジェクトで、エネルギー効率化により電気料金、エネルギー消費、水損失の大幅削減を促進・達成することを目的とする。
- インテルアグアス・プロジェクト⁴⁴：特に同国の後発開発途上地域における水分野における計画・管理能力の強化

連邦政府に直接関連するプログラムに加え、衛生分野でも衛生施設の利権を競売にかけるプログラムがいくつかある。現在予定されている競売は以下の通りである：

³⁹ 統合・地域開発省。資源と税制優遇措置へのアクセス。連邦政府。

<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/acesso-a-recursos-e-incentivos-fiscais>。2023 年 2 月 14 日閲覧

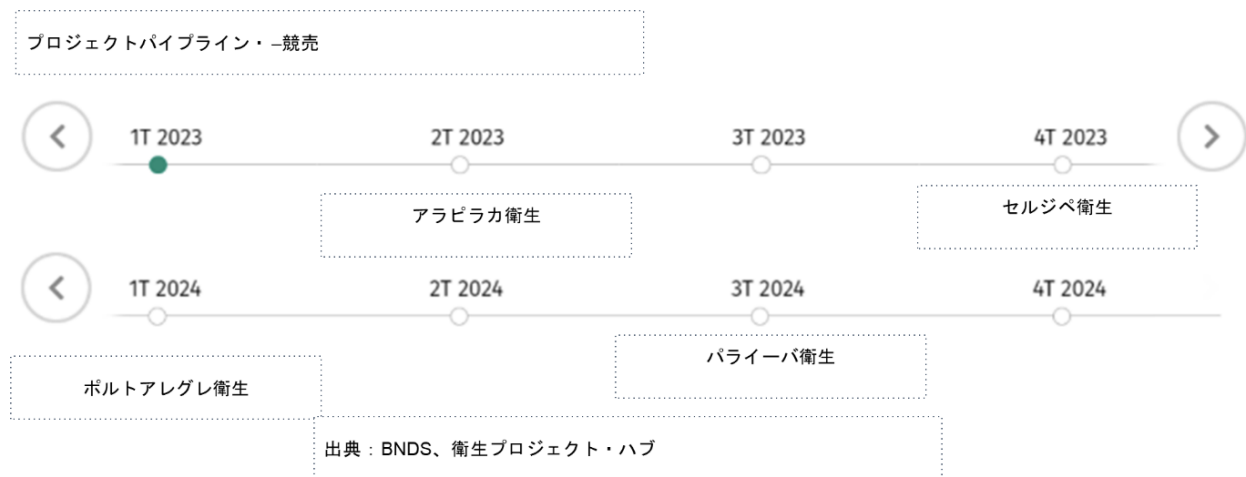
⁴⁰ 国家基本衛生計画。<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/plansab/apresentacao>。2023 年 2 月 14 日閲覧

⁴¹ 全国衛生情報システム。<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/sistema-nacional-de-informacoes-sobre-saneamento>2023 年 2 月 14 日閲覧

⁴² Probiogás。全国衛生情報システム。利用可能な場所：<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/probiogas>。2023 年 2 月 14 日閲覧

⁴³ 水道におけるエネルギー効率化プロジェクト。<https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/proeesa>。2023 年 2 月 14 日閲覧

⁴⁴ インテルアグアス <https://www.gov.br/mdr/pt-br/assuntos/saneamento/projeto-interaguas>。2023 年 2 月 14 日閲覧



州や市郡の分野では、連邦政府のプログラムに従うだけでなく、公的な衛生事業会社や混合衛生事業会社が主導する衛生プログラムがあり、多国間信用機関からの資金提供を受けて、連邦政府の保証のもとに実施されているほか、各州や市郡が独自の財源で実施しているイニシアチブもある。

州レベルで最も顕著な例のひとつは、サンパウロ州環境・インフラ・物流事務局であり、ここにはサンパウロ州基礎衛生公社（SABESP）がある。SABESP は、多年度投資計画（2023～2027 年）⁴⁵において、約 262 億レアルの投資ポートフォリオを見込んでいる。

SABESP は、新しい契約メカニズム（2011 年差別化契約制度法第 12462 号、2016 年国有企業法第 13303 号）を利用したパイオニアであり、自らのバランスシートを維持しながら官民パートナーシップ（PPP）を実施している。幅広い資金源（投資額の 67.7%は自己資金で、融資は 32.3%のみ）を有し、バランスの取れた収支を確保し、債券や資本市場証券を含む負債プロファイルを持ち、投資家に良好なリターンを提供している。時価総額は現在 373 億 2,000 万レアル。⁴⁶

SABESP は規制された環境下で運営されており、資産への投資が透明性をもって料金に反映されるように会計処理をしている。SABESP は、ブラジルで最大規模の衛生設備投資プログラムを実施し、また、公共事業への投資も行っている。（例えば、カンタレイラ水系の技術準備金の使用、ジャグアリ-アチバイア接続工事、その他、2014 年から 2015 年にかけての歴史上最も深刻な水危機を克服する能力を発揮した緊急対応などがある。）、また、新ピニェイロス川計画への投資などである。JICA が新ピニェイロス川計画の一環として非正規地域の水質回復ユニット（URQ）5 カ所に資金を提供するなど、外部資金を迅速に動員することができた。

サンパウロ州の基本的衛生に関する現在のシナリオは、過去数年間に行われた重要な投資の結果である。しかし、ユニバーサルサービスの効果的な達成は、投資プログラムの継続と拡大があって初めて可能となるものであり、新たな自治体による契約の可能性や料金の見直しなど、直面する課題がいくつかある。後者は現在 ARSESP が調整する公開協議プロセス（2021 年 8 月 23 日付 CVM 決議 NR44 に基づき、2023 年 6 月 1 日まで協議可能）を実施中である。

⁴⁵ 2023 年～2027 年期投資計画 Sabesp <https://api.mziq.com/mzfilemanager/v2/d/9e47ee51-f833-4a23-af98-2bac9e54e0b3/1a7add30-621e-8898-d097-fdfd2ecfb595?origin=1> 2023 年 2 月 16 日閲覧

Sabesp の市場価値 <https://www.google.com/finance/quote/SBSP3:BVMF> 2023 年 2 月 16 日閲覧。

長期投資に関しては、2つの異なる投資計画がある：

a) サンパウロ州政府の複数年度計画（PPA）に関連するもの

b) 多年度投資計画（内部 PPI）

前者は、サンパウロ州の一般予算によるものであり、SABESP の場合は予算は含まれない。これにはサンパウロ州議会による承認が必要であり、SABESP は 2020 年から 2023 年までの 4 年間に 783 億レアルの「非予算財源（自己収入）」を持つ「プログラム 24-26：SABESP が運営する地域の上下水道」の単独実行者となる（原価計算と投資を含み、現在価値で 631 億レアル、資本金で 153 億レアル）。これは、2019 年 8 月 15 日にサンパウロ州議会が承認を求めて送付した 2019 年法案第 924 号に含まれている。

この複数年投資計画（PPI）の次の期間の更新が待たれるが、これは現在起草中であり、連邦憲法に規定されている PPA と同じ線に沿って、1989 年州憲法の要求に従い、2024 年から 2027 年までの期間について 2023 年に承認されるはずである。

後者は、2023 年から 2027 年までの内部複数年度予算で、2022 年 12 月 15 日に SABESP 取締役会によって承認された。その趣旨は、SABESP の株主に対するマクロプランニングの目標を設定することであり、この期間中に上水道、下水収集、下水処理への投資行動にどれだけの金額が費やされるかを示すものである。2023 年から 2027 年までの投資額の目安は下表の通り。

2023 年から 2027 年にかけての SABESP への投資（R\$百万）

投資タイプ	2023	2024	2025	2026	2027	TOTAL
- 上水道	1,986	1,843	1,907	1,540	1,656	8,932
- 下水収集	2,388	2,394	2,566	2,712	2,380	12,440
- 下水処理	644	714	1,084	1,183	1,217	4,842
Total	5,018	4,951	5,557	5,435	5,253	26,214

出典：SABESP

2.3.2.3 エネルギー

エネルギー調査会社（EPE）⁴⁷によると、2010 年から 2020 年の間に 7,400 億レアル超え、年間 600 億レアルを超える投資がされた。

⁴⁷ EPE、電力への投資履歴を公表。<https://www.epe.gov.br/pt/imprensa/noticias/epe-publica-series-historicas-de-investimentos-em-energia-eletrica#:~:text=A%20primeira%20edi%C3%A7%C3%A3o%20do%20trabalho,acumulado%20at%C3%A9%20dezembro%20de%202020> 2023 年 2 月 14 日閲覧

連邦政府の鉱山・エネルギー省⁴⁸によると、今後数年間（2021 年から 2029 年まで）の投資額は 4,000 億レアル規模になる。鉱山エネルギー省の「10 カ年エネルギー拡張計画」⁴⁹が示した投資推定によれば、ブラジルのエネルギー源は拡大し、従来型のエネルギー源への投資は継続されるものの、再生可能エネルギーに重点が置かれることになるだろう。ブラジルの再生可能エネルギーは以下の通りである：

情報源または活動	2029 年のエネルギー源の拡大
水力発電	- 1,914 メガワット(10 基) ブラジルの北部、中西部、南部 - 契約済み：240 メガワット（3 基）、予定：1,674 メガワット（7 基） - アマゾン水路地域：3 基で容量の 62%、パラナ水路地域：6 基で容量の 30%、ウルグアイ水路地域：1 基で容量の 7%。
小型水力発電	- 2,664 メガワット - 契約済み：主に南部、南東部、中西部地域で 564 メガワット（49 基） - 指標：2,100 メガワット 南部、南東部と中西部のサブシステム
ディーゼル（天然ガス、石炭）及び原子力発電	- 28,112 メガワット - 契約済み：7,114 メガワット - 天然ガス 6 基（5,423 メガワット）、ディーゼル 2 基（286 メガワット）、原子力 1 基（1,405 メガワット） - 指標：20,977 メガワット（70%が南東部と中西部のサブシステム、25%が南部、5%が北東部）
バイオマス熱発電所	- 3.14 メガワット - 契約済み：584 メガワット、うち 68%はサトウキビ搾りかす。林業廃棄物、木材チップ、象牙、バイオガスも含まれる。 - 指標：1,860 メガワット：サトウキビ搾りかす 57%、木材チップ 32%、バイオガス 11%
風力	- 24,438 メガワット - 契約済み：北東部で 3,438 メガワット（130 区域） - 指標：北東部及び南部のサブシステムで 21,000 メガワット

⁴⁸ ブラジルのエネルギー・マトリックスには、今後 10 年間で 4,000 億レアルが投資される。鉱山エネルギー省。[https://www.gov.br/mme/pt-br/assuntos/noticias/matriz-energetica-brasileira-recebera-investimentos-de-r-400-bilhoes-nos-proximos-dez-anos#:~:text=Ce%C3%A1rio%20positivo,-0%20ministro%20destacou&text=E%20lembrou%20qu%2C%20non%20%C%BAItimos,de%20energia%20and%20de%20mining%C3%A7%C3%A3o](https://www.gov.br/mme/pt-br/assuntos/noticias/matriz-energetica-brasileira-recebera-investimentos-de-r-400-bilhoes-nos-proximos-dez-anos#:~:text=Ce%C3%A1rio%20positivo,-0%20ministro%20destacou&text=E%20lembrou%20qu%2C%20non%20%C%BAItimos,de%20energia%20and%20de%20mining%C3%A7%C3%A3o.). 2023 年 2 月 16 日閲覧

⁴⁹ 10 カ年エネルギー拡張計画の主要要約-PDE2029 における拡張予測の概要。<https://www.epe.gov.br/sites-pt/publicacoes-dados-abertos/publicacoes/Documents/Sumario%20PDE%202029.pdf>. 2023 年 2 月 16 日閲覧

太陽光	- 8,442 メガワット - 契約済み：1,442 メガワット（52 プロジェクト）、77%が北東部、23%が南東部 - 指標：北東部及び南東部と中西部のサブシステムで 7,000 メガワット
送電	- ブラジルの全地域で 48,998km（システムの 33%）。 - 2024 年までに 31,795km（65%）が稼働予定 - 412 の LT の社会環境分析 34,975km の送電線拡張 - 北部（6,748km） 北東部（9,824km） 中東部（1,937km） 南東部（7,551km） 南部（8,915km）
石油・天然ガス探査・生産	- 石油・天然ガスを探鉱している 276 の UP（契約地域の生産プラント）が、23 の UPU（組合に属する非契約地域の生産プラント）に加えて、10 年以内に在来型資源の生産を開始する。 - 北部と北東部の陸上 UPU。 - 沖合の UPU は南東部に集中している。
製油所、天然ガスプラント、LNG ターミナル	- 北東部（PE）に 1 製油所（2 系列設置） - 北東部（SE）、南東部（RJ）、北部（PA）に再ガス化ターミナル 3 基 - 南東部（RJ）と北東部（BA）に天然ガスプラント 2 基
ガスパイプライン	- 南東部に輸送パイプライン 1 本（RJ）
エタノール	- 340 億リットル（2020 年）～470 億リットル（2029 年） - サトウキビ工場 1 カ所（14 億リットル）、トウモロコシ工場 9 カ所、フレックス工場 4 カ所（26 億リットル）。 - サトウキビ 13 ユニット（45 百万リットル）と既存ユニットの拡張（16 百万リットル） 2G エタノール（760 百万リットル）
バイオディーゼル	- 60 億リットル（2020 年）→114 億リットル（2029 年） - 全地域で 8 基（15 億リットル）を建設中、9 基（8 億リットル）を拡張中 - 指標：24 億リットル
自家発電・分散型発電	- 自家発電：5,456 メガワット（熱電 5,331 メガワット、水力 125 メガワット） - 分散型発電：10,016 メガワット（太陽光発電：8,650 メガワット、CGH：838 メガワット、熱発電：471 メガワット、風力発電：57 メガワット）

出典：エネルギー拡張計画の主要要約－PDE 2029 における拡張予測の概要

連邦政府のエネルギープログラムの 1 つに、国家電力庁（ANEEL）が運営するエネルギー効率化プログラム（PEE）がある。

連邦政府のウェブサイトに掲載されている同プログラムの説明によると⁵⁰、PEE は、経済のあらゆる分野における電力の効率的な利用を促進することを目的としている。この目的のため、公営配電サービスの運営権者と許可権者は、純収入の年間額を電力分野の研究開発に投資することが義務付けられている。

利用可能エネルギーを拡大するための州や自治体のプログラムに加え、連邦政府のプログラムに続いて、エネルギー分野は送電オークションで注目されている。

2022 年 12 月 21 日付指令 57/GM/MME⁵¹は、2023 年と 2024 年に年 7 回の入札を行うことを定めている。

2023 年 2 月 14 日、送電線 6.1km と変電所容量 400MVA の建設に関する 2023 年最初のエネルギーオークションが ANEEL によって承認され、158 億レアル⁵²の投資が見込まれている。

2.3.2.4 電気通信

サンパウロ州政府のウェブサイト InvestSP⁵³によると、2023 年の情報通信技術（ICT）市場は 2022 年比で 5%成長し、8,000 万米ドルに達する見込みである。

この分野への投資は通信事業者が主導しており、通信事業者が 5G 技術を提供するために使用する周波数帯の競売を可能にする必要がある。このため、2023 年には 350 億レアルの投資が計画されている。⁵⁴

概要 ANATEL

700 帯域		3.5 帯域 NAC		3.5 帯域 REG	
経済価値	23 億レアル	経済価値	226.5 億レアル	経済価値	60.4 億レアル
暖簾	12.7 億レアル	暖簾	1.45 億レアル	暖簾	18.8 億レアル

⁵⁰ エネルギー効率化プログラム (PEE) 国家電力庁 <https://www.gov.br/aneel/pt-br/assuntos/eficiencia-energetica/pee> 2023 年 2 月 16 日閲覧

⁵¹ ブラジル. 2022 年 12 月 21 日付規則第 57/GM/MME。

https://static.poder360.com.br/2022/12/Ministerio-publica-calendario-de-leiloes-de-energia-22-dez_.2022.pdf 2023 年 2 月 16 日閲覧

⁵² ANEEL、過去最高の 158 億レアルを投資したオークションを承認

<https://www.gov.br/aneel/pt-br/assuntos/noticias/2023/leilao-com-investimento-recorde-de-r-15-8-bi-tem-minuta-de-edital-aprovada-pela-aneel#:~:text=0%20lei%C3%A3o%20est%C3%A1%20marcado%20para,Janeiro%2C%20S%C3%A3o%20Paulo%20e%20Sergipe> 2023 年 2 月 16 日閲覧

⁵³ INVESTSP. IDC は 2023 年のブラジル IT・通信市場の成長率を 5%と予測している。

<https://www.investe.sp.gov.br/noticia/idc-projeta-alta-de-5-para-mercado-brasileiro-de-ti-e-telecomunicacao-em-2023/> 2023 年 2 月 16 日閲覧

⁵⁴ テレコム分野は 2023 年に 350 億レアルを投資する計画。<https://www.osul.com.br/setor-de-telecomunicacoes-planeja-investir-35-bilhoes-de-reais-em-2023/> 2023 年 2 月 16 日閲覧

当初付託分	28.4 億レアル	当初付託分	254.9 億レアル	当初付託分	75 億レアル
最終経済価値	35.7 億レアル	最終経済価値	227.9 億レアル	最終経済価値	79.2 億レアル

2.3 帯域 (50)		2.3 帯域 (40)		26 帯域	
経済価値	48.7 億レアル	経済価値	28.3 億レアル	経済価値	29.8 億レアル
暖簾	10.9 億レアル	暖簾	6.53 億レアル	暖簾	0.54 億レアル
当初付託分	58.8 億レアル	当初付託分	34.2 億レアル	当初付託分	26.8 億レアル
最終経済価値	59.6 億レアル	最終経済価値	34.9 億レアル	最終経済価値	30.3 億レアル

合計経済価値 R\$467.9 億レアル

出典：ANATEL、5G オークションでの調達額を公表したもの

通信分野における連邦政府の主なプログラムは、通信省⁵⁵から入手できる。

- Wi-Fi ブラジル・プログラム：インターネット接続サービスへのアクセスを提供する電子政府プログラムで、デジタル・インクルージョンと社会的インクルージョンを促進し、国民の電子政府活動を奨励することを目的としている。
- ブラジルのデジタル化：地上デジタル TV は、アナログ TV よりも優れた音質と画質を提供し、携帯電話などのモバイル機器での受信や、インターネット・コンテンツとの統合などの双方向性を可能にする、オープンで無料のサービスである。MCom は、デジタル TV の普及開始以来、ブラジルの全自治体へのサービス拡大を目指した公共政策の実施を担っている。
- 北部接続：光ファイバーケーブルの敷設によるアマゾン地域の通信インフラ拡大を目指す。
- 北東部接続：このプログラムの目的は、サン・フランシスコ水力発電会社（CHESF）の光ファイバー・ネットワークにデータ・トラフィックを促進する装置を配備し、最大 100Gbps のデータ伝送速度を可能にすること、また、大都市ネットワークの配備・拡大、北東部 5 州（バイア州、セアラ州、パライバ州、ペルナンブーコ州、ピアウイ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州）に分散する 19 の拠点都市の公共広場への Wi-Fi 設置によって達成される。
- インクルージョンのためのコンピュータ：CRC の使命は、コンピュータ機器へのアクセスや情報通信技術（ICT）の研修コースを提供することで、デジタル・インクルージョンを促進することを目的とした、地域社会に溶け込んだ活動的なセンターになることである。また、CRC はデジタル・インクルージョン・ポイント（PID）を活性化させるため、電気・電子機器の廃棄、再調整、再調整後のコンピュータの PID への配布などの活動にも参加しなければならない。
- インターネット・ブラジル：生徒とその家族にインターネット接続とデジタル・インクルージョンを提供するために設立された。インターネット・アクセスは、チップとデータ・

⁵⁵通信省施策とプログラム。 <https://www.gov.br/mcom/pt-br/acesso-a-informacao/actions-and-programmes>. 2023 年 2 月 16 日閲覧

パッケージを通じて提供される。この特典は、連邦政府の社会プログラム単一登録簿（CadÚnico）に登録されている家庭の公立学校の基礎教育を受ける生徒を対象としている。

- デジタル都市：経営の近代化、公共サービスへのアクセス拡大、テクノロジーによるブラジルの自治体の発展促進を目的として、自治体の公共機関を情報通信技術（ICT）の世界に取り込むことを促進する。

2.4 入札情報の入手

入札の準備段階が終了した時点で、公的機関は入札公告の公表を命じる。この公告は、全国公共調達ポータル（PNCP）に掲載されなければならない、また、連邦、州又は市郡の官報及び発行部数の多い地方日刊紙に公告の抄本を掲載することが義務付けられている（NLCC 第 53 条及び第 54 条）。

PNCP は、日本企業がビジネスチャンスを見つけるための主要な情報源であるが、それに加えて、⁵⁶ 毎日発行する膨大な官報の情報の中から関連情報を簡単に検索してアクセスできるように、27 の連邦単位（26 の州と連邦管区）及び 5,568 の自治体の官報に掲載される公告や出版物をフィルタリングして整理する、いくつかのビジネスチャンス検索システムがある。

ブラジルの公共市場に関心を持つ日本企業をつなぐため、11 の入札システム（国内 10、海外 1）を分析した。これらのシステムは、官報や政府のウェブサイトから様々な分野の情報を集めている。

国家公共調達ポータル - PNCP	リシタネット・ポータル
透明性ポータル（連邦政府）	公共調達ポータル
政府調達ポータル	入札アラート
ブラジル銀行ポータル	入札システム
連邦経済委員会ポータル	メタ入札システム（国際）

ブラジルの公共市場に潜在的な関心を持つ日本企業の多くは、ブラジルの調達プロセスに関する知識や慣れ、機会に関する情報へのアクセスと共有に欠けている。そこで、これらのシステムの比較表を示し、どのシステムがより良い技術的手段と費用対効果を有するか確認できるようにした（巻末資料 4）。

比較表には、システムの実用性と操作性、どのような方式が提供されているか、無料版と登録者・購読者版で利用可能なコンテンツなどの情報が示されている。

⁵⁶ 国内の領域, ブラジル地理統計機構 2021 年

<https://www.ibge.gov.br/geociencias/organizacao-do-territorio/estrutura-territorial/15761-areas-dos-municipios.html?=&t=acesso-ao-produto>. 2023 年 2 月 13 日閲覧

掲載されているシステムは、連邦、州、市郡レベルのすべての機会をカバーしており、入札機会と日本企業をつなぐ役割を果たすことができる。ブラジルの特定の地域に特定の関心がある場合、各州や自治体も独自の地域調達ポータルを提供していることは注目に値する。

また、「Devbusiness」と呼ばれる国際入札システムも、国際的な信用機関によって資金提供される機会への参加に関心のある企業向けに提供されている。

最後に、JICA、在ブラジル日本商工会議所、JETRO、その他関心のある機関が、関連する機会を日本企業と共有するために利用できる、費用対効果の高いシステム3つを選んだ。

以下は、これらを要約し、選択をするための主なポイントを列挙したものである。

全国公共調達ポータル – PNCP

- 公共入札の集中的かつ義務的な公表のための連邦政府の公式ウェブサイト。このプラットフォームは、〔入札参加の〕機会を探す際に非常に重要である。
- このプラットフォームには、年間契約計画、電子統一化カタログ、資格付与及び事前資格審査公告通知、直接契約通知、入札公告、価格記録書、実行中及び進行中の契約を監視するためのモジュールが含まれる。
- コンテンツや情報の閲覧、ダウンロードに登録は不要である。
- 関心のある案件へのアクセスを容易にする、各自用に特化された検索フィルターを備えている。
- 他のポータルサイトでは提供されていない完全な情報、特に参考価格に関する情報を提供する。
- 本ポータルサイトは NLLC（新公共入札法）と連動した機会を提供するプラットフォームであるが、公告を検索し、電子入札に参加し、更に電子メールで通知を受信するためには、連邦政府のもう一つのプラットフォームである政府調達ポータルにアクセスし、供給業者として登録する必要がある。
- 本法によれば、本ポータルは他の諸機関と統一された登録システムであり、法定の要件を遵守しつつオープンデータ形式を採用する。
- このポータルは、他のいくつかの公式ポータルを統合し、統合されたデータ情報を提供する。

公共調達ポータル

- 毎日少なくとも 7,500 件のビジネスチャンスの情報を受け取り、公表しており、公共調達プロセスの迅速化に貢献している。
- 関心のある案件へのアクセスを容易にする、各自用に特化された検索フィルターを備えている。全国をカバーし、あらゆる種類の入札に対応している。
- このシステムの選択は、入札情報、議事録、不服申立て、プロセスの進捗状況の追行などのコンテンツを無料で提供する独自のシステムであることにより正当化される。
- 但し、他のリソースにアクセスし、関心のある分野毎に個人向けの通知を電子メールで受信し、不服申立てや説明を閲覧し、顧客とリアルタイムで交渉し、技術サポートを受けるためには、プランに加入する必要がある。

メタ入札

- 月払い、半年払い、年間払いの料金を支払うとアクセスできる独自の入札検索システム。10 日間の無料体験が可能。
- 無料コンテンツは一切提供されていないものの、非常に実用的で柔軟なシステムであり、企業が希望する機会を見つけやすくなっている。
- このシステムには、各自用に特化された検索フィルターがあり、関心のある条件を保存したり、スマート・リサーチを実行したりすることができる。全国を対象にし、あらゆる種類の入札に対応している。

- これらの機能に加えて、様々な形式のニュースレターの作成、公告への簡単なアクセスも提供する、入札結果、競合他社についての調査、入札の補佐、入札についてのコース、サポート資料、教育ビデオ、統合用 API（アプリケーション・プログラミング・インタフェース）、組織向けの登録支援などが提供される。

2.5 ブラジルの公共入札に関する新しい規制環境の解説

NLLC が公表された後に制定された数多くの法律や法案から推測できるように、連邦、州、連邦区、市郡の直轄行政機関、独立行政機関、財団等のすべての支部、行政機能を果たす連邦、州、連邦区、市郡の立法・司法権の機関、特別基金、その他行政機関が直接的又は間接的に支配する団体は、新しい規制環境に定められた一般的な入札・契約規則に従わなければならない。

この期間は、新法施行から生じる諸規制の上記の全機関での導入に必要な 2 年間の法的猶予期間終了した時点から開始される。但し、人口 2 万人未満のブラジルの市郡は、これとは別に、NLLC に適応するために更に 4 年間の法的猶予期間を有する。

この過程において、NLLC が適用される機関は、法律の完全な適用のために、その行政機関に適用から生じるすべての必要を満たす責任があるものと解される。これは、入札に関する活動のいかなる中断も回避し、公益に生じうる回復不能な損害を回避するためである。

公共調達の可能性がある場合につき、2 つの法律が適用される。

- 2016 年法律 第 13303 号（国営企業法又は LLE）は、連邦、州、連邦区及び市郡の公企業及び半官半民会社の範囲内で、前述の諸側面を規制することを目的とし、民間企業又は独占体制と競合する経済活動の開発及び公共役務の提供に適用される。
- 2021 年法律第 14.133 号（NLLC、新公共入札法）は、公共財の使用権の売却及び譲与、一般的な購入、取得、リース、公共財の使用権、第三者による役務の提供、技術専門役務、工事及びエンジニアリングの役務や建築、情報通信技術、その他類似の役務を含むすべての活動に適用される。

2.5.1. 国営企業入札法（2016 年法律第 13303 号）

2016 年 8 月 30 日付法律 第 13.303 号（LLE、国営企業法）⁵⁷は、連邦政府、州、連邦区及び市郡の範囲内における公企業、半官半民会社及びその子会社の法的地位について規定している。

本項で取り上げる LLE の説明と解説は、日本企業の入札手続への参加を中心に、専ら同法が扱う主なテーマを明確にすることを目的とした調査目的に言及している。

同法の適用に関して、SURDI は次のように説明している⁵⁸。「公企業及び半官半民会社は、間接行政機関の中でも私法に重きを置く部分であり、教義の一部では国営企業と呼ばれている」。

⁵⁷ ブラジル、2016 年 6 月 30 日法律第 13303 号。連邦、州、連邦区及び市郡の範囲内における公企業、混合資本会社及びその子会社の法的地位について規定。
https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2016/lei/l13303.htm。2023 年 2 月 8 日閲覧

⁵⁸SURDI、Diego。2016 年法律第 13.303 号—国有会社法、9 ページ。
<https://www.grancursosonline.com.br/download-demonstrativo/download-aula-pdf/codigo/TOKYTygt74s> 2023 年 2 月 8 日閲覧

第一の重要な定義は、両者（公企業と半官半民会社）は、その活動領域から見て、公共役務の提供者と経済活動実行者に分けられる点である。従って、2 種類の公企業と 2 種類の半官半民会社がある。

言い換えれば、すべての国営企業は、それが公共役務の提供者であれ経済活動の実行者であるかに係わらず、私法上の法人格を有している。

両者の違いは、その活動がどのようなものであるかという点にある。公共役務の提供者である場合、その活動は公法に準拠する。

経済活動を行う場合は、自由競争の原則を危うくすることを避けるため、これらの活動は私法に準拠する。

ブラジルで設立された日本企業、又は設立されていない日本企業のコンソーシアムへの参加やブラジル企業の下請けとなる可能性を考えると、本法の重点はこれら企業にとって有益なものである。

日本企業の入札手続き参加に適用される LLE の内容については、巻末資料 5 に記載されている。

LLE に由来する契約プロセスに関する主な説明は以下のとおりである。

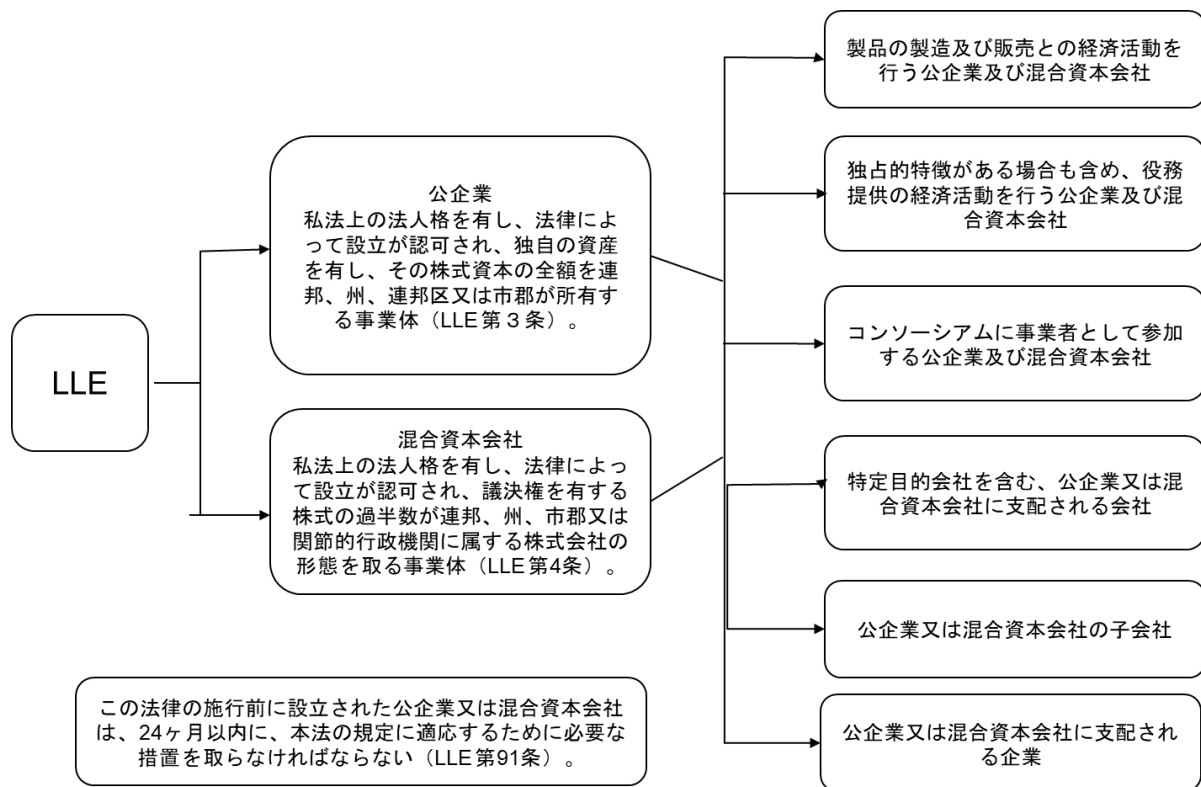
2.5.1.1 目的

この法律の目的は、公企業、半官半民会社及びその子会社の法的地位につき、その経済活動が連邦による独占制度の対象であるか、又は公共役務の提供であるかに係わらず、財の製造若しくは販売又は役務の提供の経済活動を営む、連邦、州、連邦区、及び市郡のすべてのあらゆる公企業及び半官半民会社について、その法的地位を定めることである。

但し、前事業年度の営業総収入が 9000 万リアル⁵⁹未満の公企業及び半官半民会社の場合は例外となり、「コンプライアンス」、即ち次の事項に関する LLE の規則は適用されない。(1) リスク管理及び内部統制の実施、(2) 経営審議会メンバーについて評価する委員会の設置、(3) 定款作成のガイドライン、(4) 経営者の指名規則、(5) 諸審議会に適用される規則（LLE 第 1 条補項 1）。

同法の適用範囲は以下に示される。

⁵⁹ インフレのため毎年調整される。



2.5.1.2 コンプライアンス規定

公企業及び混合資本会社は、コーポレート・ガバナンスの規則、透明性及び構造、リスク管理及び内部統制の慣行、経営陣の構成、株主が存在する場合はその保護のためのメカニズムなど、この法律に規定されているすべての事項を遵守し、コンプライアンス体制の要件を満たさなければならない（LLE 第 6 条～第 12 条）。

コーポレート・ガバナンスを強化するため、外部・内部統制を管轄する行政機関は、海外に所在するものも含め、この法律が適用される事業体の契約及び活動を監査する。

監査活動を実施するため、統制機関には、会社によって機密扱いとされたものを含め、必要な文書や情報への無制限のアクセスが認められなければならない（LLE 第 85 条）。

入札及び契約に関しては、価格ベースを含む公企業及び混合資本会社に関する情報は、管轄の監督機関がリアルタイムで更新及びアクセスを可能にする電子データベースに含まれる（LLE 第 86 条）。更に、市民、入札者、請負業者は誰でも、入札や契約のプロセスに異議を申し立てたり、この法律の対象となる団体によって行われた不正行為を監査監督機関に報告したりする正当な当事者となる。

最後に、透明性の確保とコーポレート・ガバナンスの強化へのコミットメントを裏付けるものとして、公企業及び混合資本会社は、契約の履行及び予算に関する最新の情報（機密又は産業上の秘密を除く）を電子的手段により毎月一般に公開しなければならない（LLE 第 87 条）。

2.5.1.3. 目的と原則

この法律が適用される事業体は、その設立を法的に認可する文書に明示された集团的利益の達成又は国家安全保障の要件の充足という社会的機能（主要目的）を有する（LLE 第 27 条）。入札及びそこから派生する契約に関しては、目的物のライフサイクルを含め、最も有利な提案の選択を保証し、

過大な価格設定や過大な請求の特徴を持つ業務を回避しなければならず、常に以下の目的及び原則 (LEE 第 31 条) を遵守しなければならない。

目的 (LEE 第 31 条)	目的物のライフサイクルを含め、最も有利な入札案を選択すること。
	過大な価格設定や過大な請求が特徴的な取引の回避
原則 (LEE 第 31 条)	非人格性
	道徳性
	平等性
	公共性
	効率性
	行政の妥当性
	経済
	持続可能な国家発展
	招集文書への拘束力
	客観的判断

これらの明示的な原則に、ブラジル私法（2013 年法律第 12,846 号の汚職防止法を含む）の規定を用いた合法性の原則が加えられる。また、入札の準備から契約プロセスの終了に至る入札プロセス全体において、不正行為及び詐欺行為に対するブラジル刑法の罰則は免除されない。

2.5.1.4 目的の適用

公企業及び混合資本会社のための入札の場合は、第 28 条に記載されている。

- エンジニアリング及び広告を含む役務の提供。
- 財の取得及びリース。
- 各財産の一部である財及び財の譲渡。
- 資産に組み込まれる工事の実施。
- 財に対する抵当権の設定。

2.5.1.5 方法

LEE は、全体的請負契約、統合請負契約、準統合請負契約、電子せり売りによる契約の可能性を規定している。これらに加え、この法律は入札の免除と無効による直接契約も認めている。

項目	入札方法			
	電子せり売り	全体的請負契約、統合請負契約、 準統合請負契約	無効（直接契約）	免除
定義	市場において一般的な仕様を通じて、公告において性能及び品質の基準が客観的に定義される一般的な財及び役務の取得のために、法律 2002 年第 10520 号（LLP 法）により制定された「せり売り」として知られる入札方法の適用（LLE 第 32 条 IV 号と補項 3）	全体的請負契約：複雑性の高いプロジェクトの直ちに稼働可能な状態での受領。 準統合請負契約－工事とエンジニアリングの役務で、実行される役務をあらかじめ基本プロジェクトで定義することが可能な場合。 統合請負契約－工事又はエンジニアリングの役務が、主として知的な性質を有し、且つ入札対象の技術的革新をもたらすものである、又は、市場で限定された異なる方法と技術で実行可能な場合(LLE 第 42 条ほか)	特に競争が不可能な場合に適用される。 (I) 独占的企業によってのみ供給可能な材料、設備または財の取得。 (II) 特殊な性質を持つ（専門知識を有する高名な専門家による）専門技術役務、技術調査、基本又は実行プロジェクト、工事又は役務の検査、監督又は管理を含む。 (III) あらゆる芸術分野の専門家との契約、及びこの法律に規定されるその他の仮説の場合（LLE 第 30 条）。	希望者がいない場合、価格が高すぎる場合、緊急の場合、その他 1993 年法律第 8666 号第 29 条（LLE 第 29 条）で規定されている場合には、行政と個々の者との間で直接契約の締結が可能。
工事及びエンジニアリングの役務に対する価格の上限	-	-	-	最高 100,000 レアル (LLE 第 29 条 I 号)
その他の購入及び役務の価格の上限	-	-	-	最高 50,000 レアル (LLE 第 29 条 II 号)

入札案の最短提出期限	物商品の購入：採用された基準が最低価格または最大割引額の場合：5 営業日。それ以外の場合は 10 営業日 工事およびサービスの請負：最低価格または最大値引き額を基準とする場合：15 営業日。それ以外の場合は 30 営業日 最良の技術的または技術的・價格的判断基準、または準統合または統合契約：最短 45 営業日（LLC 第 32 条）
ガイドライン	1 号 契約の対象物、入札公告、契約書の草案の標準化。 2 号 公企業又は混合資本会社にとっての競争上の最大の優位性の追求。 3 号 入札者の参加を拡大する目的での対象物の分割。 4 号 競売として知られる入札方法の優先的採用。 5 号 希望者との取引きにおける誠実方針の遵守。 * 持続可能性関連規則について特に重視。 （LLC 第 32 条）

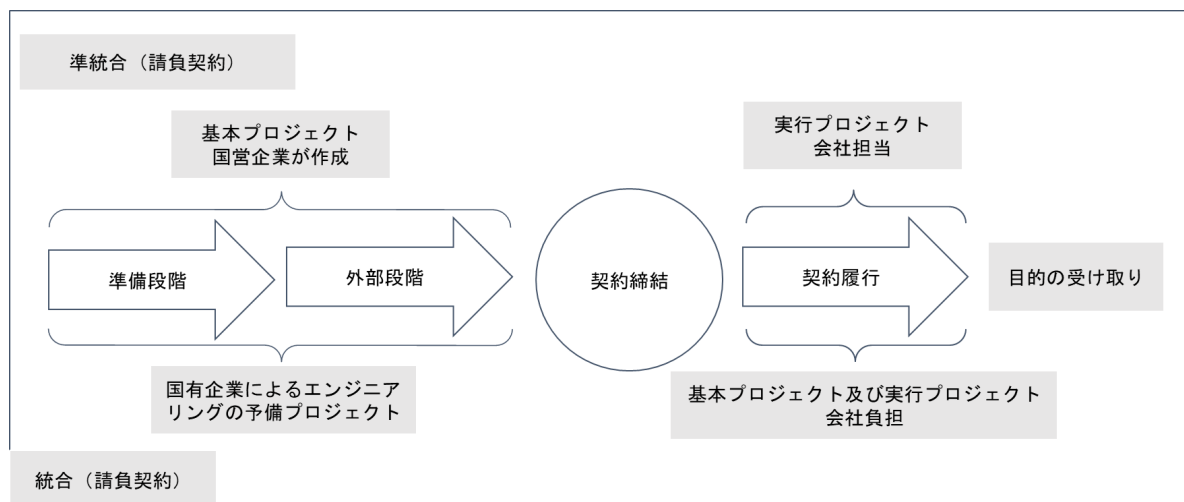
加えて、LLC の同点判断の基準もこの法律に適用されることを強調しておく。

2.5.1.6. 工事と役務に関する特別規定

LLE は、工事と役務に関する 3 つの新しい契約形態を定義することで、革新を図っている。これらは以下の通りである。

- ・ 包括契約－必要な工事、役務、設備の全段階を含むプロジェクト全体の契約。請負業者の全責任のもとで、運用開始が整った段階で「契約目的物を」契約者に引き渡す（第 42 条第 4 号）。
- ・ 統合請負契約－基本計画及び実行計画案の立案・開発、工事及びエンジニアリングの役務の実施、組立、試験、可動前及び目的物の最終引渡しに必要なかつ十分なその他の作業を含む請負。リスクマトリクスが行政契約の必須構成要素である、工事及びエンジニアリングの役務の独占的契約形態（LLE 第 42 条第 6 号及び補項 1）。
- ・ 準統合請負契約－実行プロジェクトの準備及び開発、工事及びエンジニアリングの役務の実施、組立、試験、可動前及びプロジェクトの最終引渡しに必要且つ十分なその他の作業を含む契約。リスクマトリクスが行政契約の必須構成要素である、工事及びエンジニアリングの役務の独占的契約形態（LLE 第 42 条第 6 号及び補項 1）。

例として、SABESP⁶⁰の契約形態の概略を示す。



廃止される旧 RDC と同様、LLE は、工事や役務の場合、請負人の報酬を目的物の履行に応じて行政契約で拘束する可能性を維持している。

工事又はエンジニアリングの役務の場合、請負業者の料金及び固定報酬を設定する代わりに（時間ベース契約）、パフォーマンスに連動する変動報酬の割合を契約書に設定する（LLE 第 45 条）。

⁶⁰ サンパウロ州基礎衛生会社 - Sabesp. <https://www.sabesp.com.br>. 2023 年 02 月 09 日閲覧

つまり、Pereira Junior の説⁶¹によれば、請負業者のパフォーマンスが高ければ高いほど、その報酬も高くなる。同様に、パフォーマンスが低い契約は報酬も低くなる。こうして、一般的に、工事と役務の質は向上する。

2.5.1.7 物品取得に関する特別規則

物品取得のための入札に際し、公企業及び混合資本会社は、たとえそれが独占的なものであっても、正当な理由があれば、希望する物品のメーカー又はモデルを定めることができる。市場に類似のモデルの物品がある場合、その物品のサンプルを要求することができる。また、事前資格審査手続において、品質証明書の提出が求められる場合もある。

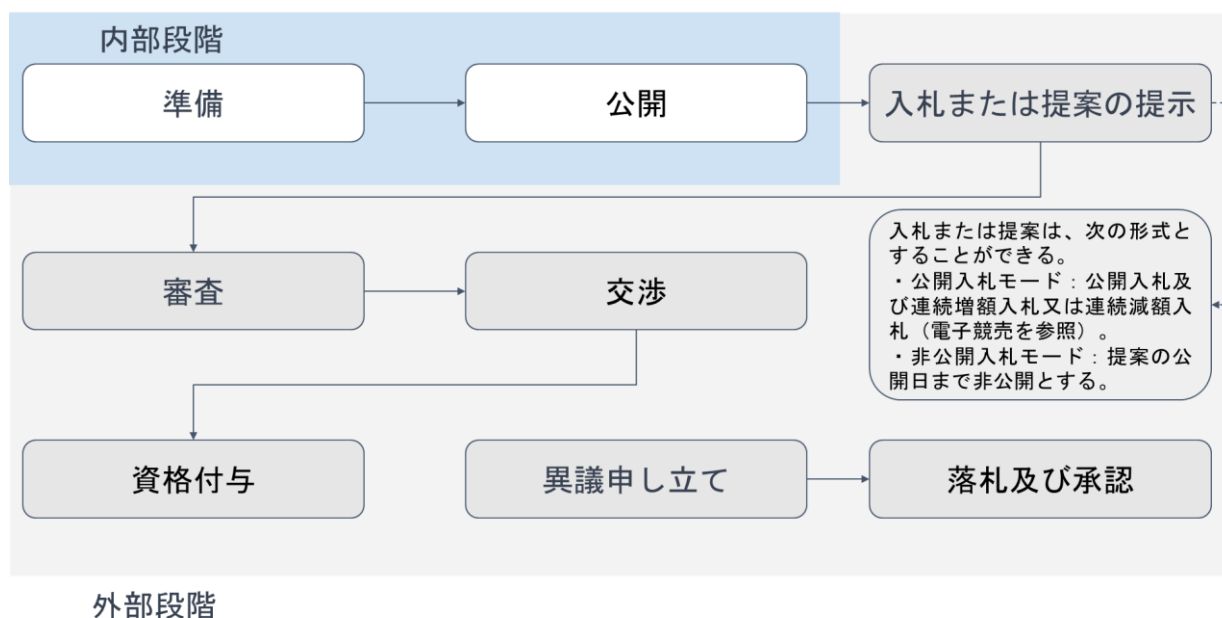
公企業及び混合資本会社によって取得された物品は、6 ヶ月ごとに、アクセス制限のないウェブサイト上で公開され、購入物品の識別、単価、購入数量、供給業者の名称、各契約の総額が掲載される（LLE 第 47 条及び第 48 条）。

2.5.1.8. 物品譲渡に関する特別規則

公開会社及び混合資本会社による物品の譲渡は、入札手続が免除される場合を除き、当該資産の正式な評価及び入札に先立ち行わなければならない（LLE 第 49 条）。

公企業及び混合資本会社による物品の譲渡に適用されるこの法律の規定は、入札免除の場合との関連も含め、公企業及び混合資本会社の資産の一部である物品に対する抵当権の設定を含め適用される（LLE 第 50 条）

入札手続の概要は以下の通りである（LLE 第 51 条から第 53 条まで）



⁶¹ PEREIRA JUNIOR, José Torres 「RDC に規定された実績に応じた報酬と、ポストモダンの公共経営のパラダイムとの調整」 2016 年

LLC（旧公共入札法）の規定において、評価プロセスは全企業の資格証明書類の確認から始まる（LLC 第 109 条）のに対し、入札手続きの首位が決定された後に資格認定段階が設けられる（LLE 第 51 条）という点で、重要な刷新が行われている。

MELO は次のように論じている。⁶²

「LLC では、まず"入札参加者の資格審査"が行われ、その後、資格のある入札参加者の"提案審査"が行われたが、新法では、国営企業はまず商業提案の審査を行い、その後、その段階で首位となった入札参加者の資格審査に進まなければならない」

このように、入札資格の段階を逆にすることで、契約者は落札者が提出した書類のみをチェックし、手続き迅速の原則に従って、その後契約を締結することになる。

この革新が適用されなければ、多数の入札参加者による複雑な入札手続きを考慮すると、評価委員会は参加企業すべての書類を評価することになり、時間がかかりすぎるためサービスの実施、製品の実装、又は入札の実施が次々と遅れるが生じることになる。

2.5.1.10 判定基準

客観的判定の原則に従い、入札の判定基準を以下に示す。

- I – 最低価格。
- II – 最大割引額。入札段階において、その額は秘密にされる（LLE 第 34 条）。
- III – 技術と価格の最良の組み合わせ。
- IV – 最良の技術。
- V – 最良の芸術的内容。
- VI – 最高価格提示。
- VII – 最高の経済的利益。
- VIII – 譲渡物品の最良の利用。

2.5.1.11. リスクマトリクス

工事及びエンジニアリングの役務契約は、リスクと責任を定義するリスクマトリクス条項を含めなければならない。これは、工事及びエンジニアリングの役務のための準統合請負契約及び統合請負契約において、当事者間のリスクと責任を定義し、契約締結後に発生する事象に起因する経済的負担の観点から、契約の当初の経済的・財政的バランスを特徴づけるものである（LLE 第 42 条 10 号）。

これらの条項には、次の事柄が明記されなければならない。

⁶² MELO, Cosmo「国の新入札制度により実現した革新」2019 年
<https://jus.com.br/artigos/71292/inovacoes-implementadas-pelo-novo-regime-licitatorio-as-estatais>. 2023 年 2 月 8 日閲覧

- a) 契約締結後、経済的・財務的均衡に影響を及ぼす可能性のある事象のリストと、そのような事象が発生した場合に契約追加証書を発行する必要があるかどうかの予測。
- b) 入札の基本計画及び実行計画案で事前に定められた解決策の修正について、請負業者が自由に方法論又は技術的解決を革新することができる対象部分の正確な設定。
- c) 義務付けられる手段について、請負業者が自由に方法論又は技術的解決を革新することができない対象部分の正確な設定。入札の基本計画及び実行計画案で事前に定められた解決策と実効手段が同一であることが義務付けられる。

リスクマトリクス条項は、契約の時点から、契約における各当事者の条件と責任を明確にし、経済的な再均等の可能性を提供し、工事とエンジニアリングの役務の作業範囲の限界とスケジュールに関し後から紛争となることを回避するため、当事者にとって重要な保証となる。

更に、この措置は、行政当局と入札参加者の双方に、入札段階から契約に内在するリスクを特定、詳細化、評価することを義務付けるものであり、これにより必要なコーポレート・ガバナンスが強化される。

2.5.1.12. 行政処分

締結された行政契約には、請負業者が契約を遵守しなかった場合に適用される行政処分の条項が含まれていなければならない。この処分措置には、警告、契約の不当な履行遅延に対する罰金、契約の取り消し、入札又は契約への参加の一時停止（最長 2 年間）が含まれる（LLE 第 82 条から第 84 条まで）。

2.5.1.13. 国営企業入札法（2016 年法律第 13303 号）の細目一覧

実効的にこの法律を理解するため、日本の国内企業は、LLE の中核を理解するために、LLE の主な内容の要約提供を目的とする下記の細目一覧、また、必要であれば、本書の前項に記載・提示されている法的根拠を参照にすることができる。

目次 – 2016 年法律第 13303 号 – LLE

番号	協議及び理解の対象	法律の条文並びに／又は補項及び／若しくは号の詳細説明
1	LLE 法の対象となる団体の種類	第 1 条 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項
2	一般的な管理規則及び内部規定	第 9 条 - 第 1、2、3 項及び第 1、2、3 及び 4 項
3	入札義務	第 28 条
4	入札の免除	第 29 条 - 第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 12 項、第 13 項第 1 号
5	直接契約	第 30 条 - 第 1 項、第 2 項
6	企業選定の目的	第 31 条
7	入札に関する一般規則及び指針	32 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び補項 1 及び補項 2
8	予算の守秘義務	第 34 条
9	事前資格審査プロセス	第 36 条 第 64 条第 1 号、第 2 号、補項 1、補項 2、補項 3、補項 4、補項 5、補項 6 及び補項 7
10	入札免除及び入札無効	第 29 条第 1 号、第 2 号、第 8 号、第 15 号 第 30 条第 2 号
11	国営企業における LLE 法適用の内部規制	第 40 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号
12	請負方式による工事及び役務の実施に関する具体的規定	第 42 条第 1 号、第 2 号、第 3 号
13	契約制度に応じた工事及び役務の実施のための特定規程	第 42 条第 4 号、第 5 号、第 6 号、補項 1、補項 2、補項 3、補項 4、補項 5
14	サポートする技術文書の定義	第 42 条第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号
15	工事と役務の契約の方式と制度	第 43 条
16	物品取得規則	第 47 条
17	入札手続の段階	第 51 条
18	入札における判断基準	第 54 条
19	資格条件の判定	第 58 条
20	入札並びにその定義及び内容に関する補完手続	第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条、第 67 条
21	行政処分及び罰則	第 82 条、第 83 条、第 84 条

2.5.2 入札及び行政契約に関する法律（2021 年法律第 14133 号）

2021 年 4 月 1 日付法律第 14133 号は、入札及び行政契約に関する新法（NLLC）に関するものである。

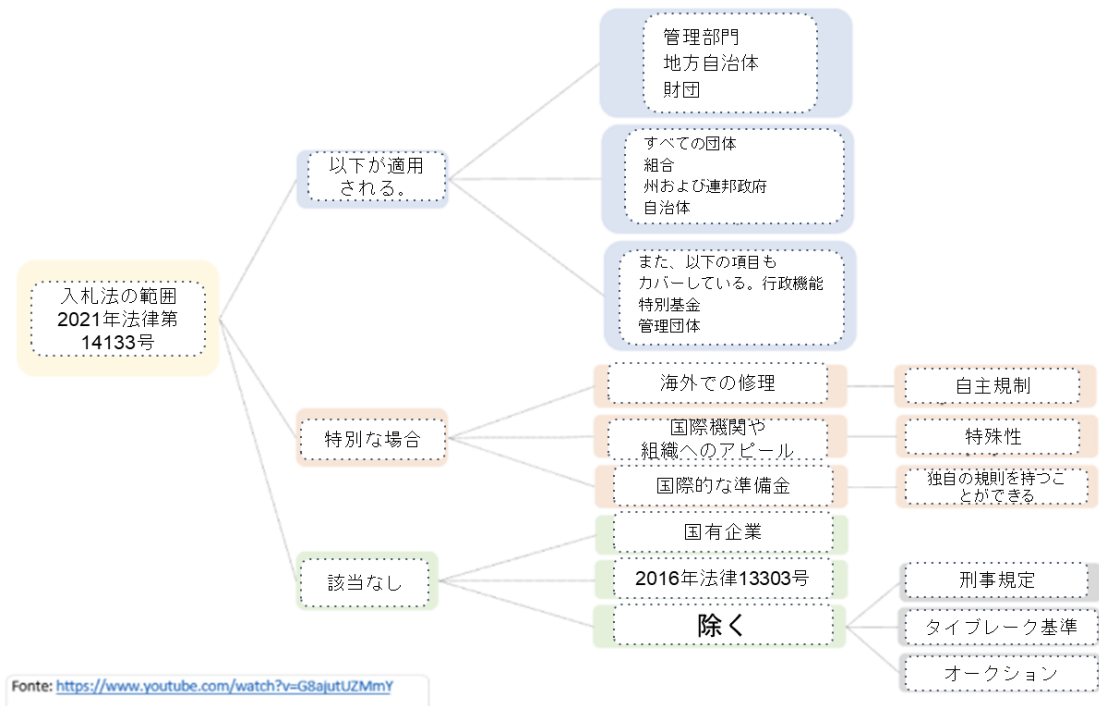
NLLC は、1993 年法律第 8666 号、2002 年法律第 10520 号及び 2011 年法律第 12462 号の廃止後、公共調達プロセスについて、この法律のみが規律する。

日本企業の入札参加に適用される NLLC の内容説明は、巻末資料 6 に掲載する。

2.5.2.1 目的

本法は、連邦政府、州、連邦管区及び市郡の直接、自治及び基礎的な行政機関のための公共入札及び行政契約に関する規則を規定する。ただし、2016 年法律第 13303 号に規定される公営会社及び混合資本金会社については適用されない（NLLC 第 1 条）。

NLLC の適用範囲は以下のとおりである。



NLLC が定める規程は、公共財産の売却及び使用权の譲与、購入全般、取得、リース、公共財産の使用权設定、第三者による役務の提供及び技術専門的役務、エンジニアリング工事及び役務、情報通信技術その他類似の役務を伴う全ての活動に関する公共調達手続において適用される（ただし、信用業務及び公的債務管理に関する契約並びに特定の法律に従う契約を除く）(NLLC 第 1 条から第 3 条まで)。

適用対象	公共財産の売却及び使用权の譲与
	注文を含む購入全般
	リース
	公共財産の使用权設定
	技術的及び専門的サービスを含む役務の提供
	エンジニアリング工事及び役務

補助的適用対象	情報通信技術
	その他類似サービス
	公共サービスのコンセッションと許可
	PPP
適用なし	広告代理店との広告サービス
	与信業務及び公的債務管理契約
	特定の法律に基づく契約

2.5.2.2 コンプライアンス・ルール

この法律の対象となる組織は、ガバナンス・ルール、透明性、組織構造、リスク管理、内部統制の実践、取締役会の構成、及び取締役を保護するメカニズムに関して定められた要件及び規定を遵守しなければならない。

この重要な法改正は、行政、入札者、市民社会が一体となって NLLC を起点とする契約や協定を監視する防衛ラインと呼ばれる予防的管理を実施することにより、透明性を強化し、汚職や違法行為と闘うことを目的としている。

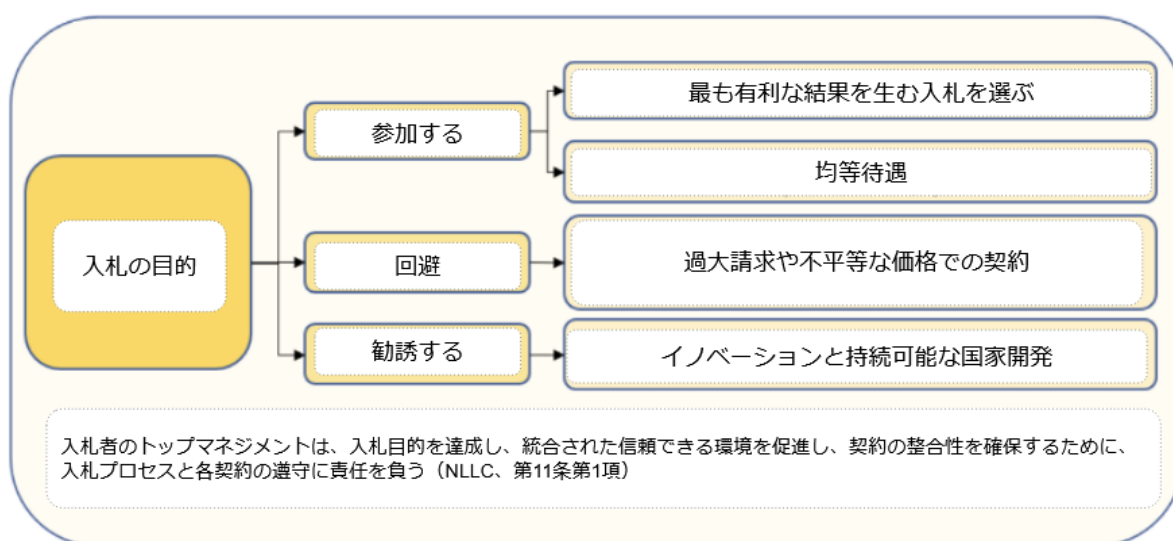
監督活動を遂行するために、監督機関は、（監督の対象となる）機関及び団体によって機密扱いとされたものを含め必要な文書及び情報への無制限のアクセス権限を有していなければならない（NLLC、第 169 条）

市民社会の参加に関しては、LLE と同様、いかなる個人、入札者、請負業者も、入札や契約に異議を唱える正当な当事者であり、この法律が適用される組織によって行われた不正を監査裁判所に訴える正当な当事者となる（NLLC、164 条及び 170 条）

最後に、入札手続並びに契約及び予算の執行に関する情報（ただし、機密又は産業秘密を含むものを除く）は、最新の電子データベースに格納される。このデータベースは、全国公契約ポータル（PNCP）を通じてリアルタイムでアクセスでき、このポータルシステム（NLLC、174 条）は新法 NLLC のもう一つの重要な革新的事項である。

2.5.2.3 目的と原則

この法律が対象とする入札手続の目的は以下の通りである：



NLLC を適用する際には、常に以下の原則に従う。

原則	合法性	機能の分離
	非人格性	入札公告への拘束力
	道徳性	モチベーション
	公共性	法的安全性
	効率性と有効性	合理性
	公益性	競争力
	行政の妥当性	比例性
	平等性	スピード
	計画性	経済性
	透明性	持続可能な国家開発

2.5.2.4 公的エージェント及び契約エージェント

入札を成功させるために、行政機関は、入札手続を実施・監視する公務員を任命する。

法的定義によれば、行政に従事する者はすべて公務員とみなされ、契約を担当する公務員は契約代理人と呼ばれる。

公務員と契約代理人の法的定義を以下に示す：

公務員：選挙、任命、指名、契約又はその他の形式による就任又は連帯により、行政の一部である法人において職務権限、地位、職務又は機能を有する個人（NLLC 第 6 条第 5 号）。

契約代理人：行政機関の正規公務員又は常任職員である公務員の中から所轄庁により任命された者で、意思決定、入札手続の監視、入札手続の推進をこと、及び入札手続の円滑な運営に必要なその他の活動を国による契約承認まで行う者（NLLC 第 6 条第 60 号）。

契約代理人の任命は、入札手続の円滑な運営と行政契約の承認に不可欠な機能を遂行する公的な代理人の能力に応じて、入札を推進する主体が以下の要件に従って行う。

- (1) 正規の公務員であることが望ましい。
- (2) 入札及び契約に関する職務に就任し又は研修を受けていること。
- (3) 通常の契約者と親族関係にないこと。

さらに、契約代理人を任命する際には、職務分掌の原則を適用しなければならない（それぞれの契約において誤りが隠蔽されたり不正が行われたりする可能性を減らすため、同じ契約代理人をリスクの影響を受けやすい職務に同時に任命することは禁じられている）（NLLC 第 7 条）。

契約代理人が任命されると、その代理人は、分野別支援チームのサポートを受けながら、契約が承認されるまで、以下に述べるいくつかの特則を遵守しつつ入札手続を実施する（NLLC 第 8 条、第 31 条本文及び第 31 条補項 1、第 11 号）。

- 非常に複雑な契約及び競争的対話入札の場合、契約代理人は入札委員会（最低 3 名）に代えることができる。
- 入札の対象が極めて特殊な知識を必要とする場合（特殊な物品又は役務）、契約代理人を支援するために専門会社又は専門家を任用することができる。

- 入札手続がせり売りの場合、契約代理人はオークショニアと呼ばれる。
- 入札手続が競売の場合、契約代理人は競売人と呼ばれる。
- 契約代理人は、行政処分の罰則の下、利益相反規則を遵守しなければならない。

2.5.2.5 入札方法

新法では、公共入札の方式は小さいながらも重要な変更を受けた。新法における入札方法は以下の通りである（NLLC 第 28 条）。(I) せり売り（pregão）、(II) 指名入札（concorrência）、(III) コンペ入札（concurso）、(IV) 競争入札（leilão）、(V) 競争的対話（diálogo competitivo）

加えて、行政は以下の補助的な手続によって契約を進めることができる（NLLC 第 78 条）。(i) 認定、(ii) 事前資格審査、(iii) 関心表明手続、(iv) 価格登録制度、(v) 登録

公共調達の種類ごとに、特定の入札方法が適用されることに留意することが重要である。各入札方法の定義とその主な特徴は以下のとおりである。

入札方法							
項目	せり売り	指名入札	コンペ入札	競売入札	競争的対話	入札無効	入札免除
概要	一般的な商品又は役務の場合に義務的に採用される。その審査基準は、最低価格又は最大割引価格による。 (NLLC6 条 41 号)	特殊な物若しくは役務又は特殊な財産に関するエンジニアリング工事若しくは役務の場合に採用される。 その審査基準は、最低価格、より優れた技術又は美術的技能、経済的合理性、最大割引価格などである。 (NLLC6 条 38 号)	技術的、科学的又は芸術的な事業について採用される。より優れた技術又は芸術的技能を審査し、落札者（受賞者）に賞金又は報酬が授与される。 (NLLC6 条 34 号)	不動産又は価値の乏しい若しくは法的に差し押さえられた動産を売却する場合に採用される。最高額を申し出た者に売却する。 (NLLC6 条 60 号)	工事、役務及び購入に関する契約で、行政機関がニーズに合致する代替案を案出するために、事前に選定した入札業者との間で対話を実施する方法。 (NLLC6 条 42 号)	独占的企業のみが提供できる商品、高度に専門的で特異な（明白な特殊性を有する）役務、芸術分野での専門性その他法律に列挙された、入札に適合しない類型。 (NLLC74 条)	入札希望者がいない場合、入札申込額がきわめて高額である場合、緊急を要する場合その他法律で定められた場合に該当するときにおける行政機関と個人との間の直接契約。 (NLLC75 条)
対象	一般的な商品又は役務（エンジニアリングによる一般役務を含む）。	商品又は役務、工事又は一般的若しくはエンジニアリングに関する役務。	技術的、科学的又は芸術的な事業。	不動産又は価値の乏しい若しくは法的に差し押さえられた動産。	(A) 革新的又は専門的な技術を要する工事、役務又は購入。 (B) 市場で利用可能な解決策・手法を用いることなし実現することが不可能となる工事、役務又は購入。 (C) 詳細に技術仕様を決定することが不可能となる工事、役務又は購入。 (NLLC32 条)	NLLC74 条。	NLLC75 条。
審査基準	最低価格又は最大割引価格。	最低価格、より優れた技術又は美術的技能、経済的合理性、最大割引価格など。	より優れた技術又は芸術的技術。	最高価格。	公告に明記される客観的な基準。	直接契約のため個別に決する。	直接契約のため個別に決する。
手続規定	通則 (NLLC29 条)	通則 (NLLC29 条)	特則、競売公告で確認 (NLLC29 条)	特則、競売公告で確認 (NLLC32 条 1 号)	特則、競売公告で確認 (NLLC31 条補項 2)	特則 (NLLC72 条、74 条補項 1・補項 5)	特則 (NLLC72 条)
公告後の入札書提出までの最短期間	購入において最低価格による場合：8 営業日 購入において別の審査基準による場合：15 営業日 役務契約において最低価格による場合：10 営業日	購入において最低価格による場合：8 営業日 購入において別の審査基準による場合：15 営業日 エンジニアリング工事又は役務において最低価格による場合：10 営業日 特殊なエンジニアリング工事又は役務において最低価格による場合：25 営業日 統合請負契約の場合：60 営業日 準統合請負契約の場合：35 営業日	35 営業日 (NLLC55 条 4 号)	15 営業日 (NLLC55 条 3 号)	入札希望書を提出すまで：25 営業日 (NLLC32 条補項 1 第 1 号)	なし	なし

入札方法に関して革新的なのは競争的対話であり、これは、技術的又は技術的な革新があった場合や、カスタマイズが必要な解決策であった場合、及び、通常の基準から外れた需要がある対象物の特殊性に鑑みて、行政が最良の契約案を決定するのに十分なリソースを持ち合わせていない場合に適用される。

入札募集の公表により入札希望者からの提案がなされるものの、事前に開示に関する同意が得られない限り、当面は守秘義務を負わなければならない。

競争的対話では、技術的な複雑さや技術革新の必要性が高いことから、専門的市場や専門家を通じて解決策を模索する。

これは新しいタイプの入札であるため、公益と企業の戦略的情報の限界について懸念があり、適切な規制が必要となる。

新法は、賢明にも行政に対し、入札手続の競争力を制限するような形式から距離をとり適切で安全な方法を模索する。また、新法は、手続における透明性を確保することで、あらゆる形態の物品について、取得する物品が不足する状況や、行政機関において専門的なニーズとの技術的ギャップを満たすことのできる最善の条件を決定できないような状況を打開することを狙っている。

MIRANDA⁶³によれば、補助的な手続は、将来の入札や直接契約を円滑化する目的で用いられる契約前の一連の仕組みによって構成されている。

各補助手続の主な特徴は以下のとおりである：

- (i) 認定：契約の必要がある場合に役務又は商品を提供することができるような新たな関係者を恒久的に登録するため、公告によって関係者を募る。(a)標準化された契約、(b)サービスの直接受益者の指定、(c)価格の変動が激しいサービスであって、入札手続の実施遅延により契約が実現不可能となる場合に利用される（NLLC 第 6 条第 43 号及び第 79 条）。
- (ii) 事前資格審査：将来の入札又は具体的に定められた工事又は役務のプログラムに関連した入札のために、商品及び役務を提供できる入札者を選定することを目的とした入札前の選定。将来の入札の場合、事前資格審査に合格した入札参加者は、1 年間（随時更新される可能性がある）にわたり、行政機関の商品・役務目録に掲載され、掲載された商品・役務に適合する事業がある場合に入札を行うよう要請される。（NLLC、第 6 条第 44 号及び第 80 条）。
- (iii) 関心表明の手続：革新的な解決策の調査、研究、計画を実現するための行政機関の要請であり、得られた解決策は民間分野において事業解決（工事）のために自由に利用でき

⁶³ MIRANDA, Henrique. 「入札及び行政契約」 2021

<https://thomsonreuters.jusbrasil.com.br/doutrina/secao/1339454265/capitulo-v-procedimentos-auxiliares-parte-ii-procedimento-de-selecao-do-contratado-licitacoes-e-contratos-administrativos#:~:text=0s%20procedimentos%20auxiliares%20consistem%20em,0%20art.> 2023 年 2 月 10 日閲覧

る。調査及び計画の実施に伴う報酬は、解決策（工事）を実施する民間企業を通じて支払われ、行政はこれらのサービスに対して責任を負わない（NLLC、第 81 条）。

- (iv) 価格登録システム: せり売り、指名入札及び直接契約において、商品、役務、工事、技術サービスの正確な数量を定めることができない場合に用いられる。この場合、このようにして、行政機関は、資格を有する供給業者との間で最低単価を最長 1 年間維持することを保証する（NLLC 第 6 条第 45 号及び第 82 条から第 86 条まで）。
- (v) 登録: 商品又は役務を行政機関に供給することに関心のある民間者の登録。登録システムは、全国公共調達ポータル（PNCP）にあり、常時公開されている。登録後、関心を有する者は、システムに登録されたカテゴリーと分類に従って、公開入札にアクセスすることができる（NLLC 第 87 条及び第 88 条）。

2.5.2.6 工事及び役務に関する規定

NLLC は、LLE によってもたらされた専門的な工事及び役務に関し、以下のような契約に関する制度を規定している（NLLC 第 46 条）。

- 単価契約：一定の単価による価格で工事又は役務を請け負う（NLLC 第 6 条第 28 号）。
- 総額契約：固定された総額で工事又は役務を請け負う（NLLC 第 6 条第 29 号）。
- 包括契約：請負業者の全責任のもと、必要となる工事、役務、実施を含むプロジェクト全体を、稼働可能な状態で行政機関に引き渡すまでを請け負う契約。このタイプの契約では、上記の総額契約が採用される（NLLC 第 6 条第 30 号及び第 46 条）
- 業務単位契約：固定価格で、資材の供給の有無にかかわらず、小規模な仕事のために労働者を雇用するシステム。このタイプの契約では、総額契約が採用される（NLLC 第 6 条第 31 号及び第 46 条）
- 統合請負契約：基本計画及び実行計画の準備・開発、工事及び役務の実施、組立て、試験、試運転、その他目的物の最終引渡しに必要なかつ十分な作業を含む請負。ただし、リスク評価マトリックスが契約の必須構成要素であるようなエンジニアリング工事及び役務に限る。このタイプの契約では、総額契約が採用される（NLLC 第 6 条第 32 号及び第 46 条）。
- 準統合請負契約：実行プロジェクトの準備と開発、エンジニアリング工事及び役務の実施、組立て、試験、試運転、その他目的物の最終引渡しに必要なかつ十分な作業を含む請負。このタイプの契約では、請負業者は、コスト削減、品質向上、納期短縮、実施及び保守管理の容易さといった点でその優位性を証明できるのであれば、行政機関が策定する基本計画の変更を提案することができる。ただし、リスクマトリックスが行政契約の必須構成要素であるようなエンジニアリング工事及び役務に限る。また、このタイプの契約では、総額契約が採用される（NLLC、第 6 条第 33 号及び第 46 条）。
- 関連サービスの供給と提供。

加えて、エンジニアリング工事及び役務は以下を遵守しなければならない（NLLC 第 45 条）。

- 請負工事で発生する固形廃棄物の環境的に適切な最終処分。
- 環境許認可手続において決定される制約及び環境的補償による緩和。
- エネルギー消費と天然資源の削減を促進することが証明された製品、設備、サービスの使用。

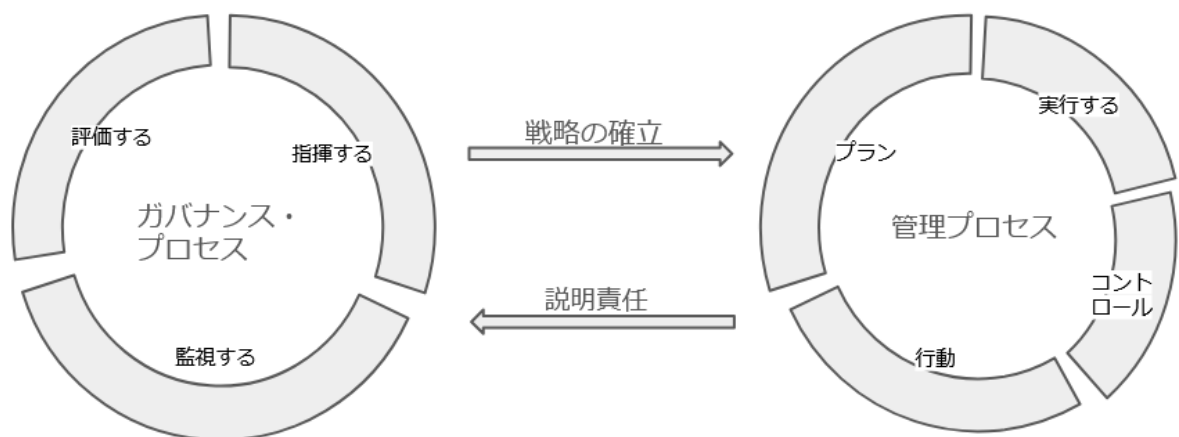
- 都市計画法に基づく近隣への影響評価。
- 歴史的、文化的、考古学的、無形遺産の保護（請負工事による直接的又は間接的な影響の評価を含む）。
- 障がい者又は移動困難者のためのアクセシビリティ。

重要：新法は LLE から、入札公告及び契約書に定められた目標、品質基準、環境維持基準、納期に基づき、請負業者の業績に連動した変動報酬制を設定することを引き継いだ。（NLLC 第 144 条）新法はまた、エンジニアリング工事及び役務については、事前技術調査⁶⁴により、実行計画の欠如が工事遂行中のパフォーマンスと品質を危うくしないことが証明された場合を除き、実行計画の策定を義務付けている（NLLC 第 46 条）

予備技術調査（ETP）は、契約計画の第一段階を構成する文書であり、関係する公共の利益とその最善の解決策を示し、契約が実行可能であると結論付けられた場合に作成される予備計画、委託条件、基本計画の基礎を提供する。（NLLC 第 6 条第 20 号）。

ETP は、ガバナンスと公共調達を向上させるための重要な手段として、廃止される法律の規定を改良し、詳細に派生させたものとして NLLC に導入された。

- 項目 1 - NLLC が対象とする行政のニーズを特定する。
- 項目 2 - 次の図で示すように、コーポレート・ガバナンスとコラボレイティブ・ガバナンスに規定されている PDCA サイクルを通じて、解決を要する問題の詳細の検討を促進する。



- 項目 3：可能な解決策のリストを作成する。
- 項目 4：想定される解決策の技術的実現可能性を正確に定義する。
- 項目 5：契約を指導するための市場情報を入手する。
- 項目 6：資金源を確立する。
- 項目 7：契約の法的枠組みを確認し構成する。
- 項目 8：想定される解決策の技術的、社会環境的、経済的及び財務的な実現可能性調査をモデル化し実施する。
- 項目 9：NLLC 第 12 条に規定される年次調達計画への組み込みを予測する。

⁶⁴ 事前技術調査：契約計画の第一段階を構成する文書で、関係する公共の利益とその最善の解決策を特徴付け、契約が実行可能であると結論付けられた場合に作成される予備プロジェクト、委託条件、又は基本プロジェクトの基礎を提供する（LNCC 第 6 条第 20 号）。

- 項目 10： 契約の付託事項を作成するための技術的・法的・経済的・財務的枠組みを規律する。

ETP は、特に、公共調達をより効果的なものとするために、NLLC 第 6 条第 20 号（定義）、第 12 条第 7 号（年間契約計画）第 17 条第 1 号（準備段階）及び第 18 条第 1 号（契約の根拠）に明記されている。

2.5.2.7 役務全般に関する具体的基準

一般的な物品の取得については、標準化の原則（美的、技術的、性能的仕様の互換性）と分割払いの原則が適用される。これらの役務が一般的な性質のものであることを考慮し、最低価格評価基準が適用される（NLCC 第 23 条及び第 47 条）

規範的指示の全文は、NLLC 第 47 条から第 50 条までに掲載されている。

2.5.2.8. 財産の処分に関する具体的規則

行政財産の処分は、入札手続が免除される場合を除き、当該財産の正式な評価と競売が先行する。入札を免除する理由は列挙されており、財産処分に関するその他の規定は、NLLC 第 76 条及び第 77 条に記載されている。

2.5.2.9 国際入札

国際入札とは、外国の入札者の参加が認められ、外国通貨による価格提示の可能性がある入札又は契約対象事業の全部又は一部が外国の領域で実施される可能性があり若しくは実施されなければならない入札で、入札手続が国内領域で処理されるものと定義される（NLLC 第 6 条第 25 号）

国際入札が開発機関からの融資又は寄付による資金に由来する場合、承認が融資又は寄付契約に正式に表明され、ブラジルの憲法原則に抵触しないことを条件に、融資機関の方針及び規則を使用することが承認される（NLLC、第 1 条第 3 項）。

この場合自国の手続規則を適用する可能性があるにもかかわらず、国際入札はブラジルの規範に記載された規制条項を遵守しなければならないこととなる。

要点を挙げれば、次の通りである。

- 行政の処分を受けた企業は国際入札に参加できない（NLLC 第 14 条補項 5）
- 入札者は外国通貨で価格を提示し、金銭を受領することができるが、ブラジル企業の場合、（提案段階で外国通貨で提示された場合でも）請求書発行と受領は現地通貨で行われる（NLLC 第 52 条）。
- 公告は、優先交渉の場合を除き、外国入札者のアクセス障壁となる資格、分類、判断の条件を定めてはならない（NLLC 第 4 条及び第 52 条）。

2.5.2.10. 手続（入札段階）

入札段階は、入札手続のフローチャートを規定するものである。すなわち、公告又は直接契約依頼の公表、公告の発行、入札参加者による入札書の提出、入札書の評価、落札企業の確定、最終的な契約交渉と落札に先立ち、公的機関が実施する活動である。

原則として、すべての種類の入札は、入札段階に関連するガイドライン（共通手順）に従うが、各入札の種類に固有の特殊性があるため、注意を要する。

入札は電子的に行われることが望ましい。これが不可能な場合、公開入札は音声とビデオで録画されなければならない、録画は入札終了後に入札ファイルに添付される。

入札の各段階については、下記に図示するとおりである。

入札段階 (NLLC 第 17 条)	
準備段階	需要及び希望する解決策 予算、入札方法、支払方法、リスク評価、適用される入札ルール、公告の草案、又は契約書の草案、その他公告又は直接契約の公表に必要な措置の決定
入札公告	契約の合法性を事前にチェックするため、公告案とその付属書類、又は直接契約を構成する書類を入札管理組織に送付し、内部で法的分析を行う。法的分析及び承認後、公告又は直接契約は、入札希望者に周知されるよう、公契約ポータルで承認され公表される。
提案と入札書の提出	入札案内の条件に従い、提案書又は入札書を受領すること。 入札は、公開（落札者を決定するための公開セッションが終了するまで連続した入札）又は非公開（単一価格）とすることができる（NLLC、第 51 条から第 56 条）
判定	入札を審査する段階には、入札者にデューデリジェンスを要求すること、入札の要件を満たさない入札を失格とすること（虚偽、広告に適合しない実現不可能な価格）、業績評価基準を適用すること、そして最終的に入札プロセスの結果（落札者）とそれぞれの交渉を決定する（NLLC 第 59 条から第 61 条まで）。
資格	入札者が入札の目的を達成する能力を証明するために必要かつ十分な情報及び書類一式の検証： 1.法的事項 2.技術 3.財政、社会、労働 4.経済・財務 (NLLC、第 59 条から 61 条まで)
不服申立て	入札参加資格の取消し、公告の取消し、契約の取消しのための一般競争入札における不服申立期間は、不服申立公告から 3 営業日である（NLLC、第 164 条から第 168 条まで）。
認証	入札の落札と承認（NLLC、第 164 から 168 条まで）、IV.

2.5.2.11. 審査基準

入札は、NLLCに基づき、以下の基準に従って審査される（NLLC 第 33 条）

I. 最低価格：入札通知書に記載された基準価格に対して提示された最低単価

（NLLC 第 6 条第 41 条）

(II) 最大割引額：告示に定められた基準価格に対する最大の割引（NLLC 第 34 条補項 2）

(III) 最良の技術又は芸術的内容：入札手続において提示された技術的スコアの最高点（NLLC 第 35 条）

(IV) 技術・価格：技術提案（70%）と価格提案（30%）を入札公告で定義された客観的要素に従って加重平均して得られた最高得点。この方式は、事前の技術調査により、プロポーザルの技術的品質が成功報酬の獲得に関連することが示された場合に適用される。

(i) 知的性質の技術的役務

(ii) ほとんどが高度な技術に依存し、領域が限定される役務。

(iii) 特殊な情報通信技術商品及び役務

(iv) 特殊なエンジニアリング業務及び役務

(v) 品質、生産性、性能、耐久性に重大かつ具体的に測定可能な影響を及ぼす、特定の代替的な解決策又は実行上のバリエーションが認められる対象物で、これらの解決策やバリエーションが入札者の自由な選択で採用できる場合（NLLC 第 36 条）

(V) 最高額入札：不動産又は使用不能もしくは法的に差し押さえられた動産の売却入札において、競売入札方式に限定（NLLC 第 6 条第 40 号）

(VI) 最高の経済的利益：効率的な契約の締結に限り、行政にとって最大の経済性が考慮され、報酬は契約の履行において効果的に得られた経済性に比例する割合に設定される（NLLC 第 39 条）

上記の具体的な判断基準に加え、NLCC は国家開発を促進するため、零細・小規模企業に対する特典を維持されていることに留意することが重要である（NLCC 第 4 条）

2.5.2.12. 法的に保証された防衛ライン

新法は、コーポレート・ガバナンスとリスク管理を強化する目的で、行政の防衛ラインを体系化することで革新的なものとなっている。そのため、公共調達、継続的かつ恒久的なリスク管理及び予防的管理慣行の対象となるとともに、社会的管理の対象とならなければならない（NLCC 第 169 条）

防衛ラインは以下の通りである：

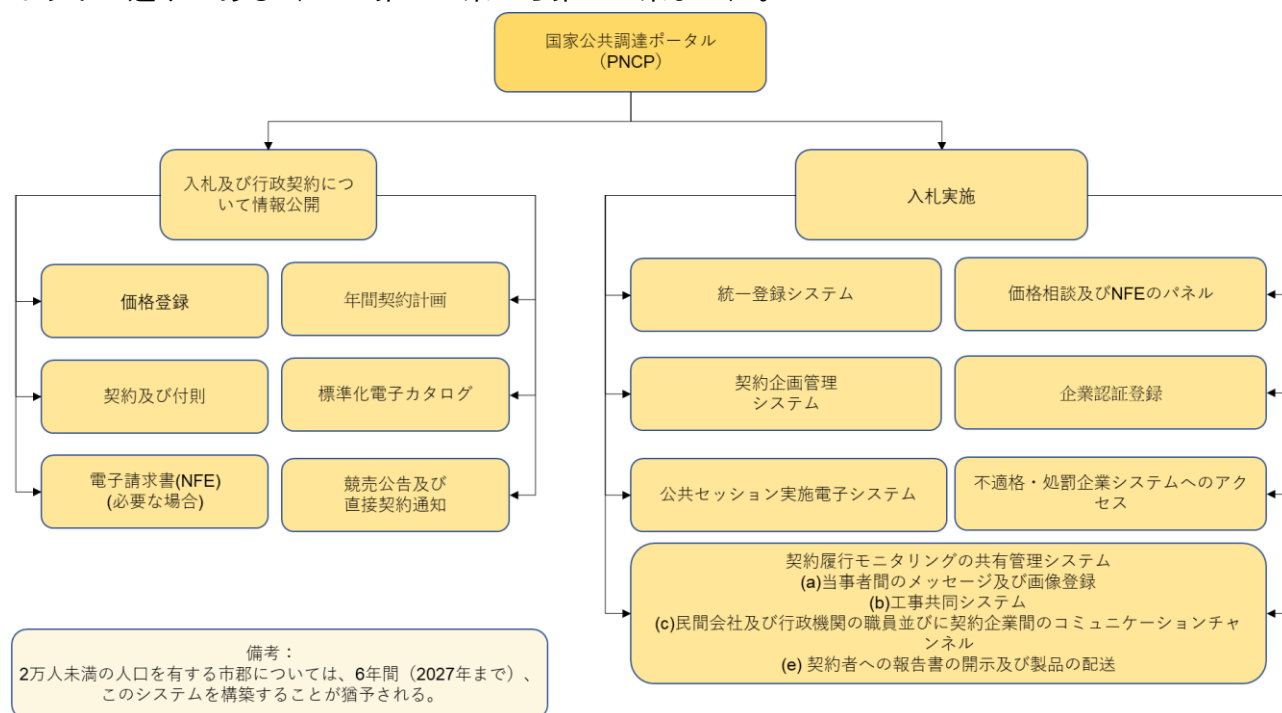
1. 第一の防衛ライン：団体又は事業体の統治機構内で働く公務員及び職員、入札代理人、当局。
2. 第二防衛ライン：団体又は組織自体の法律顧問及び内部統制分野
3. 第三の防衛ライン：行政機関の中央内部統制機関及び監査院。

この改革により、善良な慣行を監督し、入札の妥当性を保証し、汚職に対抗する責任は、公務員と行政機関の中央管理機関及び監査院との間で分担されることになる。

LLE の例に倣い、この統制を実施するため、責任主体は必要な文書及び情報に無制限にアクセスすることができ、入札業者及び入札結果を監査するため、適時性、重要性、関連性、リスクに関する基準を採用する（NLCC 第 170 条から第 173 条まで）

2.5.2.13. 国家公共調達ポータル

NLLC によってもたらされた主な革新の一つは、国家公共調達ポータル（PNCP）に関するものであり、この法律が適用される行政府、立法府及び司法府の各機関による入札行為の集中的かつ強制的な開示及び契約の任意履行のための公式電子サイトとなっている。PNCP の主な機能と情報の概要は以下の通りである（NLCC 第 174 条から第 176 条まで）。



こうしたことから、日本企業がブラジルでのビジネスチャンスを探すために行政が提供するツールを利用すれば、数え切れないほどのビジネスチャンスがあることを知ることができ、PNCP の重要性は強調しておく必要があるだろう。

2.5.2.14. リスクマトリクス

LLE と同様、新法は、適用可能なニーズと条件（競争入札と競争的対話）に適合する量を必要とする契約において、リスクマトリクスの概念と義務を採用している。

NLLC 第 103 条は、入札案内に共有するリスクマトリクスを提示することを義務付けており、契約交渉後、これは、契約主体への対象物供給に関する契約文書の法的付属文書となる。これらはすべて、2004 年法律 11079 号、さらには近時 RDC や LLE において、リスクとその原因となる要因を配分するための計画条件が既に事前に定められていたことで、うまく機能した経験に基づくものであり、落札後に財務均衡に不均衡を生じさせる可能性のある将来の不確定な事象に関連して、締結された契約に関与する代理人間の財務的負担に対する責任を明確にするためである。

LLC では、契約下において経済的不均衡であるということで請負業者によって多数の紛争が起き、これらはすべて、管理上及び理論上予見できない事象に基づくものであり、関連する目的の契約上

の実行において、際限のない法的紛争を引き起こすものであったが、この法的な手段により、これを回避できることから、コーポレート・ガバナンスとリスク管理の強化に向けた重要な一歩となる。

NLLC 第 6 条第 37 号によれば、リスクマトリクスとは、当事者間のリスクと責任を定義する契約条項と定義され、その結果、契約履行期間中の（契約締結時の）当初の経済的・財務的バランス、すなわち、付随的事象（契約締結後に発生する事象）から生じる財務的負担を導くものとなる。

ALMEIDA⁶⁵は、次のように要約し、明確にしている。「基本的に、リスクマトリクスは、経済的・財務的バランスを形成するリスクと責任を定義する。すべての契約にはリスクが伴う。

これらのリスクの中には、契約のバランスを崩すものもある。

それがリスクマトリクスであり、発生する可能性のある、あるいは発生しない可能性のある事象を推定し、各当事者の責任を定義するためのものである。」

リスクマトリクスを含めることは、大規模入札及び統合・準統合契約において義務付けられる（NLLC 第 22 条補項 3）。

特に統合契約及び準統合契約の場合、技術革新の自由から生じるリスクは請負業者の責任となる（NLLC 第 22 条補項 4）。このような場合以下の場合を除き修正によって契約金額を変更することは禁じられている。(a) 不測の事態又は不可抗力、(b) 契約の目的をよりよく達成するための、請負業者の要請によるプロジェクト又は技術仕様の変更、(c) リスクマトリクスに記載された、管理者が責任を負うべき重大な事象の発生。

LLE と同様に、リスクマトリクス条項は、行政にとっても、入札企業にとっても、契約の適切な履行を保証する重要なものであると結論づけることができる。

2.5.2.15. 契約期間

継続的な役務及び供給並びに統合的及び準統合的なエンジニアリング工事については、最長 5 年まで契約を締結することができ、両当事者にとって有益であれば最長 10 年まで延長することができる（NLLC 第 105 条から第 108 条まで及び第 113 条）。収益契約と効率化契約の場合、非投資契約では最長 10 年、投資契約では最長 35 年となる（NLLC 第 110 条）。最後に、構造化情報技術システムの継続的運用を規定する契約は、最長 15 年とすることができる（NLLC 第 114 条）

2.5.2.16. 現行法の弱点、難点、維持されるべき利点

先験的に、NLLC が現行法の条文を吸収、更新、革新し、LLC が 99 件、RDC が 53 件、LLP が 13 件と、LLC が圧倒的に多く、単一の法律に統合したことを強調することは非常に重要である。このことは、公共契約に対する「統制」を実現し、入札手続における「コラボレーティブ・ガバナンス」に関連する問題に関心を持つブラジルの立法者側の永年の関心を示している。

日本企業が入札に参加する可能性に関しては、すでに述べたように、以前の規制は非常に高度なものであった。日本企業の入札参加の可能性に関しては、すでに述べたように、以前の規制はブラジル企業を非常に保護するものであった。

ALMEIDA, Herbert. 「入札及び契約に関する新法の図式化 - 2021 年法律第 14133 号, p. 57, 2022

<https://repositorio.ufsc.br/bitstream/handle/123456789/221841/nova%20lei%20de%20licitac%20o%20es%20esquematisada%20-%20prof%20herbert%20almeida%20-%20estrat%C3%A9gia%20concursos.pdf?sequence=1> . 2023 年 2 月 13 日閲覧

実際には、現地法人を持たない外国企業の入札参加は、国際入札方式でのみ認められていた。また、現地法人を持たない外資系企業は、最低価格評価基準に基づく市場で競争することが困難であった。NLLC によってもたらされた多くの革新の中でも、幅広い保証を伴う入札への外国企業の参加は際立っている。また、公共サービスへの投資は、とりわけ発展への最良のステップである。これはとりわけ、国の経済発展への最良の道である。

すなわち、外資系企業は、連邦政府が定める規程を遵守する限り、国内の入札に参加することができる。さらに、国内で活動する外国企業は、連邦政府の政令により認可された企業でなければならない（2020 年 IN.10/2020、第 20 条の B）。

もうひとつ有利な点は、（入札免除及び入札無効による）直接契約制度が維持されていることである。これらの方式では日本企業の参加が期待される。

また、手続の迅速化、入札手続の透明性の向上、その結果としての新法に含まれる延長契約の安定性を追求した近代化も注目に値する。

サンパウロ州監査院⁶⁶が要約しているように、「以前の法制度との単純な比較から始めると、[...]この法制度は、数々の汚職スキャンダルと背景として考案され、管理職の裁量を制限し、選択の幅を狭め、厳格な官僚的様式とすることで、最良の提案を柔軟に模索することを困難にするという考えを支持する一因となった。

加えて、新法は、公共調達システムの近代化の追求を背景としており、電子的手段を主として用いることで、対面形式を例外とし、手続のバーチャル化を図っている。[...]契約の期間が延長され、予算の利用可能性と連動して、継続的な役務及び供給品の契約は最長 5 年となり、さらに 5 年間延長可能となる。」

入札手続の透明性に関しては、責任者、意思決定者、契約プロセスの推進者である契約代理人、技術工事とサービスの契約における「リスクマトリクス」、契約に履行条項が含まれることの保証を強調する。さらに、実現不可能な価格での契約や過大請求に対する法的規定も注目に値する。

公共調達システムの近代化については、LLP によって導入された電子技術の進歩を維持することは、入札の世界に簡便性、効率性、透明性をもたらし、すでに電子システムによる入札を原則としていることから、肯定的な点である。

契約期間の延長に関しては、長期契約による安定性は、毎年新たな契約を結ぶ必要がないことによる手続上の節約だけでなく、より長期間にわたって商品やサービスを確保することができる行政にとっても、契約によって設定された目標が達成されれば、より長期間にわたって商品やサービスを生産・供給することができる入札者にとっても有益である。

この法律のもう一つの成果は、LLE の補助契約手続、競争的対話入札方式に、包括型、統合型、準統合型の契約形態を取り入れたことである。

公共調達プロセスの長さに関して、立法者が資格審査段階の逆転を維持したことは正しかった。

これは 2023 年 4 月 1 日に施行される予定の法律であるため、新しい法律が制定される際には通常そうであるように、これらの法改正の範囲と影響を深めるために、将来見直しが行われる可能性がある。このような国内的・国際的な関心の広がりを見せているのなら、なおさらである。

⁶⁶ サンパウロ州監査院 記事：入札及び契約に関する新法の初年度における課題と機会

<https://www.tce.sp.gov.br/6524-artigo-desafios-e-oportunidades-primeiro-ano> 2023 年 2 月 19 日閲覧

もちろん、NLLC は、連邦政府の官僚的な契約能力と連動した新たな制度的法的取り決めに誘発するだろう。

まとめると、NLLC が短期とはいえ実験的に施行された期間からわかる長所と短所に関しては廃止の最終段階にある旧法（LLC、LLP、RDC）の内容をかなり吸収しているため、入札手続としては短所はないと予想される、

それどころか、管理、協調的ガバナンス、手続の迅速さ、外国企業がブラジルの入札に参加するための最も多様な可能性に関する強みだけが期待される。

2.5.2.16. 公的入札及び行政契約に関する新法（2021 年法律 14133 号）の参照表

実行的にこの法律を理解するため、日本の国内企業は、NLLC 法の中核を理解するために、NLLC 法の主な内容の要約提供を目的とする下記の参照表、また、必要であれば、本書の前項に記載・提示されている法的根拠を参照にすることができる。

参照表 -2021 年法律 14133 号-NLLC		
番号	議論・業界のための関連事項	条、補項、号の明記
1	NLLC 法の対象となる組織の類型	第 1 条
2	法的申請及び関連サービス	第 2 条
3	規範及び法的原則	第 5 条
4	日本企業の関心に適する役務の提起	第 6 条-11 号、12 号、13 号、14 号、17 号、18 号、19 号、20 号、21 号、22 号
5	役務の種類に適用される技術的定義	第 6 条-24 号、25 号、26 号、27 号
6	関心を有する日本企業に適用される入札手続のモデル	第 6 条-28 号、29 号、30 号、32 号、33 号、34 号、35 号、38 号、39 号、42 号、43 号、45 号、51 号 52 号、53 号、54 号、55 号
7	年間調達計画に関する協議	第 12 条-7 号及び補項 1
8	コンソーシアムへの参加	第 15 条-補項 1、補項 3、補項 4
9	入札手続の段階	第 17 条-1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号及び補項 6
10	事前技術調査（ETP）における協同	第 18 条-1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号、8 号、9 号、10 号、11 号及び補項 1 項、補項 3
11	契約及び管理結果のサポート・メカニズム	第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項
12	リスクマトリクスの要件	第 22 条第 2 項
13	入札方法の定義	第 28 条第 2 号、第 3 号、第 5 号
14	競争対話を通じた契約における技術的機會	第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 1 項
15	競争的技術判断	第 37 条第 1 号、第 2 号、第 3 号
16	競争的技術に関する物品調達	第 41 条 1 号、2 号、3 号、4 号
17	技術標準化	第 43 条
18	持続可能な環境の尊重	第 45 条 3 号、4 号
19	契約制度	第 46 条 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号
20	広報ツール	第 54 条

21	入札手続における資格条件	第 62 条、第 63 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条補項
22	入札無効	第 74 条 1 号、3 号、4 号
23	入札免除	第 75 条 1 号、2 号、4 号、8 号、12 号
24	事前資格審査手続	第 80 条
25	関心表明手続	第 81 条
26	登録条件	第 87 条
27	リスク配分条件	第 103 条
28	国家公共調達ポータル	第 174 条
29	その他の広報方法 - 専用ウェブサイト	第 175 条
30	刑事罰	第 178 条

2.6 規制環境の比較分析

本セクションでは、廃止される規制環境と NLLC が完全施行された後に適用される規制環境、主に 2021 年法律第 14133 号（入札及び行政契約に関する新法）と 1993 年法律第 8666 号（入札及び行政契約に関する法律）、2002 年法律第 10520 号（競売に関する法律）との比較分析を行う。

規制環境の適用範囲から始めれば、廃止される法律では、法規範は、公企業及び混合資本会社を含む直接又は間接の行政機関に適用されたが、実際には、後者 2 者には、2023 年 4 月時点で施行されている規制環境に維持されている LLE の適用がある。

新規制の枠組みは、この責任分担を適切に区分しているため、LLE が独占的に管轄する公開会社及び混合資本会社には適用されない。

行政の入札担当者である通常の入札委員会は、新しい規則により、入札手続きの遂行において、入札代理人とそのサポートチームにより、より大きな力を発揮できるようになった。

入札は、法律で新たに導入された技術的な予備的調査を行うことができ、これは関与する公共の関心の特徴づけ、最適な解決策を提供し、契約の実現可能性が確認された場合には、概要プロジェクト、参照用語又は基本プロジェクト作成の基盤となる。さらに、契約代理人は、適用される場合、リスクマトリクスを含め LLE に取り込まれた効率化契約の概念を適用しなければならない。

必要な情報がすべて記載された公告は、廃止される規則には規定されていなかった NLCC のもう一つの革新である国家公共調達ポータルで公表される。

入札方式に関しては、価格決定方式と招待方式が廃止され、競争的対話方式が導入される。

欧州市場で広く用いられている競争的対話⁶⁷は、技術革新に適用され、行政当局と企業との協議を通じて、複雑な契約を締結することを可能にする。そして、契約委員会が実施する事前選考を実現する対話及び競争を通して、互いの要請を補い合う異なる者の発展を実現させる。この方式は、コンセッションや官民パートナーシップのプロセスにも適用される。

重要なのは、適用される方式の定義が契約金額と対象物の性質の両方が関係していたのに対し、新しい法令では対象物の性質のみとなったことである。これにより、より官僚的でない入札に適合さ

⁶⁷ Consultor Jurídico 競争的対話の沿革分析 <https://www.conjur.com.br/2021-abr-08/augusto-haab-analise-historica-dialogo-competitivo>. 2023 年 2 月 25 日閲覧

せるために、購入やサービスを「断片的」に分割するという繰り返し起こる問題を避けることができる。

NLLC はまた、補助的な手続きによる契約にも以下の大きな革新をもたらした。具体的には、契約が並行かつ非独占的である場合、すなわち、標準化された条件下で同時に契約を行うことが行政にとって実行可能かつ有利である場合、請負業者の選定が第三者又は直接受益者の責任である場合、そして最後に、サービスの価値と契約条件が常に変動するため、それが実行不可能な場合に使用される認定（第 6 条第 8 号）、客観的に定義された工事又は役務のプログラムに関連する将来の入札又は入札に参加する資格を満たす入札者及び確立された技術要件または品質要件を満たす物品を選定するために使用される事前資格審査（第 6 条第 44 号）、行政が公共性の高い問題に貢献する革新的な解決策を必要とする場合に使用される関心表明手続（第 78 条第 3 号 c/c 第 81 条）、主に行政が調達する正確な数量を把握していない場合に利用される価格登録制度（第 6 条第 45 号 c/c 第 40 条第 2 号）及び登録（第 87 条）制度である。この登録制度について、NLLC は、入札者の統一的な登録を目的として、国家公共調達ポータル（PNCP）で利用可能な統一登録システム（第 87 条）の利用を行政に義務付けた。

また、特筆すべきは執行制度で、以前の法律には規定がなかった（現在施行されている LLE にのみ規定がある）。この法律には、準統合契約とそれに関連する供給・サービス制度が含まれており、これについてはすでに報告書で詳しく説明したとおりである。

入札段階に関しては、資格審査段階が審査段階に先行しているが、これは行政の意欲的な行為によって逆転させることができる。さらに、NLLC の出現により、裁定機関は入札段階のリストに含まれなくなったが、価格登録簿（第 82 条第 1 項）および刑事罰（第 178 条）には言及がある。

入札の評価基準に関しては、LLE から輸入し、効率化契約に適用される最大の経済効果の基準が含まれることが新しい点である。この場合、行政にもたらされる最大の経済効果が考慮され、報酬は契約の履行において達成された経済効果に比例して固定される。

もう 1 つの革新的な点は、競争形態（第 56 条）に関するもので、NLLC は公開、非公開、公開及び非公開又は非公開及び公開の形態を招致した。この分類は廃止される規制環境には規定されておらず、LLE から吸収される形となった。NLCC から導入されたもう一つの輸入品で競争形態に影響をあたえるものは公共調達プロセスにおける予算の公表である。

NLCC は、正当な理由がある場合に限り、秘密予算の新規性を RDC から吸収した。

高額な金額に関しては、2021 年 12 月 30 日付政令第 10922 号（全文廃止）により、NLLC に含まれる金額の更新が規定され、予定価格が 2 億レアルを超える大規模な工事および役務（第 99 条第 22 号）については、行政は、30% を上限とする割合（第 99 条）で保証保険（第 6 条第 54 号、c/c 第 97 条）を要求することができる。また、公告にはリスク配分表（第 22 条第 3 項）、落札者による契約締結後 6 ヶ月以内の誠実性プログラム（第 25 条第 4 項）の実施を含めなければならない、状況によってはこれに関する措置、証明手段及び違反した場合の罰則が規定される。

入札免除に関しては、入札手続きの指示の段階で、入札手続きの実施または入札免除の可能性を示す要素が調査され、この情報に基づいて入札または直接契約を行うかどうかの判断は公的機関に委ねられる。これは裁量的な行為であるため、行政は直接契約を選択するに至った事実上および法律上の理由を説明しなければならない。

LLCA 第 75 条は、LLC の既存の規則のほとんどを組み込んだ。しかし、前述の法律第 24 条 10 号、16 号、22 号、23 号、24 号、30 号、33 号、35 号は削除された。他方で、第 15 号第 l 号および第 m 号及び第 XIII 項の規定が設けられた。

1993 年法律第 8666/93 号第 24 条は、物品およびサービスの取得は入札手続を通じて行われ、所轄官庁によって免除される可能性があり、同条は政府が直接契約できる 35 の事例を規定している。1 号には 33,000.00 レアルの 10% を上限とする専門的役務及びその他の役務および購入品目について、2 号には 17,600.00 レアルの 10% を上限とする役務および購入品目について制定され、いずれも廃止された招聘状様式に対応する 23 条と結びついている。

2021 年法律第 14133 号は、その第 75 条第 1 号および第 2 号において、低額により動機付けられる免除（第 72 条）を契約書またはその他法的に能力のある文書（第 95 条）によって行う場合、少なくとも 3 営業日以内に公式ウェブサイト及び国家公共調達ポータル（PNCP）で公表することが義務付けられており、エンジニアリング工事及び役務、自動車整備サービスについては 99,999.99 レアルまで、その他の役務及び購入品については 49,999.99 レアルまでと明確に規定されており、毎年再調整される。

予期せぬ危険の発生に直面し最長 180 日間の緊急時における契約の場合、第 24 条第 4 号により、行政は入札免除による契約が可能となり、2021 年法律第 14133 号の第 7 号により改正され、契約期間は事故発生日から起算して 1 年間（延長なし）となる。

入札免除および入札不適格の場合の直接契約は、NLLC においても、行政に対して、他の要件の中でも特に行政当局の必要性の動機及び正当性並びにその効果に関する法的見解を含む行政手続を設定する義務を課す（第 72 条）。

入札免除は例えば次の場合に発生する（NLLC 第 75 条）。(i) 契約金額の故に、(ii) 手続きの失敗の故に、(iii) 放棄された入札の故に、(iv) 不成立の故に、(v) 対象物の故に、(vi) 緊急の契約または異常事態、(vii) 国との契約を目的として設立された間接行政機関間の契約、(viii) 例外的な財政状況、(ix) 公共コンソーシアムの一部である事業体間、(x) 統一療制度（SUS）のための戦略的なもの、(xi) 技術的基準（著名な専門性）を評価する委員会を形成する専門家の団体、(xii) 障害者団体、(xiii) ブラジルの機関との社会的性質（社会的目的）、(xiv) 保健のための戦略的供給。

入札無効に関しては、NLLC 第 74 条でその適用の場合が扱われているが、1993 年法律第 8666 号では、「上限」の場合、すなわち競争の不成立に加えて、第 25 条に 3 つの項目が挙げられている。

実際、NLLC は、競争が実現不可能である場合、独占的な生産者、企業または商業的代理人によってのみ供給可能な材料、設備または商品の取得に限定して、役務の供給における独占性の証明を含む、例示的で網羅的ではないリストを提供している。具体的には、個人か法人かを問わず、排他的な起業家が誰であるかを特定すること、広告・宣伝サービスの契約におけるシーリングサービスの特異性を抑制し、主に知的で特定の専門知識を有する技術的な役務の提供者であること、芸術分野における専門家の契約を規制すること、不動産の取得または賃貸を法律第 8 号で規定すること、であり、これらの場合には、1993 年法律 8666 号の適用があった（第 24 条第 10 号）。

最後に、NLLC は、こうしたアプローチから、革新的に、契約対象の強制力のない場合の認定を導入した（第 79 条、施行保留）。

NLLC 第 75 条第 3 号 a については、入札手続きの不成立（入札不成立）の理由について定めており、入札者がいない場合、または提案がない場合は直接契約を要求し、同様に b については、入札不調

又は不成立があった場合、1 年未満前に実施された入札通知のすべての条件を維持することを要求している。

契約期間に関しては、NLLC は、（その性質に応じて）契約期間を延長することにより、供給者と行政に安定性をもたらし、技術構造化システムの継続的な運用を含め、最長 15 年まで有効としている。

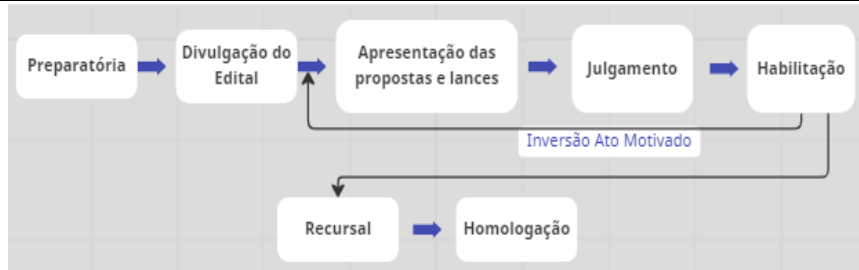
NLLC においては、また、準備段階において明らかに実現不可能な価格の場合には、契約金額の見積もりが測定され、市場で実施されているものと適合する場合には、特定のパラメータ（第 23 条）によって測定される。

連邦政府の場合、インフラ工事および輸送工事については、メディアで発表された調査データ、類似の契約、電子請求書に関する国家調査、およびその他の連邦政府機関については、その他の原価システムの利用を使用して、SICRO（工事基準原価システム）および SINAPI（工事原価および指標に関する国家調査システム）の中央値以下の単価構成によって定義される。

第 59 条は、提案の失格について規定する際、特に、実現不可能な価格（第 3 号）に焦点を当てている。エンジニアリング工事および役務については、その割合を変更した上で、提案が政府の予算見積額（23 条補項 1）の 75%未満の入札額（第 23 条補項 4）であった場合を考慮し、入札額が対応する予算額の 85%（85 パーセント）を下回るとき（23 条 5 項）、他の保証に加えて、入札額との差額に相当する追加保証を要求する。

結論として、NLLC は特に以下のような根本的な変更をもたらす。それらは、入札手続における段階的な逆転をルール化すること、契約の見積もり予算を開示することを任意とすること、入札および契約（特に高額な契約）に対するコンプライアンスプログラムの策定を義務化すること、契約に関する情報の透明性と公開性を高める国家公共調達ポータル（PNCP）を創設すること、入札手数料に代わる契約代理人を創設すること、入札なしで直接契約できる金額を拡大すること、企業が選考プロセスに参加するために加入しなければならない、契約金額の 30%を上限とする契約保険保証の割合を変更すること、企業が革新的な解決策を共有することを可能にする、競争的対話という別の入札形態を取り入れること、刑罰の適用を変更したこと、管理及び公共契約モデルにおいて双方向性を導入すること、外国企業の参加を許可すること並びに統合及び準統合契約を導入したことである。

各法律を比較した要約表を以下に掲載する。

管轄	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	入札責任者	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	直接・間接行政機関（公開会社及び混合資本会社を含む）ただし、実際には、後者 2 つは、2023 年 4 月時点で有効な規制環境に維持されている LLE によって管理されている。	直接行政機関、独法行政機関、財団法人行政機関のうち、公社及び混合資本会社を除く行政機関については、LLE が適用される。		原則として公開買付委員会	原則として公開買付代理人及びそのサポートチーム
方式	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	補助手続	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	指名入札 価格の提示 招待 コンペ入札 競争入札 せり売り 2011 年法律第 12462 号（第 1 条～第 47 条の Q：RDC）	指名入札 コンペ入札 競争入札 せり売り		事前資格審査 価格登録システム 登録	認定 事前資格審査 関心表明手続 価格登録システム 登録
方法を定義する基準	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	実施制度	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	契約金額と対象物の性質 対象物の性質	対象物の性質		単価契約 総額請負契約 包括契約 統合契約（RDC） タスク・ベース契約	単価契約 総額請負契約 包括契約 統合契約 タスク・ベース契約 準統合契約 関連サービスの提供
入札段階	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	入札方法	LLC、LP 及び RDC	NLLC
				RDC では想定されていない： 公開 閉鎖	公開 閉鎖 公開閉鎖 閉鎖公開 閉鎖: 判断基準が最低価格又は最高値引き額である場合は禁止 公開：判断基準が技術と価格の場合は禁止。技術と価格が判断基準。
予算の公表	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	低額入札の放棄	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	原則として公開（LLC）。RDC は秘密予算という斬新なものを用意した。	正当化される場合は秘密		招請方式の限度額の 10%（LCC 第 24 条第 1 号、第 2 号）エンジニアリング工事及びサービスの場合 33,000 レアル その他のサービス及び購入の場合 17,600 レアル 行政機関または公共コンソーシアムの場合、限度額は 2 倍になる。	固定額（もはや招待はない）工事、エンジニアリング・サービス、自動車保守サービスに 108,000 レアル。その他のサービス及び購入の場合、54,000 レアル。

事前技術調査	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	契約におけるリスクとパフォーマンスのマトリクス	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	想定外	これは、契約計画の第一段階を形成する文書であり、関係する公共の利益とその最善の解決策を特徴付け、契約が実行可能であると結論付けられた場合に作成される予備プロジェクト、委託条件、または基本プロジェクトの基礎を提供することを意図している。		想定外	この契約には、リスクマトリクス条項（当事者間のリスクと責任を定義し、当初の経済的・財政的バランスを特徴づける）と、効率性契約（経済的リターンが最も高い入札を通じ、請負業者の収入の一部が実際の工事の進捗に依存する）が含まれる。
全国調達ポータル	LLC, LLP E RDC	NLLC	契約期間	LLC, LLP E RDC	NLLC
	想定外	入札書類の一元的かつ強制的な公表と、任意の契約締結のための公式電子サイトが規定されている。		期間：12 カ月、ただし例外として最長 60 カ月まで延長可能	無期限：行政が独占体制下で提供される公共サービスの利用者である場合 第 75 条第 4 項 f 及び g 並びに第 5 号、第 6 号、第 12 号及び第 16 項のホール：10 年間 投資を伴わない契約：10 年間を上限とする 投資を伴う契約：35 年間を上限とする サービスの提供及び供給関連：最長 10 年 システムの継続運用 情報技術システム：最長 15 年
新たな無効事例	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	不成立及び不調による入札免除	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	専門供給業者（ブランドの優先順位なし） 専門的な技術及び専門的なサービス、特異な性質のもので、著名な専門性を有する専門家または企業との取引（広告及び宣伝サービスについては被参加資格なし。	専門的供給業者（ブランド選好禁止）主に知的な性質を持つ専門的技術サービスを、名高い専門性を持つ供給業者と行う（広告・宣伝サービスについては無資格禁止）。施設や立地の特性により、選択する必要がある。		放棄＋損失＋同条件「価値を理由に」不成立（art. 24, VIII）	放棄＋損失＋同条件「価値を理由に」不成立 入札の有効性の点から不成立 注：入札は 1 年以内に行われたものでなければならぬ。常に同じ入札条件を維持すること
緊急事態による入札放棄	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	物品の処分	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	契約期間は最長で 180 日間（第 24 条第 4 項）	緊急事態または災害発生後 1 年以内 災害		動産競売（ルール） 動産の競売（規則）	いかなる場合も競売
明らかに実施不可能な価格	LLC、LLP 及び RDC	NLLC	その他の変更	LLC、LP 及び RDC	NLLC
	土木工事及び役務については、入札額が以下の最低額の 70%未満であるものが考慮される： a) 経営陣が予算化した金額の 50%以上の入札金額の算術平均値 b) 行政が予算化した金額	工事及び役務の場合、入札額が行政の予算額の 75%未満である入札は、実施不可能とみなされる（第 59 条補項 4）。		スコープの定義 目的（目的）： 最も有利な結果 過大な価格、過大な請求、過大な請求の回避 イノベーション 大規模（2 億レアル） 契約代理人／契約委員会	公表（予算からの公表の繰り延べ）優先マージン（国内製造のサービス及び製品＋エコロジー製品）実施体制（統合、準統合、関連サービス）紛争形態 補助的契約手段

出典: Adaptado de Estratégias Concursos (www.estrategiaconcursos.com.br/blog/nova-lei-de-licitacoes-3)

第3章 公共入札に参加するための企業の資格認定の条件及び手続

この章では、現地法人を持つ日本企業と持たない日本企業が、NLLC の規定による公共入札に効果的に参加するための条件について、調査、分析、図式化を行う。

新法の条文によれば、すべての外国企業が入札可能な国際入札への参加に加え、契約の署名の際、ブラジルで正式に登録・公認されているのであれば、国内の入札でも許される可能性がある。

そうしたことから、入札手続の各段階を考慮し⁶⁸、本章では、「5 資格認定」の入札段階について、その概念、取得の方法及び解説について説明し、現地法人又は子会社の設立手続、そして最後に、入札方法に応じた実際の入札手続を要約した説明文とフローチャートを挙げる。

3.1 公共入札手続で要求される要件と条件

NLLC 第 62 条から第 70 条は、企業が公共入札に参加するための要件、書面及び条件を定めている。書面は以下に関するものに分類される。

- I. 法的資格
- II. 技術的資格
- III. 税務、社会保障、労働者に関する資格
- IV. 経理・財政に関する資格
- V. 陳述書その他の追加書面（入札手続において個別に要求される。）

新法の条文では、入札手続を迅速化し、効率化することを目指すとともに、例えば、日本企業など国際的な入札参加者といった、より広い範囲を対象とすることが、旧法と比して改善点として明確となっている。

まず、電子手続による公共入札が可能となり（第 65 条補項 2）、これは、役務の実施又は製品の提供地（入札開催地）から離れた場所に所在する企業、特に外国企業にとって、入札書を手渡しすることは困難であるため、大きなメリットとなる。

ブラジルで事業を行っていない日本企業が提出する資格証明書の内容については、本国と同等の書面を提出しなければならない（第 65 条第 1 項）。外国語で作成されたこれらの書面の有効性は、アポスティーユ⁶⁹又は領事認証並びに宣誓翻訳による。

日本企業の場合、両国がハーグ条約に加盟しているため、文書はアポスティーユをつけて提出し、その後、その宣誓翻訳を添付することができる。また、これらの書面は、入札委員会の指摘又は疑義があった場合、必要に応じて補足することができる（第 64 条）。

⁶⁸ ブラジル 2021 年 4 月 1 日法律第 14133 号。入札及び行政契約に関する法律についての規定。第 17 条 入札手続は、次の段階を順次経る。1 準備段階、2 入札公告の公表、3 必要な場合、提案書及び入札書の提出、4 審査、5 資格認定、6 不服申立て、7 承認（強調は作者による。）

⁶⁹ 文書へのアポスティーユの付与。 <https://www.gov.br/mre/pt-br/assuntos/portal-consular/legalizacao-de-documentos/apostilamento-de-documento>. 2023 年 2 月 2 日閲覧。

公共入札の参加資格を得るために必要な資格を証明する書面の詳細は以下のとおりである。

法的資格：企業がブラジル法の規程を遵守していることを証明することを目的とする。設立行為（規約、定款又は起業申請）、当該代表者の委任状、企業所有者及び代理人の書面が、管理者又は取締役の証明に有効であること（第 66 条）。

技術的資格：入札の対象となる商品又は役務の提供を履行するための、企業の技術的及び専門的能力を証明することを目的とする。そのため、民間企業又は公的企業が発行した専門的技術及び業務遂行の能力の証明書を提出すること。この場合、企業の事業の該当種別の組織に登録するとともに、所管の組織に登録することができる。

事業主体は、契約を履行するのに十分な技術的能力を有していることの証明が必要とされる（第 67 条）。十分であることとは、以下の可能性を意味する。

- (1) 入札対象の最も重要な部分又は重要な価額の部分に適合する証明書、すなわち、個々の価値が契約見積総額の 4%以上と見積もられるもの。
- (2) 最低数量が入札対象の 50%までであることが証明できること。
- (3) 専門的な工事及び役務を請け負う場合、その専門家又は会社が類似の性質を有する役務の実施に関する技術的知識及び実務経験を有することを示す他の証明によって要件を置き換えることができる。その場合、許容可能な代替証拠をあらかじめ定めておかなければならない。
- (4) 継続的な役務の場合、公告において、入札者が入札の対象と類似する役務を、連続する期間か否かを問わず、最低期間実施したことを証明する必要がある。この期間は、3 年を超えることができない。
- (5) 特別な技術を要する場合、技術的資格は、入札対象物の 25%を上限とする潜在的な下請業者に関する証明書によって証明することができる。この場合、複数の入札者が同一の下請業者に関する証明書を提出することができる。

税務、社会保障及び労働者に関する資格：税務、社会保障及び労働者に関する資格は、連邦税、州税、市郡税、社会保障、勤続年数保証基金(FGTS)など、企業が法律で定められた義務を遵守していることを確認することを目的とする（第 68 条）

経理・財務に関する資格：経理・財務に関する資格は、入札者が将来の契約から生じる義務を履行するための経済的適性を証明することを目的とし、年次貸借対照表、経理の状況及び指標、並びに破産及び民事再生の不存在証明書の提示により証明を要する（第 69 条）。

各資格の証明は以下の通りである：

法的資格	税務、社会保障及び労働者に関する資格	技術的資格	経理・財務に関する資格
個人事業の場合、商業登記	個人登録（CPF）又は法人登録（CNPJ）への申請	品目評議会での入札者登録証明（あれば）	会社の過去 2 年の貸借対照表、事業

設立行為及びそれにかかわる行為（定款又は規約）。管理者の選任書面を添付する。	契約目的に適合する活動分野につき、入札者の本店での州税又は市郡税	入札の目的と同種の技術証明書を有することの提示	報告書及びその他会計書類
外国企業の国内での事業承認令	入札者の本店の連邦、州又は市郡の税当局に関する適法性	技術能力証明	入札者の本部の支配者が破産していないことの証明
企業の経営者及び所有者の身分証明書	社会保障及び FGTS に関する適法性並びに労働裁判に関する適法性	適切かつ使用可能な技術職員、施設及び設備の開示	
陳述書その他の補充書面			

入札手続における法的資格、税務に関する資格及び経理・財務に関する資格の証明の書面は、調達者統一登録システム（SICAF）の調達者準拠の提示によって、代替することができる（入札公告に明示されている場合）。

SICAF は、2018 年行政規則第 3 号（IN.3/2018）⁷⁰により規定されており、連邦政府、地方自治体、官公庁の機関及び団体を網羅する連邦政府の登録機関である。登録に加え、SICAF に登録した企業は、自動的に連邦政府の調達ポータル⁷¹を利用できる。これを通じて、日本企業はブラジルで実施される電子入札手続に参加することができる。

SICAF 登録手続の概要は以下の通りである：

SICAF 登録	
登録の開始 (IN.3/2018 第 5 条)	連 邦 政 府 調 達 ポ ー タ ル サ イ ト で SICAF https://www.gov.br/compras/pt-br/sistemas/conheca-o-compras/SICAF-digital にアクセスし、ブラジル公開鍵（ICP）基盤により確認を受けたデジタル認証により、システム上の登録及びデジタル書面のアップロードを行う。
範囲 (IN.3/2018 第 6 条)	① 認定、② 法的資格、③ 連邦税および労働公租の遵守、④ 州、管轄区、市郡税の遵守、⑤ 技術的資格、⑥ 経済的・財務的資格
認定 (IN.3/2018 第 9 条)	関心を有する者について、電子せり売りの入札方式、さらに電子入札免除及び公共契約特別制度（RDC）での参加が許されていること

⁷⁰ ブラジル 2018 年 4 月 26 日付行政規則第 3 号（更新）。

連邦行政府の範囲内における調達者統一登録システム（SICAF）の運用規則を定める。
<https://www.gov.br/compras/pt-br/acao-a-informacao/legislacao/instrucoes-normativas/instrucao-normativa-no-3-de-26-de-abril-de-2018> 2023 年 2 月 9 日閲覧。

⁷¹ <https://www.comprasnet.gov.br/seguro/loginPortal.asp> 2023 年 2 月 9 日閲覧。

登録された情報の 認証（CRC） (IN.3/2018 第 17 条)	正しく登録され、必要な資格書類が提出されると、入札において提示するための CRC（登録された情報の認証）が発行される。 CRC は原則として、入札者の法的資格、税制、連邦規則、労働規則、経済的・財政的資格に準拠していることを証明するものである。
登録された情報の 有効期限 (IN.3/2018 第 18 条)	1 年間
費用	無料

法律ポータル MVS Exercitando Direito⁷²より引用すれば、ブラジルの公共市場に関心を持つ日本企業に対して、次のことを強調することが重要である。

“「外国企業は、Comprasnet のシステムを通じて国内の公共入札に参加することができる。外国企業は、契約の締結をしてからブラジルで法人登録（CNPJ）をする必要があり、入札前にすることはできない。これにより、外国の供給業者は入札に自由に参加することができ、契約履行中に国内に法定の代表者を設置するだけで済む。

国内の公共入札に参加するためには、外国企業が調達者統一登録システム（SICAF）に登録されていることが唯一の要件となる。」”

外国企業の国内入札への参加に関して、2020 年行政規則第 10 号（IN.10/2020）は、「ブラジル国内で事業をしていない外国企業は入札、権利の放棄、執行の不能及び行政契約の手續に参加するため、SICAF に登録することができる」と定義しており、これを裏付けている。この場合、システムが付与する特定の識別符号により登録する（IN.10/2020 第 20 条の A）。

さらに、ブラジル国内で事業をし、政府の政令により認可された外国企業は、SICAF に法人登録（CNPJ）の番号を付して登録しなければならない（IN.10/2020 第 20 条の B）。

このような方法により、ブラジルの公共市場に関心のある日本企業は、SICAF に無料で登録し、連邦政府の調達ポータルを通じて入札のフォローアップをするのが良いであろう。

3.2 ブラジルにおける事業機会の補助的要素としてのブラジルの子会社（支店）設立の詳細な説明

前提として、支店と子会社には重要な区別があり、これらの概念は、1965 年 2 月 17 日付政令第 55762 号及び 1965 年 2 月 14 日付法律第 4728 号（資本市場法）によって整理された。要約すれば、以下のとおりである。

子会社：親会社とは関係がなく、別個の存在である。子会社は、親会社とは異なる、工業、商業又は役務業を営まなければならない、その事業のために、親会社に報告をする法的な必要はなく、最大株式数を所有する親会社または持株会社によって支配される。

⁷² MVS Exercitando Direito 入札 - 外国企業も政府に売却可能、2022 年。

<https://www.exercitandodireito.com.br/2022/02/licitacoes-empresas-estrangeiras-tambem.html> 2023 年 2 月 9 日閲覧

支店：これは親会社の別の場所での拡張であるため、その事業と活動は親会社のものと一致する。会計に関する限り、子会社は親会社とは別に管理しなければならない、支店は共同で管理してもしなくてもよい。

ブラジルに子会社又は支店を設立するプロセスは以下の通りである。

ステップ 1：現地法人又は支店設立に関する本社の承認

国内事業登録統合局（DREI）の範囲内における認可申請は、民法及び 2020 年 3 月 DREI 規範教令第 77 号の要件に準拠しなければならないため、行政府による認可手続に要する時間を短縮し、要件を回避し、手戻りによるコストを削減することが可能である。

また、民法第 1134 条は、外国会社が国内会社のパートナー又は株主である場合には適用されないことを明確にする必要がある。DREI 規範教令第 81 号（2020 年 6 月 10 日）、商事。

この段階で、法定代理人は連邦のウェブサイト（gov.br）への登録と e-cpf 証明書の発行をブラジル連邦歳入庁及び管轄機関に手配しなければならない。

a) 議事録に記録された取締役会での承認、この書類には、資本金、事務所の所在地、会社の目的（ブラジルで実施される活動）、会社名（ブラジルでは法律により会社名の末尾に「do Brasil」を付けることが義務付けられている）、ブラジルにおける管財謝及び法定代理人に権限（裁判上の呼出し）を与える条項（代理人）が含まれていなければならない。

b) 定款又は会社細則（アポステイーユ認証を経たもの）及び公証翻訳文。

c) 最終年度の貸借対照表（アポステイーユ認証を経たもの）及び公証翻訳文。

d) （その他の会社類型について）細則又は定款。

e) ブラジルにおける法定代理権のための委任状、又は裁判所からの呼出状を受領する権限を付与する条項。

f) 設置認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣誓書、及び国有化認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣言書（gov.br のウェブサイト上に書式がある）。

注：定款及び会社細則には、ブラジル弁護士会に在籍する弁護士の署名が必要となる。

ステップ 2：経済商業省への登録

ステップ 2.1: ブラジルにおける外国会社設立認可の申請

この申請は、現在、経済商業省が管理する gov.br のウェブサイト（<https://www.gov.br/pt-br/servicos/requerer-autorizacao-para-atos-de-filial-de-sociedade-empresaria-estrangeira>）から行うことが可能である。



この申請には、申請フォームに記入した後、以下の書面を添付する必要がある。

a) ブラジルにおける子会社又は支店の設立を承認する旨の議事録。

b) 定款又は会社細則（アポステイーユ認証を経たもの）及び公証翻訳文。

- c) 最終年度の貸借対照表（アポステイーユ認証を経たもの）及び公証翻訳文。
 - d) ブラジルにおける法定代理権のための委任状、又は裁判所からの呼出状を受領する権限を付与する条項。
 - e) 設置認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣誓書、及び国有化認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣言書（gov.br のウェブサイト上に書式がある）。これらの文書は、<https://solicitacao.servicos.gov.br/processos> にて添付する。
- 認可された後、子会社又は支店の営業を許可する旨の政令が連邦官報に掲載される。

ステップ 3： 州法人登記への子会社又は支店の登録
州法人登記への子会社又は支店の登録（各連邦単位には登記がある）

以下の各段階を踏むことで効力が生じる。

- a) ブラジル銀行の個人口座に資本金全額を入金する。
- b) 州のシステムに会社を登録する。例として、サンパウロ州の場合には VRE Portal - Empresa Fácil São Paulo で申請する。<https://vredesim.sp.gov.br/home>

ステップ 3.1： 最初に、事業所所在地及び／又は事業活動、及び営業許可、消防署、衛生監視など、それぞれの規則に従って、会社の存続可能性を証明する必要がある。

ウェブサイト：<https://www.jucesp.sp.gov.br/IntegradorPaulista/Viabilidade/Coletor>

ステップ 3.2: 子会社又は支店がブラジル連邦歳入庁に登録できるように、このサイトで承認フォームを送る必要があり、その後、DBE（基本登録書類）が発行される

<https://redesimservicos.rfb.gov.br/coleitor-nacional/opcoes/>

ステップ 3.3: 州の登記に会社を直接登録する（ここでは、サンパウロ州のものを参照する）。
定款又は細則に従って全ての情報を入力する必要がある

（<https://vredesim.sp.gov.br/integrador/registro-jucesp>）。

ステップ 3.4： 登録された情報にアクセスし、閲覧可能な全ての頁を印刷し、登録料を支払い、州の登記に紙の書類を添付資料とともに直接提出する（https://www.jucesp.sp.gov.br/VRE/Processo/Processo_Imprimir.aspx）。

ステップ 3.5： 添付書面

以下を添付する。

- i) 前回登録した時に提出した書類と同じもの、及び法定代理人の身分証明書（RG）と CPF の認証コピー
- ii) DBE（基本登録書類）
- iii) 営業を認可する旨の政令
- iv) 資本金の預託証明書

ステップ 4： 資本金の払い込みと現地法人の銀行口座の開設

前述のステップを経て、登記の承認が得られれば、CNPJ（全国法人登記簿）が発行される。

定款又は細則が正式に登録されれば、銀行口座の開設を進めることができ、当初ブラジル銀行で開設された個人口座は、払い込まれた資本金の送金用に指定された口座に戻される。

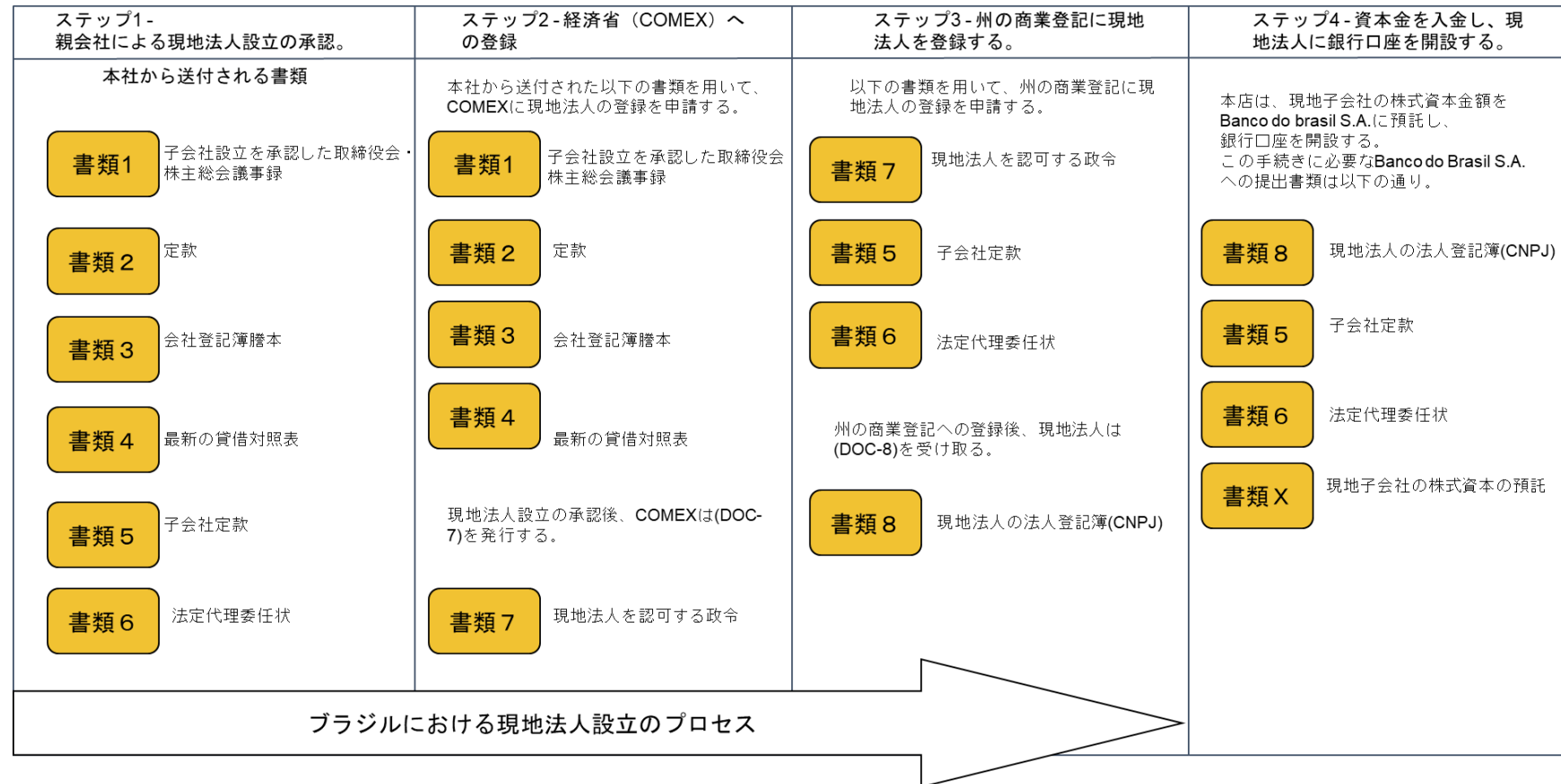
最後に、完全に正規に入札に参加するためには、市郡に登録し、営業許可を取得する必要がある。サンパウロの場合、これは以下のウェブサイトから行う。

(<https://vreredesim.sp.gov.br/integrador/inscricoes-tributarias>

e <https://www.jucesp.sp.gov.br/IntegradorPaulista/licenciamento>).

3.2.1. プロセスの図式化

このプロセスを図式化したものが下図である：



3.3 各必要書面の入手方法の詳細説明

3.1 で詳述した、入札手続における企業の資格を構成する書面は、所管の連邦内の領域（連邦、州、市郡）により発行されなければならない。

サンパウロの州及び市郡を例に、各書面を取得するための各段階を以下に説明する。

3.3.1 法的資格の確認

商業登記簿謄本又は設立趣意書とその変更（定款又は定款）、取締役選任書面を添付：会社設立時に発行された書面。現地法人を有する会社の場合、3.2.で詳述した会社登記手続後に貿易委員会が発行したもの。

外国企業に国内での営業を許可する政令、並びに登録又は営業認可。会社設立時に発行される書面。現地法人を持つ会社の場合、3.2.に詳述する会社登録手続後に商業登記が発行する書面。

会社の共同経営者及び所有者の身元確認書面：会社の定款に記載されている共同経営者を特定するための、本国発行の身元確認書面。

3.3.2 技術的資格

入札者の各地域協議会への登録証明書（もしあれば）：管轄する分野の評議会への登録を証明するもの。専門技術の例として、ウェブサイト（<https://servicos.creasp.org.br/>）で発行が可能である。

入札対象と類似した特性を持つ技術証明書を保有する専門家であることの提示：公共入札に参加するために示される職業的権限。

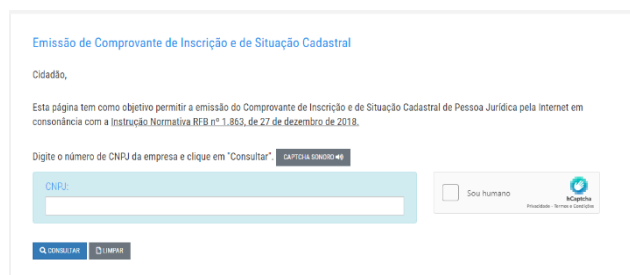
技術的・業務的に複雑な類似の活動を実施する能力を証明する会社名義の証明書又は証明書：提供した製品又は役務の実績を証明する各会社が保管する資産。

適切かつ利用可能な技術スタッフ、施設、設備の表示：入札会社がその技術スタッフ、施設、設備に応じたものを示すこと。

契約履行に必要な現地の情報・条件を熟知していることの表明：入札案内に記載。

3.3.3. 財政的、社会的、労働的資格

個人納税者登録（CPF）又は法人登記簿（CNPJ）：ウェブサイト



https://solucoes.receita.fazenda.gov.br/Servicos/cnpjreva/cnpjreva_solicitacao.asp を通じてオンラインで発行される書面。

入札者の本社所在地に関連する、国及び／又は市郡の納税者登録簿への登録、入札者の事業分野に関連し、契約目的に適合するもの。以下のウェブサイトを通じて、インターネット上で発行される書面。

州登録：ウェブサイト

[https://www.cadesp.fazenda.sp.gov.br/\(S\(eovmvfy1b225wprz0u3wrg1i\)\)/Pages/Cadastro/Certidoes/ConsultaCertidaoNaoInscrito.aspx](https://www.cadesp.fazenda.sp.gov.br/(S(eovmvfy1b225wprz0u3wrg1i))/Pages/Cadastro/Certidoes/ConsultaCertidaoNaoInscrito.aspx) を通じてオンラインで発行される書面：

市郡登録：ウェブサイト

<http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/fazenda/servicos/ccm/index.php?p=2373> を通じてオンラインで発行される文書：



国庫債務不履行証明書（州財務局発行、90日間有効）：ウェブサイト <https://www10.fazenda.sp.gov.br/CertidaoNegativaDeb/Pages/EmissaoCertidaoNegativa.aspx> からインターネット上で発行される書面：

市郡債務不存在証明書（居住市の市郡事務局発行）：ウェブサイト https://duc.prefeitura.sp.gov.br/certidoes/forms_anonimo/frmConsultaEmissaoCertificado.aspx からインターネット上で発行される書面：

入札者が連邦政務当局に対し適法であること：連邦公租公課債務不存在証明書（連邦歳入庁発行、180 日間有効、又はウェブサイトからのものは 30 日間有効）、この証明書には INSS の債務の不履行も含まれる。以下のウェブサイト <https://solucoes.receita.fazenda.gov.br/servicos/certidaointernet/pj/emitir> からオンラインで発行される書面

社会保障及び FGTS に関する適法性、労働司法に関する適法性。労働債務不存在証明書。ウェブサイト <https://www.tst.jus.br/certidao> からインターネット通じて発行される書面：

FGTS 債務不履行証明書：ブラジル連邦貯蓄銀行又は同行のウェブサイトから請求、30 日間有効。ウェブサイト <https://consultacrf.caixa.gov.br/consultacrf/pages/consultaEmpregador.jsf> からインターネットにより発行される書面

Consulta Regularidade do Empregador

Estar regular perante o FGTS é condição obrigatória para que o empregador possa relacionar-se com os órgãos da Administração Pública e com instituições oficiais de crédito. Nesta página você poderá consultar a situação de regularidade do empregador e obter o correspondente Certificado de Regularidade do FGTS - CRF, para os fins previstos em Lei.

Crerios de Pesquisa

Informe a inscrição da Empresa, CNPJ ou CEI, somente números, e deixe em branco a UF.
Para inscrição CAEPF, informar o CEI vinculado.
Para efetuar a consulta pelo CNPJ básico, informe também a UF do estabelecimento.

Tipo de Inscrição	Inscrição	UF
CNPJ		

3.3.4 経済的及び財務的資格

直近 2 会計年度の貸借対照表、損益計算書、その他の会計計算書（設立 2 年未満の場合は、直近会計年度の貸借対照表を提出すること）： 本国で適用されるそれぞれの決算日に従い、会社自身が発行すること。

入札者本社の販売代理店が発行する破産をしていないことの証明書。ウェブサイト <https://www.tjsp.jus.br/Certidoes/Certidoes/CertidoesPrimeiraInstancia>

からインターネットにより発行する書面。



Tribunal de Justiça
 Estado de São Paulo

Portal do Extrajudicial

O que você procura?

Certidão de Concorrência Pública

Tipo de certidão
 Certidão Estadual dos Cartórios Judiciais (Capital e Interior)

Tipo de solicitante
☒ Pessoa Jurídica ☐ Pessoa Física

CNPJ do Solicitante
 00.000.000/0000-00

3.3.5 運営フレームワークモデル

Modelo de Documentos de Habilitação								
Código	Categoria	Abrangência	Nome	Data Emissão	Data Vencimento	Finalidade	Prazo	Link para acesso
DOC-001	Habilitação Jurídica	Federal	Contrato Social	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de existência comercial	15 dias	N/D
DOC-002	Habilitação Jurídica	Federal	Procuração	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de representação legal	45 dias	N/D
DOC-003	Habilitação Jurídica	Federal	RG dos Sócios	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de representação legal	30 dias	N/D
DOC-004	Habilitação Jurídica	Federal	CPF dos Sócios	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de representação legal	30 dias	N/D
DOC-005	Habilitação Jurídica	Estadual	Certidão simplificada JUCESP - Pessoa Jurídica	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão simplificada JUCESP - Pessoa Jurídica	30 dias	https://www.jucesonline.sp.gov.br/ResultadoBusca.aspx?IDPr oduto=#mjlsNalcGtgDzh421k%2fLw%3d%3d
DOC-006	Regularidade Fiscal	Estadual	Licença de Funcionamento (Parcial - SIL) + Protocolo	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Licença de Func. Parcial pelo Sistema Integrado de Licença	web	https://rle.empresasimples.gov.br/rle/
DOC-007	Regularidade Fiscal	Federal	Inscrição no CNPJ	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de registro na RFB	30 dias	http://www.receita.fazenda.gov.br/pessoajuridica/cnpj/cnpjrev a/cnpjreva_solicitacao.asp
DOC-008	Regularidade Fiscal	Estadual	Cadastro de contribuintes estadual (não inscrito)	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de contribuição estadual	30 dias	https://www.cadestp.fazenda.sp.gov.br/(S(5ipsh1nwcby2pjs3rcrk55))/Pages/Cadastro/Certidoes/ConsultaCertidaoNaoInscrito.aspx
DOC-009	Regularidade Fiscal	Municipal	Cadastro de contribuintes municipal (FDC-CCM)	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Comprovante de contribuição municipal	90 dias	http://www.prefeitura.sp.gov.br/cidade/secretarias/fazenda/s ervicos/ccm/index.php?p=2373
DOC-010	Regularidade Fiscal	Municipal	Regularidade em relação a tributos municipais	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão de tributos municipais	180 dias	https://duc.prefeitura.sp.gov.br/certidoes/forms_anonimo/frm ConsultaEmissaoCertificado.aspx
DOC-011	Regularidade Fiscal	Municipal	CADIN municipal	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Regularidade no cadastro informativo municipal - CADIN	30 dias	http://www3.prefeitura.sp.gov.br/cadin/Pesq_Deb.aspx
DOC-012	Regularidade Fiscal	Estadual	Débitos tributários da dívida ativa estadual	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão negativa de débitos tributários da dívida ativa estadual	30 dias	https://www.dividatva.pge.sp.gov.br/sc/pages/crda/emitirCrd a.jsf?sessionId=F16EEAE860A63744C82B3F8C365A817.39501 5-sc-03#messages
DOC-013	Regularidade Fiscal	Estadual	Débitos tributários não inscritos na dívida ativa estadual	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Débitos tributários não inscritos na dívida ativa do estado de SP	180 dias	https://www10.fazenda.sp.gov.br/CertidaoNegativaDeb/Pages /EmissaoCertidaoNegativa.aspx
DOC-014	Regularidade Fiscal	Federal	Negativa de tributos federais e dívida ativa da união	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão negativa de TF e dívida ativa federal	180 dias	https://solucoes.receita.fazenda.gov.br/Servicos/certidaointer net/PJ/Emitir
DOC-015	Regularidade Fiscal	Federal	Fundo de Garantia por Tempo de Serviço (FGTS)	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Regularidade com FGTS	30 dias	https://consulta-cr f.caixa.gov.br/consultacr f/pages/consultaEmp/legador.jsf
DOC-016	Regularidade Fiscal	Federal	Certidão Negativa de Débitos Trabalhistas (CNDT)	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão Negativa de Débitos Trabalhistas	180 dias	http://www.tst.jus.br/certidao
DOC-017	Regularidade Fiscal	Estadual	Certidão de concorrência pública	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão de concorrência pública	90 dias	https://extrajudicial.tjsp.jus.br/certidoes/concorren cia-publica/cadastro
DOC-018	Regularidade Fiscal	Municipal	Certidão Negativa Distribuidores Cíveis	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Certidão de Regularidade - Tribunal de Justiça de São Paulo	30 dias	Certidões Certidões Primeira Instância (tjsp.jus.br)
DOC-019	Regularidade Fiscal	Municipal	Rol nominal município de São Paulo	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Cadastro imobiliário em nome da pessoa jurídica	180 dias	https://duc.prefeitura.sp.gov.br/portal/forms/frm017_CentralC ertidao.aspx
DOC-020	Qualificação econômica	Federal	Balanco Patrimonial do exercício 2021 - pasta contabilidade	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Balanco Patrimonial do exercício 2021	FiveStars	N/D
DOC-021	Qualificação econômica	Estadual	Concordata e falência	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	Concordata e falência	30 dias	Certidões Certidões Primeira Instância (tjsp.jus.br)
DOC-022	Habilitação Técnica	Estadual	Registro no CREA da pessoa jurídica	dd/mm/aaaa	dd/mm/aaaa	CREA da pessoa jurídica	90 dias	https://creanet1.creasp.org.br/Default.aspx login 0600431848 senha nklacao

以下からダウンロード可能：

https://nklacmy.sharepoint.com/:x/p/eduardo_kurokawa/EVNaUsDdS5dBs_ODXUT59Q0BQEtiU8hhleJLd-cBCIQpw?e=n1w0qg&wdLOR=cD27FEF8A-245F-4C79-ADCC-41AACDA38ABC)

3.4 NLLC を適用した公共入札の実際の運用

入札には、せり売り、指名入札、コンペ入札、競争入札、競争的対話がある。

各入札の実際の運用は以下の通りである：

3.4.1 せり売り

せり売りへの参加は、入札者がウェブサイト

(<https://www.comprasnet.gov.br/seguro/loginPortal.asp>) の電子システムに登録し、識別キーとパスワードを割り当てることで始める。

認定されると、電子システムに入札書を準備し入力する段階が始まる。電子システムについては、以下に順を追って説明する：

システムにアクセス後、"Serviços do Fornecedor" > "Pregão/Concorrência Eletrônica" > "Proposta" > "Cadastrar/Excluir" と進む。

入札に登録するためのアクセス・リンクは、下記の画像のとおり、公告に示されている UASG コード（購買単位）又は入札番号で見つけることが可能。

➤ CADASTRAMENTO DE PROPOSTA

- Deve ser informado pelo menos um critério para pesquisa.
- Caso seja informado o código da Uasg, a pesquisa será feita pelo código, a lista de UASGs será ignorada.
- Para pesquisar a Uasg, clique no botão selecionar.

UF

Cód. UASG (Unid. de Compra) ou **Selecionar** **Excluir**

Número licitação (Preencha número e ano. Ex: 102005)

Data de início do envio de proposta (dd/mm/aaaa)

Data fim do envio de proposta (dd/mm/aaaa)

Voltar **Limpar** **OK**

公告にアクセスするためのリンクが見つかったら、“Incluir Proposta”をクリックし、以下の手順に従って入札をシステムに入る。

1) 提供物の詳細説明の入力

システムの各フィールドに、入札者は、公告の技術仕様、及び公告で要求された仕様を確認するために必要なその他のデータ及び特性を含む、提供される役務の明確かつ簡潔な説明を、5000 文字以内で入力する必要がある。

この項目に含まれる文章には、入札者を特定できるような情報を含んではならない。もし含まれていれば、公告において失格となるからである。

2) 資格証明書面の挿入

本報告書の「3.3 各必要書面の入手方法に関する詳細説明」に記載されているとおり、入札公告で要求される資格証明書面は通常 4 つのカテゴリーに分かれており、pdf 形式で添付する必要がある。電子システム内の「資格証明書面」欄。

統一サプライヤー登録システム（SICAF）で正規の認定を受けている入札参加者は、SICAF の証明書に記載されている資格証明書面を提出することができる。資格取得に必要な書面が SICAF システムにおいて期限切れである場合、競売人がチャットで提出を求めた場合、入札者には 2 時間の提出期間が与えられる。資格書面及び入札書は、入札終了後、競売人の評価及び一般公開が実施される。

入札者は、電子システムの適切な場所にある申告欄で、公告の条件を認識し同意すること、及び資格要件を満たすことを示す「はい」又は「いいえ」を申告しなければならない。

Declaro que estou ciente e concordo com as condições contidas no edital e seus anexos, bem como de que cumpro plenamente os requisitos de habilitação definidos no edital.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro sob as penas da lei, que até a presente data inexistem fatos impeditivos para a minha habilitação no presente processo licitatório, ciente da obrigatoriedade de declarar ocorrências posteriores.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro para fins do disposto no inciso V do art. 27 da Lei nº 8.666, de 21 de junho de 1993, acrescido pela Lei nº 9.854, de 27 de outubro de 1999, que não emprego menor de 18 (dezoito) anos em trabalho noturno, perigoso ou insalubre e não emprego menor de 16 (dezesesseis) anos, salvo menor, a partir de 14 (quatorze) anos, na condição de aprendiz, nos termos do inciso XXXIII, do art. 7º da Constituição Federal.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro que a proposta apresentada para essa licitação foi elaborada de maneira independente, de acordo com o que é estabelecido na Instrução Normativa Nº 2 de 16 de setembro de 2009 da SLTI/MP. Clique aqui para detalhamento dessa declaração.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro que não possuo, em minha cadeia produtiva, empregados executando trabalho degradante ou forçado, observando o disposto nos incisos III e IV do art.1º e no inciso III do art.5º da Constituição Federal.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro que, conforme disposto no art. 93 da Lei nº 8.213, de 24 de julho de 1991, estou ciente do cumprimento da reserva de cargos prevista em lei para pessoa com deficiência ou para reabilitado da Previdência Social e que, se aplicado ao número de funcionários da minha empresa, atendo às regras de acessibilidade previstas na legislação.	☐ SIM	☐ NÃO
Declaro sob as penas da Lei, que cumpro a cota de aprendizagem nos termos estabelecidos no art. 429 da CLT.	☐ SIM	☐ NÃO

1) 当初価格提案の入力

システム独自のフィールドに、入札者は、労務費、資材費、租税、手数料、運賃、及び入札対象の遂行に直接的又は間接的に影響するすべての費用（該当する場合、公告によって設定された上限値を超えない）を含む、単価及び総額、又は要求に応じて割引を記載した最初の価格提案を記載しなければならない。

入札段階

入札段階は、競売人が使用する入札の方式を公表したときに始まる。この場合、公開又は公開閉鎖の方式をとりうる。

- 公開入札方式：公開入札方式では、入札セッションは 10 分間続き、最後の 2 分間に入札が行われるたびに、さらに 2 分間延長される。この間に新たな入札がなければ、セッションは終了する。最良価格の提案が決定されたとき、2 位と 1 位の差が 5%以上ある場合、競売人は、正当な理由があることを条件に、最良価格を獲得した者に入札セッションの再開を許可することが可能。
- 公開閉鎖入札方式：公開閉鎖入札方式の入札セッションは 15 分間で、この時間は最大 10 分間延長することができ、入札セッションが終了した時点で閉鎖と判断される。第一段階

の終了後、セッションは最低入札額及び最低入札額より 10%高い入札額について、5 分間入札機会を再開する。この入札は期間終了まで非公開とする。上記の条件で 3 社以上の入札がない場合、セッションは閉鎖入札を公開とし、最大 3 社までの入札を順位づける。

閉会段階

入札段階が終了した時点で、全参加者の順位表が発表される。同順位の場合、2021 年法律第 14133 号第 60 条に規定される基準が適用される：

- 1) 最終セッション。この場合、同順位の入札者は、順位の継続として新たな入札を行うことが可能
- 2) 入札者の過去の契約実績の評価。この場合、本法に定める義務の遵守を証明する目的で、登録記録を使用することが望ましい
- 3) 入札者による、規則に従った職場における男女平等行動の策定
- 4) 入札者による、管理機関のガイドラインに従った高潔性プログラムの策定。

落札企業は、競売人から契約交渉のために呼び出され、その様子はシステムを通じて他の企業によって監視される。競売人は、落札企業に対し、2 時間以内に、最終落札価格に沿った価格提案書を送付するよう要請する。

審査段階

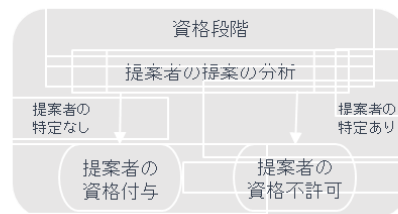
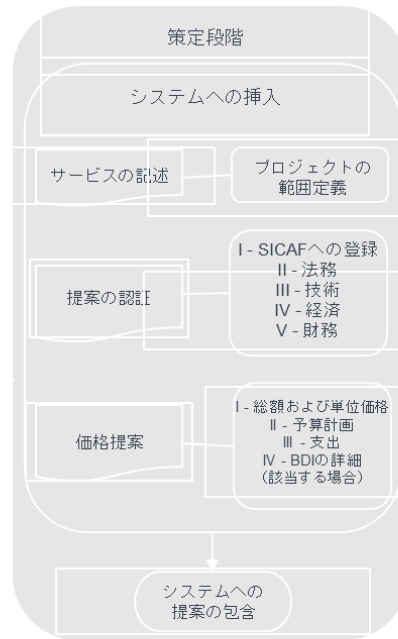
交渉段階が終了すると、競売人は、2021 年法律第 14133 号第 14 条の規定に従い、最初に入札された企業が入札手続への参加条件を満たしていることを確認する。公告の仕様に従わない企業や実現不可能な価格を提出した企業は失格となる。

異議申立て段階

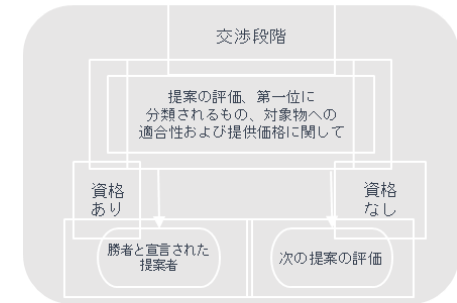
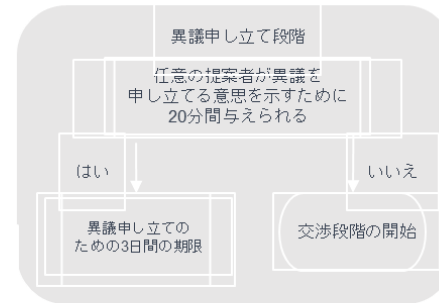
入札参加者は、システムを通じて 3 営業日以内に入札に対する異議申立てを行うことができ、他の入札参加者の異議申立ての期限も、異議申立てが行われた時点から 3 営業日とする。

1- 種類: 競売

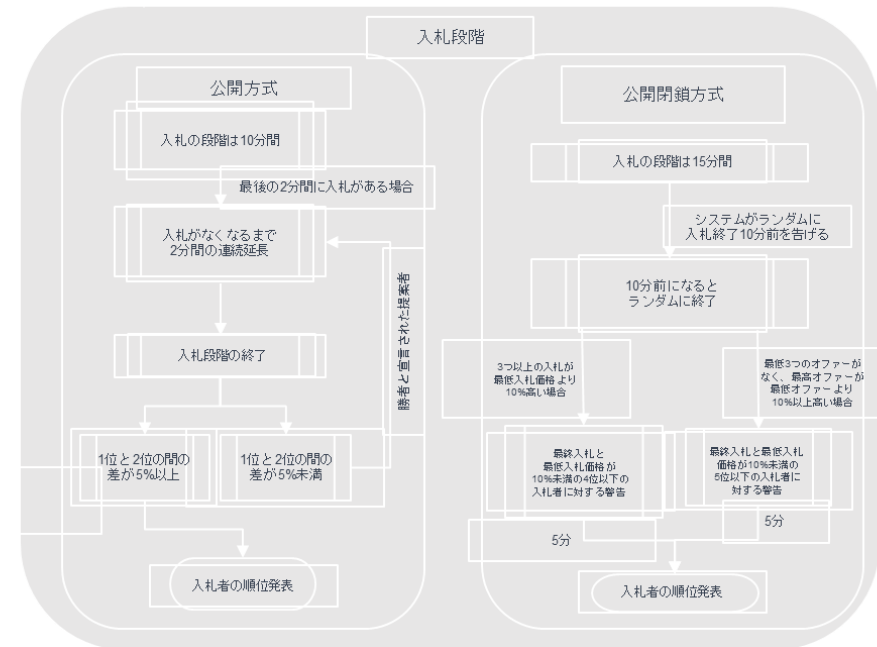
プロジェクトの
範囲定義



資格を持つ
提案者



勝者と宣言された提案者



3.4.2 指名入札

指名入札の準備は、入札公募の判断基準により異なり、(i)技術提案書、(ii)価格提案書、(iii)資格証明書の3通まで提出可能である。

審査基準は、2021年4月1日付法律第14133号第3節第33条に基づき、5つのカテゴリーに分けられる：

- 最低価格 - 価格提案書及び資格審査書面
- 最高の技術的又は芸術的内容 - 技術提案書及び資格認定書面
- 技術及び価格 - 技術提案書、価格提案書及び資格認定書面
- 最も高い経済的利益 - 業務提案書、価格提案書及び資格認定書面
- 最大割引額 - 価格提案書及び資格審査書面

準備段階

上記の項目で述べたように、各提案に必要な通数は、入札公募で設定された判断基準による。

1) 第1号封筒 技術提案書

技術提案書の内容は、各入札の要求事項により異なるが、一般的には以下の項目の提出が求められる：

I-技術文章（問題への理解、方法論、作業計画）

II-技術チーム

III-企業経験

2021年4月1日付法律第14133号第37条によれば、提出された技術提案は以下の項目によって判断される：

I-入札者の能力及び経験の検証に基づき、以前に実施された工事、物品又は役務の証明書の提示を通じて証明される。

II-この目的のために指定された審査委員会によってなされる定性的な質問による点数、公告に定義されている指標及び制限に従って、この法律の対象に関する知識の実証、方法論と作業プログラム、専門的資格、チーム及び納品される物品のリスト。

III-この法律第88条補項3に定める立証を可能にする諸書類及び全国公共調達ポータル（PNCP）で入手可能な統一登録記録で測定される、入札者の以前実績に基づいて付与される点数。

2) 第2号封筒-価格提案書

提出される価格提案書の内容には、以下の項目が含まれていなければならない。

I-全体価格と単価

II-予算表

III-弁済可能な経費

IV-給付・間接経費（BDI）の内訳

3) 第3号封筒-資格証明書面

資格審査書面の内容は、以下に定める要件に従わなければならない（詳細は第3章を参照）。

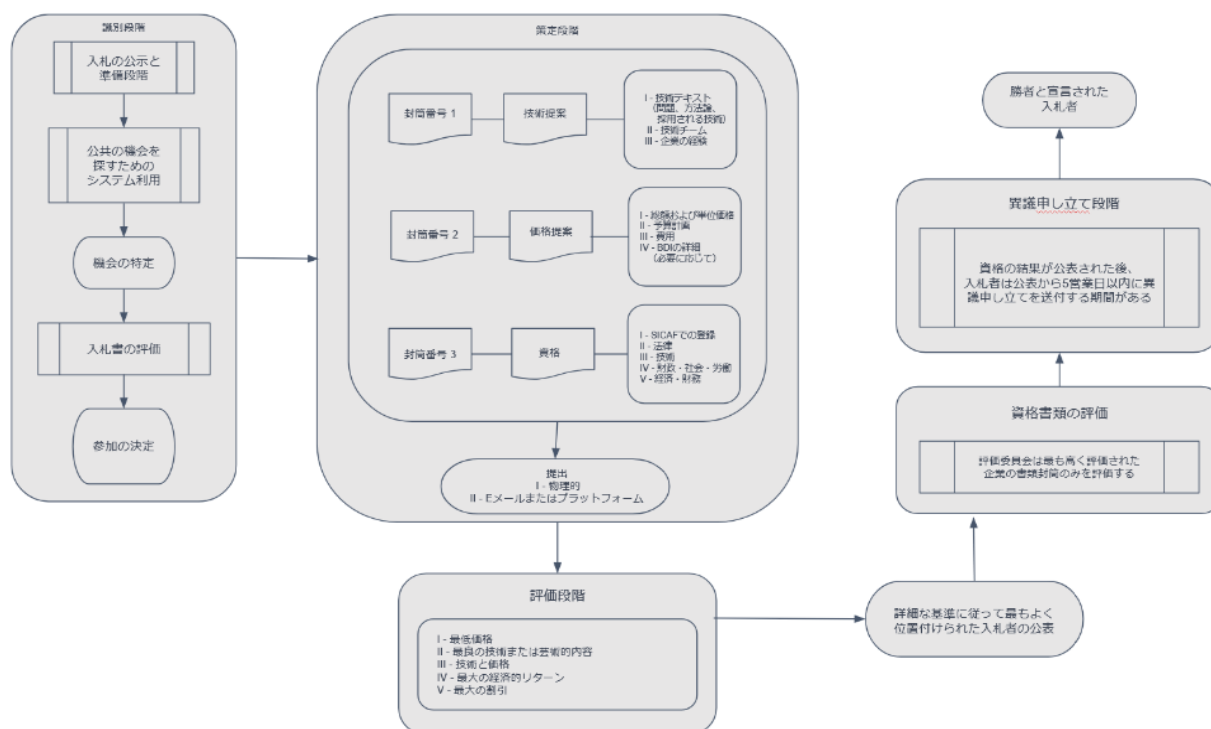
審査段階

評価委員会は、入札公告に記載された期限までに各提案書を受領した後、入札手続において技術提案書の提出が必要な場合、技術提案書の提出から審査を開始する。その後、価格提案が評価され、評価委員会は各段階で与えられた得点を用いて入札企業をランク付けする。

このプロセスの最後に、落札企業の資格証明書面が入った封筒のみが評価される。

異議申立て段階

入札参加資格審査結果発表後、5営業日以内に異議申立書を提出する。



3.4.3 コンペ入札

法律第 14133 号第 30 条によると、入札募集は以下の事項を示さなければならない：

- 「1 - 参加者に要求される資格。
- 2 - 業務公表のガイドライン及び方法。
- 3 - 開催される条件、及び入賞者に授与される褒賞又は報酬。」

登録段階

入札公募で要求される条件を満たす入札希望者は、入札公募で定められた要求書面を送付しなければならない。

評価段階

コンペ入札は、法律 14133 第 6 条に基づき、「専門的、科学的、又は芸術的な作品の選択のための入札形式であり、その判断基準は最高の技術又は芸術的内容であり、落札者には褒賞又は報酬が授与される」ために行われる。

なお、この入札手続の落札者は、プロジェクトに関するすべての財産権を行政に譲渡し、その実行を許可しなければならない。

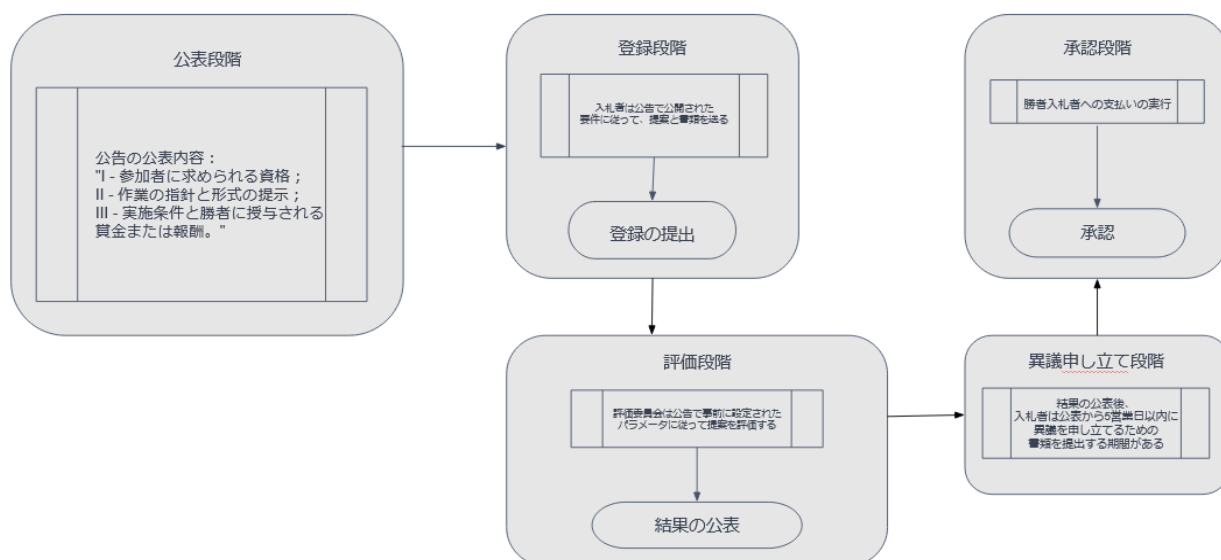
異議申立て段階

入札参加資格審査結果の公表後、入札参加者は公表から 5 営業日以内に異議申し立てを行うことが可能。

承認段階

異議申立段階が終了すると、公告の条件に従って落札者に支払いが行われる。

形式：コンペ入札



3.4.4 競争入札

法律第 14133 号第 6 条第 40 号によると、競争入札は「不動産、使用不能又は法的に差し押さえられた動産を最高価入札者に売却する」ために使用される。

法第 14133 条第 31 条補項 2 の規定によれば、競売手続は、以下の項目を含む公告を電子サイトに掲載することから始まる：

「1 - 目的物についての説明、その特徴、不動産の場合はその状況及び境界、登記及び記録を参照すること。

2 - 目的物が鑑定された価格、売却可能な最低価格、支払条件、及び該当する場合は指定競売人の手数料。

3 - 家具、車両、家畜の所在地の表示。

4 - 競売が行われるウェブサイト及び期間。ただし、専門的に不可能であることが証明されている場合、又は管理者にとって不利であるため、例外的に直接競売が行われる場合は、競売の場所、曜日及び時間が示される。

5 - 競売される物品の先取特権、抵当権又は係争中の問題の明記。」。

他の入札手続とは異なり、競争入札は事前の登録を必要とせず、資格審査段階もない。

入札段階

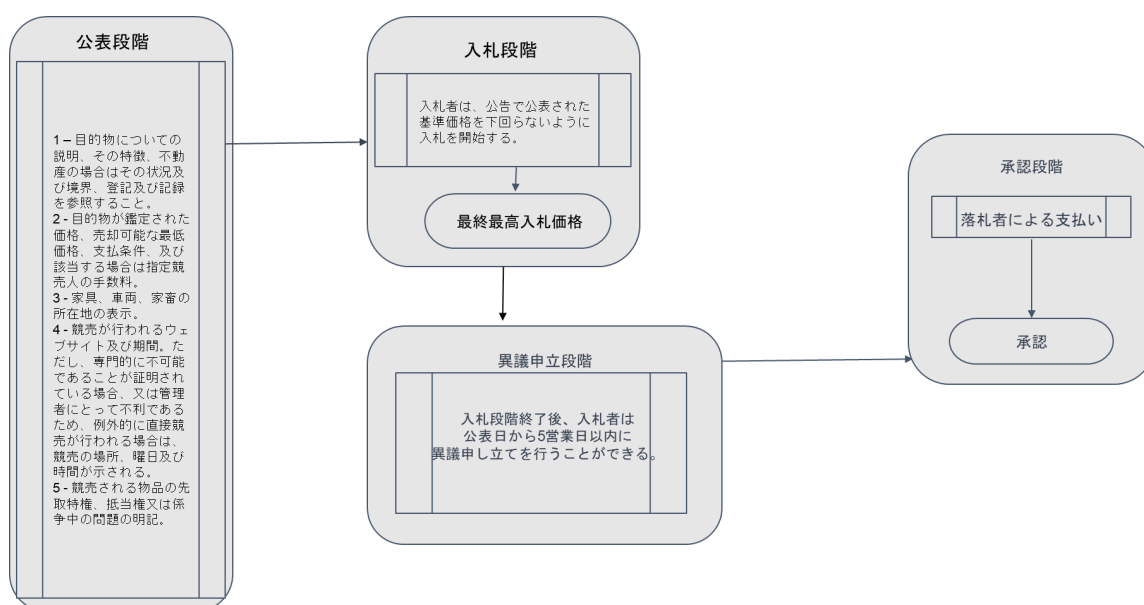
入札者は、公告で指定された時間と場所で、公告で公表された基準価格を下回らない価格を提示し、入札段階を開始する。この段階は、最も高い価額の入札が行われるまで続く。

異議申立て段階

入札段階が終了すると、入札者は公告から 5 営業日以内に異議申し立てを行うことができる。

異議申し立て段階が終了すると、落札者が提示額を支払った時点で手続が承認される。

方式：競争入札



3.4.5 競争的対話

競争的対話方式は 4 つの段階から成り立つ：

1) 準備段階

行政は、事前に定義されたニーズと要件を持つ企業を対象に、事前選考の公募を行う。要求事項を評価した後、定められた基準を満たす企業が、少なくとも 25 営業日以内に手続への参加希望表明書を提出する。

2) 対話段階

提出された関心表明書を評価した後、行政は事前に参加資格を得た企業に連絡を取り、議事録、音声又はビデオに記録された会議を通じて、解決の提示又は解決策の提案をする。この段階で重要な

ことは、企業が共有した機密情報を、企業の同意なしに行政側が明かすことはできないということである。

この対話段階は、行政がそのニーズを満たすソリューションを特定するまで維持することができ、段階を重ねる可能性もある。

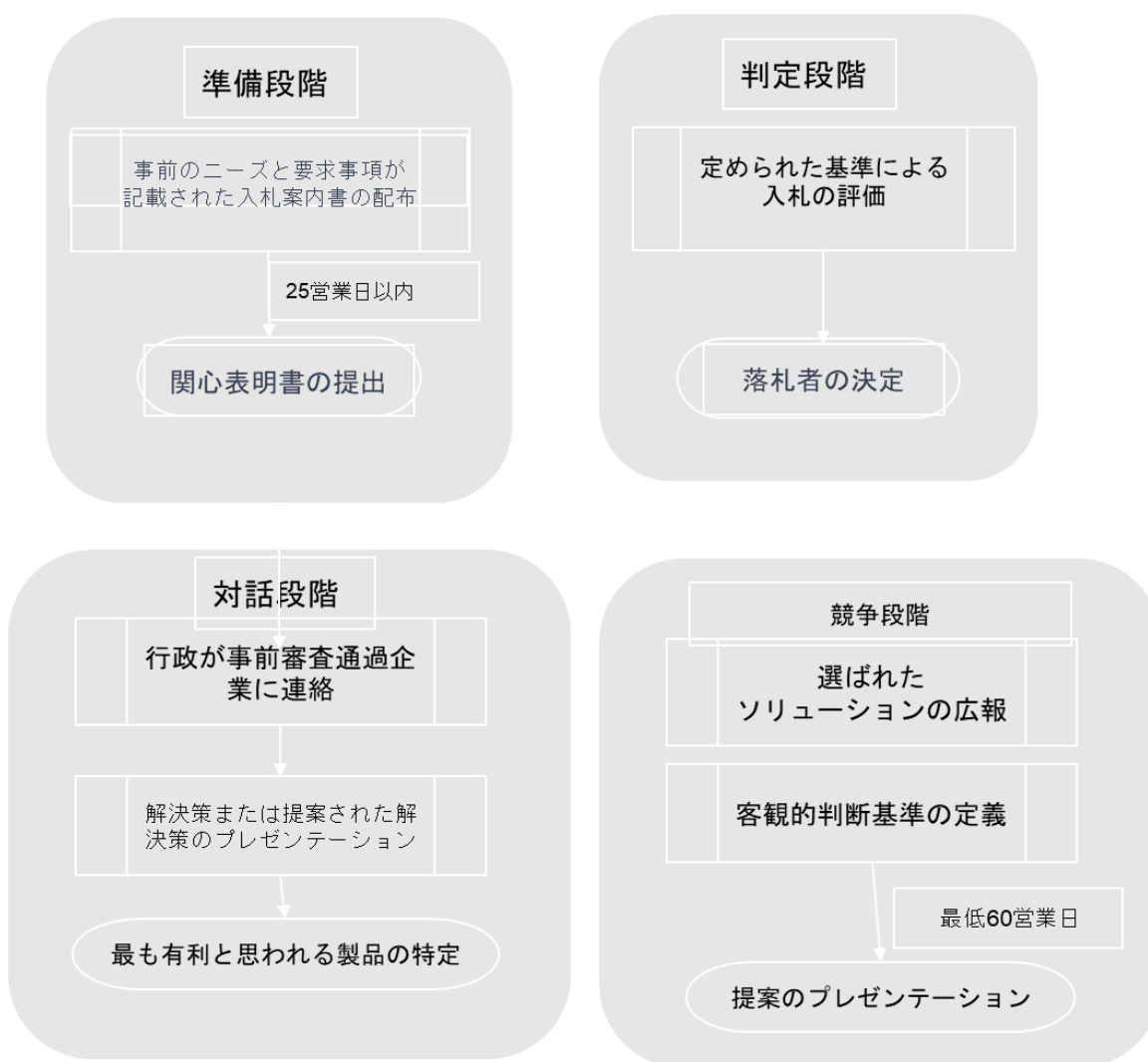
3) 競争段階

対話段階が終了すると、行政は、少なくとも 60 営業日の期間を設け、入札者に対し、協議されたプロジェクトを実施するために必要なすべての要素が適切に記載され、行政が公表した客観的な審査基準を満たす最終提案書を提出させる。

4) 審査段階

行政庁は、少なくとも 3 名の公務員又は行政庁の正規職員で構成され、適切な技術訓練を受けた公務員で構成される委員会を通じて、受領した入札を評価し、事前に設定された基準に従って落札者を決定する。

方式：競争的対話



3.5 NLLC の運用状況

NLLC は 1 年以上前に公表されたにもかかわらず、2023 年 3 月まではどの法律を適用するか選択できるため、公共団体に広く利用されていない。

サンパウロ州監査院⁷³は次のように総括している、

「これまでのところ、この新しい規則は、特に小規模な自治体において、その契約構造の脆弱性から、多くの公共団体に適用されていない。その実施に困難があるにもかかわらず、この新しい法律には、ダイナミックな手続を促進する多くの利点があり、その多くは、これまでの様々な規則から編集されたものであり、この法律について学び、その規定を適用するために投資する価値があるということである。」

したがって、実践的な適用には至っていないものの、以下では、行政機関における新法の適用に関する主な解説と、懸念事項、微妙な項目、現在までの適用可能性に関する一般的な説明を取り上げる。

マトグロッソ州における新法の一般的適用について⁷⁴

- マトグロッソ州では、入札の約 85 パーセントがせり売り方式で実施されている。特に電子入札は、その適用が自治体にコストと時間の面でいくつかのメリットをもたらすからである。ビデオで説明されているメリットは以下のとおり：
 - 手続における資格審査段階の廃止（落札企業に対する資格審査書面の確認のみ）
 - 落札企業の資格認定後の異議申立段階は、全プロセスから異議申立が可能な対象がすべて含まれるため、通常、1993 年法律第 8666 号で行われているような入札段階ごとの異議申立段階の代わりに、単一の異議申立段階により入札手続の期間が大幅に短縮され、その結果、スピードと手続上の経済性が向上する。
 - 入札免除のための限度額（NLLC 第 75 条参照）のための企業の分類は、CNAE サブコードを使用して行われる。

国家公共調達ポータル（PNCP）⁷⁵について

- PNCP は、新法第 174 条により設置され、すべての行政機関による公共調達に関する必須情報が一元的に掲載されるウェブサイトであるとともに、公共調達説明会を開催するための任意のポータルとしての機能を有する。
2021 年法律第 14133 号が可決されたとき、PNCP の創設や、PNCP の道具とされるもののほとんどを利用するには、まだまだ時間がかかると考えられていた。しかし 2021 年 8 月にポータルが開設され、以来、非常に重要なツールであることが証明された。当初、PNCP には直接契約と入札免除の通知しか含まれていなかったが、現在では他の種類の入札通知も入

⁷³ サンパウロ州監査院 記事：入札及び契約に関する新法の初年度における課題と機会

<https://www.tce.sp.gov.br/6524-artigo-desafios-e-oportunidades-primeiro-ano-nova-lei-licitacoes-e-contratos> 2023 年 2 月 19 日閲覧

⁷⁴ 新入札法の実際 <https://www.youtube.com/watch?v=0-vmRZatp8w> 2023 年 2 月 15 日閲覧

⁷⁵ 既に施行されているのに知らない：新入札法で何が適用されるのか？

<https://www.jusbrasil.com.br/artigos/ja-esta-valendo-e-voce-nao-sabe-o-que-esta-sendo-aplicado-na-nova-lei-de-licitacoes/1445420661> 2023 年 2 月 15 日閲覧

力されるようになっている。さらに、連邦機関の年間契約計画も利用できる。ここ数日、連邦行政府に属さず、独自の契約管理システムを持たない組織のために、契約書発行機能も追加されている。

そのため、連邦政府機関の購入準備をしたい者、すでに発効している契約を検索したい者、新しい入札募集をチェックしたい者、そして何よりも電子入札免除に参加したい者にとっては、PNCP は毎日必ず閲覧するページとなるであろう。

電子入札免除について⁷⁶

2021 年法律第 14133 号が施行されるやいなや、広く利用されるようになったもう一つの法改正、それが電子入札免除である。1993 年法律第 8666 号では、入札は、工事と役務については 33,000 レアル、一般役務については 17,600 レアルを上限として払い戻しが可能であった。新法では、入札はそれぞれ 10 万レアル、5 万レアルを限度とする。

行政機関が任意譲渡による連邦政府資金を使用し、入札手続の免除を利用する場合、電子形式でなければならない。その結果、複雑さが軽減され、上限額も引き上げられたことから、今年、この免除は広く利用されるようになった。さまざまな組織が、あらゆる種類の電子入札免除を実施している。しかし、Comprasnet ポータルのサイトだけが電子入札免除のモジュールを更新したわけではない。それまでは電子入札のモジュールしか提供していなかった他のポータルサイトも、今では入札免除の機能を備えている。

したがって、新公共調達法は、施行後 12 ヶ月を経て、すでに広く利用されている革新をもたらし、公共調達に携わるすべての人々にとって、早急なアップデートが必要となっている。

国家公共調達ポータル（PNCP）と電子入札免除について

NLLC は、入札免除の場合、通知書と契約書の抜粋を、PNCP を通じて公表しなければならないと規定している。しかし、市郡によってはこの登録を行うための物理的な体制や技術を持っていないところもあり、公契約の公表を怠ったとして契約が争われた事例がすでにある。

これは、ACÓRDÃO Nº 2458/2021 - TCU - Plenário⁷⁷のケースであり、連邦監査院（TCU）は、PNCP へのアクセスが完全に有効でないとしても、直接契約には支障はないとしている。

しかし、契約の透明性を高めるために、他の代替手段で入札免除を公表する必要がある。TCU の裁定は逐語的に引用している：

「TCM/Ba は意見書 01991-21 において、TCU 2021 年判決第 2458 号に同意し、下記のとおり記載する。

補足：協議。新入札法 直接契約 PNCP の実施。2021 年法律第 14133 の使用。可能性。公表。

⁷⁶ 既に施行されているのに知らない：新入札法では何が適用されるのか？

<https://www.jusbrasil.com.br/artigos/ja-esta-valendo-e-voce-nao-sabe-o-que-esta-sendo-aplicado-na-nova-lei-de-licitacoes/1445420661> 2023 年 2 月 15 日閲覧

⁷⁷ ACÓRDÃO Nº 2458/2021 - TCU - Plenário.

<https://www.jusbrasil.com.br/jurisprudencia/tcu/1715781792> 2023 年 2 月 15 日閲覧

[...] PNCP の機能への効果的なアクセスに必要な措置が完了するまでの間、一時的かつ例外的に、2021 年法律第 14133 号に規定された規程を用いて、入札の免除による直接契約を実施することが可能であり、その場合、市郡は、内部システムとポータルとの適切な統合のための措置を優先する責任を負うものとする。

現在までの NLLC の適用に関する一般的説明

- 新法に基づく契約はすでに大規模に適用されており、大半の契約が NLLC が期待するメリットを享受して締結されている。契約の記録は国家公共契約ポータルを通じて確認できる。
- 指名入札又はせり売りで実施された入札は確認されなかった。入札手続は、1993 年法律第 8666 号及び 2016 年法律第 13303 号に基づいて実施されている。これに関する統一的なデータベースが見つからなかったため、様々な国や市郡、公営企業や混合資本企業のウェブサイトを検索した。特に競争入札に関しては、連邦政府のウェブサイト、国家公共調達ポータル、経済省の調達ポータル（Comprasnet）、BNDES、Metalicitações 公共入札システム、Jusbrasil 官報公示システムで入手可能な公告を確認した。
- 競争的対話方式で実施された入札は確認されなかった。しかし、競争的対話を実施するための最初の特別委員会 No.1/2021⁷⁸は、すでに経済省の脱官僚管理デジタル統治特別事務局の管理事務局の中央購買委員会によって稼働し、各省庁の建物の持続可能なエネルギー効率対策の開発のためのソリューションを契約することを目的としている。
- PNCP⁷⁹は現在利用可能であり、問い合わせや公共入札への参加に無料で利用できる。
- いくつかの公共団体や司法機関は、公共調達におけるリスク管理に関する手続やガイドラインを採用している。例えば、連邦管区・準州裁判所⁸⁰は、公共調達のためのガバナンス、リスクマトリクス及びリスク管理プロセスを構築している。

NLLC の実際の適用状況を分析した結果、せり売り、入札免除及び入札無効の方式を用いた契約プロセスにおいては、NLLC が広く利用され、効果的であることが理解された。

しかし、その他の入札については、公共機関は今年 4 月に廃止された法律を依然として使用している。このように、他の種類の入札に関する新しい規則への公的機関の適応は、行政機関及び入札参加者の双方にとって、依然として大きな懸念事項となっている。

この法律の有効性を分析するには、相当数の入札手続のサンプルがなければならない。他方で、特に PNCP、契約代理人、公共調達におけるコンプライアンスに関連して、契約様式に関するいくつかの補完的な法律がフルに活用されている。

⁷⁸ ブラジル 2021 年 4 月 29 日付省令第 4.951 号 <https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-4.951-de-29-de-abril-de-2021-317003862> 2023 年 2 月 15 日閲覧

⁷⁹ 国家公共調達ポータル-PNCP <https://www.gov.br/pncp/pt-br> 2013 年 2 月 19 日閲覧

⁸⁰ 94 連邦管区。TJDFT 契約管理のためのガイドライン。

<https://www.tjdft.jus.br/transparencia/governanca-institucional/governanca-de-aquisicoes/sema-cartilha-gestao-risco-contratacoes-09032022.pdf> 2023 年 2 月 19 日閲覧

また、2023 年 4 月には、この法律の使用が義務化され（廃止される法律がそうであったように）、政府機関及び企業は、実際に、新法の規則に基づいて入札を行うことになるため、この法律に対する様々な修正及び適応を行わなければならないことにも留意すべきである。

第4章 ブラジルの公共入札における日本企業の成功事例

【機密情報につき非公開】

4.1 ブラジルに進出している日本企業の調査

【機密情報につき非公開】

4.2 国内の公共入札に参加した企業の特典

【機密情報につき非公開】

4.3 公共入札分野における成功事例の特典と特徴

【機密情報につき非公開】

4.3.1 農業分野

【機密情報につき非公開】

4.3.2 通信分野

【機密情報につき非公開】

4.3.3 教育分野

【機密情報につき非公開】

4.3.4 製造業分野

【機密情報につき非公開】

4.3.5 インフラ分野

【機密情報につき非公開】

4.3.6 保健分野

【機密情報につき非公開】

4.3.7 テクノロジー分野

【機密情報につき非公開】

4.4 分野別、商品別、サービス別及び入札方式別の日本企業の SWOT 分析

本項では、日本企業にとっての公共入札市場の強み、弱み、機会及び脅威をマッピングするために、入札及び行政契約に関する新法（全体的請負契約、統合請負契約及び準統合請負契約を含む）の公共入札の方法別の SWOT 分析（強み、機会、弱み及び脅威）を示す。

この分析を実施する際、公共入札分野における日本企業の成功事例を考慮するとともに、日本企業にとっての課題、想定される障壁、利点及びブラジルの公共入札市場への参入に関心を持つ日本企業が留意すべきその他の関連事項を簡単にまとめた。

実際の SWOT 分析では、価格とは対照的に物品・役務の品質、機能性、耐久性で際立つ日本の技術に焦点を当て、まず、物品・役務分野の観点から各入札方式の強みと弱みを特定することから始める。そして、各組織の強みから生じる機会と、弱みから生じる脅威を特定する。

最後に、組織の強みがどの程度脅威を補うことができるかを検討し、弱みが機会を阻害する可能性があるかどうかを判断する。

一般論として、入札方式と評価基準に関する知識は、入札手続で成功するための戦略を決定する上で不可欠であることを強調することが重要である。

本稿ですでに詳述したように、NLLC は物品や役務の性質に基づいて適用可能な入札方式を定義しており、各入札方式は一定の評価基準と結びついている。

要約すると、NLLC によって結びつけられた入札方式と判断基準は以下の通りである。

せり売り入札：専門的・一般的役務を含む一般的な物品・役務⁸¹の購入であり、その評価基準は最低価格又は最大割引額が適用される。

指名入札：商品及び特別な役務並びに工事及び一般的又は特別な技術的役務の購入である。⁸²その判断基準は、最低価格、最高の技術又は芸術的な内容、技術と価格、最高の経済的利益、最大割引額とすることができる。

コンペ入札：技術的、科学的又は芸術的な作品であって、最高の技術又は芸術的内容を判断基準とし、受賞者に褒賞又は報酬を授与するもの。

競争入札：押収した動産又は不動産を最高入札者に売却すること。

競争的対話：以下を含む工事、役務、購入の契約。(a) 技術又は技術革新、(b) カスタマイズされたソリューション、又は(3)技術仕様を十分な精度で明示することが不可能な場合、その評価基準はその時々々の事案に応じて決定される。

加えて、入札免除（少額、関心のある者の不足、超高値、緊急時、その他 NLLC 第 75 条記載の場合）及び入札無効（競争の実施不可能性、特異な性質の技術サービス、その他 NLLC 第 74 条の記載の場合）があり、この場合、行政は公共入札を実施することなく供給者と直接契約する。

⁸¹ 一般的な物品及び役務：通常の市場仕様によって、性能及び品質基準が公告によって客観的に定義され得るもの（NLLC 第 6 条第 13 号）

⁸² 特殊な物品及び役務：その高い異質性又は複雑性により、本条本文第 13 号に定める方法では説明できず、契約当事者による事前の正当な理由を必要とするもの（NLLC 第 6 条第 14 号）

4.4.1 日本企業が新入札行政契約法の下で公共入札に参加する際の課題、参入障壁となり得るもの、及び留意点

最初に強調しておきたいのは、日本企業が公共入札市場に参加することに障壁はないということである。新たな規制環境、特に 2020 年行政規則第 10 号は、外国企業の公共入札への参加は、もはや、国際入札や、すでに国内で事業を展開している外国企業とのみ関係付けられるものではないと明らかにしている。

ブラジルが政府調達協定（GPA）に加盟しようとした結果生じたこの革新は、外国企業（ブラジルでの事業を許可する政令の有無にかかわらず）がブラジルの公共入札に参加することを認めるものであり、この市場に関心を持つ日本企業にとっては、すべての国内入札に制限なく参加できるようになったという点で、最も重要な展望の変化を意味する。

この意味で、ブラジルの連邦公共放送会社である EBC の言葉⁸³を借りれば、連邦政府の公共調達は公共調達ポータルで行われており、新ルールによれば、外国企業は世界中どこでも同システムにアクセスし、入札に登録することが可能になる。また、外国企業は、入札前ではなく、契約が落札された時点でブラジルで CNPJ を取得すれば、外国サプライヤーは契約締結中に国内に法定代理人を設置するだけで自由に入札に参加できる。国の公共入札に参加するための唯一の要件は、外国企業が SICAF に登録することである。

同じく EBC の定期刊行物の中で、経済省は、この簡素化は連邦行政府による公共的な購入の 99%に影響を及ぼし、日本の物品・役務の特徴として認識されている低価格化と物品・役務の品質向上につながるはずであると述べている。

このため、2021 年半ばには、ブラジル政府の入札手続きと任意にされた入札を公表する公式ウェブサイトである国家公共調達ポータル（PNCP）も開設され、関心のある日本企業の登録が義務付けられている。

つまり、この新法により、国内に進出していない外資系企業も国内に進出している外資系企業と同様に制限なく公共入札に参加することが可能となった。

日本企業が競争力を高めるための参入の課題や留意点については、何よりもまず言語が目立つ。さらに、JETRO は、2020 年「中南米進出日本企業のポートレート調査」において、ブラジルの投資環境のメリットとリスクの項目⁸⁴で、日本企業がブラジルで直面する経営、政治、経済、法律、商業、環境上の様々な課題を挙げている。

本報告書では、調査範囲を考慮し、日本企業の公共入札への参入に関する課題のみを取り上げる。それでも、新法における入札には、入札における官僚的手続きの削減、国内企業及び外国企業の幅広い参加、迅速かつ手続経済に有益な入札の実施、技術的品質の保証、汚職との闘いの支援を目的とした重要な改革が盛り込まれる予定である。これらはすべて、ブラジルにおける日本企業にとって繰り返し生じるリスクとして挙げられてきたものであることを指摘しておく価値がある。

日本企業が NLLC の下で公共入札に参加する際の具体的な課題は以下の通りである。

⁸³ EBC. 国内入札への外国企業の参加が容易化 <https://agenciabrasil.ebc.com.br/economia/noticia/2020-02/participacao-estrangeira-em-licitacoes-nacionais-e-simplificada> 2023 年 2 月 24 日閲覧

⁸⁴ JETRO. 海外進出日系企業実態調査（中南米編）2020 年版 68 頁

https://www.jetro.go.jp/ext_images/brazil/relatorio/panorama_atuacao_empresas_japonesas_america_latina_2020.pdf 2023 年 2 月 19 日閲覧

適用法令の理解

行政機関に役務や物品を提供する場合、適用法律に関する詳細な知識が必須となる。

そのため、「2.5.2 入札及び行政契約に関する法律（2021 年法律第 14133 号）」の項目に記載された概念的な内容、そして特に「3.4. NLLC を適用した公共入札の実際の運用」の項目は、ブラジルにおける入札手続がどのように行われるかを、段階を追って詳述しているため、潜在的な日本企業にとって非常に貴重なものとなる。日本企業がさらに理解しやすいように、本報告書の 3.3 では、公共入札の参加資格審査で要求される要件を満たす方法について詳述している。

注意点として、ブラジルの公共入札で入札者が提出する提案書は、資格証明書、技術提案書、価格提案書と名付けられた 3 つの封筒で構成されることがある。

技術提案書と価格提案書は、提案された技術的ソリューションとその開発にかかる金額を表している。

対照的に、3.3 項で実際に説明される資格証明書は、入札者が契約目的を遂行するのに適していることを証明する一連の企業文書を表す。

機会のマッピング

日本企業が、適切な公共調達制度に登録し、資格を取得し、ブラジルの担当機関にその製品及びサービスを正規化したら、次は各企業が利用できる機会をマッピングする必要がある。

NLLC によると、入札公告は PNCP で公表されなければならない、また、連邦、州又は市郡の官報及び地元の日刊紙への掲載も義務付けられている。しかし、この慣行は完全には機能していない。その原因は、新法を完全に施行されるまでの間、公的機関が現行法を適用したいと考えているから、そして小規模の自治体（人口 20,000 人まで）が 2027 年まで PNCP の義務を果たすことができないからである（NLLC 第 176 条）。つまり、このような機会は官報や地方紙にしか掲載されないことが多く、潜在的な利害関係者が情報にアクセスすることは不可能なのである。

この課題に対し、本報告書の項目 2.4 では、日本企業がすべての公共入札にアクセスできる公共入札検索システムの分析結果を紹介する。

この情報の共有は、ブラジルでのビジネス推進を担当する日本の団体又は各日本企業がこれらのシステムに個別にアクセス及び加入することによって可能となる。

ブラジルの入札公告はポルトガル語で発行されるため、入札手続の規制や要件を十分に理解し遵守するためには、現地でのサポートが非常に重要であることを強調しておきたい。

市場情勢と適用価格

一般論として、新市場への導入を成功させるためには、提供する物品や役務の行動、ニーズ、需要、欠点、受容性及び可能性を認識し、理解する必要がある。

この場合、PNCP、Comprasnet、Painel de Compras など、本調査で言及したさまざまなシステムは、請求価格、競合他社の動向、各経済分野にとって最適な機会が国内のどこにあるかを理解する上で有用なツールとなる。

加えて、前述の通り、NLLC によると、入札は入札対象の性質によりタイプ別に分類され、それぞれの方式に関連した評価基準がある。

前述のポータルサイトで、特定の物品や役務に対して市場で通常請求される価格を確認することで、具体的な機会を前にした日本企業意思決定をサポートすることができ、日本企業の弱点を露呈させるような評価基準の入札手続に時間と費用を投資することを避けることができる。

入札方法別の課題

日本企業のせり売り入札への参加と落札に関する分析（本報告書の項目 4.3）を考慮すると、入札方式別に見た日本企業の主な課題は以下の通りである。

せり売り入札：せり売り入札の評価基準が最低価格であることを考えると、国内産業・製造を行う必要があること、日本の物品や役務の営業コストや製造コストを削減する戦略を採用すること。

日本企業がせり売り入札市場に参加するためだけにブラジルに参入することに関心があり、この入札方式で商品やサービスを提供する場合、経済的な実行可能性を達成し、持続可能で収益性の高いビジネス・ネットワークを確立することは大きな課題となる。

一方、企業のターゲット市場が民間分野である場合、公共入札への参入は企業目標を達成するための優れた選択肢となる。

この入札方式における最大の課題は、以下の経済分野に挙げられる。

- 農業：農業と畜産を主な強みとする国の国内企業と最低単価を競う。
- 教育：この形態では、ほとんどの公的契約は、学用品、学校給食、オーダーメイド家具の供給である。これらの供給品に要求される複雑さと品質は低いため、現地企業との最低単価競争は大きな課題となっている。

指名入札:技術的な役務や工事の場面で使用されるインフラ分野を除いて、ブラジルの公共市場において日本企業によってあまり検討されていない入札形態である。

この方式では、従来の契約方式と、包括型、統合型、準統合型の両方の方式に関連する課題は、フィールドサービスの量や、ブラジルの現実に合わせたソリューションや技術のカスタマイズのために、現地の専門企業との提携に依存する。

外国企業による単独参加は、主に国際入札の場合に可能であり、国際入札は国内入札よりも安価である。

国内入札の場合、人件費、ロジスティクス、契約管理に関連するコストがかかるため、外国企業が競争することは不可能である。

したがって、日本企業にとっての主な課題は、各企業の長所を引き出し、この相乗効果を行政の利益に効果的に転換するパートナーシップを形成するために、国内企業を知り、交流することである。

コンペ入札：この分野で日本企業が落札した案件は確認されなかった。コンペ入札の技術的、科学的、芸術的性質を考慮すると、教育、コミュニケーション、文化の分野に関連する特別な機会を除き、日本企業による大規模な参加は期待できない。

競争入札：この分野で、日本企業が落札した案件は確認されていない。競争入札の性質は動産・不動産の売却であるため、日本企業の頻繁な参加は期待できない。一例として、前回開催された主な競争入札は、電気通信分野の5G技術に関するものであった。

同様の競争入札に関心のある日本企業がある場合、ブラジルで適用される法律と事業の手法を十分に理解することが課題となる。この点については、物品や役務を供給する現地企業と提携することが推奨される。

競争的対話：

この方法による入札は、現在までに見あたらない。しかし、あらゆる経済分野で新技術を導入するために、競争的対話が広く利用されることが期待される。

この方法は具体的な実践例がないため、その潜在的な課題について予測することはできないが、この方法が成功裏に実施されているヨーロッパ諸国から吸収されていることは指摘しておく価値がある。

欧州では、入札手続の進展が行政と民間分野との対話にかかっているため、利用可能な技術を公表することが主な課題のひとつである。そのためには、公共機関がこれらの革新技术の存在を認識する必要がある。

入札免除・入札無効：この分野は、農業と教育分野を除けば、一部の日本企業によってよく開拓されており、数百件の契約が締結されている。

日本企業の主な課題は、大手コングロマリットだけでなく、中小企業やスタートアップも含め、供給する企業、物品・役務の範囲を拡大することである。

4.4.2 日本企業が強みを持ち、競争しやすい分野、物品・役務、入札方式

この活動を実施するためには、まず日本企業の強みを簡単にマッピングする必要があった。次に、現在の公共市場への参加とその可能性を分析し、最後に、日本企業の優位性と競争のしやすさを生かして、どの市場が日本企業の参加を導入又は拡大するのに適しているかを示した。

Business Management & Marketing 誌⁸⁵が行った日本の SWOT 分析によると、本研究がテーマとする強みは、専門的な労働力、強力な産業分野、日本企業における経営のベストプラクティスの実践である。さらに、VIVO S.A.⁸⁶という会社が発表した記事によれば、戦後の復興以来、日本の産業界は常に科学技術による技術革新に投資してきた。

JETRO は、「なぜ日本なのか」⁸⁷という報告書の中で、日本に投資する理由として、世界に開かれたイノベーションの循環システム、優れた人材、経済発展に有利な安定したビジネス環境を挙げ、同様の強みを説明している。

高度に専門化された労働力に、強力な産業分野におけるベストプラクティスによるプロセスの実施を組み合わせることとで、技術革新の発展を大いに助長する環境をもたらし、高い技術品質、コストの最適化、生産工程における効率の最大化を特徴とする物品や役務を生み出している。

⁸⁵ Business Management & Marketing. 日本の SWOT 分析 <https://swotandpestleanalysis.com/swot-analysis-of-japan/> 2023 年 2 月 25 日閲覧

⁸⁶ Vivo S.A. 日本におけるテクノロジーへの巨額投資が、いかにして日本を頂点に導いたか。
<https://vivomeunegocio.com.br/conteudos-gerais/inovar/tecnologia-no-japao/>.

⁸⁷ ETRO 「なぜ日本なのか？」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/en/invest/img/investment_environment/whyjapan/2022/whyjapan_en_2301.pdf 2023 年 2 月 25 日閲覧

現在の入札市場への日本企業の参加に関する調査結果を分析すると、落札された契約は電子せり売りが入札無効に集中し、次いで入札免除と指名入札が続いている。

また、コンペ入札やせり売り方式での成功事例は皆無であり、競争的対話の具体的な事例も見られない。

せり売り入札、入札無効及び入札免除における日本企業の成功例の大部分は、一般的な製品とそれぞれの保守サービスに関連するものであり、これらは、保健、テクノロジー、インフラ分野で多く、市場では、競争の少ない市場で高い技術品質の製品とサービスを競争力のある価格で提供する、確立された日本のプレーヤーが多数存在している。

これらの分野では、医療・病院機器、研究所、情報技術、電気通信、インフラ工事のための特定の機器や技術に関連する商品が際立っている。

潜在的には、特に日本企業の観点からは、生産工程に高品質の技術が含まれる場合、あらゆる経済分野に他の様々な物品や役務が包摂される可能性がある。ただし、あまり複雑でない性質の医療用品が特徴である保健分野は例外であり、その場合、日本企業は、学習改善や障害者のニーズを満たす専門的な業務や役務、特定の製品をターゲットにすることができる。

日経アジア⁸⁸によれば、その代表的な好例が医療分野の日本企業であり、人件費、物流費、二酸化炭素排出量の削減を理由にラテンアメリカに工場投資している。

この例は、ラテンアメリカで見られるような作業方法論や高精度の機械を使用し、操業コスト、労働コスト、物流コストを削減することによって、日本の技術品質が認められた製品に反映される。

その結果、日本の競争力が高まるだけでなく、二酸化炭素排出量、国内での雇用創出、地域経済の強化に関連する間接的な利益ももたらされる。

指名入札の場合、衛生、水資源、輸送、エネルギー、農業、自然災害管理、観光、都市モビリティ、環境といった分野におけるエンジニアリング・コンサルタント・サービスをターゲットにする。

このような形態、特に公共工事において、日本の手法や技術の利用がもたらす影響は、公共インフラの効率向上のための代替案の定義、直接コストの最適化、工期の短縮、資産監視システムの採用のいずれにも反映される。

新法は、LLE から「最も高い経済的利益」の判断基準を吸収し、効率化契約のリスクを真に吸収する能力のある企業を優遇する傾向にある。効率性、すなわち、契約履行における技術的品質とパフォーマンスが、サービスを測定する方法として使用されるため、時間とコストの最適化を向上させる技術的品質と技術が、現行モデルで広く使用されている最低価格評価の弊害であると評価されることになる。

この新規性は、日本とブラジルの企業間のパートナーシップを通じて、重要なビジネスチャンスにつながる。

したがって、前節で述べたように、国内企業との提携は課題ではあるが、この段階を過ぎれば、容易に、競争上の優位性をもたらす。

⁸⁸ 日経アジア ラテンアメリカで日本の医療企業が多くの恩恵を受ける。<https://asia.nikkei.com/Business/Health-Care/In-Latin-America-Japanese-medical-firms-find-wealth-of-benefits> 2023年2月25日閲覧

競争的対話の機会については、ブラジルではまだ実施されていないが、ヨーロッパでは成功裏に採用されており、ブラジルでも同じことが起こることが期待されている。

この種の入札の柱のひとつは技術革新とテクノロジーであり、日本企業がこの入札を利用する可能性と期待は大きい。例えば、日本の技術革新であれば何でも対象となり、農業分野であれば、管理システム、リモートセンシング、農業ロボットなどの農業技術が対象となる。

通信分野では、IoT システム技術、情報通信技術（ICT）、5G 技術、地上・衛星・無線（放送）による大規模なメッセージ伝達システム。

教育分野では、あらゆるレベルの学生の生産性を向上させる人工知能システム。

製造業、インフラ、医療分野では、通常、技術革新が行われており、その多くはブラジルの民間市場ですでに利用されているが、公共市場でも利用できる可能性がある。

コンペ入札や競争入札については、時折チャンスがあるかもしれないが、これらの入札方法の性質上、日本企業の大規模なプレゼンスは期待できない。

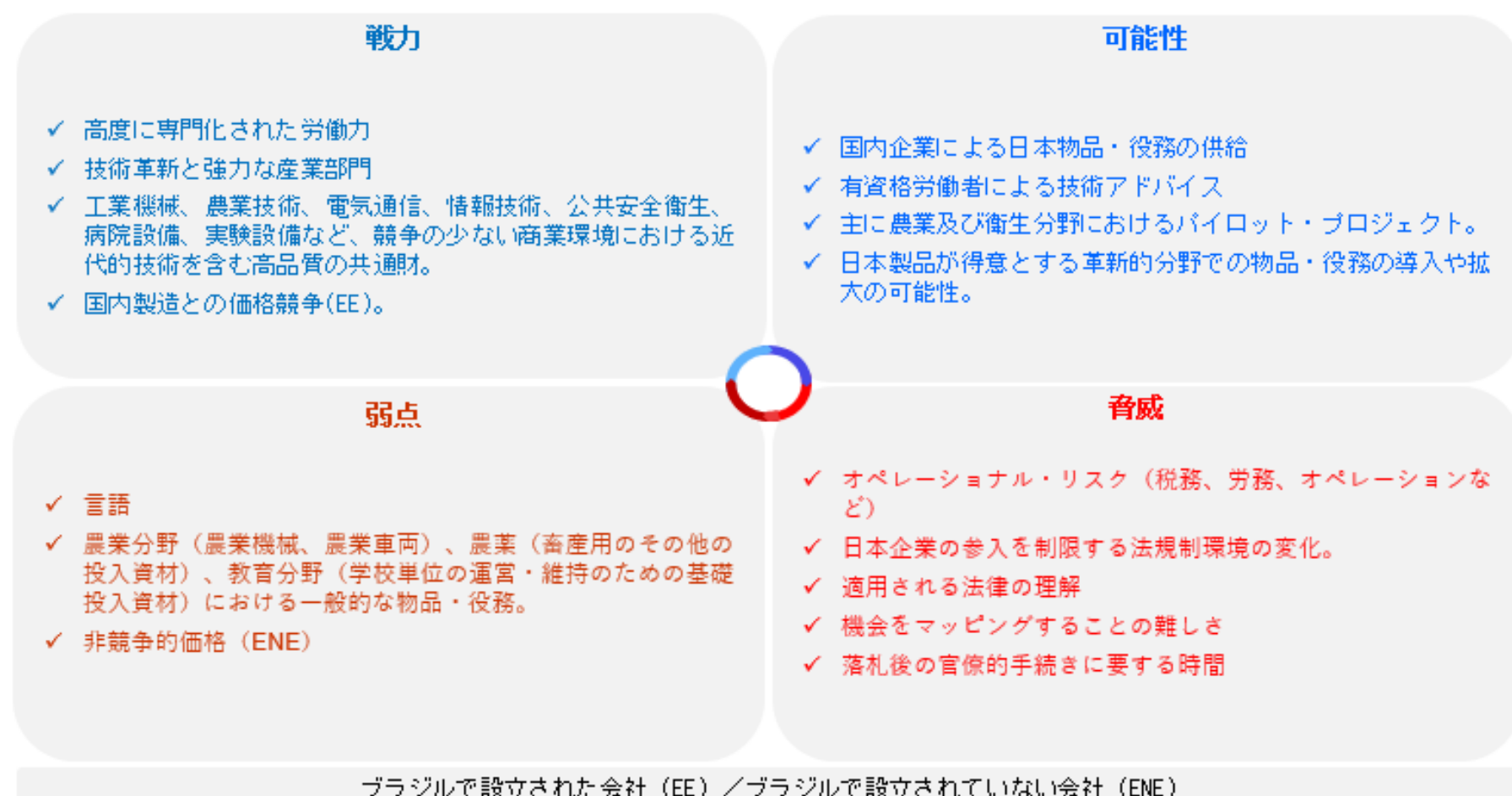
4.4.3 SWOT 分析

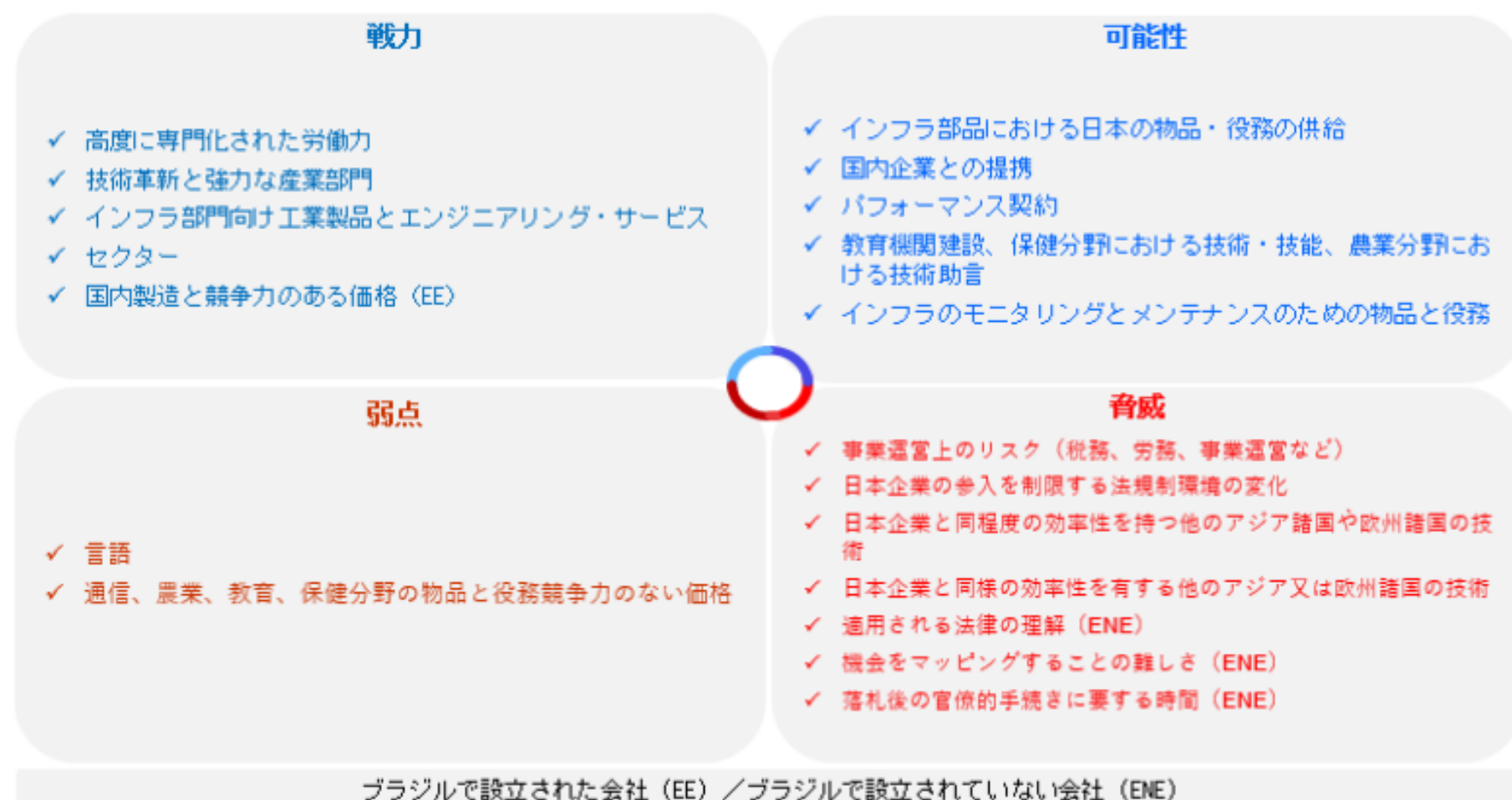
NLLC が定める入札方式には、せり売り入札、指名入札、コンペ入札、競争入札、競争的対話のほか、入札免除や入札無効による直接契約もあり得る。

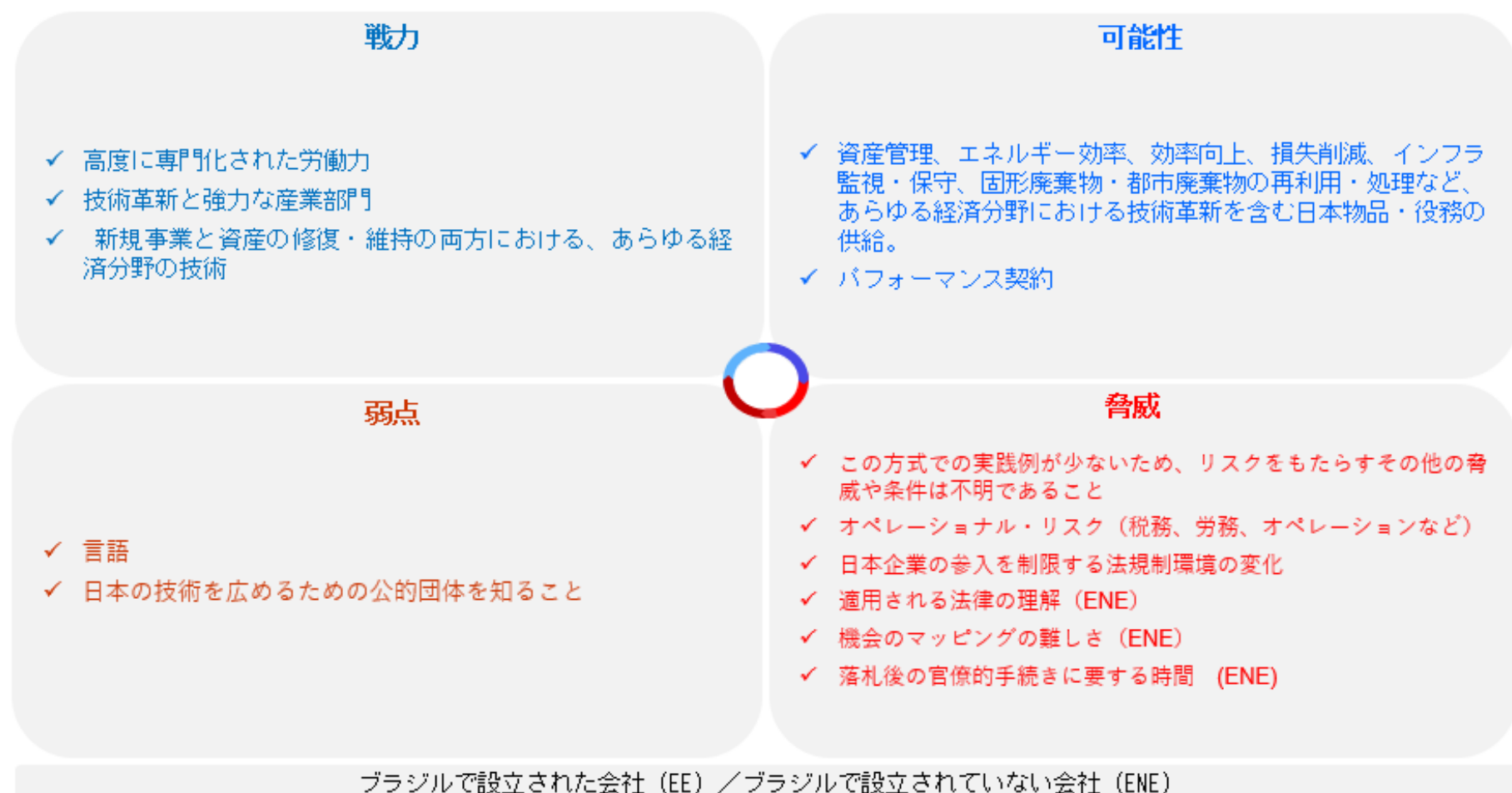
本分析の基礎となる調査でも強調されているように、コンペ入札や競争入札の方法において、日本企業の大規模な参加は確認されておらず、また期待できない。したがって、SWOT 分析は、せり売り入札、指名入札、競争的対話、入札免除及び入札無効の各方式を対象とする。

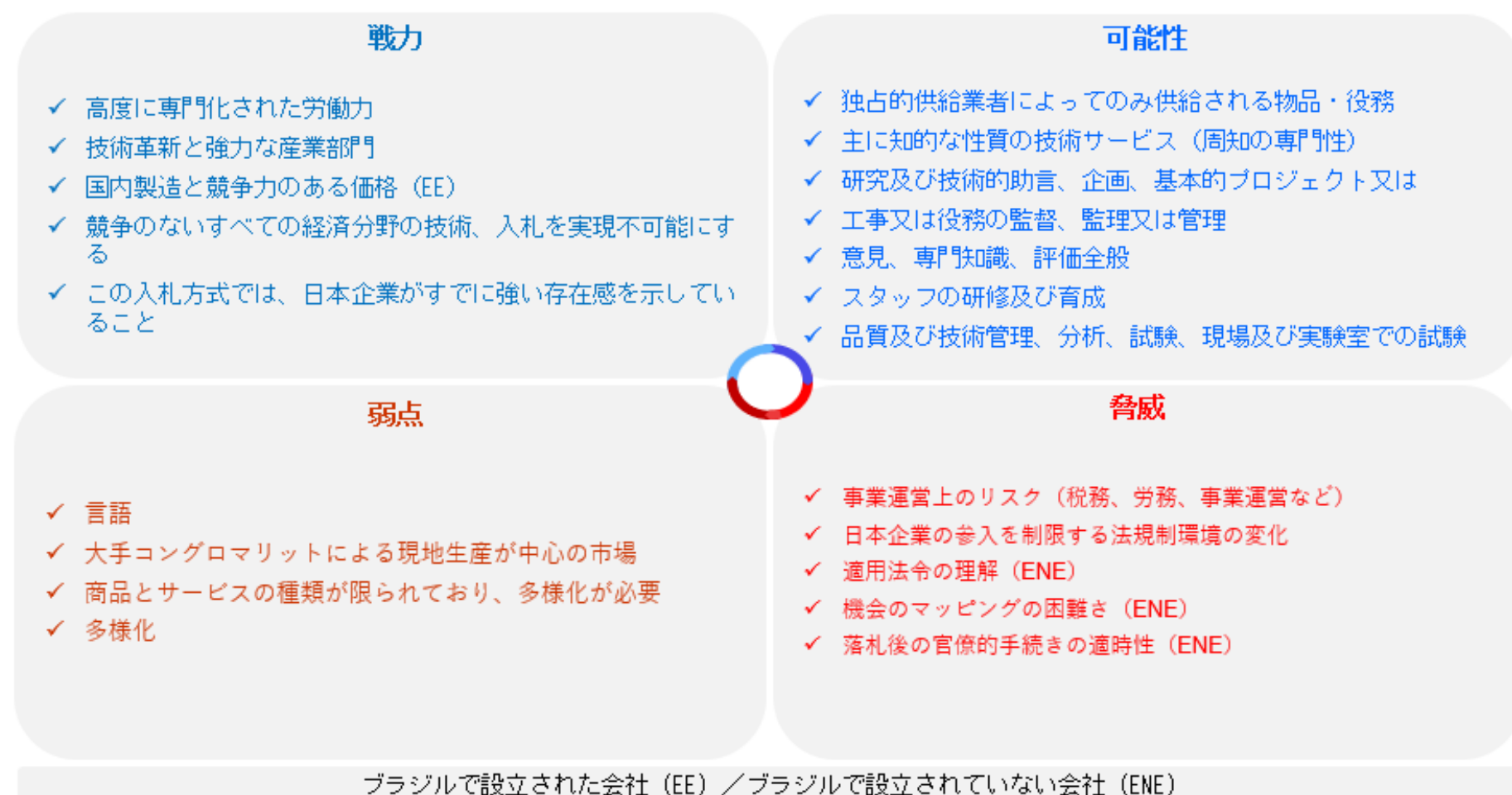
重要なこととして、現在施行されている他の法律において、この種の入札が規定されていることから、せり売り入札、入札免除及び入札無効に関するビジネスチャンスも LLE に適用されることを強調したい。

この分析の結果、ブラジルの公共市場に関心を持つ日本企業の注力を、提供される物品や役務の種類に応じて、落札の可能性がより高い入札方式での機会に向けさせ、その結果、主要な競合相手に対する競争力を高め、他の入札方式への参加及び／又は他の役務や物品の提供が徐々に拡大することを期待する。









入札の方式: 入札免除

戦力

- ✓ 高度に専門化された労働力
- ✓ 技術革新と強力な産業部門
- ✓ 国内製造と競争力のある価格 (EE)
- ✓ 競争のないすべての経済分野の技術、入札を実現不可能にする
- ✓ この入札方式では、日本企業がすでに強い存在感を示していること

可能性

- ✓ 100,000レアル以下の自動車の工事、エンジニアリングサービス、メンテナンスサービス
- ✓ 50,000レアル未満の物品又はサービス
- ✓ 設備の保守に必要な物品
- ✓ 研究開発のための製品で、エンジニアリング・ワーク及びサービスについては30万レアルを上限とする。
- ✓ 公的科学研究革新機関 (ICT) 又は開発機関が実施する技術移転又は保護された創作物の利用及び契約。
- ✓ 野菜などの生鮮品
- ✓ 高い技術的複雑性と国防を伴う、国内で生産又は提供される商品又はサービス。
- ✓ 軍隊で使用する資材
- ✓ 低所得者 (ゴミ拾い労働者) のみで構成される組合又は協同組合による、リサイクル可能又は再利用可能な都市ゴミの収集、処理、販売。
- ✓ 希少疾患の治療のみを目的とした医薬品
- ✓ 戦争、国防状態、包囲状態、連邦政府の介入、又は深刻な秩序の混乱の場合の商品及びサービス
- ✓ 緊急事態又は政治的災難の場合の商品及びサービス
- ✓ 統一医療制度 (SUS) 向け戦略製品の技術移転の場合の契約

弱点

- ✓ 言語
- ✓ 大手コングロマリットによる現地生産が中心の市場
- ✓ 商品とサービスの種類が限られており、多様化が必要
- ✓ 多様化

脅威

- ✓ 事業運営上のリスク (税務、労務、事業運営など)
- ✓ 日本企業の参入を制限する法規制環境の変化
- ✓ 機会のマッピングの困難さ (ENE)
- ✓ 落札後の官僚的手続きの適時性 (ENE)

ブラジルで設立された会社 (EE) / ブラジルで設立されていない会社 (ENE)

第5章 公共入札実務ハンドブック

本章では、これまでの集大成として、特に日本企業の公共入札への参加について、日本企業のための公共入札実務ハンドブックを紹介する。

このハンドブックは、本書の巻末資料9として掲載する。

第6章 提言集

本章では、ブラジルの公共入札への参加に関心を持つ日本企業に向けた提言集を紹介する。

この提言集は、本調査で作成された内容に基づき、以下の内容を含んでいる。

- 2023年4月からの新しい規制枠組みの下で適用される法律
- 新法制が日系企業に与える影響
- NLLCに含まれる入札方法と評価基準の概要
- ビジネスを生み出す大きな可能性を秘めたニッチ市場に関する情報がある。これには、日本企業がノウハウを有する分野における大きな市場ギャップ、技術的解決策及び革新的技術への需要により、新しい法律から生じる新しいタイプのビジネス、例えば、新たな衛生規制の枠組みから生じる機会を含む。そこでは、日本企業は、入札手続への間接的参加や、請負業者、販売店、公共機関への物品や役務の供給を通じて参加することができるようになる。
- 入札ポータルや入札検索システムへの登録
- ブラジル市場への参入を促進するための業務上および商業上の提言。

インフラ分野で事業を展開する多くの企業が、資格のある企業とその製品を登録するシステムを採用し、これらの企業の入札手続への参加を容易にし、企業やその資材・設備を認定して、入札が麻痺してしまう事態を回避して、入札手続を持続的なものに行っていることに注目することが重要である。

日本企業が契約する可能性を考えれば、企業とその製品の事前審査は重要な活動である。加えて、公的機関はしばしば「資機材の資格認定に関する規範的ガイドライン」を公表しており、そこで現在供給されている製品の需要、材料、設備、技術仕様を確認することができる。

提言集の全文は巻末資料10に掲載されている。

6.1 業界団体の調査と技術・メディア支援

提言集で触れるように、日本の物品や役務を公共調達市場に導入し、特に技術革新についてこれを成功させるためには、日本側の団体の支援と、セミナーやイベントの開催、その他の調査・市場イニシアティブの調整が、日本の物品や役務を行政機関の団体及び民間分野の潜在的パートナーや顧客の双方に広報する上で大きな価値がある。

セミナーやイベントに関しては、社内イベント（ブラジルと日本の日系企業向け）と社外イベント（潜在的顧客向け）の開催を強化することを提案する。

内部イベントに関しては、例えばブラジル日本商工会議所やジャパン・ハウスの支援を受けた研究展示センター、またJICA自身のミッションを通じた支援により、展示会や技術講演、運営事例を通じた的を絞った広報支援が利用できることは明らかである。

しかし、ブラジルに進出している日系企業と進出していない日系企業が参加する社内イベントを開催し、両者の関係を強化することが必要であり、その際、革新的な技術を持つ進出していない企業は、物品・役務、システム、高度に専門化された労働力を提供する。革新的な技術を持つ非上場企業は、物品や役務、システム、そして高度に専門化された労働力を提供し、既存企業は事業促進や開発、それほど専門化されていない労働力、運営や現地でのサポートを提供する。

長期的に見れば、このような協力関係は両社にとって非常に価値がある。ブラジルに設立された企業にとっては、知識や技術を移転する可能性があり、設立されていない企業にとっては、新しい市場への参入と新しいビジネスへの参入が可能になる。

例えば、サンパウロ大学（USP）で開催される科学技術に関する日伯シンポジウム⁸⁹や、2020年にベロオリゾンテのミナス・ジェライス開発銀行（BDMG）の講堂で開催された JICA ブラジル 60 周年記念プログラムの一環であるセミナー⁹⁰などである。

この種の業務協力（技術、資金、商業、運営）のもう一つの可能性は、ブラジルに設立された民間企業を通じて、ブラジルでの実施に適した日本の技術の支援を促進するための、JICA または他の日本組織によるビジネスラインであろう。

この場合、以下の可能性がある。

1. JICA は、ブラジル市場に関心のある日本企業を招き、革新的な技術や技能を紹介する。
2. 日本企業は、その革新的な技術やテクノロジー、またリスクマトリクスやブラジルでビジネスを行うための条件を提示する。
3. ブラジル企業は、ソリューションの実現可能性、応用可能性、潜在顧客を分析する。
4. ブラジル企業が潜在顧客を見つける。
5. JICA の支援と潜在顧客の賛同を得て、日本企業が現地企業の支援を受けてパイロット・プロジェクトを実施する。
6. パイロット・プロジェクトの結果は、ブラジルでのビジネス促進だけでなく、ソリューションの有効性を証明するのに役立つ。

対外的なイベントに関しては、JICA やその他の日本の組織がすでに推進している優れたイニシアティブやセミナーを維持することに加え、ビジネス懇談会を含め、日本の物品・役務、システムを潜在的な官民の顧客に紹介するイベントを開催することが提案されている。このような実践は、スピ

⁸⁹ 科学技術シンポジウムにブラジルと日本の専門家が集結

<https://jornal.usp.br/ciencias/simposio-sobre-ciencia-e-tecnologia-reune-especialistas-brasileiros-e-japoneses/> 2023 年 3 月 2 日閲覧

⁹⁰ 日本人起業家が BDMG でアグリビジネスの技術を発表。<https://www.epamig.br/blog/2020/02/12/empresarios-japoneses-apresentam-tecnologias-para-o-agronegocio-em-encontro-no-bdmg/> 2023 年 3 月 2 日閲覧

ード・ミーティング・カンピーナ⁹¹やイノベティブ・シティ国際会議⁹²など、すでにブラジルで広く実施され、成功を収めている。

その他の取り組みとしては、技術・科学協力プロジェクト、海外投資融資（PSIF）、民間連携事業など、技術開発を促進するために JICA⁹³がすでに実施している極めて重要な取り組みがあることに留意することが重要である。加えて、労働組合や使用者組合（州産業連盟）における専門的な研究は、日本発の製品、特に公共・長距離輸送、交通管制、基礎衛生、発電を伴う固形廃棄物処理、設備のエネルギー効率、再利用水の生産と配給、都市排水、洪水や自然災害の防止、電気・通信、連絡手段、広告媒体といったインフラ分野を対象とし、たとえ民営化されていたとしても、その広報を可能にするものである。

これらの行動は、JICA の融資枠の最終的な普及のために具体的な成果を生み出すはずである。JICA の融資枠は、最も適切であり、製品や技術の提携、特に競争的対話方式による調達や、新しい法律で規定されている予備技術調査支援（ETP）の法的ニッチにおいて、販促支援に利用できる。

6.2 調査結果の収録映像

調査終了後には、40 分の映像をポルトガル語で作成し、調査結果を報告する。また、関係機関への映像の最初のプレゼンテーションの際にコンサルタントが同席し、20 分間の質疑応答を行う。映像に加え、コンサルタントは、JICA が他の機会にも利用できるよう、プレゼンテーションの内容を含むパワーポイント資料とプレゼンテーションのテキスト資料を JICA に提供する。

⁹¹ カンピーナスと地域の企業イベント・研修セクターを熱くするビジネスラウンド <https://www.linkedin.com/pulse/rodada-de-neg%C3%B3cios-aquece-o-setor-eventos-e-em-campinas-ebs-/?originalSubdomain=pt> 2023 年 3 月 2 日閲覧

⁹² FIEP. ビジネスラウンド. <https://www.sistemafiep.org.br/rodada-de-negocios-1-33676-371251.shtml> 2023 年 3 月 2 日閲覧

⁹³ JICA. 事業紹介 <https://www.jica.go.jp/Resource/brazil/portuguese/office/activities/brazil02.html> アクセス日: 2023 年 3 月 2 日閲覧

資料

資料 1 2021 年法律第 14133 号(NLLC)に寄与する 1993 年法律第 8666 号 (LLC) における主要な手続的事項

(i) LLC 法は、連邦憲法第 37 条 21 号の規定により、入札及び行政契約に関する定め、その他の規定を設ける。

(ii) 第 1 条 - この法律は、連邦、州、連邦管区及び市郡の権限の範囲内で、広告、購入、処分及びリースを含む工事及び役務に関する入札及び行政契約に関する一般規則を定める。

(iii) 第 1 条補項-直接行政機関に加え、特別基金、公団、公的財団、公社、混合資本会社及び連邦が直接的又は間接的に支配するその他の団体は、この法律の適用を受ける。

(iv) 第 2 条 広告、購入、処分、コンセッション、許可及びリースを含む行政の工事及び役務は、第三者と契約する場合、この法律に定める場合を除き、必ず入札手続を経るものとする。

(v) 第 3 条 - 入札手続は、平等という憲法の原則の遵守、行政にとって最も有利な提案の選択及び持続可能な国家開発の促進を確保するために設計されており、合法性、非人格性、道徳性、平等性、公共性、行政の適正性、入札への招待に対する拘束力、客観的判断及びそれらに関連するものの基本原則を厳格に遵守して処理及び判断される。

(vi) 第 3 条第 1 号 - ブラジルの技術基準を満たす国内製造物品及び役務（2015 年法律第 13146 号により追加）

(vii) 第 3 条補項 1 - 公務員は以下を禁止される。

第 1 号-本条第 5 項から第 12 項までの規定、1991 年 10 月 23 日法律第 8248 号（2010 年法律第 12349 号による改正）及びその他の関連法の規定の例外を除き、入札募集において、協同組合の場合を含め、競争性を損ない、制限し又は阻害させる条項又は条件を認め、予見し、含み又は容認し、入札者の出生地、本社所在地、本拠又は契約の特定の目的に関係のないその他の事情に基づく優遇又は区別を設けること。

第 2 号- 国際機関からの資金調達が関与する場合であっても、通貨、支払方法、支払場所を含め、ブラジル企業と外国企業との間で、商業、法律、労働、社会保障、その他あらゆる性質の差別待遇を設けること。ただし、次項の規定及び 1991 年 10 月 23 日付法律第 8248 号第 3 条を除く。

(viii) 第 3 条補項 2 - 同等の条件においては、裁決の基準として、商品及び役務に優先権が順次与えられる。

第 3 号 - ブラジル企業によって生産又は供給されたもの

第 4 号 - 国内の研究及び技術開発に投資する企業によって生産又は提供されるもの（2005 年法律第 11196 号により追加）

(ix) 第 3 条補項 3-入札手続は秘密ではなく、その手続行為は公開され、提案内容を除き、公開されるまで一般にアクセス可能である。

(x) 第 3 条補項 6 第 3 号-国内で行われる技術開発及び技術革新

(xi) 第 3 条補項 7-国内において行われた技術開発及び技術革新から生じた国内製造品及び役務については、第 5 項に規定するもののほか、優先特権を設定することができる。

(xii) 第 3 条補項-本条補項 5 及び補項 7 に含まれる規定は国内における生産能力又は提供能力がより低い物品及び役務には適用されず、以下に適用される（2010 年法律第 12349 号及び 2011 年政令第 7546 号により追加）

第 1 号- 購入又は契約される数量 (2010 年法律第 12349 号により追加)

第 2 号-場合によってはこの法律の第 23 条の補項 7 に基づいて設定された数量（2010 年法律第 12349 号により追加）

(xiii) 第 3 条補項 10 - 南米南部共同市場（メルコスール）締約国を原産地とする物品及び役務に対し、補項 5 にいう優先特権の全部又は一部を拡大することができる（2010 年法律第 12349 号により追加）（2011 年政令第 7546 号参照）

(xiv) 第 3 条補項 11 - 物品、役務及び工事の請負に関する入札公告は、所轄官庁による事前の正当な理由に基づき、連邦行政府が定める方法により、公共行政の一部である団体又は事業体あるいは公平な手続に基づいて指定した団体又は事業体に対して、商業的、産業的、技術的補償措置又は有利な資金調達条件へのアクセスを累積的又はその他の方法で促進するよう請負業者に要求することができる。（2010 年法律第 12349 号及び 2011 年政令第 7546 号により追加）

(xv) 第 3 条補項 12 - 情報通信技術システムの導入、保守、改善に関する契約において、連邦行政機関の法令の政策として、入札手続は、国内で開発された技術を有し、2001 年 1 月 11 日付法律第 10176 号にいう基本的生産工程に従って生産された物品及び役務に限定することができる。（2010 年法律第 12.349 号及び 2011 年政令第 7546 号により追加）

(xvi) 第 3 条補項 13-毎会計年度、本条補項 10、補項 11 及び補項 12 の規定により優遇される企業の一覧は、各企業に割り当てられた資金額を示してインターネット上で公表される。（2010 年法律第 12349 号により追加）

(xvii) 第 3 条補項 14-本条及びその他の入札及び契約の規則において規定される優遇措置は、法律に従い、零細及び小規模事業者の区別的かつ有利な待遇を優遇するものでなければならない。（2014 年補完法第 147 号により追加）

(xviii) 第 5 条-入札で使用されるすべての価値、価格及び費用は、この法律第 42 条の規定を除き、自国通貨で表示されるものとする。 物品、リース、工事及び役務の供給に関する債務の支払いにおいて、行政の各単位は、公益上の関連事由が存在し、正当に公表された管轄当局による事前の正当な理由がある場合を除き、区別化された資金源ごとに、支払期日の厳密な時系列順序に従うものとする。

(xix) 第 5 条-入札及び契約規則は、法律に従い、零細企業及び小規模企業に対して区別的かつ有利な待遇を与えなければならない。（2014 年補完法第 147 号により追加）

(xx) 第 6 条第 1 号-工事：直接的又は間接的に行われる建設、改修、製造、修復又は増築

(xxi) 第 6 条第 2 号 -役務：解体、修理、設置、組立、運営、保存、修理、適合、保守、輸送、物品の賃貸、広告、保険、技術的専門的業務等の行政が関心を持つ特定の効用を得ることを目的とする活動

(xxii) 第 6 条第 3 号- 購入:一度又は分割して供給するための対価を伴うあらゆる物品の有償取得

(xxiii) 第 6 条第 5 号-主要な工事、役務及び購入:見積額がこの法律第 23 条第 1 号 c に定める限度額の 25 倍を超えるもの

(xxiv) 第 6 条第 6 号 保証保険: 入札及び契約において企業が引き受けた義務の誠実な履行を保証する保険

(xxv) 第 6 条第 8 号 a) 総額請負契約: 工事又は役務の履行が確定された総額で契約される場合

(xxvi) 第 6 条第 8 号 b) 単価請負契約: 工事又は役務の提供を特定の単位について一定の価格で契約する場合。

(xxvii) 第 6 条第 8 号 d) 業務単位契約: 材料の供給の有無にかかわらず、小額の仕事を固定価格で請け負う場合

(xxviii) 第 6 条第 8 号 e) 包括契約: 必要な工事、役務及び設備のすべての段階からなるプロジェクトが、構造上及び運用上の安全性の条件において、また契約された目的に適した特性をもって使用されるための技術上及び法律上の要件を満たし、運用を開始することができる状態で注文者に引き渡されるまで、請負人の全責任のもとで全体として行われる契約

(xxix) 第 6 条第 9 号 基本プロジェクト: 入札の対象である工事、役務、あるいは工事又は役務の複合体を特徴付けるために必要かつ十分な要素を、適切な精度で、事前技術調査の指摘に基づいて作成したもので、技術的な実現可能性と事業の環境影響の適切な処理を保証し、工事の費用を評価し、その実施のための方法と期間を定義することを可能にするもの

b) 実行プロジェクトを立案し、工事と組み立てを実施する段階において、再策定や変更の必要性を最小化するような、十分に詳細な全体的かつ局所的な技術的解決策

c) 実施される役務、作業に組み込まれる材料及び設備の種類の識別並びにその事業に最適な結果を確保するための仕様の特定であり、実行の競争的性質を損なうことなく、プロジェクトにとって最良の結果を保証するもの

d) 工事实施の競争性を阻害することなく、工事の施行方法、仮設備、組織的条件の検討と推論を可能にする情報

e) 計画、供給戦略、検査規則、その他各事例で必要とされるデータを含む工事の入札及び管理計画を設計するための補助金

f) 物品の数量及び適切に評価された供給に基づく工事の総額の詳細な予算

(xxx) 第 6 条第 10 号 実行プロジェクト: ブラジル技術基準協会 (ABNT) の関連基準に従った工事の完全な遂行に必要なかつ十分な要素の集合

(xxxi) 第 6 条第 11 号 公共行政: 公権力の支配下にある私法上の法人格を有する団体及び公権力が設立又は維持する財団を含む連邦、州、連邦管区及び市郡の直接的及び間接的な行政

(xxxii) 第 6 条第 12 号 行政: 公共行政が具体的に運営及び活動する機関、団体又は行政単位をいう。

(xxxiii) 第 6 条第 14 号 契約者: 契約書に署名する団体又は組織

(xxxiv) 第 6 条第 15 号 被契約者: 公共行政と契約を締結する自然人又は法人

(xxxv) 第 6 条第 16 号 委員会は、常設であっても臨時であっても、入札及び入札者の登録に関するすべての文書及び手続を受理、審査及び判定する機能を有する行政機関が設置する

(xxxvi) 第 7 条補項 1 各段階の実施は、所管官庁による前段階に関する工事の結論と承認に先立たなければならないが、実行プロジェクトは例外的に工事及び役務の実施と同時に進めることができる。ただし、行政機関の許可がある場合はこの限りではない。

(xxxvii) 第 9 条 次に掲げる者は、直接又は間接を問わず、入札手続、工事又は役務の実施及びこれらに必要な物品の供給に参加することができない。

1 号 - 自然人であるか法人であるかを問わず基本又は実行プロジェクトの作成者

2 号 - 基本又は実行プロジェクトの作成に責任を負う単独又は共同企業体及びである当該プロジェクトの作成者である取締役、経営者、株主、議決権を有する資本の 5%以上の保有者、支配株主である会社、技術管理者又は下請業者

3 号 - 入札に責任を負う契約当事者となる機関又は団体の従業員又は管理者

(xxxviii) 第 9 条補項 1 本条第 2 号に規定されるプロジェクトの作成者又は企業は、監督、監視又は管理を行うコンサルタント又は技術者として、専ら関係行政機関のために、工事又は役務の入札手続又はその実施に参加することができる。

(xxxix) 第 10 条 工事及び役務は以下の方法で実施することができる(1994 年法律第 8883 号による改正)

第 2 号 a) 総額請負契約

第 2 号 b) 単価請負契約

第 2 号 d) 業務単位契約

第 2 号 e) 包括契約

(xi) 第 13 条 この法律において、次のものは専門的技術役務とみなされる。

第 1 号 - 技術的調査、計画及び基本又は実行プロジェクト

第 2 号 - 一般的な意見書、鑑定及び評価

第 3 号 - 技術的助言又はコンサルタント業務及び財務監査又は税務監査

第 4 号 - 工事又は役務の検査、監督又は管理

第 5 号 - 法的又は行政的な事件の後援又は弁護

第 6 号 - 職員の研修及び能力開発

第 7 号 - 美術品及び歴史的価値のある商品の修復

(xli) 第 13 条補項 1 入札無効場合を除き、専門的技術役務の提供に関する契約は、可能な限りコンテストを行い、事前に褒賞又は報酬を規定して締結されることが望ましい。

(xlii) 第 15 条 可能な限り、購入は以下のものでなければならない。

第 1 号- 技術仕様と性能の互換性を課す標準化の原則を遵守し、必要な場合は提供される保守、技術支援及び保証の条件を遵守する。

第 2 号 - 価格登録システムを通じて処理されるもの

第 3 号 - 民間部門と同様の取得及び支払い条件が適用されること。

第 4 号 - 経済性を考慮し、市場の特殊性を利用するために必要な分割回数に分割されること

(xliii) 第 21 条補講 4 公告に変更が生じた場合は、その変更が提案の策定に影響を与えないことが明らかな場合を除き、当初設定した期限を再度延長した上で、原文と同じ形式で公表することを要する。

(xliv) 第 22 条 入札方法は以下の通りである。

1 – 指名入札

2 – コンペ入札

3 – 競売入札

(xlv) 第 22 条補項 1-指名入札は、最初の事前資格審査段階において、その目的遂行に必要な公告に記載された最低資格要件を満たしていることを証明した利害関係者間の入札の一種である。

(xlvi) 第 22 条補項 4-コンペ入札は、任意の関心を持つ者の間において技術的、科学的又は芸術的な仕事を選択するための契約であり、官報の公告で事前に 45 日間の最低期間を設けた募集基準に基づいて、褒賞又は報酬を授与するものである。

(xlvii) 第 22 条補項 5-競売入札とは、行政が使用できない動産、合法的に差し押さえられ若しくは質入れされた物品の売却又は第 19 条に規定される動産の売却のために、利害関係者間で行われる入札の一種であり、評価額と同等又はそれ以上の最高入札者に売却される。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(xlviii) 第 23 条補項 1 行政が行う工事、役務及び購入は、技術的及び経済的に可能な限り多くの分割払いにし、これは市場で入手可能な資源を最大限に活用し、規模の経済を失うことなく競争力を高めることを目的とする。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(xlix)-第 23 条補項 7 分割可能な性質を有する商品の購入において、全体又は複合体に損害がない限り、競争力を高める観点から、入札で要求される数量より少ない数量の見積もりは許可され、公告は、規模の経済を維持するために最小数量を設定することができる(1998 年法律第 9648 号により追加)

(l) 第 25 条 - 競争が実行不可能な場合、入札は不適格になる。

第 1 号 - 独占的な生産者、企業又は商業代理店によってのみ供給可能な材料、機器又は商品を購入する場合。この場合、ブランドの優先は禁止され、独占的であることの証明は、労働組合、総連合、使用者総連合又はこれらに準ずる組織によって入札又は工事もしくは役務が行われる場所の商業登録機関又は同等の組織によって提供された証明書によって提供されなければならない。

第 2 号 - この法律令第 13 条に列挙された技術的な役務を専門家又は有名な専門企業に単独で依頼する場合

第 3 号 - あらゆる芸術分野の専門家を直接又は専属事業者を通じて依頼する場合

(ii) 第 25 条補項 1 過去の実績、研究、経験、出版物、組織、設備、技術チーム又はその活動に関連するその他の要件に基づき、その専門分野での評判においてその業務が契約の対象の完全な満足のために本質的かつ疑いなく最も適していると推論することが可能である専門家又は企業は、有名な専門家であるとみなされる。

(iii) 第 27 条 - 入札に参加する資格を得るために、利害関係者は、次の書類を提出しなければならない。

第 1 号 - 法的資格

第 2 号 - 技術的資格

第 3 号 - 経済的財務的資格

第 5 号 - 連邦憲法第 7 条第 33 号の規定への適合性

(1999 年法律第 9.854 号により追加)

(iii) 第 28 条法的資格に関する書類は、場合により以下のものから構成される。

第 1 号 - 身分証明書

第 2 号 - 個人企業の場合は商業登記簿謄本

第 3 号 - 営利会社の場合は正式に登録された定款、細則又は現行定款、株式会社の場合は取締役選任書類を添付したもの。

第 4 号 - 民事会社の場合は、設立証書の登録及び取締役会が在任していることを証明する書面

第 5 号 - 国内で事業を営む外国企業又は法人の場合は認証決定、及び事業に必要な場合は管轄機関が発行する登記又は事業認証書。

(iv) 第 29 条 税務及び労務遵守に関する書類は、場合により以下のものから構成される（2011 年法律第 12.440 号により編集）

第 1 号 個人納税者登録簿（CPF）又は一般納税者登録簿（CGC）への登録証明書

第 2 号 - 入札者の住所地又は本社所在地に関連する州又は市郡の納税者登録簿がある場合はその登録証明書。

第 3 号 - 入札者の住所地又は本社のある連邦、州及び市郡の財務省又はそれに準ずるものと法律に基づき適合性を証明するもの。

第 4 号 - 社会保障及び退職補償基金（FGTS）と適合性を証明する書類(1994 年法律第 8883 号により編集)

第 5 号 - 1943 年 5 月 1 日付法令第 5452 号により承認された統合労働法第 7 章の A の条件に基づき否定的な証明書を提示することにより、労働裁判所に対して債務不履行がないことを証明する書類（2011 年法令第 12440 号により追加）

(iv) 第 30 条第 1 号 関連職業団体への登録又は記入

(lvi) 第 30 条第 2 号 入札対象の特性、量、期限に適合し、適切な活動を実施できる能力の証明及び入札対象を実施するのに十分で利用可能な施設、設備、技術要員及び業務を担当する技術チームの各メンバーの資格の表示。

(lvii) 第 30 条 3 号 入札機関が書類を受領したこと、加えて必要な場合には義務履行のためのすべての情報及び現地の条件を承知していることの証明

(lviii) 第 30 条第 4 項 特別法に規定された要件を満たすことの証明（該当する場合）。

(lix) 第 30 条補項 1 工事及び役務の入札の場合、本条本文第 2 号にいう適性の証明は、管轄の専門機関に正当に登録された公法又は私法に準拠する法人によって提供される証明書によって行われる。要件は次のとおりである。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(ix) 第 30 条補項第 1 号 技術的資格に関する書類は以下のものに限定される。それは入札書の提出日において、より高度な専門家又は所属官庁によって正式に認められた同種の工事又は役務を実施するための技術証明書を有する専門家が駐在することの証明である。ただし、入札の最も関連性の高い重要な部分に限定され、最低数量要件及び最長期限は禁止される。(1994 年法律 8883 号により追加)

(lxi) 第 30 条補項 2 前項にいう、技術的に最も関連性が高く、重要な価値を持つ区画は、入札案内に規定される。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(lxii) 第 30 条補項 3 適性の証明は、常に、同等又はそれ以上の技術的及び運営的複雑性を有する類似の工事又は役務の証明書又は証言によって認められる。

(lxiii) 第 30 条補項 5 時期、季節、特定の場所、その他この法律に定めのない入札手続への参加を阻害するような制限のある活動及び適性の証明を要求することは禁止する。

(lxiv) 第 30 条補項 10 本条補項 1 第 1 号に規定される技術及び運営能力の証明のために入札者が示した専門家は入札の対象である工事又は役務に参加しなければならない、行政当局がこれを承認した場合に限り、同等以上の経験を有する専門家と交代させることができる。

(1994 年法律第 8883 号による)

(lxv) 第 31 条 経済的及び財務的資格に関する書類は以下のものに限る。

第 1 号 会社の財政状態を証明する法に基づき既に提出された最終会計年度の貸借対照表及び会計計算書（試算表又は仮の貸借対照表に代替することはできない）。入札書提出日から 3 ヶ月以上経過している場合は、公的な指標により更新されたものでもよい。

第 2 号 - 法人本店所在地で発行された破産若しくは民事再生不存在証明書、又は自然人の居住地で発行された財産証明書

(lxvi) 第 31 条補項 1 指標の要件は、入札者が契約を受注した場合の契約内容を視野に入れた入札者の財務能力を示すことに限定されるものとし、過去の売上高、収益性、収益性指標の最低値の要件は要求されない。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(lxvii) 第 31 条補項 2 行政は、将来の引渡しのための購入並びに工事及び役務の実施において、入札参加者の経済的及び財務的資質を証明する客観資料として、また、その後に締結される契約の履行を保証する目的で、最低資本金若しくは最低純資産又はこの法律第 56 条第 1 項に規定される保証の要件を入札案内に定めることができる。

(lxxviii) 第 31 条補項 3 前項の最低資本金又は純資産は契約見積額の 10%を超えてはならず、その証明は法令に従い入札書の提出日に関連して提供されなければならない。

(lxxix) 第 31 条補項 4 入札者が実施する義務履行のうち営業能力の低下又は財務的余力の吸収を意味するものについては、更新された純資産及びその回転能力に従って計算されたリストも要求される場合がある。

(lxxx) 第 31 条補項 5 会社の財務状況が良好であることの証明は、公告に規定され、入札手続を開始した行政入札手続において正式に正当化された会計指標の計算を通じて、客観的に行われるものとし、入札から生じる義務を履行するのに十分な財務状況を正しく評価するために通常採用されない指標や数値を要求しない。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(lxxxi) 第 32 条 資格認定に必要な書類は、原本、管轄公証人若しくは行政官によって公証された複写又は公式報道機関に掲載されたものを提示することができる。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(lxxxii) 第 32 条補項 1 この法律第 28 条から第 31 条までに規定する書類は、入札招待、コンテスト、即納物品の供給及び競売の場合、その全部又は一部を免除することができる。

(lxxxiii) 第 32 条第 3 項-本条で言及される文書は、以下のように代替することができる。

本条で言及される文書は公告に規定され、登録がこの法律の規定に従って行われる限り、公的機関又は団体が発行する登録記録で代替することができる。

(lxxxiv) 第 32 条補項 4 国内で事業を行わない外国企業は、可能な限り、各領事館で認証され、宣誓した翻訳者によって翻訳された同等の文書によって、国際入札における前項の要件を満たすものとし、また、召喚状を受け取り、行政的又は司法的に対応できる明示的な権限を有する法的代理人をブラジルに置かなければならない。

(lxxxv) 第 32 条補項 7 第 28 条から第 31 条まで及び本条に規定される書類は、研究開発のための物品の契約については、迅速な引渡し又は第 23 条第 2 号 a に規定する金額を上限とすることを条件としてその全部又は一部を免除することができる。(平成 28 年法律第 13,243 号により追加)

(lxxxvi) 第 33 条補項 1 ブラジル企業と外国企業の共同企業体において、本条第 2 号の規定に従い、ブラジル企業が主導しなければならない。

(lxxxvii) 第 33 条第 2 項 落札者は契約締結前に本条第 1 号の条件に基づき共同事業体の設立及び登録を推進する義務を負う。

(lxxxviii) 第 33 条 入札手続において共同企業体への参加を認める場合は、以下の規則に従わなければならない。

第 1 号 - 共同事業体の構成員によって署名された同事業体の公的又は私的な義務の証明

第 2 号 - 公告に定められたリーダーシップの条件を満たした共同事業体の責任者である企業の表示

第 3 号 - 各共同事業体構成員は、この法律第 28 条から第 31 条に定める提出書類について、技術的資格認定については各共同事業体構成員の合計を、経済的資格認定及び財務的資格認定については各共同事業体構成員の金額を定めた書類を提出しなければならない。また、行政は共同事業体につ

いて、個々の入札参加者に要求される金額の 3 割の割合までの増額を定めることができる。ただし、法律で定義された零細及び小企業のみで構成される共同事業体はこの限りではない。

第 4 号 - 共同事業体は、複数又は一つの共同事業体を通じて同一の入札に参加することはできない。

第 5 号- 入札段階及び契約執行の両方において構成員は共同事業体が行った行為に対し連帯して責任を負う。

(lxxix) 第 42 条 国際入札において、公告は金融政策及び対外貿易の指針に沿ったものでなければならず、所管団体の要求を満たすものでなければならない。

(lxxxi) 第 42 条補項 1 外国人入札者が外国通貨による価格を提示することができる場合、ブラジル人入札者もこれを行うことができる。

(lxxxi) 第 42 条補項 2 前項の入札の結果、最終的に契約したブラジル人入札者に対する支払いは、ブラジルの通貨で行われるものとし、実際の支払日の直前の営業日の有効な為替レートによるものとする。(1994 年法律第 8883 号により編集)

(lxxxii) 第 42 条補項 3 ブラジルの入札者に対する支払保証は外国の入札者に提供される保証と同等とする。

(lxxxiii) 第 42 条補項 4 入札審査のため、外国の入札者が提出した提案には、最終的な売却取引に関して、ブラジル入札者のみが負担する税金と同じ税金が加算される。

(lxxxiv) 第 42 条補項 5 ブラジルが加盟する公的な対外協力機関又は多国間金融機関からの資金調達又は寄付を財源とする工事の実現、役務の提供又は物品の取得を行う場合、国際協定、議定書、協約又は条約から生じる条件をそれぞれの入札手続で受け入れることができる。

(lxxxv) 第 43 条 入札は以下の手続に従って処理され審査される。

第 3 号 入札参加資格者の入札書を封入した封筒の開封。ただし、異議申立てがないまま期限を経過した場合若しくは明示的な権利放棄があった場合又は申し立てられた異議申立ての判断がなされた場合に限る。

第 5 号 公告に記載された評価基準に基づく入札書の審査及び分類

第 6 号 入札目的物の認定及び落札に関する管轄当局による審議

(lxxxvi) 第 45 条第補項 1

第 1 号 最低価格 - 公告又は招請の仕様に従った提案を提出し最低価格を提示した入札者が落札するという行政にとって最も有利な提案を選択する基準により決定された場合

第 2 号 最良の技術

第 3 号 技術及び価格

第 4 号-物品の販売又は不動産使用权の譲与に対する最高額の入札又は申し出

(1994 年法律第 8883 号による)

(lxxxvii) 第 46 条 「最良の技術」又は「技術と価格」の入札方式は、前条第 4 項の規定を除き、特にプロジェクトの準備、計算、検査、監督、管理、コンサルティングエンジニアリング全般、事前

技術調査、基本プロジェクト、実行プロジェクトの準備等の主に知的性質のある役務にのみ使用される。(1994 年法律第 8883 号による改正)

(lxxxviii) 第 46 条補項 1 第 1 号 技術提案書の入った封筒は、事前に資格を得た入札参加者のみが開封し、これらの提案書の評価と分類は、入札参加者の資格と経験、業務に使用される方法論、組織、技術、資材を含む提案書の技術的品質及び業務遂行のために動員される技術チームの資格を考慮した上で入札募集に明確かつ客観的に定義された入札目的物に適した基準に従って実施される。

(lxxxix) 第 46 条補項 2 第 1 号 価格提案は入札公告で事前に設定された客観的基準に従って評価される。

(xc) 第 46 条補項 3 例外的に、本条に規定される種類の入札は、主に明らかに高度な技術と限定された領域に依存する大規模な物品の供給、工事の実施又は役務の提供にあたり公認資格を有する技術当局によって証明されたものについては、具体的な測定が可能な程度に 目的物の品質、生産性、収益及び耐久性に重大な影響を及ぼし、入札募集に客観的に記載された基準に従って採用することができる代替的な解決策や実行の変化が認められる場合、入札案内に含まれる推進行政の最高機関の明示的な承認と詳細な正当な理由があるとき、入札参加者の自由な選択により、採用することができる。

(xci) 第 48 条 以下のものは失格とする：

第 1 号 - 入札募集の要件を満たさない入札

第 2 号 - 入札額全体が定められた限度額を超え、若しくは明らかに実行不可能な価格であるもの、又は投入資材のコストが市場のコストと一致していること、生産性係数が契約の目的遂行に適合していることを証明する文書により、実行可能性を証明しないもの。これらの条件は入札募集に必ず明記される必要がある。

(1994 年法律第 8883 号による改正)

(xcii) 第 49 条 手続を承認する責任を負う当局は、そのような行為を正当化するのに適切かつ十分に正当に証明された付随的事象から生じる公益上の理由によってのみ入札を取り消すことができ、書面による正当に立証された意見書によって、職権で又は第三者の申立てにより違法であるとして入札を取り消さなければならない。

(xciii) 第 49 条補項 3 入札手続が取り消された場合、対審手続と完全な弁明が確保されるものとする。

(xcv) 第 49 条補項 4 本条及び各補項の規定は、入札免除及び入札無効の行為に適用する。

(xcvi) 第 52 条 この法律第 22 条補項 4 のコンペ入札の募集は、公告に記載された場所において利害関係者が入手することができる具体的な規定が付されていなければならない。

(xcvi) 第 52 条補項 1 募集規定は次の事項を示さなければならない。

第 1 号 - 参加者に求められる資格

第 2 号 - 業務公表の指針及び形式

第 3 号 - コンテストの開催条件及び授与される賞品

(xcvii) 第 111 条 行政権はプロジェクト又は専門技術役務を契約、支払い、報奨又は受領することができる。ただし、著作者がそれに関する財産権を譲渡し、当局がコンテストの規定又はその準備のための契約の規定に従ってそれを使用することができる場合に限る。

(xcviii) 第 121 条 連邦政府が所有する不動産に関する契約は、引き続き 1946 年 9 月 5 日付政令第 9760 号（改正後）の規定に準拠し、連邦政府による内外の信用業務又は国庫による保証供与に関する契約は、引き続き関連法令に準拠し、適用される場合にはこの法律が適用される。

(xcix) 第 123 条 海外に拠点を置く事務所は、その入札及び行政契約において、現地の特性、国民議会によって承認された具体的な規則の形式によるこの法律の基本原則並びに行政にとって最も有利な提案を選択するための基準を含む当該団体の規則及び手続を遵守しなければならない。当該基準には融資又は寄付を受けるために必要な限り価格に加えてその他の評価要素を含めることができる。加えて、客観的判断の原則に抵触せず、かつ契約執行機関による正当な命令の対象であり、その命令は直属の上位機関によって批准される。

資料2 2021年法律第14133号（NLLC）に寄与する2002年法律第10520号（LLP）における主要な手続事項

(i) 連邦憲法第37条第11号に基づき、連邦、州、連邦管区及び市郡の範囲内において、一般的な物品及び役務の取得のための競売という入札方法を確立し、その他の規定を設ける。

(ii) 第1条補項 - 本条の目的及び効果における共通財貨及び役務とは市場において慣例となっている仕様によって、その性能及び品質が公告によって客観的に定義することができるものをいう。

(iii) 第2条補項1 せり売り入札は、特定の規定に基づき、情報技術資源を使用して実施することができる。

(iv) 第3条 せり売り入札の準備段階においては、次の事項を遵守しなければならない。

第1号- 管轄当局は、契約の必要性を正当化し、入札の対象、資格要件、入札の受理基準、違反に対する制裁、及び供給期限の設定を含む契約条項を定義する。

第2号 - 目的物の定義は、正確、十分かつ明確でなければならず、過度、無関係又は不必要に競争を制限する仕様は禁止される。

第3号- 手続記録には、本条第1号に掲げる定義の正当性の根拠及びその根拠となる不可欠な技術的要素、並びに入札を推進する機関又は団体が作成する入札される物品又は役務の予算を含めなければならない。

第4号 - 管轄当局は、入札を推進する機関又は団体の職員の中から、競売人及びそれぞれの支援チームを任命するものとし、その職務には、特に、提案及び入札の受理、その可否及び分類の分析、並びに落札者の資格認定及び落札者への入札対象の授与が含まれる。

(v) 第4条第1号- 利害関係者は、第2条の規定に基づき、各連邦法人の官報、又はそのような官報がない場合は地方発行の新聞、任意で電子的手段、及び入札の規模によっては広範な発行部数の新聞に公告することにより呼び出される。

(vi) 第4条第5号- 入札書の提出期限は、公告の発行から起算して8営業日以上とする。

(vii) 第4条第7号 - 開札が開始されると、利害関係者又はその代理人は、資格要件を完全に満たしていることを表明する宣誓書を提出し、提示された目的物と価格の入った封筒を渡し、直ちに開封し、入札が入札公告で定められた要件に適合していることを確認する。

(viii) 第4条第8号 - 開催中、最低価格の入札者及びその10%まで高い価格の入札者は、落札者が発表されるまで、連続して口頭で新たな入札を行うことができる。

(ix) 第4条第9号 - 前項に規定された条件下で少なくとも3件の入札がない場合、最高3件を上限として、最良の入札書の作成者は、提示された価格にかかわらず、新たな口頭による連続入札を行うことができる。

(x) 第4条第10号- 公告に定められた最大納期、技術仕様、最低性能・品質要素に従い、最低価格基準が入札の審査と分類に用いられる。

(xi) 第4条第17号 - 第11号及び第16号に規定される状況において、競売人は、より良い価格を得るために、入札者と直接交渉することができる。

(xii) 第6条 - 入札の有効期間は、公告に別段の定めがない場合、60日間とする。

(xiii) 第 7 条 - 入札の有効期間内に呼び出された際、契約書に署名しなかった者、入札に必要な書類を交付しなかった者、虚偽の書類を提示した者、契約の履行を遅延させた者、入札を維持しなかった者、契約の履行を怠り又は詐取した者、不適切な行動をとった者、又は租税詐欺を働いた者は、連邦、州、連邦管区、又は市郡との入札及び契約を禁止される。また、連邦政府のサプライヤー登録システムである SICAF 又はこの法律第 4 条第 14 号にいうサプライヤー登録システムから、告示並びに契約に規定されている罰金及びその他の法的処罰を損なうことなく、最長 5 年間失格となる。

資料 3 2021 年法律第 14133 号 (NLLC) に寄与する 2011 年法律第 12462 号 (RDC) における 主要な手続項目

(i) 公共契約特別制度の確立- RDC : RDC は、共和国大統領府及び各省庁の組織、国家民間航空局 (Anac) の法律、ブラジル空港インフラ会社 (Infraero) の法律を規定する 2003 年 5 月 8 日付法律第 10683 号を改正し、民間航空事務局、国務大臣職、囑託職、航空管制官の職を創設し、臨時航空管制官の雇用を許可し、以下の法律を改正する。

2005 年 9 月 27 日付法律第 11182 号、1972 年 12 月 12 日付法律第 5862 号、1992 年 1 月 7 日付法律第 8399 号、2007 年 10 月 4 日付法律第 11526 号、2007 年 3 月 19 日付法律第 11458 号、2010 年 12 月 20 日付法律第 12350 号、及び 2001 年 8 月 24 日付暫定法第 2185-35 号を改正し、2001 年 8 月 24 日付暫定法第 2185-35 号及び 1998 年 5 月 27 日付法律第 9649 号の規定を廃止する。

(ii) 第 2 条第 1 号- 包括契約 : プロジェクトが、発注者請負業者に引き渡されるまでの間、請負業者の全責任の下で、工事、役務、設置の必要な全段階からなる全体として契約される場合。構造上及び運用上の安全性が確保され、契約された目的に適した特性を有し、使用するための技術的及び法的要件を満たし、運用が開始される状態にあること。

(iii) 第 2 条第 2 号 総額請負契約 : 業務又は役務を固定的かつ総合的な価格で請け負う場合 ;

(iv) 第 2 条第 3 号 単価請負契約 : 業務又は役務が特定の単位について固定価格で契約される場合。

(v) 第 2 条第 4 号 基本プロジェクト : 本条第 1 号の規定に従う、必要かつ十分な要素の集合であって、十分適切な精度を有するもの。

項目 a) 事前技術調査の指示に基づき、入札される技術業務若しくは役務又は複合業務若しくは役務を特徴付けること。

項目 b) 技術的実現可能性及び事業の環境影響の適切な処理を確保すること。

項目 c) 業務又は役務の費用を評価し、その実施のための方法及び期間を定めることが可能であること。

(vi) 第 2 条第 5 号 実行プロジェクト : 関連する技術基準に従い、業務の完全な実施に必要なかつ十分な要素の集合。

(vii) 第 2 条第 6 号 業務単位契約 : 材料の供給の有無にかかわらず、小額の仕事を固定価格で請け負う場合。

(viii) 第 2 条補項

第 2 号 - 世界的かつ局所的な技術的解決策であり、十分に詳細であるため、行政の正当な行為により証明された状況にある場合、実行プロジェクトを立案し、工事を実施し、正式に証明された状況に組み立てる段階において、修正又は変更の必要性を制限することができる。

第 3 号 - 実施される役務の種類、工事に組み込まれる材料と設備の特定及びプロジェクトに最良の結果をもたらす仕様の特定

第 4 号 - 工事方法、仮設備、組織条件の検討及び推論を可能にする情報

第 5 号 - 工事の入札及び管理計画（総合契約の場合を除き、その計画、供給戦略、検査規則、その他各事例に必要なデータを含む。）を策定するための支援。

第 6 号 - 役務及び供給品の適切に評価された数量に基づく、業務の総費用の詳細な予算。

(ix) 第 3 条 RDC に従って行われる入札及び契約は、合法性、非人格性、道徳性、平等性、公共性、効率性、行政の妥当性、経済性、持続可能な国家発展、入札招請への拘束力、客観的判断の原則に従わなければならない。

項目 c) - 建築プロジェクトの美観

(x) 第 4 条第 7 号

この法律第 6 条に基づき、入札の全段階及び手続、並びに契約について、電子サイト上で広く公表すること。

(xi) 第 4 条補項 1

第 1 号 - 請負工事から発生する固形廃棄物の環境的に適切な最終処分

第 2 号 - 環境許認可手続で定められる条件及び環境補償による緩和。

第 3 号 - エネルギーと天然資源の消費を削減することが証明された物品、設備、役務の使用

第 4 号 - 都市計画法に従い、近隣への影響を評価すること

第 5 号 - 請負工事による直接的又は間接的な影響の評価を含む、文化的、歴史的、考古学的、無形遺産の保護

第 6 号 - 身体障害者又は運動機能低下者による利用のためのアクセシビリティ

(xii) 第 6 条補項 1 - 最大限の値引きの判断基準が採用された場合、本条本文の情報は入札公告に記載するものとする。

(xiii) 第 7 条 - 行政機関は、物品を取得するための入札の場合、次に掲げることを可能とする

第 1 号 以下次の各項目号に掲げる場合には、形式的な正当化がされることを条件として、ブランド又はモデルを表示することができる。

項目 a) 目的物を標準化する必要がある場合

項目 b) 複数の供給業者によって販売されている特定のブランド製造又はモデル型式が、契約当局のニーズを満たすことができる唯一のものである場合

項目 c) 入札目的物の説明が、参考となる特定の製造者ブランド又はモデルを識別特定することによってよりよく理解できる場合、及び「同様、又はより質の高い」という表現を追加することが必須となる状況。

第 3 号 - 権限のある公的機関又は認定機関による、環境面を含む物品又は製造工程の品質証明の要求。

(xiv) 第 8 条 - 専門的工事及び役務の間接的な実施においては、以下の体制が認められる。

第 1 号 - 単価請負契約

第 2 号 - 総額請負契約

第 3 号 - 業務単位契約

第 4 号 - 包括契約

第 5 号 - 統合請負契約

(xv) 第 8 条補項 3

工事及び役務の総費用は、土木建設全般の場合は、土木建設コスト・指標調査国家システム（SINAPI）により、道路の工事及び役務の場合は道路工事コスト・システム（SICRO）の表により、その中央値以下である投入資材又は役務の単価に基づくこと

(xvi) 第 8 条第 4 項

本条補項 3 の規定に従って費用を定義することが不可能な場合、総費用の見積もりは、連邦行政機関又は団体によって正式に承認された参照表、専門技術出版物、当該分野のために確立された特定のシステム、又は市場調査に含まれるデータを使用して算出することができる。

(xvii) 第 8 条補項 6

市郡、州及び連邦区の政府によって実施される契約の場合、それが連邦の資源に関与しないことを条件として、本条補項 3 にいう工事及び役務の総費用は、他のシステムから得ることもできる。また、各機関が既に採用し、各監査院が受理している他の原価システムから取得することもできる。

(xviii) 第 8 条補項 7

RDC が利用できる工事及び役務は、採用された制度にかかわらず、実行プロジェクトなしに、工事及び役務を実施することは禁止されている。

(xix) 第 9 条補項 1

統合請負契約には、基本プロジェクト及び実行プロジェクトの準備と及び開発、工事及び役務の実施、組立、試験、予備運転、その他目的物の最終的な引渡しに必要なかつ十分なすべての業務が含まれる。

(xx) 第 9 条補項 2 第 1 号を含む：

項目 a) 入札案内に、工事又は役務を特徴付けることを可能にすることを意図した技術文書を含む、予備技術プロジェクトを含まなければならない。

項目 b) この法律第 6 条本文及び補項 1 の規定に従った、堅固性、安全性、耐久性、納期の条件。

(xxi) 第 9 条補項 2 第 2 号 - 契約の見積価額は、市場で慣行されている価額、類似の役務及び工事に対して行政が支払った価額、又は契約の評価に基づいて算定される。類似の役務及び工事、又は総合簡易予算、簡易又は迅速もしくはパラメトリックな方法論によって測定される工事全体の費用の評価に基づいて算出される（2014 年法律第 12980 号による改正）

(xxii) 第 9 条補項 5

予備プロジェクトに行政と請負業者間のリスクマトリクスが含まれている場合、契約の見積額は、契約当局によって事前に定義された方法論に従って、入札の対象及び請負業者に帰属する偶発事象に適合するリスク率を考慮することができる。

(xxiii) 第 12 条 この法律にいう入札手続は、次の順序で段階的に行われる。

第 1 号 - 準備段階

第 2 号 - 入札案内の公表

第 3 号 - 提案書又は入札書の提出

第 4 号 - 審査

第 5 号 - 資格審査

第 6 号 - 不服申し立て

第 7 号 - 終了

(xxiv) 第 12 条補項 1 - 本条第 5 号に規定する段階は、入札案内に明示的に規定されている場合に限り、意欲的な行為によって、本条第 3 号及び第 4 号に規定する段階に先行することができる。

(xxv) 第 13 条 入札は、対面入札を除き、電子的に行われることが望ましいが、対面入札も可能である。

(xxvi) 第 13 条補項 電子的手段によって行われる手続において、行政府は、それが有効かつ実効的であることを条件として、入札者が電子的形式で行為を行うことを決定することができる。

(xxvii) 第 14 条補項第 1 号 規則で定めるところにより、コンソーシアムの形式による入札者の参加を認める。

(xxviii) 第 17 条 提案書又は入札書の提出に関する規則及び手続は、次に掲げるところによる。

第 1 号 - 公開競争による場合、入札者は、採用された判断基準に従って、増減する公開入札及び連続入札によって提案書を提出する。

第 2 号 - 閉鎖競争による場合、入札者が提出した入札書は、指定された日時まで開示されない。

第 3 号 - 専門的工事又は役務の入札において、落札者は、入札が決定した後、数量及び単価、褒賞・間接経費(BDI)及び社会負担金(ES)、落札額に応じたそれぞれの値の詳細を示すスプレッドシートを再度作成し、電子的方法により行政機関に提出しなければならない。

(xxix) 第 17 条補項 2 - 以下の入札は中間価格とみなす。

第 1 号 最高入札額基準による判断が採用された場合、最高入札額と同等又はそれ以下。

第 2 号 他の判定基準を採用する場合、最低入札額と同等かそれ以上。

(xxx) 第 18 条 - 次の判定基準を用いることができる。

第 1 号 最低価格又は最大割引額

第 2 号 価格及び技術

第 3 号 最高の技術又は芸術的内容

第 4 号 最高価格の提示

第 5 号 最高の経済的利益

(xxxix) 第 19 条 最低価格又は最大割引の判定は、入札公告で定義された最低品質要素を考慮した上で、行政にとって最も低い支出を考慮する。

(xxxix) 第 19 条補項 1 維持管理、使用、交換、減価償却、環境への影響などに関連する間接費用は、規則に従って客観的に測定可能である場合、最低費用を定義するために考慮することができる。

(xxxix) 第 19 条補項 2

最大値引き額の判定は、入札公告に記載された総合価格に基づいて行われ、値引きはあらゆる追加条件にも適用される。

(xl) 第 20 条 技術及び価格の最良の組み合わせの判断においては、入札参加者から提出された技術及び価格の提案を、客観的な要素を用いて評価し、重み付けをしなければならない。

(xli) 第 20 条補項 1

本条本文の判断基準は、入札公告に記載された最低要件を超える提案プロポーザルの技術的品質の評価と重み付けが、行政の意図する目的に関連し、かつ、専ら以下の目的のために行われる場合に使用される。

第 1 号 主に知的な性質を持ち、技術的又は技術革新的なもの。

第 2 号 市場に限定された異なる方法論や技術で実施可能なもので、各物品やソリューションに提供されうる利点や品質を評価する。

(xlii) 第 21 条 最優秀な技術的又は芸術的内容の審査は、入札参加者により提出された技術的又は芸術的提案を、入札公告案内にあらかじめ設定された客観的基準に基づいて検討し、その中で落札者に授与される褒賞又は報酬が決定される。

(xliii) 第 21 条補項 本条本文にいう判断基準は、エンジニアリングプロジェクトを除き、建築プロジェクトを含む請負プロジェクト、及び技術的、科学的又は芸術的性質を有するプロジェクトの請負著作物（エンジニアリングプロジェクトを除く）に使用することができる。

(xliv) 第 23 条 効率化契約の締結にのみ使用される経済的見返りの最も高い判定では、契約の締結により行政に最も大きな節約をもたらすものを選択するように、提案が検討される。

(xlv) 第 23 条補項 1 効率化契約の目的は、契約者に経常経費の削減という形で節約を提供することを目的とした、業務の遂行及び物品の供給を含む役務の提供であり、請負業者には、発生した節約額の割合に応じて報酬が支払われる。

(xvi) 第 23 条補項 2 本条に定める場合、入札参加者は、規則に定めるとおり、業務提案書及び価格提案書を提出しなければならない。

(xvii) 第 23 条補項 3 効率化契約に規定された削減効果が得られない場合。

第 1 号 契約された節約額と実際に達成された節約額との差額は、請負業者の報酬から差し引かれる。

第 2 号 契約された節約額と実際に得られた節約額との差額が、契約者の報酬を上回った場合、その差額分の契約違反に対する罰金が課される。

第 3 号 契約された節約額と実際に得られた節約額との差額が、契約で定められた上限を超える場合、契約者は他の適用される制裁の対象にもなる。

(xlii) 第 25 条第 2 号 客観的な評価システムがある場合に限り、入札者の従前の契約実績を評価する。

(xliii) 第 26 条 判定結果が決定された場合、行政は第 1 位の入札者とより有利な条件で交渉することができる。

(xliv) 第 26 条補項 入札価格交渉の結果、第 1 位の入札者の入札価格が予定価格を上回ったため失格となった場合、最初に設定された順位に従って、他の入札者と交渉することができる。

(xlv) 第 33 条 購入、役務及び工事の標準化のための電子標準カタログは、コンピュータ化された集中管理システムから構成され、行政が入札に使用できるほか取得する品目の標準化を可能にするために設計されることを目的とする。

(xlvi) 第 33 条補項 本条本文にいうカタログは、最低価格提示又は最高値引き額を判断基準とする入札に使用することができ、規則に規定されるとおり、入札の内部段階のすべての文書及び手続並びに各目的物の仕様を含むものとする。

(xlvii) 第 34 条 RDC 法に基づき推進される入札は、入札を担当する行政機関又は団体の常任職員に属する公務員又は公務員を中心に構成される常設又は特別の入札委員会によって処理され、審査される。

(xlviii) 第 34 条補項 1 この法律にいう入札委員会及び登録委員会の運営に関するルールは、規則で定める。

(xlix) 第 34 条補項 2 入札委員会の委員は、それぞれの決定が採択された会議の議事録に個人の立場が異なることが記録されていない限り、委員会が行ったすべての行為について連帯して責任を負うものとする。

(l) 第 36 条 この法律にいう入札への直接的又は間接的な参加は禁止される。

第 1 号 対応する基本又は実行プロジェクトを立案する個人又は法人

第 2 号 対応する基本プロジェクト又は実行プロジェクトを立案する準備に責任を負い、コンソーシアムに参加する法人

第 3 号 - 基本プロジェクト又は実行プロジェクトの作成者が、取締役、議決権資本の 5%を超える共同経営者、管理者、技術管理者、又は下請業者である法人。

(li) 第 36 条補項 2 本条本文の規定は、工事又は役務の請負に関する入札において、行政があらかじめ設定した価格に従い、実行プロジェクトの準備が請負業者の責任であることを規定することを妨げるものではない。

(lii)第 36 条補項 3 本条本文第 2 号及び第 3 号に掲げる個人又は法人は、当該公的機関又は団体の業務につき、コンサルタント又は技術者として、監督、監視又は管理の役割で、入札手続又は契約の履行に参加することができる、

第 36 条補項 4 本条において、間接的参加とは、個人又は法人を問わず、プロジェクトの作成者と、入札者又は役務、供給品、工事（これらに必要な物品及び役務の供給を含む）の責任者との間に、技術的、商業的、経済的、財政的、又は労働的なつながりがあることを指す。

資料 4 国内外の入札検索システムの比較表

検索システム / 範囲	システムの実用性・操作性	モダリティ別検索	無料コンテンツ	登録／購読			その他備考
				価格	メール配信	登録者/購読者向けコンテンツ	
全国公共 公共調達ポータル PNCP ⁹⁴ 対象範囲：全国	フィルタリング機能付きプラットフォーム： 購入形態、団体、購入ユニット、UF、自治体、領域、権限、呼称手段、キーワードと入札ステータスの検索可能性	入札放棄、電子せり売り、電子指名入札、認定、対面せり売り、対面指名入札	契約タブでは、契約通知書、価格登録議事録、契約書を検索できる。 契約書の推定価格、通知書、付属書、関連文書のダウンロードなど、すべての情報を提供。	該当なし	システム上利用不可	コンテンツの閲覧や告示の検索に登録は不要	全国公共調達ポータルは、入札及び行政契約に関する新法により要求される行為を一元的かつ強制的に開示するための公式電子サイト。
透明性ポータル（連邦政府） ⁹⁵ 対象範囲：全国	開札日、入札番号、プロセス、状況、方式、法的契約手段、団体を検索できるプラットフォーム。	公募： 対面及び電子せり売り、価格入札、価格登録、招待、参加資格、指名入札、免除、競争入札、RDC、電子見積もり、コンペ	開催される入札の検索、参加者情報、入札項目、入札に関連する契約 クライアント及び入札者情報、コミットメント及び関連文書。	該当なし	システムで利用できない	システムで利用できない	透明性ポータルは、ブラジルの公共管理に関連する様々な情報への無料アクセスと、利用者へのガイダンスを提供。
政府調達ポータル ⁹⁶ 対象範囲：全国	公開日、公開期間、入札番号、対象、様式、連邦単位、UASGコード、資材、役務の検索フィルタを備えたプラットフォーム。 検索を行うには、公開期間、入札番号、様式を入力する必要がある。	招待：指名入札（すべてのタイプ） 入札手続 せり売り（すべてのタイプ） RDC（すべてのタイプ）	入札公告、入札検索、入札基本情報、入札フォローアップ、結果、議事録、入札書・附属書のダウンロード。	該当なし	入札アラートの受信には、SICAF への個人又は法人登録が必要。	電子入札参加 電子入札への参加（電子オークション、電子 RDC、電子入札など）の検索 参加、提案登録、入札参加登録 提案の登録、入札の登録、モニタリングなど 全ての段階を監視。	連邦政府の透明性ポータルと統合された調達システム。
競売-e ポータル（ブラジル銀行） ⁹⁷ 対象範囲：全国	一般的な無料機能では、以下のフィルタが提供される： モダリティ、買主、入札状況、入札タイプ、UF、期間、リソース、参加など。	入札の免除、せり売り、入札への招待、価格提示、RDC、LRE	一般競争入札情報の追跡、公告及び付属書のダウンロード	登録時の年会費支払い（金額はサイト上では不明）	システムで利用できない	入札書の提出、入札者とのやり取り、入札の進行への参加、結果やその他の関連情報の相談。 このシステムには、ヘルプ機能、対象者が関心を持つさまざまなクエリ、及びセキュリティ手順の利用が含まれている。	システム固有の機能を利用するには、ブラジル銀行支店に登録する必要がある。
ブラジル連邦貯蓄銀行ポータル ⁹⁸ 対象範囲：全部	検索強化フィルタが可能なプラットフォーム： 方法別、購入者、プロセス番号、目的、推定値、買い手、関心分野	電子せり売り、電子直接販売、認定、事前資格審査	公告及び付属書のダウンロード、有資格業者と締結した契約の可視化	該当なし	個々に電子メールを受け取るため、関心分野の選択が必要	競売参加、異議申立ての登録及び/又は協議、手続の明確化の登録及び/又は協議	他の競売リソースにアクセスするための必要なシステム上の登録及び認証
リシタネットポータル ⁹⁹ 対象範囲：全国	検索フィルタの絞り込みが可能なプラットフォーム：州、市郡、発行日、様式、判定基準、購入機関、対象	電子せり売り、電子免除、価格登録	公開された入札募集の閲覧及びダウンロード、プロセス/競争のリアルタイム監視、入札フェーズ全体のフォロー、ビジターとしてのレポートへのアクセス	月額 R\$134.00 半年 R\$305.00 年額 R\$440.00	企業の活動に応じた入札手続に関する速報を電子メールで受信。	せり売り参加プラットフォームへの完全アクセス	電子せり売りを通じ、正規認定ユーザーが安全かつインタラクティブにリアルタイムで交渉できる仮想空間を提供することで、公共分野にサービスを提供

⁹⁴ https://pncp.gov.br/app/editais?q=&&status=recebendo_proposta&pagina=1

⁹⁵ <https://portaldatransparencia.gov.br/licitacoes/consulta?ordenarPor=dataResultadoCompra&direcao=desc>

⁹⁶ <https://www.gov.br/compras/pt-br/aceso-a-informacao/consulta-detalhada>

⁹⁷ <https://www.licitacoes-e.com.br/aop/index.jsp>

⁹⁸ https://licitacoes.caixa.gov.br/SitePages/pagina_inicial.aspx

⁹⁹ <https://licitanet.com.br/>

検索システム / 範囲	システムの実用性・操作性	モダリティ別検索	無料コンテンツ	登録／購読			その他備考
				価格	メール配信	登録者/購読者向けコンテンツ	
							するために特別に完成された電子購買プラットフォーム。
公売ポータル ¹⁰⁰ 対象範囲：全国	検索フィルタを強化できるプラットフォーム：手続、目的、方式、UF、組織、供給、審査、実施など、 低競争入札の検索が可能	公募、せり売り、価格登録せり売り、免除、見積もり、競売、指名入札、認定、直接契約、RDC、農業公募、電子競売	公告、分冊、添付書類のダウンロード、異議申立て及び明確化の請求、手続進捗のチェック	月払い：月額 R\$152.00 半年払い：月額 R\$105.50 年払い：月額 R\$92.42	携帯電話又は電子メールによる公共調達ポータルからの通知。	契約期間中のプロセスに参加し、異議申立て及び明確化請求を閲覧できるシステムへのアクセス。購入者とのリアルタイム交渉。チャット、電話、WhatsApp、Eメールによるサポート	このポータルには、毎日 7,500 件から 8,500 件の取引機会（品目又はロット）が寄せられる。
競売アラート ¹⁰¹ 対象範囲：全国	検索フィルタを強化できるプラットフォーム：州、UASG コード別、方式別、自治体別；	公募、面前及び電子のせり売り、価格提示、価格登録、招待、無効、指名入札、免除、競売、RDC、電子見積もり、コンペ	無料で見られるコンテンツはない	月額 R\$29.80 半年 R\$149.90 年額 R\$279.90	あらかじめ決められた時間にスマートフォン又は電子メールによりリアルタイムで	競売情報の検索リソースのすべてにアクセス、方式、契約者の組織、改札日、競売の目的物、及びさらなる詳細情報のために、独自サイトを利用できる	検索ツールやリソースにアクセスするには、サブスクリプションが必要。プランの機能は同じだが、年間プランの方が費用対効果が高い。すべての有料プランにつき、無制限の無料トライアルが可能。
入札システム ¹⁰² 対象範囲：全国	検索を強化できるフィルタが可能な個々のプラットフォーム	公募、面前及び電子せり売り、価格提示、価格登録、招待、無効、指名入札、免除競売、RDC、電子見積もり、コンペ	無料で見られるコンテンツはない	6 か月、12 か月又は 24 か月の契約（サイトでは価格不明）	個別の終期でアラートを受け取ることができる。	速報、入札検索、フォローアップ検索、市場分析、競合他社、法的サポート、簡単な法務、入札管理、書の管理と認証、チャットのチェック	登録無料、プラットフォーム利用のため、選択プランにより有料となる場合あり。15 日間無料トライアル。
メタ入札システム ¹⁰³ 対象範囲：全国	個別のプラットフォームで、検索用フィルタの強化やセグメント別のインテリジェント検索が可能。 公告を直接ダウンロードするか、公告を検索するための公式ウェブサイトを提供するオプションがある。	招待 公募、国際競争入札、一般競争、見積もり、電子見積もり、認定、競売無効、せり売り、電子せり売り、価格登録免除、入札手続き、通常方式。	無料で見られるコンテンツはない	登録時にプランを選択、支払い。 (サイト上で確認できる価格無し)	興味のある入札報告を Eメールにて送付。	入札の検索、入札アラートによるインテリジェント検索、様々なフォーマットでのニュースレター作成、入札への簡単アクセス、入札結果、入札者検索、入札コンサルティング、入札コース、サポート資料、教育ビデオ、統合用 API、組織登録。	無料登録、10 日間の無料トライアルでシステムの全機能にアクセス可能。
デブビジネス ¹⁰⁴ 対象範囲：国際	個別のプラットフォーム。 国、ビジネスセクター、ステータス、機関、公開日、調達のタイプ、通知のタイプ、言語による検索。	関心表明、事前資格審査、入札募集。	案件閲覧のみ（案件名、公開日、納品日、融資銀行）、ナレッジ・インフォメーション・センター、ニュース速報、イベント。	年間フル購読料：\$590.0	保存された検索フィルターに従ってパーソナライズされた様々な電子メールアラート	システム全体へのアクセス 入札公告 高度な検索; ビジネスコンサルタントプロジェクト 個別コンサルタントプロジェクト 契約締結 専属出版物 月刊運営サマリー 入札アーカイブ カスタマーサービス	多国間開発銀行が資金提供する国際プロジェクトの入札。 (IDB、WB、UNOPS、UNDP、JOF など)

¹⁰⁰ 7 <https://www.portaldecompraspublicas.com.br/>

¹⁰¹ <https://alertalicitacao.com.br/>

¹⁰² <https://conlicitacao.com.br/>

¹⁰³ <https://metalicitacoes.com.br/cadastro/>

¹⁰⁴ <https://devbusiness.un.org/>

資料5 入札手続への日本企業の参加に適用される LLE 法の内容説明

第1編

公企業及び混合資本会社に適用される規定

第1章

予備規定

第1条 この法律は、公企業、混合資本会社及びその子会社の法的地位につき、その経済活動が連邦による独占制度の対象であるか、又は公共役務の提供であるかにかかわらず、物品の製造若しくは販売又は役務の提供の経済活動を営む、連邦、州、連邦区、及び市郡のすべてのあらゆる公企業及び混合資本会社について、その法的地位を定める。

補項1 この法律の第1編は、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第27条に定める場合を除き、前事業年度の営業総収入が、関連子会社と合わせて、9000万リアル*未満の公企業及び混合資本会社には適用しない（*インフレによる年度毎調整）。

補項2 この法律の第2編第1章及び第2章の定めは、当該経済活動が連邦による独占制度の対象であるか、又は公共役務の提供であるかにかかわらず、経済活動を営む、2000年5月4日付補足法第101号第2条3号に定める従属的公企業にも適用する。

補項3 諸行政機関は、この法律の一般原則に従い、補項1に規定する公企業及び混合資本会社の内部統制規程を定めるための政令を制定することができる。

補項4 この法律の公布日から180日以内に補項3の政令を制定しない場合、それぞれの公企業及び混合資本会社は、この法律の第1編に定める内部統制規程に従うものとする。

補項5 コンソーシアムに参加する公企業及び混合資本会社は、1976年12月15日付法律第6404号第279条の規定に従い、事業者として、この法律の定めの対象となる。

補項6 本条本文にいう公企業又は混合資本会社に支配される会社は、特定目的会社を含め、この法律に定める制度の対象となる。

補項7 公企業、混合資本会社及びその子会社が株式による支配を有しない会社に参加する場合、監督責任として、その参加する事業の関連性、重要性及び危険性に応じた内部統制及び管理の実施をしなければならず、この目的のために、以下の事項を考慮する。

- 1 戦略的事業文書及び情報、並びに投資先企業における権益を守るために不可欠と考えられる株主間契約及び法律に従って作成されたその他の報告書及び情報。
- 2 予算及び実現コストと市場コストとの整合性を含め、会社が計画した予算の執行及び投資の実現に関する報告。
- 3 関連当事者との取引に関する方針の実施状況の報告。
- 4 会社の財務レバレッジ状況の分析。
- 5 金融投資及び会社の動産・不動産処分に関連プロセスの評価。
- 6 投資家の利益に重要な、工事の遂行、物品の供給、役務提供契約に関するリスク報告書。

- 7 投資家の利益に重要な、プロジェクトの遂行に関する報告書。
- 8 会社の事業において、環境規制機関が設定した社会環境条件の履行に関する報告書。
- 9 会社に対する新規投資の必要性、及び事業の予想収益性を低下させる可能性のあるリスクの評価。
- 10 投資の対象となった会社が作成した、本条本文の指示履行のために重要と見なされる、その他のあらゆる報告書、文書又は情報。

第2章

公企業及び混合資本会社の会社制度

第1節

総則

第9条 公企業及び混合資本会社は、リスク管理及び内部統制の仕組みと慣行について、以下を網羅する規則を採用する。

- 1 内部統制の日常的な実践を通じた経営者及び従業員による行動。
- 2 義務の遵守とリスク管理の検証を担当する領域。
- 3 内部監査（委員会）及び定款に規定された監査委員会。

補項1 以下の事柄について定める行動・倫理規範を作成し、公表しなければならない。

- 1 公企業及び混合資本会社の原則、価値観、使命、並びに利益相反の防止、汚職及び詐欺行為の禁止に関するガイドライン。
- 2 行動・倫理規範の更新と適用に責任を負う内部組織。
- 3 行動・倫理規範及びその他の社内倫理・コンプライアンス規則の不遵守に関する社内外の苦情を受け付ける内部通報チャンネル。
- 4 通報チャンネルを利用する者に対するあらゆる報復を防止する保護メカニズム。
- 5 行動・倫理規範の規則に違反した場合に適用される罰則措置。
- 6 従業員及び管理職に対しては行動・倫理規範に関する、また管理職に対してはリスク管理方針に関する、少なくとも年1回の定期的な研修の実施。

補項2 義務の遵守とリスク管理の検証を担当する分野は、社長に直属し、定款により任命される役員を責任者とし、定款が当該分野の権限を規定するとともに、同分野の独立した行動を確保するための仕組みが確立されなければならない。

補項3 内部監査（委員会）は以下のとおりとする。（1）経営審議会に直属する又は監査委員会を通じて属する。（2）内部統制の適切性、リスク管理及びガバナンス・プロセスの有効性、並びに財務諸表作成の観点から出来事及び取引の収集、測定、分類、蓄積、記録及び開示のプロセスの信頼性について評価する責任を負う。

補項 4 定款は、社長が不正に関与している疑いがある場合、又は社長が報告を受けた状況に関して必要な措置を講じる義務を怠った場合、コンプライアンス分野が経営審議会に直接報告する可能性についても規定するものとする。

第 2 編

物品の生産、販売又は役務の提供を伴う経済活動を行う公企業、混合資本会社及びその子会社に適用される規定。その経済活動が連邦による独占制度の対象であるか、又は公共役務の提供であるかにかかわらず適用される。

第 1 章

入札

第 1 節

入札要件及び入札の免除と無効の場合

第 28 条 公企業及び混合資本会社体に対するエンジニアリング及び広報関係を含む役務提供のための第三者との契約、物品の取得及び賃貸、それぞれの資産の一部である物品及び資産の処分又はこれらの資産に組み込まれる工事の実施、並びにこれらの資産に対する物的負担の実行は、第 29 条及び第 30 条に規定される場合を除き、この法律の規定に基づく入札手続によらなければならない。

第 29 条 次の場合には、公企業及び混合資本会社による入札実施の免除が可能。

- 1 10 万リアル*を上限とする専門的工事及び役務の場合。ただし、同一の工事又は役務の一部、或いは、同一の性質及び同一の場所における工事及び役務であって、共同かつ同時に実施可能なものを除く（*インフレによる年度毎調整）。
- 2 5 万リアル*を上限とするその他の役務及び購入、及びこの法律に規定される場合の処分。ただし、一度に実行可能な、より多額の役務、購入又は処分の分割払い分についてではないときに限る（*インフレによる年度毎調整）。
- 3 前回の入札手続に希望者が応じず、正当な理由により、公企業又は混合資本会社、及びそれぞれの子会社に不利益を与えることなく入札手続を繰り返すことができない場合。ただし、事前に設定された条件が維持される場合に限る。
- 4 提出された入札案の価格が、国内市場で実施されている価格よりも明らかに高い場合、又は権限のある公的機関が設定した価格と相容れない場合。
- 5 主たる目的を達成するための設置及び立地の必要性により不動産の選択が条件となる際の不動産の購入又は賃借の場合。ただし、事前評価に従って、市価に合った価格でなければならない。
- 6 契約解除の結果、残りの工事、役務、供給について契約する場合。ただし、前回の入札での順位に従い、然るべく修正された価格を含め、解除又は解約により終了した契約と同一条件が受け入れられる場合に限る。

- 7 研究、教育、組織開発、又は受刑者の社会復帰を規則又は定款が定める目的とするブラジルの機関と契約する場合。ただし、その請負業者が倫理的、専門的に疑いのない評判を得ており、営利目的でないことを条件とする。
- 8 技術保証の有効性のために独占的供給の条件が不可欠であるときで、技術保証期間中に、機器の保全に必要な国内又は外国製の部品又は主たる構成部品を、当該機器の原供給者から取得する場合。
- 9 役務又は労働力を提供するために、定評のある身体障害者の非営利団体を契約する場合。ただし、市価に合った価格でなければならない。
- 10 特定法の規則に従って、公共役務受託事業者、許認可所有者、電気又は天然ガスを供給する権限を有する者、及びその他の公共役務提供者と契約する場合。ただし、契約の目的物が公共役務に関連する場合に限る。
- 11 物品の取得又は処分、役務の提供又は取得を目的とする、公営企業又は混合資本会社とその子会社間での契約。ただし、価格が市場で実施されている価格と適合しており、契約目的物と被契約者の定款に定める活動が関連することを条件とする。
- 12 廃棄物分別収集システムのある地域における、リサイクル可能又は再利用可能な固形都市廃棄物の収集、処理、販売の契約で、技術、環境、公衆衛生基準に適合した設備を使用し、リサイクル可能な物質の収集を生計手段とする低所得者のみで形成された団体又は協同組合によって（収集、処理、販売が）実施される場合。
- 13 国内において生産又は提供される物品及び役務の供給であって、公企業又は混合資本会社の最高責任者により特別に指定される委員会の意見書によれば、高度な技術的複雑性及び国家防衛を累積的に伴うものの場合。
- 14 2004年12月2日付法律第10973号第3条、第4条、第5条及び第20条の規定遵守を目的とする契約においては、同法に含まれる一般契約原則を遵守する。
- 15 人の安全、工事、役務、装置及び公的か民間かにかかわらずその他の物品の損失を惹起する又は危険にさらす可能性がある緊急性を特徴とする緊急の場合。緊急事態に対処するために必要となる物品、及び緊急事態の発生から起算して連続かつ中途停止無しに最長180日以内に完成する工事と役務の部分のみ。補項2の規定に従い、それぞれの契約の延長は禁じられる。
- 16 交換によって行われる場合を含め、行政機関及び団体への物品の譲渡の場合。
- 17 他の処分形態の選択との関係でその機会及び社会経済的利便性を評価した上で、社会的利益の目的及び用途のために動産を寄贈する場合。
- 18 株式、債権、債務証券、及び生産又は販売される物品の売買の場合。

補項1 入札者のいずれもが本条6号の条件に基づく契約を受諾しない場合、公企業及び混合資本会社は、入札公告に定める更新済みの諸価格を含め、それぞれの価格が契約の見積予算と同等かそれ以下であることを条件として、残りの入札者を順位順に呼び出し、彼らの提示する条件で契約を締結することができる。

補項2 本条本文105号に基づく直接契約は、1992年6月2日付法律第8.429号の規定を含め、作為又は不作為によって同条に記載された動機を生じさせた者の責任を免除するものではない。

補項 3 公企業又は混合資本会社の経営審議会の決定により、1 号及び 2 号で定められた数値は、コストの変動を反映させるために変更可能。

第 30 条 直接契約は、競争が不可能な時、特に次の場合に実施される。

- 1 独占的な生産者、企業、又は商業的代表者によってのみ供給可能な材料、設備、又は物品の取得。
- 2 広告及び宣伝役務に関する業者を除き、専門知識を有する高名な専門家又は企業による、以下の専門技術役務の契約。
 - a) 技術調査、企画、基本又は実行プロジェクト。
 - b) 意見書、鑑定及び評価一般。
 - c) 技術コンサルタント、財務又は税務監査。
 - d) 工事又は役務の検査、監督又は管理。
 - e) 法律又は行政的事件の委任又は弁護活動。
 - f) 職員の研修及び能力開発。
 - g) 美術品及び歴史的価値のある物品の修復。

補項 1 以下のものは高名な専門家であると見なされる。過去の実績、研究、経験、出版物、組織、設備、技術チーム、又はその活動に関連するその他の要件に基づき、その専門分野での評判が、契約の目的を完全に満たすために本質的かつ疑いなく最も適していることの推論を可能にする専門家又は会社。

補項 2 本条本文の場合、及び入札免除を行った場合において、外部管理機関が過大な価格設定又は過大な請求を立証した場合、直接契約を決定した者と供給業者又は役務提供者は、生じた損害について連帯して責任を負うものとする。

補項 3 直接契約プロセスは、該当する場合、以下の要素に従うものとする。

- 1 適用可能な場合、入札免除を正当化する緊急事態又は災害状況の特徴。
- 2 供給業者又は請負業者を選択する理由。
- 3 価格の正当性。

第 2 節

入札及び契約に関する一般規定

第 31 条 公営企業及び混合資本会社によって締結される一般競争入札及び契約は、目的物のライフサイクルとの関連も含め、最も有利な提案の選択を保証し、過大な価格設定又は過大な請求が特徴的な業務を回避するように設計されており、非個人性、道徳性、平等性、公共性、効率性、行政の適正性、経済性、持続可能な国家発展、入札公告に対する拘束力、競争性の獲得、客観的判断の原則を遵守しなければならない。

第 32 条 この法律にいう入札及び契約においては、以下のガイドラインを遵守しなければならない。

- 1 特定の内部規則に従い、契約の目的物、入札公告、契約書の草案を標準化すること。
- 2 維持管理、物品及び廃棄物の処分、経済的償却率、その他同等の関連性を有する要素を含む、経済的、社会的又は環境的性質の直接的及び間接的な費用及び便益を考慮し、公企業又は混合資本会社にとって競争上の最大の優位性を追求すること。
- 3 規模の経済性を損なうことなく、入札者の参加を拡大する目的で、第 29 条 1 号及び 2 号に定める限度額を下回らない限りにおいて、目的物を分割すること。
- 4 市場において一般的な仕様を通じて、公告において性能及び品質の基準が客観的に定義される一般的な物品及び役務の取得のために、2002 年法律第 10520 号（LLP 法）により制定された競売として知られる入札方法の優先的採用。
- 5 希望者との取引における誠実方針の遵守。

補項 1 この法律が適用される入札及び契約は、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 請負工事から発生する固形廃棄物の環境的に適切な最終処分。
- 2 環境許認可手続において定義される、調整措置及び環境補償による環境損害の軽減。
- 3 エネルギーと天然資源の消費を削減することが証明されている物品、設備、役務の使用。
- 4 都市計画法に従い、近隣への影響を評価すること。
- 5 文化的、歴史的、考古学的、無形遺産の保護。公企業や混合資本会社が行う投資による直接的又は間接的な影響の評価を含む。
- 6 障害者又は運動能力の低下した人々のための利便性。

補項 2 〔文化物品等として〕指定済みの文化物品、歴史物品、考古学的物品及び無形物品に負の影響を与える公営企業又は混合資本会社が締結する契約は、各物品の保護を担当する管轄政府機関からの認可に依存し、その影響は、適用法令に従い、公営企業又は混合資本会社の最高代表者が決定する措置によって補償されなければならない。

補項 3 競売方式による入札は、インターネット上の一般にアクセス可能な購買ポータルのみで実施されなければならない。

補項 4 入札段階のある入札において、公企業又は混合資本会社は、入札者が入札書を提出するための電子ツールを利用できるようにしなければならない。

第 34 条 公企業又は混合資本会社が締結する契約の予定価格は秘密とし、契約者は、この法律第 51 条 1 号に規定する準備段階において正当な理由があるときは、入札の準備に必要な数量その他の情報の詳細の開示を害することなく、入札の目的の予定価格を公表することができる。

補項 1 最高値引き額の判定基準を採用する場合には、本条補項 1 の情報を入札公告に記載しなければならない。

補項 2 最良技術による判定を行う場合は、割増料又は報酬の額を入札説明書に記載する。

補項 3 入札予定価格に関する情報は、それが秘密情報である場合であっても、外部統制機関及び内部統制機関が利用できるように提供されなければならない。公企業又は混合資本会社は、要請があればいつでも、統制機関が利用できるように正式な文書にこれを記録しなければならない。

第 35 条 第 34 条の規定に従い、提案の内容について、公開されるまでの間に閉鎖入札モードが採用された場合、この法律の結果として実施される行為及び手続は、行政が保有する情報への市民のアクセスに関する法律、特に 2011 年 11 月 18 日付法律第 12527 号の条項に従うものとする。

第 36 条 公企業及び混合資本会社は、第 64 条に基づき、供給業者又は物品の事前資格審査を推進することができる。

第 39 条 この法律が適用される入札手続、事前資格審査、契約は、公企業又は混合資本会社がインターネット上で管理する特定のポータルで公表されるものとし、提案書又は入札書の提出期限は、入札募集の公表日から起算して、以下の最低期限を採用しなければならない。

1 号 物品の購入。

a) 最低価格又は最大の割引率を判断基準とする場合、5 営業日。

b) その他の場合は 10 営業日。

2 工事及び役務の請負。

a) 最低価格又は最大割引額を判断基準とする場合、15 営業日。

b) その他のすべての場合、30 営業日。

3 最良の技術、又は技術及び価格の最良の組合せが判断基準として採用される入札、並びに、準統合請負契約又は統合請負契約の入札については、少なくとも 45 営業日。

補項 入札公告の変更は、入札提案の準備に影響を与えない場合を除き、元の行為及び手続と同じ条件及び期間内での公表の対象としなければならない。

第 40 条 公企業及び混合資本会社は、特に以下の点に関して、この法律の規定に適合する入札及び契約に関する社内規定を公表し、常に更新しなければならない。

1 技術用語集。

2 サプライヤー登録。

3 標準的な通知書及び契約書の草案。

4 入札及び直接契約手続。

5 不服申し立ての処理。

6 契約の正式化。

7 契約管理及び監督。

8 罰則の適用。

9 契約の目的物の受領。

第 41 条 LLC 法（1993 年法律第 8666 号）第 89 条から第 99 条に含まれる刑法規定は、この法律に準拠する入札及び契約に適用される。

第 3 節

工事及び役務に関する特別規定

第 42 条 公企業及び混合資本会社による工事及び役務の入札及び契約においては、以下の定義に従うものとする。

- 1 単価請負契約 — 固定単価での特定単位の契約。
- 2 総額請負契約 — 固定された総額での契約。
- 3 業務単位契約 — 資材の供給の有無にかかわらず、固定価格で小口の仕事を請け負うシステム。
- 4 包括契約 — 必要な工事、役務、設備の全段階を含むプロジェクト全体の契約。請負業者の全責任のもとで、契約した目的に適した特性を持ち、構造上及び運用上の安全性を備えた使用に関する技術上及び法律上の要件を満たし、運用開始が整った段階で契約者に引き渡す。
- 5 準統合請負契約 — 本条補項 1 及び補項 3 の規定に従い、実行プロジェクトの準備及び開発、専門的工事及び役務の実施、組立、試験、運転前及びプロジェクトの最終引渡しに必要なかつ十分なその他の作業を含む契約。
- 6 統合請負契約 — 基本プロジェクト及び実行プロジェクトの準備及び開発、専門的工事及び役務の実施、組立、試験、予備運転、その他、本条補項 1、補項 2 及び補項 3 の規定に従った目的物の最終引き渡しのために必要なかつ十分な業務を含む請負。
- 7 エンジニアリングの予備プロジェクト。基本プロジェクトを立案するために必要なすべての情報を含む技術文書で、少なくとも以下の要素を含まなければならない。
 - a) 必要とされるプログラム、投資のグローバル・ビジョン、望ましい役務レベルの提示と理由。
 - b) 堅牢性、安全性、耐久性の条件と納期。
 - c) 建築プロジェクトの美観。
 - d) 公共利益への適合性、使用の経済性、実行の容易さ、環境への影響、利便性の基準。
 - e) 工事又は役務の構想。
 - f) 採用された構想の基礎となる、過去のプロジェクト又は予備調査。
 - g) 地形及び地籍調査。
 - h) 地質探査意見書。
 - i) 請負の最低基準を確立するための、建築要素、建築部品、建築材料の詳細記録。
- 7 基本プロジェクト — 補項 3 の規定を遵守し、契約の対象である工事若しくは役務、又は工事若しくは役務の複合体を特徴づけるために必要なかつ十分な要素を、適切な精度でまとめた、入札の対象となる工事又は役務の複合体。事前技術調査の指摘に基づき作成され、技術的な実現可能性とプ

プロジェクトの環境への影響の適切な処理を保証し、工事のコストを評価し、工事の実施方法と期間を定義することを可能にするもので、以下の要素を含まなければならない。

- a) 工事の全体像を示し、すべての構成要素を明確に特定するような方法で、選択した解決策を開発すること。
- b) 全体的かつ局所的な技術的解決策であり、実行プロジェクトの立案、工事と組み立て実施段階において、再定義や変更の必要性を最小限に抑えるために十分に詳細化されたもの。
- c) 実施される役務の種類、工事に組み込まれる資材・設備、及びそれらの仕様の特定。プロジェクトの競争性を損なうことなく、プロジェクトに最良の結果をもたらす形で行われる。
- d) 施工の競争性を阻害することなく、工事の施工方法、仮設備、組織条件を調査・推論することを可能にする情報。
- e) 工事の入札及び運営計画（計画、供給戦略、検査規則、その他各事例で必要とされるデータを含む）をまとめるための諸データ。

9 実行プロジェクトー 関連する技術基準に従い、工事の完全な遂行に必要なかつ十分な一連の要素。

10 リスクマトリクスー 当事者間のリスクと責任を定義し、契約締結後に発生する事象に起因する経済的負担の観点から、契約の当初の経済的・財政的バランスを特徴づける契約条項であり、少なくとも以下の情報を含む。

- a) 契約締結後、経済的・財務的均衡に影響を及ぼす可能性のある事象のリストと、そのような事象が発生した場合に契約追加証書を発行する必要があるかどうかの予測。
- b) 入札の予備プロジェクト又は基本プロジェクトで事前に定められた解決策の修正について、請負業者が自由に方法論又は技術的解決を革新することができる対象部分の正確な設定。
- c) 義務付けられる手段について、請負業者が自由に方法論又は技術的解決を革新することができない対象部分の正確な設定。入札の予備プロジェクト又は基本プロジェクトで事前に定められた解決策と実効手段が同一であることが義務付けられる。

補項 1 本条 5 号及び 6 号に規定される準統合請負契約及び統合請負契約は、専門的工事及び役務に限定され、以下の要件に従わなければならない。

1 入札公告は、次の事項を含まなければならない。

- a) 統合請負契約の場合のエンジニアリングの予備プロジェクト。工事又は役務の特徴付けにおいて、各自が提示する提案等の一律での作成と比較を可能にする技術的要素を含む。
- b) 単価請負契約、総額請負契約、統合請負契約及び準統合請負契約の場合は、本条に定める条件での基本プロジェクト。
- c) 技術文書。この技術文書では、入札の予備プロジェクト又は基本プロジェクトで事前に定められた解決策の修正についてであれ、当該エンジニアリングのプロジェクトで定められた建設システムや手順の詳細についてであれ、請負業者が自由に方法論又は技術的解決を革新することができる対象部分を正確に設定する。
- d) リスクマトリクス。

2 入札目的物の見積価格は、市場価格、類似の役務や工事に対して行政が支払った価格、又は総合的な予算、簡易の又はパラメトリックな手法で測定された工事全体のコストの評価に基づいて算出される。

3 採用される判断基準は、最低価格又は技術及び価格の最良の組み合わせであり、技術評価では、各物品又は解決策に提供される可能性のある利点と利益を加点する。

4 準統合請負契約では、コスト削減、品質向上、工期短縮、保守・運用の容易さなどの点で技術革新の優位性が実証される限り、基本プロジェクトを変更することができる。

補項 2 統合請負契約の予算の場合は次の通りとなる。

1 入札の予備プロジェクトは、その最小限の要素により可能な限り常に、詳細な予算に基づいて価格見積りを行うものとする。パラメトリックな見積りや、入札の予備プロジェクトに詳細が十分に記載されない部分についてののみ行われるその他の工事に基づく見積りの評価を使用しなければならない。請負業者には、価格設定説明書において、少なくとも同レベルの詳細を提供することが要求される。

2 本条 1 号の規定を考慮し、見積もりが可能な二つ以上の技術の間で、請負契約又はその一部の価格を定めるために簡易の又はパラメトリックな手法が使用される場合、価格見積りにはより正確な見積もりを可能にするベースが用いられなければならない、入札参加者には、提示された各価格の理由について、少なくとも同レベルの詳細を提供することが要求される。

補項 3 統合請負契約又は準統合請負契約の場合、契約者が基本プロジェクトで選択する解決策に関連して、契約後に発生する事実由来するリスクは、リスクマトリクスにおいて、契約者の責任として配分されなければならない。

補項 4 専門的工事及び役務の入札の場合、この法律の対象たる公企業及び混合資本会社は、本条本文 5 号に定める準統合請負契約を採用しなければならない。当該会社は、本項の入札に先立って基本プロジェクトを準備又は契約する責任を負い、然るべき理由がある場合に限り、本条本文の諸号に定めるその他の形式を採用することができる。

補項 5 補項 4 の最後の部分に定める目的について、基本プロジェクトの不在は、公企業又は混合資本会社が統合請負契約方式を採用する正当な理由としては認められない。

第 43 条 工事及び役務の実施に関する契約は、以下の制度に従うものとする。

1 単価請負契約 — 目的物の性質上、予算項目の数量が本質的に不確定である場合。

2 総額請負契約 — 基本プロジェクトにおいて、その後契約段階で実施される役務の数量を、十分な精度をもって事前に定義することが可能な場合。

3 業務単位契約 — 自営業の専門家や小規模企業に、一般的で短期的な技術役務を請け負わせる場合。

4 包括契約 — 請負業者が、通常複雑性の高いプロジェクトを、直ちに稼働可能な状態で受領する必要がある場合。

5 準統合請負契約 — 異なる方法と技術で実行可能な専門的工事及び役務で、契約段階で実行される役務の数量をあらかじめ基本プロジェクトで定義することが可能な場合。

6 統合請負契約 — 専門的工事又は役務が、主として知的な性質を有し、かつ入札対象の技術的革新をもたらすものである、又は、市場で限定された異なる方法と技術で実行可能な場合。

補項 1 工事及びの役務の請負のための入札については、希望者の審査に供される基本プロジェクトの準備が先行しなければならない。ただし、本条本文 6 号に規定する制度が採用されている場合は例外とする。

補項 2 専門的工事及び役務は、実行プロジェクトがなければ実施を禁じられる。

第 4 節

物品の取得に関する規程

第 47 条 公企業及び混合資本会社は、物品の取得のために入札を行う場合、次のことができる。

1 次の場合には、商標又はモデルを表示する。

a) 目的物を標準化する必要がある場合。

b) 複数の供給業者が販売した商標又はモデルが、契約の要件を満たす唯一のものである場合。

c) 目的物を理解するために、参考となる特定の商標又はモデルを特定する必要があるとき。この場合、「類似の、又はより良い」という表現の追加が義務付けられる。

2 事前資格審査手続中及び提案書又は入札書の審査段階において、その提示の必要性が正当化される場合に限り、当該物品の見本を要求する。

3 当該物品又は環境面を含む製造工程の品質について、事前に認定を受けた機関による認証の要求。

補項 公告は、提案の受諾可能性の条件として、ブラジル技術標準協会（ABNT）の規格への準拠、又は国家計量標準化・産業品質システム（S1nmetro）の認定機関による当該物品の品質証明を要求することができる。

第 48 条 公企業及び混合資本会社が行った当該物品の取得リストは、少なくとも 6 カ月ごとに、アクセス制限のない公式ウェブサイトで公表されるものとする。この公表は、以下の情報を含む。

1 購入した当該物品の識別、単価、購入数量。

2 サプライヤーの名称。

3 各購入品の総額。

第 6 節

入札手続

第 51 条 この法律にいう入札は、次の順序に従う。

1 準備。

- 2 広報。
- 3 採用された競争形態による入札又は提案の提出。
- 4 審査。
- 5 入札又は提案の有効性の検証。
- 6 交渉。
- 7 資格認定。
- 8 異議の申立て。
- 9 入札競落。
- 10 結果の承認又は手続の撤回。

補項 1 入札公告に明記されている場合に限って、本条本文 7 号に規定する段階は、例外的に、本条本文 3 号から 6 号に規定する段階に先行することが考えられる。

補項 2 公企業、混合資本会社及び入札参加者が実施する本条本文に記載された段階から生じる行為及び手続は、入札公告に規定された条件の下、電子的手段によって実施されることが望ましく、この法律が適用される入札及び契約の通知の要約を含む通知は、事前に連邦、州、市郡の官報又はインターネットに掲載されなければならない。

第 52 条 この法律第 32 条第 3 号の規定に従って、公開入札モード又は閉鎖入札モードの方法を採用することができ、入札の対象が分割可能な場合は、その両方を組み合わせることができる。

補項 1 公開入札モードの場合、入札者は、採用された判断基準によって、公開入札及び連続増額入札又は連続減額入札を行わなければならない。

補項 2 閉鎖入札モードの場合、入札者が提出した提案書は、指定された公開日時まで非公開とする。

第 53 条 公開入札モードによるときは、次の各号を認めることができる。

- 1 中間入札の提出。
- 2 最高入札価格とその後の入札価格との間に少なくとも 10% の差がある場合、最高入札価格を決定した後、他の入札価格を決定するために公開入札モードを再開すること。

補項 以下の入札は中間入札とみなされる。

- 1 最高入札基準に基づいて判断する場合、最高入札額と同等又はそれ以下の入札価格。
- 2 他の判定基準を採用する場合、最低入札額と同等又はそれ以上の入札価格。

第 54 条 次の判定基準を用いることができる。

- 1 最低価格。
- 2 最大割引額。
- 3 技術及び価格の最高の組み合わせ。

- 4 最良の技術。
- 5 最良の芸術的内容。
- 6 最大価格提示。
- 7 最高の経済的利益。
- 8 廃棄された物品の最良の利用。

補項 1 判断基準は、入札公告で明示され、対象が分割される場合には、第 32 条 3 号の規定に従って、組み合わせることができる。

補項 2 本条本文 Ⅲ号、Ⅳ号、Ⅴ号及びⅦ号の基準が採用された場合、入札書の審査は、審査での主観性制限を目的に入札書で定める特定基準の採用を通じて行われる。

補項 3 審査を行うにあたり、入札公告に規定されていない条件は考慮されない。

補項 4 本条本文の 2 項に規定する基準。

1 入札公告に記載された総合的な価格を基準とし、落札した入札書又は提案書に記載された割引は、追加的な条件にも適用する。

2 専門的工事及び役務の場合、割引は、入札公告の一部でなければならない見積予算に含まれる全項目に対して線形ベースで一律に適用される。

補項 5 本項 3 号の基準が使用される場合、技術提案と価格提案の評価は、70%を上限とする最も関連性の高い加重割合を考慮する。

補項 6 本項 7 号の基準が使用される場合、入札又は提案は、経常経費の削減を通じて公企業又は混合資本会社に節約（経済的利益）もたらすことを目的としなければならない。落札者は、発生した節約の割合に基づいて報酬を受ける。

補項 7 本条本文の第 8 号に規定される基準を実施する場合、各入札募集の条件に基づき、購入者が物品を使用する目的による社会環境への影響を考慮することが義務付けられる。

補項 8 本条 7 号に規定される目的が達成されなかった場合、物品は直ちに公企業又は混合資本会社の資産に返還される。この場合、購入者のために補償金を支払うことは禁止される。

第 55 条 2 つの入札が同点の場合、以下の判断基準が記載された順序で使用されるものとする。

- 1 判定段階が終了次第、同点の入札者は新たな非公開の入札書を提出することができる。
- 2 客観的な評価システムが存在する場合に限り、入札者の過去の契約実績の評価。
- 3 1991 年法律第 8248 号の第 3 条及び NLLC 法の特定期項に定められた基準。
- 4 抽選。

第 56 条 入札又は提案が審査された後、その有効性が検証され、以下の基準で除外が行われる。

- 1 訂正が不可能な欠陥が含まれている場合。
- 2 入札公告に記載された技術仕様の不適合の場合。

3 明らかに実現不可能な価格の提示の場合。

4 次に掲げるものを除き、第 57 条補項 1 の契約に係る予定予算を超えるものであること。ただし、この法律第 34 条補項 1 に規定する場合を除く場合。

5 公企業又は混合資本会社によって要求された場合で、その実現可能性が証明されていない場合。

6 入札募集のその他の要件に適合していない場合。ただし、入札競落前に、入札者間の均等待遇を損なうことなく、その条件に適合させることが可能な場合を除く。

補項 1 入札又は提案の有効性の検証は、最高ランクの入札又は提案に関してのみ実施することができる。

補項 2 公企業及び混合資本会社は、入札の実現可能性を検証するために、調査を実施することができる。又は、本条本文第 5 号の文言に従って、入札者にその証明を求めることができる。

補項 3 専門的工事及び役務の入札では、総合評価値が以下の最低評価値の 70%を下回る入札は、実行不可能とみなされる。

1 公営企業又は混合資本会社によって見積もられた予算額の 50%を超える入札額の算数平均値。

2 公企業又は混合資本会社が見積もった予算額。

補項 4 その他の対象については、実現可能性又は過大価格を評価するため、入札公告に定められた全体価格、数量及び単価を考慮した価格許容基準を設定しなければならない。

第 57 条 判定段階で第 1 位を獲得した入札又は提案の有効性が確認された場合、又は、上位を獲得した他の入札又は提案が失格となった結果、その地位を占めるようになった場合、公企業及び混合資本会社は、その入札又は提案を提出した者と、より有利な条件について交渉しなければならない。

補項 1 1 位の入札者の価格が交渉後も予定予算を上回る場合、最初に設定された順序に従って他の入札者と交渉しなければならない。

補項 2 （大統領採択拒否）。

補項 3 本条補項 1 の措置を採った後、なお契約予定予算と同額以下の価格が得られない場合は、入札を取り消す。

第 58 条 入札資格は、専ら以下の項目に基づいて評価される。

1 入札者による権利取得及び義務の契約の可能性を証明できる書類提示の求め。

2 入札公告に明記される基準に従った、目的物の技術的又は経済的に関連する部分に限定された技術的資格。

3 経済的及び財政的能力。

4 最高価格を判断基準とする入札の場合、前金の納入。

補項 1 最高価格を判断基準とする場合、技術的資格及び経済的・財政的能力の要件は免除が可能。

補項 2 補項 1 の場合において、入札参加者が規定された期間内に残額を支払わないときは、入札募集において要求された前金の額は、公企業又は混合資本会社の用途に充てられる。

第 59 条 入札段階が入れ替わった場合を除き、入札手続は 1 回の上訴段階を有する。

補項 1 不服申立ては、資格認定後営業日 5 日以内に行われるものとし、この段階で行われた行為のほか、この法律第 51 条本文の 4 号及び 5 号の規定により行われた行為を含むものとする。

補項 2 入札段階が入れ替わった場合、補項 1 の期間は、資格認定後、第 51 条第 5 項に規定する段階の終了後に起算されるものとし、補項 2 の期間には、この法律第 51 条補項 4 に規定する段階から生じた行為も含まれるものとする。

第 60 条 結果の承認は、落札者に契約を締結する権利を付与することを意味する。

第 7 節

入札補助手続

第 63 条 この法律が定める入札補助手続は以下のとおりである。

- 1 常時の事前資格審査。
- 2 登録。
- 3 価格登録システム。
- 4 標準化の電子カタログ。

補項 本条本文にいう手続は、規則で定められた明確かつ客観的な基準に従うものとする。

第 64 条 常時の事前資格審査は、次の事項の特定を目的とする入札手続前の手続とみなされる。

- 1 事前に設定された期限、場所及び条件の範囲内で、物品の供給又は役務や工事の実施に必要な資格条件を満たす供給業者。
- 2 行政機関が定める技術・品質要件を満たす物品。

補項 1 事前資格審査手続は公開され、あらゆる利害関係者の登録が常時可能である。

補項 2 公企業及び混合資本金会社は、規則で定める条件に従って、入札への参加の事前資格認定を受けた供給業者又は物品に制限することができる。

補項 3 事前資格審査は、供給業者の専門性に応じて、グループ又は分野毎に実施することができる。

補項 4 事前資格審査は、契約に必要な資格要件又は技術要件の一部又は全部を含む部分的又は全体的なものであってもよく、すべての場合において競争者間の平等な条件を確保する。

補項 5 事前資格は最長 1 年間有効であり、いつでも更新することができる。

補項 6 物品の公開事前資格審査では、品質の証明を必要とする場合がある。

補項 7 事前認定を受けた物品及び関係者を公表することが義務付けられている。

第 65 条 資格付与登録は、入札手続の参加登録者の資格認定のために保管することができ、最長 1 年間有効であり、いつでも更新することができる。

補項 1 資格付与登録は広く公表され、希望者の申し込みが常時認められる。

補項 2 申込者は、規則に定める要件に従って登録される。

補項 3 入札参加者の義務履行状況は、関連する資格付与登録に記録される。

補項 4 資格付与又は登録に必要な要件を満たさない申込者の登録は、いつでも変更、停止又は取り消される可能性がある。

第 66 条 この法律に定める入札に特化した価格登録制度は、行政機関が発行する政令の規定及び以下の条項に従うものとする。

補項 1 この法律第 1 条に規定する活動実施の責任者たる団体又は組織は、本条本文に掲げるシステムに加入することができる。

補項 2 価格登録は、特に以下の条件を満たすものとする。

1 事前の広範な市場調査。

2 規則に定められた手続に従った選定。

3 登録価格の定期的な管理及び更新のため、習慣的手順設定の義務。

4 登録の有効性の定義。

5 入札序列における落札者と同等の価格で物品又は役務を見積もることに同意した入札者、及び当初の入札を維持した入札者の登録をそれぞれの登録簿に記載。

補項 3 登録価格の存在は、行政機関に対して、当該価格に由来して発生する可能性のある契約の締結を義務付けるものではない。特定入札の実施が認められ、登録済みの入札者には対等な条件での優先が保証される。

第 67 条 購入、役務及び工事の標準化のための電子カタログで、入札実施に当たって供給可能で、公企業又は混合資本会社により購入される予定の諸品目の標準化を可能にする集中管理情報システム。

補項 本条本文の電子カタログは、判断基準が最低価格又は最大の割引率である入札において使用することができる。カタログには、各入札機関の規則の規定に従って、全書類及び入札の内部段階の全手続、並びに、それぞれの目的物の仕様書も含まれる。

第 2 章

契約

第 3 節

行政処分

第 82 条 契約には、契約履行が不当に遅延した場合に適用される行政罰則の条項が含まれていなければならない、請負業者には入札公告又は契約で定める形での遅延過料が課される。

補項 1 本条に定める過料は、公企業又は混合資本会社による契約解除及びこの法律に定めるその他の罰則の適用を妨げるものではない。

補項 2 正規の行政手続を経て課される過料は、各請負業者の保証金から差し引かれる。

補項 3 過料が提供済みの保証額を超える場合、保証額の喪失に加え、請負業者は差額支払いの責任を負い、その差額は、公企業又は混合資本会社が支払うべき額から差し引かれるか、該当する場合は、裁判所を通じて請求される。

第 83 条 契約の全部又は一部の不履行に対して、公企業又は混合資本会社は、事前の防御を保証した上で、請負業者に対して以下の罰則を適用することができる。

1 警告。

2 入札公告又は契約書に規定された過料。

3 入札への参加一時停止、及び、2 年を超えない期間で罰則を適用する団体との契約締結の一時停止。

補項 1 課された過料が提供済みの保証額を超える場合、保証額の喪失に加え、請負業者は差額支払いの責任を負い、その差額は、公企業又は混合資本会社が支払うべき額から差し引かれるか、該当する場合は、裁判所を通じて請求される。

補項 2 本条本文 1 号及び 3 号に規定される罰則措置は、2 号とともに適用することができ、それぞれの手続における利害関係者の事前の防御は、営業日 10 日以内に提出されなければならない。

第 84 条 第 83 条 3 号に規定される罰則は、この法律に定められる契約を理由として、以下のような企業又は専門家にも課される可能性がある。

1 あらゆる租税の納付において意図的に不正行為を行ったとして、確定的な有罪判決を受けた者。

2 入札手続の目的物を損なうことを目的に違法行為を行った者。

3 不法行為を行ったことにより、公営企業又は混合資本会社と契約するに適さないことを示す者。

資料 6 入札手続への日本企業の参加に適用される NLLC（新公共入札法）の内容説明

2021 年法律第 14133 号（NLLC 法）は、立法・法体系に従って、編（N）、章（N）、節（N）、分節（N）、条文、補項（N）、項（N）、号（N）の順に、階層的かつ記述的に、詳細に構成されている。

全体として、NLLC 法には 194 の条文がある。

- ・ 第 1 編 4 章で構成される。
- ・ 第 2 編 10 章で構成される。
- ・ 第 3 編 12 章で構成される。
- ・ 第 4 編 3 章で構成される。
- ・ 第 5 編 3 章で構成される。

本調査では、NLLC 法から抜粋した説明と解説は、前述の階層的順序で、連邦、州、連邦区、市郡の直接行政機関、自治行政機関、基礎自治行政機関への一般的な知的及び／又は物的物品の供給への投資を意図する日本企業に広められるビジネスチャンスの探索における NLLC 法の説明と包括的作業の目的に限定して提示する。

この法的ハイライトは、ブラジルで合法的に設立された日本企業や、日本に本社を置く日本企業だけでなく、ブラジル企業とのコンソーシアムや、ブラジル企業の下請けとして、入札公告が許可する限り参加することを可能にするために有用であることが理解できるであろう。

入札手続への日本企業の参加に適用される NLLC 法の内容説明

第 1 編

予備規定

第 1 章

この法律の適用範囲

第 1 条 この法律は、連邦、州、連邦区及び市郡の直接行政機関、自治行政機関及び基礎的行政機関のための入札及び契約の一般的な規定を定める。

1 - 連邦、州、連邦区の立法権及び司法権を有する機関、ならびに市郡の立法権を有する機関が行政機能を果たす場合。

2 - 行政機関が直接又は間接に管理する特別基金及びその他の団体。

補項 1 - 2016 年 6 月 30 日付法律第 13303 号が適用される公社公団、混合資本会社及びその子会社は、同法第 178 条の規定を除き、この法律の対象外とする。

補項 2 海外に拠点を置く官公庁の範囲内で行われる契約は、国務大臣が発行する具体的な定め
の形で、現地の特殊性及びこの法律に定める基本原則に従うものとする。

補項 3 - ブラジルが当事者である公的な海外協力機関又は金融組織からの融資又は寄付による資
金を含む入札及び契約は、受理することができる。

1 - 国会が承認し、共和国大統領が批准した国際協定から生じる条件。

2 - 機関又は組織の規則及び手続に規定された、選定及び契約に特有の条件。

a) - 融資又は寄付を受けるために必要な条件。

b) - 憲法上の原則に抵触しないこと。

c) - 貸付又は寄付の契約書に記載され、当該契約締結前に融資契約者の法的機関から肯定的な意
見を得ていること。

補項 4 本条補項 3 の融資を認可するために連邦上院に提出される書類は、前項の場合に適用され
る契約条件に言及しなければならない。

補項 5 国の外貨準備の直接的及び間接的な管理に関連する契約（この活動に関連又は付随する役
務を含む）は、連邦憲法第 37 条本文で定められた原則を遵守し、ブラジル中央銀行の特定の規範
的行為によって管理されるものとする。

第 2 条 この法律は以下の項目に適用する。

1 - 物品の使用権の処分及び譲与。

2 - 購入（発注による購入を含む）。

3 - 賃貸。

4 - 公共物品の使用権及び許可。

5 - 専門技術的役務及び専門的役務を含む役務の提供。

6 - 建築及びエンジニアとしての工事及び役務。

7 - 情報通信技術契約。

第 2 章

原則について

第 5 条 この法律の適用にあたっては、合法性、非人格性、道徳性、公共性、効率性、公益性、行
政府の適正性、平等性、計画性、透明性、有効性、職務の分離、動機付け、公示への拘束力、客観
的判断、法的確実性、合理性、競争性、比例性、迅速性、経済性及び持続可能な国家発展の原則、
ならびに 1942 年大統領令第 4.657（ブラジル法規則導入法 - 訳注：ブラジル国際私法規定）の規
定が遵守される。

第 3 章

定義

第 6 条 この法律においては、以下のものを指す。

- 1 -組織：行政機関の一部である行為主体の単位。
- 2 -団体：法人格を付与された行為主体の単位。
- 3 -公共行政：連邦政府、州、連邦区及び市郡の直接的及び間接的な行政組織（政府の管理下にある私法上の法人格を有する団体及び政府が設立又は維持する財団を含む）。
- 4 -行政府：行政が活動する機関又は団体。
- 5 - 公選代理人：選挙、任命、指名、契約、又はその他の形態の任命、又は紐帯によって、行政機関の一部である法人において委任、地位、職務、又は機能を行行使する個人。
- 6 - 当局：意思決定権を有する公務員。
- 7 -契約者：契約を担当する行政機関の一部である法人。
- 8 -被契約者：行政当局と契約を締結する自然人又は法人、或いは法人のコンソーシアム。
- 9 -入札者：この法律の規定に従って入札手続に参加する意思を表明する個人又は法人、若しくは法人のコンソーシアムであって、サプライヤー、又は役務提供者として行政当局の要請に従い、当該条件を提示する。
- 10 - 購入：一括納入又は分割納入される物品の有償購入で、納入時期が納入注文から 30 日以内であれば即時納入とみなされる。
- 11 - 役務：行政組織が関心を有する特定の知的又は物的な利益を得ることを目的とする活動又は一連の活動。
- 12 - 工事：建築家及びエンジニアの職業に専属するものとして法律で定められた活動であって、自然の物理的空間を革新する、又は不動産の本来の特性の実質的な変更を伴う、調和のとれた一連の行為によって環境への介入を伴うもの。
- 13 - 一般的な物品及び役務：通常の市場仕様によって、性能及び品質基準が公告によって客観的に定義され得るもの。
- 14-特殊な物品及び役務：その高い異質性又は複雑性により、本条本文第 13 号に定める方法では説明できず、契約当事者による事前の正当な理由を必要とするもの。
- 15 - 継続的な役務：行政活動の維持のために行政機関が契約及び購入する役務で、恒常的又は長期的な必要性から生じるもの。
- 16-専属的労務を伴う継続的役務：その契約履行モデルが、特に以下を要求するもの。
 - a) 被契約者の従業員は、役務提供のために契約者の施設内において従事する。
 - b) 被契約者は、ある契約の下で利用可能な人的及び物的資源を、他の契約の同時履行のために共有しない。
 - c) 被契約者が、契約に割り当てられた人的資源の分配、管理、監督を、契約当事者が監督できるようにしていること。

17 - 非継続的役務又は範囲契約による役務：請負人に、あらかじめ決められた期間にわたって特定の役務の提供を実施する義務を課すもので、正当な理由があれば、目的物の完成に必要な期間まで延長することができる。

18 - 主に知的な性質を有する専門技術役務：以下の業務に関連して実施されるもの。

- a) 専門的な調査、企画、基本プロジェクト及び実行プロジェクト。
- b) 意見、専門知識及び評価一般。
- c) 専門的助言、コンサルタント業務、財務・税務監査。
- d) 工事及び役務の検査、監督及び管理。
- e) 法的・行政的事件の代理又は弁護。
- f) 職員の研修及び能力開発。
- g) 美術品及び歴史的価値のある物品の修復。
- h) 品質及び技術管理、分析、試験、現場及び実験室での試験、計器設置、工事及び環境の特定基準の監視、ならびに本項の定義に該当するその他の技術役務。

19 - 著名な専門性：その専門分野において、過去の実績、研究、経験、出版物、組織、設備、技術チーム、又はその活動に関連するその他の要件の結果として、その専門家又は企業の評判が、その業務が契約の目的を完全に満たすために必要不可欠であり、かつ適切であると認められることを推論することを可能にする専門家又は企業の資質。

20 - 事前技術調査：契約計画の第一段階を構成する文書で、関係する公共の利益及びその最良の解決策を特徴づけ、契約が実行可能であると結論付けられた場合に作成される予備プロジェクト、委託条件又は基本プロジェクトの基礎を提供する。

21 - エンジニアとしての役務：行政府にとって有益な一定の知的又は物質的効用を得ることを目的とする活動又は一連の活動で、本条 12 号にいう業務の概念に含まれず、建築家、エンジニア又は専門エンジニアの職業に専属するものとして法的強制力を持って確立されたもの。

a) エンジニアとしての共通役務：性能及び品質に関して客観的に統一化された行為、動産及び不動産の維持、調整及び適合を目的とする技術役務。

b) エンジニアとしての特殊役務：その高い異質性又は複雑性により、本号 a の定義に含まれないものとする。

22 - 主要な工事、役務、供給品：見積額が 2 億リアル*を超えるもの（*インフレによる年度著毎調整）。

23 - 契約条件：物品及び役務の契約に必要な文書で、以下の基準及び説明的要素を含んでいなければならない。

- a) - 目的物の定義（その性質、数量、契約期間及び該当する場合には延長の可能性を含む）。
- b) - 契約の根拠。対応する事前技術調査への言及、又はこれらの調査の開示が不可能な場合は、機密情報を含まない部分からの抜粋で構成される。

- c) - 目的物のライフサイクル全体を考慮した、全体としての解決策の説明。
- d) - 契約要件。
- e) - 目的物の実行モデル。契約の開始から終了まで、どのように意図した結果を生み出すべきかの定義で構成される。
- f) - 契約管理モデル。目的物の実行が、どのように組織又は団体によって参加及び監督されるかを記述する。
- g) - 測定基準及び支払基準。
- h) - 供給業者の選定様式及び基準。
- 1) - 契約金額の見積もり。参考単価、計算メモリ、裏付け文書が添付され、価格を得るために使用された基準、及びそれぞれの計算のために使用された基準は、別個の分類された文書に記載されなければならない。
- j) - 予算の妥当性。

24 - 予備プロジェクト。基本プロジェクトを立案するために必要なすべての情報を含む技術文書で、少なくとも以下の要素を含まなければならない。

- a) 必要性の実証と正当化、対象層の需要の評価、事業に対する専門的・経済的・社会的動機、投資の世界的ビジョン、希望する役務水準に関する定義。
- b) - 堅牢性、安全性、耐久性の条件。
- c) - 納期。
- d) - 建築プロジェクトの美観、幾何学的配置、及び／又は影響地域のデザイン（適切な場合）。
- e) - 公益性、使用時の経済性、実行の容易さ、環境への影響、及びアクセシビリティの基準。
- f) - エンジニアとしての役務又は役務の設計案。
- g) - 設計案の基礎となる過去のプロジェクト又は予備調査。
- h) - 地形及び地籍調査。
- 1) - 地質学的調査意見。
- j) - 契約の最低基準を確立するための、建築要素、建築部材、建築材料に関する説明資料。

25 - 基本プロジェクト：入札の対象である工事又は役務、或いは工事又は役務の複合体を定義し、規模を決定するために必要かつ十分な要素を適切な精度でまとめたもので、事前技術調査の指標に基づいて作成され、プロジェクトの専門的実現可能性及び環境影響の適切な処理を保証し、工事のコストを評価し、工事の実施方法及び期間を定めることを可能にするもので、次の要素を含まなければならない。

- a) 地形・地籍調査、地質調査・試験、実験室試験・分析、社会環境調査、その他、選択した解決策を実施するために必要なデータ・調査。

b) 全体的かつ局所的な専門的解決策であって、実行プロジェクトが立案され、工事と組立が実施される際に当初定義された品質、価格、期間について、修正又は変更の必要性を回避するために十分に詳細なもの。

c) 実施される役務の種類、作業に組み込まれる材料及び設備、並びにそれらの仕様の特定。これにより、プロジェクトが意図する目的のために、特定可能なリスク及び危険性を考慮しつつ、実行の競争性を損なうことなく、プロジェクトの最良の結果と目的物の使用における実行上の安全性を確保する。

d) 施工の競争性を損なうことなく、工事の施工方法、仮設備、組織的条件を検討・定義することを可能にする情報。

e) - 計画、供給戦略、検査規則、その他各事例で必要とされるデータを含む、工事の入札及び管理計画をまとめるための資料。

f) - 役務の数量と適切に評価される供給に基づく工事の全体的コストの詳細な見積書、この法律第46条第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号に規定される実施体制でのみ義務付けられる。

26 - 実行プロジェクト：業務の完全な遂行に必要なかつ十分な一連の要素であり、基本プロジェクトで規定された解決策を詳述し、関連する技術基準に従って、業務に組み込まれる役務、資材、設備、及びそれらの技術仕様を特定する。

27 - リスクマトリクス：当事者間のリスクと責任を定義し、契約締結後に発生する事象に起因する経済的負担の観点から、契約の当初の経済的・財政的バランスを特徴づける契約条項であり、少なくとも以下の情報を含む。

a) - 契約締結後、経済的・財務的均衡に影響を及ぼす可能性のある事象のリストと、そのような事象が発生した場合に契約追加証書を発行する必要があるかどうかの予測。

b) - 結果義務の場合、被契約者が方法論的又は専門的な解決策を自由に革新できる目的物の部分を、予備プロジェクト又は基本プロジェクトで事前に概説された解決策を修正するという観点から設定すること。

c) - 手段の義務の場合、被契約者が方法論的又は専門的な解決策を革新する自由がない目的物の部分を正確に設定し、エンジニアとしての役務及び役務の場合には、執行体制の特徴を考慮し、予備プロジェクト又は基本プロジェクトで事前に定義された解決策を遵守する執行義務がなければならない。

28 - 単価請負契約：特定の単価で業務又は役務の実施を契約すること。

29 - 総額請負契約：固定された総額で業務又は役務の実施を契約すること。

30 - 包括契約：必要な工事、役務、設備の全段階を含むプロジェクト全体を、被契約者の全責任のもとで、契約した目的に適した特性を持ち、構造上及び運用上の安全性を備えた使用に関する技術上及び法律上の要件を満たした状態で被契約者に引き渡すまで契約すること。

31 - 業務単位契約：資材の供給の有無にかかわらず、固定価格で小口の仕事を請け負うシステム。

32 - 統合請負契約：被契約者が、基本プロジェクト及び実行プロジェクトの立案・開発、エンジニアとしての役務及び役務の実施、物品又は特殊役務の供給、組み立て、試験、予備運転、及び目的

物の最終引渡しに必要なかつ十分なその他の作業の実施に責任を負うエンジニアとしての役務及び役務の請負契約制度。

33 - 準統合請負契約：被契約者が、実行プロジェクトの立案と開発、エンジニアとしての役務と役務の実施、物品の供給又は特別な役務の提供、組立、試験、予備運転、及び目的物の最終引渡しに必要なかつ十分なその他の作業の実施に責任を負う、エンジニアとしての役務と役務の契約体制。

34 - 供給と関連役務の提供：目的物の供給に加え、被契約者が一定期間、その運用、保守、又はその両方に責任を負う契約体制。

35 - 国際入札：国内領域で行われる入札で、外国人入札者の参加が認められ、外国通貨による価格提示の可能性があるもの、又は契約対象の全部若しくは一部が外国領域で実施される可能性がある入札をいう。

36 - 国内役務：連邦行政府の定める条件の下で、国家領域内で提供される役務。

37 - 国産物品：連邦行政府が定める基本的生産工程又は原産地規則に従って国内領域で生産される工業物品。

38 - 指名入札：特殊な物品及び役務並びに一般的及び特殊な土木工事及び役務を請負うための入札手続の一種で、その判断基準は次のとおりとすることができる。

a - 最低の価格。

b - 最高の専門的又は芸術的内容。

c - 技術及び価格。

d - 最高の経済的利益。

e - 最大割引額。

39 - コンペ入札：専門的、科学的、又は芸術的な作品の選択のための入札形式であり、その判断基準は最高の技術又は芸術的内容であり、落札者には褒賞又は報酬が授与される。

40 - 競争入札：不動産、使用不能又は法的に差し押さえられた動産を最高価入札者に売却するための入札手続。

41-せり売り：一般の物品及び役務の取得のための強制入札手続。

42-競争的対話。工事、役務及び購入の契約のための入札方法で、行政府が、その必要性を満たすことができる1つ又は複数の代替案を策定することを目的として、客観的基準を用いて事前に選定した入札者と協議を行い、協議終了後に入札者が最終提案を提出する。

43-資格付与：行政当局が利害関係者に役務又は物品を提供するよう求める公告プロセスで、必要な要件を満たした利害関係者は、要請があったときにその目的を遂行する機関又は団体としての資格付与を受けることができる。

44 - 事前資格審査：入札手続に先立って行われる選択的な手続で、公告によって呼び出され、利害関係者又は目的物の全体的又は部分的な資格条件を分析することを目的とする。

45 - 価格登録制度：直接契約又は競売若しくは競争方式による入札によって、将来の契約のための役務、工事、物品の取得及び賃貸のための正式な価格登録を実施するための一連の手続。

46-価格登録記録：将来の契約のための拘束力のある義務的な文書で、入札公告書、通知書又は直接契約書及び提出された提案書に含まれる規定に従って、対象、価格、サプライヤー、参加機関及び実施条件が登録される。

47 - 管理機関又は事業体： 価格登録の一連の手続の実施及びその結果としての価格登録記録の管理に責任を負う行政機関又は事業体。

48-参加機関又は事業体： 価格登録のための契約初期手続に参加し、価格登録記録の一部となる行政機関又は事業体。

49 - 非参加機関又は事業体： 価格登録のための入札の初期手続に参加せず、価格登録記録に含まれない行政機関又は事業体。

50 - 調達委員会： 常設又は特別に行政機関により任命された公選代理人のグループであり、入札及び付帯手続に関する書類の受理、審査及び判定を任務とする。

51 - 購入、役務及び工事の統一電子目録： 行政機関が取得する品目の統一化を可能にし、入札に供することを目的とした、価格を伴うコンピュータ化された集中管理システム。

52 - 公式電子サイト： 認証機関によってデジタル認証されたインターネット・サイトで、連邦各機関が、諸機関及び諸団体のデジタル政府情報と役務を統一的に公表するために使用する。

53 - 効率化契約： 役務の提供を目的とする契約（作業の実施や物品の供給を含む）で、被契約者に経常経費の削減という形で節約を提供することを目的とし、被契約者は、発生した節約額の割合に基づいて報酬を受ける。

54 - 保証保険： 契約者が負う義務の誠実な履行を保証する保険。

55 - 研究開発用物品： 科学技術研究、技術開発、技術革新に必要な物品、投入物、役務、作業で、研究プロジェクトに含まれるもの。

56 - 過大な価格設定： 入札又は契約の予算価格が、入札又は単価による役務契約の場合は1つの項目について、或いは、入札又は業務単位契約、総額による請負契約、全体的請負契約又は準統合契約の場合は目的物全体について、市場基準価格よりも著しく高いこと。

57 - 過大請求： 特に以下の状況を特徴とする、行政府の資産に生じた損害。

a) - 実際に実行又は供給された数量よりも多い数量の測定。

b) - 品質、耐用年数又は安全性を低下させる技術工事及び役務の不備。

c) - 被契約者に有利な経済的・財政的不均衡を契約において引き起こす、工事及び役務に関する予算の変更。

d) - その他の財務条項の変更で、契約の早期回収、物理的・財務的スケジュールの歪曲、管理当局の追加費用を伴う契約期間の不当な延長、又は不規則な価格の再調整。

58 - 厳格再調整： 契約書に規定された金額補正指数を適用することにより、契約の経済的・財政的均衡を維持する手段。

59-価格再設定。契約費用の変動を分析することにより、労働の独占的専属性又は労働の優位性を伴う継続的な役務のために使用される契約の経済的及び財政的均衡を維持する手段であり、市場が

ら生じる費用については提案書の提出に関連する日付で、労働から生じる費用については予算が関連する協定、労働協約又は団体交渉に関連する日付で、公告に規定されなければならない。

60 - 契約代理人：管轄機関によって任命された者で、行政機関の常勤公務員又は公務員の中から、意思決定を行い、入札手続を監視し、入札手続に弾みをつけ、承認までの入札手続を円滑に運営するために必要なその他の活動を行う。

第 2 編

入札

第 1 章

入札手続

第 12 条 入札にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 - 書面は、作成日、作成場所、責任者の署名を付した書面とする。
- 2 - 使用される価値、価格及び費用は、この法律第 52 条の規定を除き、自国通貨で表示されるものとする。
- 3 - 入札者の資格評価や提案内容の理解を損なわない、単なる形式的な要件に従わない場合であっても、入札手続からの除外やプロセスの無効を招くことはない。
- 4 - 公文書又は私文書の謄本が真正であることの証明は、行政府の代理人に対し、原本又は弁護士による真正宣誓書を提示し、その個人的責任において行うことができる。
- 5 - 署名の認証は、法律で義務付けられている場合を除き、その真正性に疑義がある場合にのみ要求される。
- 6 - 行為は、電子的に作成、伝達、保存、検証できるよう、デジタル化されることが望ましい。
- 7 - 連邦政府の各計画担当機関は、その権限下にある機関及び団体の契約を合理化し、その戦略的計画との整合性を確保し、各予算法の起草を助成することを目的として、要求を形式化した文書に基づき、規則の形で年次契約計画を策定することができる。

補項 1 - 本条第 7 号の年次契約計画は、公式ウェブサイト上で公表され、一般に利用可能とされなければならない、連邦機関は、契約の入札時及び契約執行時にこれを遵守する。

補項 2 - ブラジル公開鍵基盤（ICP-Brasil）の範囲内で発行されたデジタル証明書を使用した、電子形式による個人又は法人の本人確認及びデジタル署名が認められる。

第 15 条 - 入札手続において然るべく正当化されない限り、法人は、以下の規則に従い、入札コンソーシアムに参加することができる。

- 1 - コンソーシアムのメンバーによって署名された、コンソーシアムを形成する公的又は私的なコミットメントの証明。
- 2 - 行政府に対してコンソーシアムを代表する企業の指名。

3 - 専門的資格要件については各コンソーシアム・メンバーの数量の合計を、経済的・財務的資格要件については各コンソーシアム・メンバーの金額の合計を認めること。

4 - コンソーシアム企業は、同一の入札に複数のコンソーシアム又は単独で参加することはできない。

5 - 入札段階及び契約履行中の両方において、コンソーシアムが行った行為に対する構成員の連帯責任。

補項 1 公告は、正当な理由がない限り、経済的及び財務的資格のために個々の入札者に要求される金額の10%～30%の増額をコンソーシアムに対して設定しなければならない。

補項 2 本条補項 1 に定める増額は、法律で定義された零細企業及び小規模企業のみで構成されるコンソーシアムには適用されない。

補項 3 落札者は、契約締結前に、本条補項 1 に規定する誓約事項に基づき、コンソーシアムを設立し、登録する義務を負う。

補項 4 管轄当局によって承認された専門的正当性がある場合、入札公告はコンソーシアム企業の数に上限を設定することができる。

補項 5 コンソーシアムの構成員の交代は、契約機関又は事業体によって明示的に承認され、かつ、コンソーシアムの新会社が、少なくとも、契約の原因となった入札手続におけるコンソーシアムの資格付与において、交代した会社が提示した専門的資格付与上の数量及び経済的・財務的資格付与上の数値と同じ数量を有していることを証明することを条件とする。

第 17 条 - 入札手続は、以下の段階を順に踏むものとする。

1 - 準備段階。

2 - 入札公告の公表。

3 - 提案書及び入札公告の提示（該当する場合）。

4 - 審査。

5 - 資格審査。

6 - 不服申し立て。

7 - 承認。

補項 1 本条第 5 号の段階は、入札公告に明示的に規定されている場合に限り、その結果生じる利益を説明する理由がある行為によって、本条第 3 号及び第 4 号の段階に先行することができる。

補項 2 入札は電子的に実施されることが望ましいが、理由がある場合には、対面式で実施することもでき、公開セッションは議事録に記録され、音声及びビデオ録画されなければならない。

補項 3 公告に規定されていることを条件として、本条本文の第 4 号にいう段階において、入札機関又は団体は、仮落札者との関係において、委託条件又は基本プロジェクトに定義された仕様への準拠を証明するために、行政府が関心を有するその他の試験のうち、サンプルの同質化、適合性試験、コンセプトの証明によって、提案の適合性の分析及び評価を実施することができる。

補項 4 電子的に実施される手続において、行政府は、入札者が電子的な形式で行為を行うことを有効性及び有効性の条件として決定することができる。

補項 5 本条補項 2 の対面式入札の場合は、例外的に、入札説明のための公開セッションを録音・録画し、終了後、その録音・録画を入札手続ファイルに添付しなければならない。

補項 6 行政機関は、受諾の条件として、国立工業度量衡・品質規格院（Inmetro）の認定を受けた独立機関による認証を求めることができる。

1 - 調査、予備プロジェクト、基本プロジェクト、実行プロジェクト。

2 - 契約段階又は目的物の完成。

3 - 企業が資格取得のために提出する資料及び技術スタッフ。

第 2 章

準備段階

第 1 節 入札手続の指針

第 18 条 入札手続の準備段階は、計画によって特徴付けられ、（作成されるときは常に）この法律第 12 条第 7 号に定める年間契約計画及び予算法に適合していなければならない、また、以下を含む、契約に支障をきたす可能性のあるすべての専門的、市場的、経営的な考慮事項に対処していなければならない。

1 - 関係する公共の利益を特徴づける予備的技術調査に基づく契約の必要性の記述。

2 - 必要性を満たすための目的物の定義（場合により、契約条件、予備プロジェクト、基本プロジェクト又は実行プロジェクトによる）。

3 - 実施及び支払い条件、要求される保証及び提供される保証、受領条件の定義。

4 - 予算とその編成に使用した価格構成。

5 - 入札公告の作成。

6 - 契約書案の作成（必要な場合）。

7 - スケールメリットの可能性を考慮した、物品の供給、役務の提供、技術工事及び役務の実施体制。

8 - ライフサイクル全体を考慮し、行政府にとって最も有利な契約結果を生み出すことができる提案を選択することを目的とした、入札方式、判断基準、入札方式、及びこれらの基準を組み合わせた方法の妥当性と効率性。

9 - 目的物の専門的関連性が最も高い部分又は重要な価値のある部分を示すことによる専門的資格要件の正当化、経済的資格及び財務的資格、最良の技術又は技術及び価格による判定を伴う入札における採点基準及び技術提案の判定の正当化、コンソーシアムへの企業の参加に関連する規則の正当化など、公示条件の詳細な動機付け。

10 - 入札の成功及び契約の適切な履行を危うくするリスクの分析。

11 - この法律第 24 条を十分に考慮した上で、入札予算をいつ公表すべきかについての動機付け。

補項 1 本条本文第 1 号に定める事前技術調査は、契約の専門的・経済的実行可能性を評価できるように、解決すべき問題とその最善の解決策を明らかにするものでなければならない、以下の要素を含まなければならない。

1 - 公共利益の観点から解決すべき問題を考慮し、契約の必要性を説明すること。

2 - 年次契約計画が作成された場合は必ず、行政府の計画との整合性を示すために、契約見通しを示すこと。

3 - 契約の要件

4 - 規模の経済性を可能にするため、他の契約との相互依存関係を考慮した、計算メモリと裏付け書類を添付した契約数量の見積もり。

5 - 可能な代替案の分析と、契約するソリューションの種類を選択するための専門的・経済的正当性からなる市場調査。

6 - 行政機関が判断した場合には、入札が終了するまで契約の見積額。参考単価、計算メモリ、及び補足書類を添付することができる。

7 - 該当する場合は、保守及び技術支援の要件を含むソリューション全体の説明。

8 - 契約を分割すべきか否かの正当性。

9 - 経済性と、利用可能な人的、物的、財政的資源のより良い活用という点で、意図された結果の実証。

10 - 契約を監督・管理する公務員又は職員の研修を含め、契約締結前に行政府が採用する措置。

11 - 関連契約及び／又は相互依存契約。

12 - 想定される環境影響と、エネルギー及びその他の資源の消費を抑えるための要件、ならびに該当する場合は物品及び廃棄物の処分及びリサイクルのためのリバース・ロジスティクスを含む、それぞれの緩和措置の説明。

13 - 意図された目的を果たすための契約の適合性に関する結論。

補項 2 事前技術調査には、少なくとも本条補項 1 第 1 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号及び第 13 号に定める要素を含まなければならない、前項に定めるその他の要素を含まない場合には、適切な根拠を示さなければならない。

補項 3 一般的な土木工事及び役務の請負のための事前技術調査の場合、希望する性能及び品質の基準を測定することに弊害がないことが実証されれば、プロジェクトを準備する必要なく、目的物の特定を業務委託契約又は基本プロジェクトのみで実施することができる。

第 19 条 資材、工事、役務、入札及び契約の管理に関する規制権限を有する行政機関は、以下のことを行わなければならない。

1 - 物品・役務の取得及び契約手続の一元化を可能にする手段を確立する。

2 - 購入、役務、工事を統一化するための電子目録を作成し、すべての連邦機関が連邦行政府の目録を採用できるようにする。

3 - 画像・映像資源を含む作業監視のためのコンピュータ化されたシステムを構築する。

4 - 法律諮問機関及び内部統制機関の協力を得て、通達案、職務権限、統一化された契約書及びその他の文書のモデルを確立し、すべての連邦機関が連邦行政府の草案を採用できるようにする。

5 - 工事及び役務のデジタルモデルの作成、使用、更新を可能にする統合技術及びプロセスの段階的採用を促進する。

補項 1 本条第 2 号の目録は、最低価格又は最高額の割引を判断基準とする入札に使用することができ、規則に定めるとおり、入札の内部段階に特有のすべての文書及び手続、ならびに各目的物の仕様が含まれる。

補項 2 本条本文第 2 号にいう電子統一化目録又は本文の第 4 号にいうモデル草案を使用しない場合は、書面によりその正当性を証明し、各入札手続に添付しなければならない。

補項 3 エンジニアリング及び建築工事並びに役務の入札においては、入札の対象に適切な場合はいつでも、BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）又はこれに代わる可能性のある類似の若しくはより高度な統合技術及びプロセスを優先するものとする。

第 21 条 行政府は、事前技術調査及び入札公告の要素を含む関連情報を事前に入手し、すべての利害関係者が意見を述べることができるよう、実施しようとする入札手続について、少なくとも 8 営業日前までに、直接又は遠隔から電子形式で公聴会を招集することができる。

補項 行政府はまた、入札の要素をすべての利害関係者が利用できるようにすることで、事前協議を行うことができる。

第 22 条 公告は、被契約者と契約者との間のリスクマトリクスを含むことができる。この場合、契約の見積額の算定は、連合体があらかじめ定める方法に従って、入札の対象及び契約当事者に帰属するリスクに適合するリスク率を考慮することができる。

補項 1 本条にいうマトリクスは、各契約のリスクの効率的な配分を促進し、各契約当事者の責任、及び契約履行中に何らかの問題が発生した場合にその発生を防止し、その影響を軽減するメカニズムを確立しなければならない。

補項 2 契約は、リスクマトリクスによる配分を反映したものでなければならない。

1 - リスクマトリクスにおいて、再確立を求める当事者が支持しない不均衡の原因として何らかの問題が考慮される場合、契約の経済的・財務的均衡を再確立するための変更仮説。

2 - 請求が過度に増加した場合、又は契約履行の継続を阻害した場合の解約の可能性。

3 - あらかじめ契約で定められた強制保険に加入し、その費用は提示された保険料に含まれる。

補項 3 契約が大規模な工事や役務に関わるものである場合、又は統合請負契約・準統合請負契約方式が採用されている場合、公告には被契約者と契約当事者間のリスク配分表を記載しなければならない。

補項 4 統合請負契約又は準統合請負契約では、契約後に発生する、契約者が基本的なプロジェクト解決策を選択したことに関連する事象から生じるリスクは、リスクマトリクスにおいて、契約者の責任として配分されなければならない。

第 23 条 契約の事前見積額は、公的データベースにおける価格及び契約される数量を考慮し、潜在的な規模の経済性及び対象が実施される場所の特殊性を観察した上で、市場で実施されている価格に適合したものでなければならない。

補項 1 物品の取得及び役務の契約全般に関する入札手続では、規則に従い、以下の基準を使用して測定された最良の価格に基づいて、見積価格が定義される。

- 1 - コンサルティング価格審査委員会又は全国公共調達ポータル（PNCP）において利用可能な、保健に関する価格照会パネル又は価格データベースにおける対応品目の中央値以下の単価の構成。
- 2 - 価格調査の 1 年前までに履行された又は終了済みの行政府が実施した類似の契約（価格登録システムを通じ、対応する価格更新指数を観察することを含む）。
- 3 - アクセスの日時が記載されていることを条件に、専門メディアで発表された調査データ、連邦行政府によって正式に承認された参照表、専門電子サイト又は一般に公表されているサイトのデータを使用する。
- 4 - 正式な見積依頼により、少なくとも 3 社の供給業者に直接調査を依頼すること。ただし、これらの供給業者を選択する正当な理由が示され、かつ見積が公示日の 6 ヶ月以上前に取得されていないことを条件とする。
- 5 - 規則に従い、国の電子請求書データベースを検索すること。

補項 2 エンジニアとしての役務及び役務の請負の入札手続では、規則に従い、見積額、給付・間接経費（BDI）の基準割合、及び適用される社会負担金（ES）は、以下の順序で基準を使用して定義される。

- 1 - 輸送インフラ役務及び工事については、工事基準原価システム（SICRO）の対応する項目の中央値以下、又はその他の土木工事及び役務については、土木工事原価・指数調査国家システム（SINAPI）の中央値以下の単価の構成。
- 2 - アクセスの日時が記載されていることを条件に、専門メディア、連邦行政府が正式に承認した参照表、専門電子サイト、又は一般に公表されているサイトから公表された調査データの使用。
- 3 - 価格調査日の 1 年前の期間に、行政機関により締結又は完了された類似の契約。ただし、相当価格の更新値を遵守する。
- 4 - 規則に従い、国の電子請求書データベースを検索する。

補項 3 市郡、州、連邦区が発注する契約においては、連邦政府の予算を伴わない限り、本条本文にいう契約の従前の見積額は、それぞれの連邦機関が採用する他の原価システムを用いて定義することができる。

補項 4 入札無効又は入札免除による直接契約において、本条補項 1、補項 2 及び補項 3 に定める方法で目的物の価格を見積もることができない場合、契約者は、行政府による契約日の 1 年前までの期間に他の契約者に対して発行された請求書の提出、又はその他の適切な手段により、同一性質

の目的物に関する類似の契約において実施されている価格と同等であることを事前に証明しなければならない。

補項 5 統合請負契約又は準統合請負契約に基づく土木工事及び役務の請負契約の入札手続においては、本条補項 2 に従って請負契約の見積価格を算出し、リスク報酬に相当する部分を加算又は加算しないものとする、価格見積もりは、本条補項 2 の 1 に定義されたコストシステムに基づく合成予算に基づき、予備プロジェクトにおいて十分に詳細化されていないプロジェクトの部分については、迅速な方法論又はパラメトリックな方法論の使用、及び他の類似契約に基づく概算評価を留保するものとする。

補項 6 本条補項 5 の場合、入札者又は請負者は、それぞれの提案書を構成する予算において、前項にいう概略予算と少なくとも同程度の詳細を提供することを要求されるものとする。

第 24 条 正当な理由がある場合、入札公告の作成に必要な数量の詳細及びその他の情報の開示を害することなく、契約の概算予算を秘密にすることができる。

1 - 秘密保持は、内部及び外部の管理機関には適用されない。

補項 最高値引き額の判断基準が採用される入札の場合、見積価格又は最高受入価格が入札公告に記載される。

第 2 節 - 入札の種類

第 28 条 入札の方法は、以下のものとする。

- 1 - せり売り。
- 2 - 指名入札。
- 3 - コンペ入札。
- 4 - 競争入札。
- 5 - 競争的対話

補項 1 本条に定める方法に加え、行政府は、この法律第 78 条に定める補助的な手続を用いることができる。

補項 2 本条本文にいう他の入札方法を創出すること、又はそれらを組み合わせることは禁止する。

第 29 条 指名入札及びせり売りは、この法律第 17 条に規定する共通の手続に従う。せり売りは、目的物が通常の市場仕様書により、公告によって客観的に定義できる性能及び品質基準を有する場合に採用される。

補項 せり売りは、主に知的な性質を持つ特殊専門的役務の契約及び工事やエンジニアとしての役務には適用されないが、この法律第 6 条本文 21 号 a に掲げるエンジニアとしての役務は別とする。

第 30 条 コンペ入札の公告は、公告に記載された規則及び条件に従わなければならない。

- 1 - 参加者に要求される資格。
- 2 - 業務公表のガイドライン及び方法。

3 - 開催される条件、及び入賞者に授与される褒賞又は報酬。

補項 1 プロジェクトの立案を目的とするコンペ入札においては、落札者は、この法律第 93 条の規定に基づき、プロジェクトに関するすべての財産権を行政当局に譲渡し、かつ、管轄当局の便宜及び機会の判断に従ってその執行を許可しなければならない。

第 31 条 競争入札は、公式の競売人又は行政当局によって任命された公務員によって実施することができ、その運営手続は規則によって規定される。

補項 1 公式の競売人を通じて競売を行うことを選択した場合、行政当局は、資格付与又はせり売りの方法での入札によって競売人を選定し、この職業を規制する法律に規定された割合を最大基準として、競売に付される価値を確認し、請求される手数料の最高割引額の判断基準を採用する。

補項 2 競売は、公式ウェブサイトへの公告によって開始され、公告には以下の内容が含まれる。

1 - 目的物についての説明、その特徴、不動産の場合はその状況及び境界、登記及び記録を参照すること。

2 - 目的物が鑑定された価格、売却可能な最低価格、支払条件、及び該当する場合は指定競売人の手数料。

3 - 家具、車両、家畜の所在地の表示。

4 - 競売が行われるウェブサイト及び期間。ただし、専門的に不可能であることが証明されている場合、又は管理者にとって不利であるため、例外的に直接競売が行われる場合は、競売の場所、曜日及び時間が示される。

5 - 競売される物品の先取特権、抵当権又は係争中の問題の明記。

補項 3 競売公告は、公式ウェブサイトでの公告に加え、行政当局本庁の広く人が行き交う場所に掲示するものとし、また、入札の知名度及び競争力を高めるために必要なその他の方法で公告することができる。

補項 4 競売は、事前の登録を必要とせず、資格審査段階を設けず、入札段階が終了し、上訴段階を経て、落札者が公告に定める方法で支払いを行った時点で承認されるものとする。

第 32 条 公的に認められた競争入札のための協議の方式は、行政府が以下を行う契約に限定される。

1 - 以下の条件を含むものを目的として契約をする。

a) - 専門的又は技術的革新。

b) - 団体又は組織は、市場で入手可能な解決策を採用しなければ、その必要性を満たすことができない。

c) 技術仕様が行政府によって十分な精度で定義されることが不可能であること。

2 - 以下の側面に重点を置いて、必要性を満たすことができる手段と代替案を定義し、特定する必要性を検証する。

a) - 最も適した専門的解決策。

b) - 既に定義されている解決策を実現できる専門的要件。

c) - 契約の法的又は財政的構造。

補項 1 公的に認められた競争入札のための協議の方式においては、以下の規定が遵守される。

1 - 公告が公式ウェブサイトに掲載された時点で、行政府はその必要性和既に定義された要件を提示し、入札参加への関心を表明するための最低 25 営業日の期間を設ける。

2 - 入札参加者の事前選定に使用される基準は、公告に明記されなければならない、定められた客観的要件を満たす利害関係者はすべて参加することができる。

3 - 入札者に有利となるような差別的な情報開示は禁止する。

4 - 行政府は、提案された解決策又は入札者から伝達された秘密情報を、他の入札者の同意なく開示することはできない。

5 - 行政府が合理的な決定において、行政府の必要性を満たす解決策を特定するまで、協議段階を維持することができる。

6 - 最終選考に残った入札者との面談は、議事録に記録され、音声及びビデオ技術を使用して録画される。

7 - 公告は段階的な実施を規定することができ、その場合、各段階において議論される解決策又は提案を制限することができる。

8 - 行政府は、協議が終了したと宣言した時点で、協議段階の記録及び録音を入札手続に添付し、必要性に合致する解決策の仕様及び最も有利な提案を選択するために使用する客観的基準を含む公告を公表して競争段階を開始し、本項第 2 号に基づいて事前選択されたすべての入札者に対し、プロジェクト実施に必要な要素を含む提案書を提出するための 60 営業日以上の期限を設定する。

9 - 行政府は、差別を意味せず、かつ入札間の競争をゆがめるものでない限り、提出された入札の明確化又は調整を要求することができる。

10 - 当局は、競争段階の開始時に公表された基準に従って落札者を決定し、その結果、最も有利な契約を確保する。

11 - 公的に認められた競争入札のための協議は、少なくとも 3 名の正規公務員又は行政機関の正規職員からなる契約委員会が実施する。

補項 2 本条補項 1 第 11 号の目的のために雇用された専門家は、秘密保持契約を締結し、利益相反のおそれのある行為を行わないものとする。

第 33 条 入札は、以下の基準に従って審査する。

1 - 最低価格

2 - 最大割引額。

3 - 最高の技術又は芸術的内容

4 - 技術及び価格。

5 - 競売の場合、最高入札額。

6 - 最高の経済的利益。

第 34 条 - 最低価格又は最大割引による判定、並びに場合により技術及び価格による判定は、入札公告に定義された最低品質基準を考慮した上で、行政府の最低コストを考慮する。

補項 1 - 入札目的物のライフサイクルに関連する他の要因のうち、維持、使用、交換、減価償却、環境への影響に関連する間接費用は、規則に従い客観的に測定可能である場合に限り、最低価格を決定する際に考慮することができる。

補項 2 - 最大割引の判定は、入札公告に記載された総合価格に基づいて行われ、値引きは付帯条件にも適用される。

第 35 条 - 最高の技術又は芸術的内容の審査では、入札者が提出した専門的又は芸術的提案のみが考慮され、公告には落札者に与えられる褒賞又は報酬が定義されなければならない。

補項 本条本文にいう判断基準は、専門的、科学的、又は芸術的な性質のプロジェクト及び作品を契約するために使用される場合がある。

第 36 条 - 技術及び価格による判断では、提案の技術及び価格の側面に起因する点数を、公告に規定された客観的要因に従って重み付けして得られた最高点数を考慮する。

補項 1 本条本文にいう判断基準は、公告で定められた最低要件を超える提案の専門的品質の評価及び重み付けが、公告で定められた目的に関連していることが予備的な技術調査によって実証された場合に選択される。行政機関は以下の役務の提供を得るために入札を行う。

1 - 主に知的性質の特殊な技術役務。この場合、技術及び価格の判断基準を使用することが望ましい。

2 - 認められた資格を持つ技術当局によって認定された、高度なテクノロジー及び制限された領域に主に依存する役務。

3 - 特別な情報通信技術の物品及び役務。

4 - 特別なエンジニアとしての役務及び役務。

5 - 入札の公告に客観的に定義された基準に従って、入札者の自由な選択でこれらのソリューションと多様性を採用できる場合、品質、生産性、効率、耐久性に重大かつ具体的に測定可能な影響を与える特定の代替的ソリューション及び実行上の多様性を許容する目的物。

補項 2 技術及び価格で判断する場合は、技術提案書を評価し、入札者が提示した価格提案書を評価し、最大 70%の割合で技術提案書を評価しなければならない。

補項 3 この法律及び規制の第 88 条補項 3 及び補項 4 の規定を遵守し、行政機関との契約履行における過去の実績を技術点数に考慮しなければならない。

第 37 条 - 最良の技術又は技術及び価格の審査は、次の項目により行われなければならない。

1 - 入札者の能力及び経験の検証に基づき、以前に実施された工事、物品又は役務の証明書の提示を通じて証明される。

2 - この目的のために指定された審査委員会によってなされる定性的な質問による点数、公告に定義されている指標及び制限に従って、この法律の対象に関する知識の実証、方法論と作業プログラム、専門的資格、チーム及び納品される物品のリスト。

3 - この法律第 88 条補項 3 に定める立証を可能にする諸書類及び全国公共調達ポータル（PNCP）で入手可能な統一登録記録で測定される、入札者の以前実績に基づいて付与される点数。

補項 1 本条 2 項にいう審査委員会は、少なくとも以下 3 名のメンバーで構成される。

1 - 正規の公務員又は行政機関の正規の職員。

2 - 公告で指定された品目の評価において、その専門的知識、経験、又は名声のために雇われた専門家。ただし、その業務は、この法律第 7 条の規定に従って任命された専門家によって監督されることを条件とする。

第 38 条 - 最良の技術又は技術及び価格に関する判定において、技術的専門的な能力による得点を付与するには、それぞれの契約の履行に対応する専門家が直接かつ個人的に参加することが必要となる。

第 39 条 効率化契約の履行にのみ使用される最高経済利益判断は、行政府の最大の節約を考慮し、報酬は、契約の履行において効果的に得られた節約に比例する割合で設定されなければならない。

補項 1 本条本文の判断基準を採用する入札では、入札者は以下を提出しなければならない。

1 - 入札者は、以下を含む業務提案書を提出しなければならない。

a) - 工事、役務又は物品と、その実現又は供給に関するそれぞれの期限。

b) - 作業、物品又は役務に関連する測定単位及び金額単位で表される、発生が推定される節約額。

2 - 一定期間中に発生すると推定される節約額の割合を金額単位で表示した価格の提案。

補項 2 入札公告では、契約履行によって生じる節約分を測定するための客観的な基準を設定しなければならない。

補項 3 - 入札の判断において、経済的見返りは、業務提案の実施により発生すると推定される節約額から価格提案を差し引いた結果となる。

補項 4 効率化契約で定められた節約効果が得られない場合。

1 - 契約時に推定される節約額と実際の節約額との差額が、被契約者の報酬から差し引かれる。

2 - 契約時に推定される節約額と実際の節約額との差額が、契約で定められた上限を超える場合、被契約者はその他の適用される制裁の対象となる。

第 41 条 物品の供給を伴う入札の場合、行政府は例外的に以下のことを行うことができる。

1 - 以下の場合、正式な理由があることを条件に 1 つ又は複数のブランド又はモデルを示すことができる。

a) - 目的物を統一化するとき。

b) - 当局がすでに採用しているプラットフォーム及び標準との互換性を維持する必要がある場合。

c) - 複数のサプライヤーが販売する特定のブランド又はモデルが、契約者の必要性を満たすことができる唯一のものである場合。

d) - 入札目的物の説明が、参考としてのみ役立つ特定の製造者又は型式を特定することによってより良く理解できる場合。

2 - 永続的な事前資格審査手続、提案若しくは入札の判断段階、又は契約若しくは価格登録の期間中に、物品のサンプル又はコンセプトの証明を要求すること（ただし、これが入札公告に規定され、その提示の必要性が正当化される場合に限る）。

3 - 行政手続により、行政府が過去に購入し使用した物品が、契約義務の完全な履行に不可欠な要件を満たしていないことが証明された場合、そのブランド又は物品の契約を禁止すること。

4 - 再販業者又は販売業者の入札の場合、契約の履行を保証する、製造業者発行の連帯保証書を求める動機。

補項 本条本文の第Ⅱ号に定める要件は、提案又は入札判断の段階で実施される場合、仮落札者に限定されるものとする。

第 42 条 入札者が提示した物品の品質が最終的に公告に示された銘柄の品質と同等であることの証明は、次のいずれかの手段により確認される。

1 - 物品が、管轄の公的機関、ブラジル技術規格協会（ABNT）、又は Inmetro が認定した他の団体により決定された技術標準に適合していることを証明するもの。

2 - 物品購入者と同等又はそれ以上の連邦レベルの他の団体又は組織により発行される満足のいくサービスであることの宣言書。

3 - 管轄公的機関又は認定団体により発行された、環境面を含む物品又は製造工程の品質と適合性を評価することを可能にする認証、証明書、試験所報告書又は類似文書。

補項 1 公告は、入札受理の条件として、国家計量標準化産業品質審査会（CONMETRO）が認定した機関による物品品質認証を要求することができる。

補項 2 行政機関は、入札公告の条件に基づき、入札判断段階において、審査をおこなうため、又は判断後、契約締結の条件として、意図する目的物のプロトタイプを提供し、仮落札者にサンプルを要求することができる。

補項 3 行政府の利益のため、本条補項 2 に規定されるサンプルは、公告にあらかじめ示された、目的物の専門分野において倫理的かつ専門的な評価を得ている機関が検査することができる。

第 43 条 統一化プロセスには、以下を含まなければならない。

1 - 専門的及び審美的仕様、性能、過去の契約の分析、コスト及びメンテナンス、保証条件を考慮に入れた物品に関する専門的意見書。

2 - その規格を採用する、上級当局による理由ある決定。

3 - 公式ウェブサイトに掲載された、正当な理由の要約と定義された規格の簡単な説明。

補項 1 取得団体と同じかそれ以上の連盟レベルの他の団体又は組織のプロセスに基づく統一化は許可され、他の統一化に準拠することを決定する行為は、行政府の必要性及び当該決定から生じるリスクを示し、公式ウェブサイトで開示された、正当な動機付けがなければならない。

補項 2 - 広く使用されているソフトウェアに基づくソリューションの契約は、この種のソリューションの契約に関する戦略的管理プロセスを定める規則によって管理される。

第 44 条 物品の購入又はリースの可能性がある場合、事前の技術調査では各選択肢の費用及び便益を検討し、最も有利な選択肢を示さなければならない。

第 45 条 エンジニアとしての役務及び役務の入札は、特に次の事項を遵守しなければならない。

- 1 - 請負工事によって発生する固形廃棄物の環境的に適切な最終処分。
- 2 - 環境条件及び補償による緩和（環境許認可手続において定義される）。
- 3 - エネルギー及び天然資源の消費削減を明らかに促進する物品、設備、役務の使用。
- 4 - 都市計画法の形式による近隣影響評価
- 5 - 歴史的、文化的、考古学的、無形遺産の保護（請負工事による直接的又は間接的な影響の評価を含む）。
- 6 - 障害者又は移動能力の低下した人々に対するアクセシビリティ。

第 46 条 工事及び役務の間接請負では、以下の方式が認められる。

- 1 - 単価請負契約
- 2 - 総額請負契約
- 3 - 包括契約
- 4 - 業務単位契約
- 5 - 統合請負契約
- 6 - 準統合請負契約
- 7 - 供給と関連役務の提供

補項 1 この法律第 18 条補項 3 に規定される場合を除き、実行プロジェクトなしに技術工事及び役務を実施することは禁止される。

補項 2 この場合、この法律第 6 条第 24 号に定める要件に従い、主管機関の法令に定める方法に従って予備プロジェクトを作成しなければならない。

補項 3 統合請負契約では、被契約者が基本プロジェクトを作成した後、図面、仕様書、記念品、物理的・財務的スケジュールを行政当局の承認に提出しなければならない。行政当局は、公告で定義された基準との関連や、技術基準への準拠に関する適合性を評価し、プロジェクトの品質や耐用年数を低下させる改変を禁止し、基本プロジェクトに関連するリスクに対する被契約者の全責任を維持する。

補項 4 統合請負契約制度及び準統合請負契約制度においては、公告及び契約は、該当する場合は必ず、政府によって許可された収用を実施するために必要な措置、及び以下を規定しなければならない。

1 - 収用手続の各段階における責任者。

2 - 補償金の支払い責任。

3 - 関連費用を含む、収用された物品に対する補償として支払われる見積額。

4 - 収用費用と見積額との差額のリスク及び収用物品の使用可能化の遅延による損害賠償を含む、当事者間の客観的なリスク配分。

5 - 収用される物品の仮所有登記及び所有権登記をいずれの名義で行うか。

補項 5 準統合請負契約では、行政当局の事前承認を条件として、基本プロジェクトを変更することができる。ただし、被契約者が提案する技術革新が、コスト削減、品質向上、工期短縮、保守・運用の容易性などの点で優れていることが実証された場合に限り、被契約者は基本プロジェクトの変更に伴うリスクについて全責任を負う。

補項 6 各段階の実施は、前段階に関連する作業の所轄官庁による結論と承認に先立つものでなければならない。

補項 7 （大統領採択拒否）。

補項 8 （大統領採択拒否）。

補項 9 本条第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる実行体制は、グローバル価格によって入札されるものとし、結果目標の達成に関連する物的・財務的スケジュールの段階の執行に関連する測定及び支払システムを採用するものとし、単価によって導かれる又は単位品目の数量の執行によって参照される報酬システムの採用は禁止される。

第 52 条 国際入札において、公告は金融政策及び対外貿易のガイドラインに準拠し、管轄機関の要件を満たさなければならない。

補項 1 外国入札者が外貨建ての価格を提示することが認められている場合、ブラジル入札者もこれを行うことができる。

補項 2 本条補項 1 の条件に基づく入札の結果、契約したブラジルの入札者に対する支払いは、自国通貨で行われるものとする。

補項 3 ブラジルの入札者に対する支払保証は、外国の入札者に提供される保証と同等とする。

補項 4 価格に課税される税金は、公告に記載され、税額の見積もり又は平均に基づいて定義される。

第 3 章

入札公告の公表

第 54 条 入札公告の公表は、入札公告の全内容及びその附属書を全国公共調達ポータル（PNCP）に掲載し、これを維持することにより行う。

補項 1 （大統領採択拒否）。

補項 2 入札を担当する機関若しくは団体の連合体の公式ウェブサイト、又は公共コンソーシアムの場合はその中で最も高いレベルを有する団体の公式ウェブサイトにおいて、公告及びその附属書の全内容を追加的に開示及び維持すること、並びにこの目的のために正式に登録された利害関係者に直接開示することが認められる。

補項 3 入札手続が承認された後、準備段階で作成された書類のうち、公告及びその附属書に含まれない可能性のあるものは、全国公共調達ポータル（PNCP）上で、また、入札を担当する機関又は団体が適切と判断する場合には、本条補項 2 に掲げるサイト上で利用可能となる。

第 4 章 提案書及び入札公告の提出

提案書及び入札公告の提出

第 56 条 入札の形態は、単独又は共同とすることができる。

1 - 公開入札。この場合、入札者は公開入札及び連続増額入札又は連続減額入札の方法で入札公告を提出する。

2- 閉鎖入札。この場合、入札公告は、公表のために設定された日時まで秘密とされる。

補項 1 -最低価格又は最大割引額の判断基準が採用される場合、閉鎖入札の方法のみを使用することは禁止される。

補項 2 専門的判断基準及び価格判断基準を採用する場合、公開入札の方法を使用することは禁止する。

補項 3 次の場合、入札は中間とみなす。

1 - 最高入札価格判定基準を採用する場合、既に提示された最高入札価格と同等かそれ以下。

2 - 他の判断基準を採用する場合、既に提示された最低価格と同等又はそれ以上。

補項 4 最良入札を決定した後、第 2 順位の入札との差が 5%以上ある場合、行政府は、他の順位を決定するために、入札公告に定められた条件のもと、公開入札を再開することができる。

補項 5 工事又はエンジニアとしての役務の入札において、落札者は、判定後、数量及び単価並びに追加経費・間接経費（BDI）や社会負担（ES）の詳細、更に、落札提案額に合わせた各金額を示す表を再作成し、電子手段により行政当局に提出しなければならない。ただし、総額による請負契約、全体的請負契約、半統合契約、統合請負契約の場合は、物的・財務的スケジュールに対する必要な調整と、その後の例外的な契約変更に限り、単価を使用することができる。

第五章

落札決定

第 61 条 判定の結果が落札決定がされた場合、行政府は第 1 位の入札者とより有利な条件で交渉することができる。

補項 1 第 1 位の入札者が、交渉の後でも行政府の設定した最高価格を超えているため失格となった場合、最初に設定された順位に従って他の入札者と交渉することができる。

補項 2 交渉は、契約代理人又は契約委員会が規則に従って実施し、終了後、その結果はすべての入札者に開示され、入札手続記録に添付されるものとする。

第 6 章 資格審査

第 62 条 資格審査とは、入札者が入札の目的を達成する能力を有することを証明するために必要かつ十分な一連の情報及び書類を確認する入札手続の段階をいう。

1 項 - 法律。

2 項 - 技術。

3 項 - 財政、社会、労働。

4 項 - 経済・財務。

第 63 条 入札参加資格審査においては、以下の規定を遵守するものとする。

1 - 入札者は、資格要件を満たしていることを申告するよう求められることがあり、申告者は、法律に従い、提供された情報の真実性について責任を負う。

2 - 資格審査段階が判定段階に先立つ場合を除き、落札者のみが資格審査書類の提示を求められる。

3 - 税務コンプライアンスに関する書類は、いかなる場合においても、入札の審査後、最高位の入札者のみに提出を求める。

4 - 入札者は、法律及びその他の具体的な規則で規定された、障害者及び社会保障制度による更生保護者のための雇用を確保するための要件を満たしていることの宣言しなければならない。

補項 1 入札公告には、失格の制裁の下、入札者の経済提案に、連邦憲法、労働法、法律以外の規則、労働協約、及び入札提出日に有効な行動調整条項で保証された労働権を遵守するための全費用が含まれていることを宣言するよう求める条項を含めるものとする。

補項 2 契約しようとする目的物の条件及び特殊性を十分に知るために執行現場の事前評価が不可欠である場合、入札公告は、失格の制裁の下に、入札者が現場及び工事又は役務の実施条件を知っていることを証明する必要性を規定し、入札者に事前検査を実施する権利を確保することができる。

補項 3 本条補項 2 の目的のため、入札公告には、入札者の技術責任者が契約の条件及び特殊性を完全に熟知していることに関して署名した正式な宣誓書をもって検査に代える可能性を常に規定しなければならない。

補項 4 本条補項 2 の目的のため、入札者が事前検査の実施を選択した場合、行政府は、利害関係者が別の日時を利用できるようにしなければならない。

第 64 条 入札参加資格審査書類の提出後は、正当な理由がある場合を除き、書類の差し替え又は新たな書類の提出は認められない。

1 - 入札者が既に提出した書類に関する情報の補足で、開札時の事実を確認するために必要な場合。

2 - 入札公告受領日以降に有効期限が切れた書類の更新。

補項 1 入札委員会は、資格審査書類を分析する場合において、書類の内容及び法的有効性を変更しない誤り又は不具合を、記録され誰でもアクセス可能な理由ある命令によって修正し、資格審査及び分類のために有効なものとするができる。

補項 2 資格審査段階が判定段階に先行し、すでに終了している場合、入札者は、重大な事実又は判定後に初めて判明した事実を理由とする場合を除き、資格審査に関連する理由で排除されることはない。

第 65 条 入札参加資格の条件は公告で定める。

補項 1 入札の会計年度に設立された会社は、資格要件をすべて満たしていなければならない、財務諸表を初年度貸借対照表に代替する権限を有する。

補項 2 資格審査は、規則に定める条件のもと、電子的な遠隔通信手段によって実施することができる。

第 66 条 法的資格は、入札者が権利を行使し義務を負う能力を有することを証明することを目的とし、入札者が提出する書類は、個人の法的実在性の証明と、適切な場合には、契約する活動を実施する認可に限定される。

第 67 条 技術的専門資格及び専門業務資格に関する書類は、次のものに限定される。

1 - 管轄の専門職の地域審議会に正式に登録され（該当する場合）、同様の特性を有する業務又は役務の実施に関する専門的責任の証明書を保有する者の専門を提示するもの。

2 - 適切な場合、管轄の専門協議会により正式に発行された、同等以上の専門的・業務的複雑性を有する類似の業務を遂行する業務能力を証明する証明書又は証明書、及びこの法律第 88 条補項 3 に従って発行された補助書類。

3-入札を実施するのに適切かつ利用可能な技術スタッフ、施設及び設備、並びに業務を担当する技術チームの各メンバーの資格の表示するもの。

4 - 該当する場合は、特別法で定められた要件を遵守していることの証明。

5 - 該当する場合、関連専門機関への登録又は加入。

6 - 入札者が、入札の対象となる義務を履行するためのすべての情報及び現地の条件を承知していることの宣言書。

補項 1 証明書の提出は、入札の中で最も関連性の高い、又は重要な部分、すなわち、個々の金額が契約予定総額の 4%以上のものに限定される。

補項 2 本条補項 1 及び本文の規定に従うことを条件として、前項にいう部分の 50%を上限とする最低数量の証明書の要件は、証明書の発行時期又は特定の場所に制限を設けずに、許可されるものとする。

補項 3 工事及び役務を請け負う場合を除き、本条本文第 1 号及び第 2 号に掲げる要件は、行政府の裁量により、専門家又は企業が類似の特性を有する役務の実施に関する専門的知識及び実務経験を有することを示す他の証明で代替することができる。

補項 4 外国機関が発行した証明書又はその他の有効な書類は、発行機関が不適格であることが証明されない限り、ポルトガル語への翻訳が添付されている場合に受理される。

補項 5 継続的な役務の場合、公告は、入札者が入札の対象と同様の役務を、連続する期間か否かを問わず、3 年を超えない最低期間実施したことを示す証明書又は証明書を要求することができる。

補項 6 本条補項 1 及び補項 3 の様式で入札者が示した専門家は、入札の対象である業務又は役務に参加しなければならない、同等以上の経験を有する専門家による代替は、行政当局が承認した場合に限り認められる。

補項 7 外国企業は、契約締結時にブラジルの管轄専門機関に登録申請書を提出することで、本条補項 5 に定める要件を満たさなければならない。

補項 8 本条補項 1 及び補項 3 に規定されるエンジニアの稼働率を低下させるような、入札者が実施する約束のリストは認められるものとする。

補項 9 特定の専門的側面について、公告は、入札目的物の 25% を限度とする下請業者候補に関する証明書によって専門的資格を証明することを規定することができる。

補項 10 入札者が、その構成員であったコンソーシアムのために発行された過去の実績証明書を提示する場合、その証明書又はコンソーシアムの構成員契約が、各コンソーシアム構成員によって実施された活動を個別に特定しない場合は、その専門的資格を評価する際に以下の基準が採用される。

1 - 同質的なコンソーシアムに対して証明書が発行された場合、証明された経験は、コンソーシアム各社について、そのコンソーシアムへの参加に応じた量的割合で認められなければならない。ただし、主に知的な性質を有する専門技術役務に対する入札においては、証明された経験のすべてがコンソーシアム各社について認められなければならない。

2 - 同質的ではないコンソーシアムに対して証明書が発行された場合、知的な性質を主とする専門技術役務を請け負う入札を含め、証明された経験は、それぞれの活動分野に従って、各コンソーシアム構成員について認められなければならない。

補項 11 本条補項 10 の場合、コンソーシアム構成員の参加割合を証明するため、証明書に明示されていない場合は、コンソーシアムの覚書の写しを証明書に添付しなければならない。

補項 12 本条本文第 1 号にいう文書には、規則の形で第 3 号及び第 4 号に規定される制裁の適用を受ける原因である専門家による専門的責任の証明書。第 156 条の責任者は、提案されたガイダンス、専門的指示、又は責任ある専門的行為の結果として、この法律の適用を認められない。

第 68 条 租税、社会、労働に関する資格は、以下の要件を確認することによって評価される。

1 - 個人納税登録番号（CPF）又は国家法人納税登録番号（CNPJ）への登録。

2 - 入札者の住所又は本社に関連し、その活動分野に関連し、契約の目的に適合する、州及び/又は地方自治体の納税者登録簿への登録（存在する場合）。

3 - 法律に基づく、入札者の住所又は本社の連邦、州、市郡の財務当局、又はその他の同等の財務当局による規程。

4 - 法律で定められた社会負担の遵守を示す社会保障及び勤続期間保障基金（FGTS）に関する規程。

5 - 労働裁判所における適正状況。

6 - 連邦憲法第 7 条第 33 号の規定の遵守。

補項 1 本条本文にいう文書は、電子手段を含む、入札者の正当性を証明できる他の手段によって、全部又は一部を代替し、又は提供することができる。

補項 2 本条本文第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定への準拠の証明は、特別な法律の定めに従って提供されなければならない。

第 69 条 経済財務資格は、将来の契約から生じる義務を履行するための入札者の経済的適性を証明することを目的とし、公告に規定され、入札手続で然るべく正当化された経済係数及び指標によって客観的に証明されなければならない。次の文書の提示に制限される。

1 - 過去 2 会計年度の貸借対照表、損益計算書及びその他の財務諸表。

2 - 入札者の本社が所在する管轄裁判所の破産部が発行する破産の不存在証明書。

補項 1 行政機関の裁量により、入札者が公告に記載された経済指標を遵守していることを証明する、資格のある会計専門家が署名した宣言書が必要となる場合がある。

補項 2 本条本文の規定を遵守するため、過去の収益及び収益性又は収益性指標の最低額の要求は禁止されている。

補項 3 入札者が引き受けた経済財務能力の低下をもたらす取引の一覧の要求は、署名された契約の既に締結された部分を除き、許可される。

補項 4 行政機関は、将来の納入のための購入及び作業及び役務の実行における契約において、最低資本金又は最低純資本の要件を公告の中で、見積価格の最大 10%に相当するものとして定めることができる。

補項 5 入札から生じる義務を果たすのに十分な経済財務状況を評価するために通常採用されていない指標及び値の要求は禁止されている。

補項 6 法人が設立されてから 2 年未満の場合、本条本文第 1 号で参照される文書は、最新会計年度に限定される。

第 70 条 本章にいう文書は次のとおりである。

1 - 原本、謄本又は行政機関が明示的に許可するその他の手段によって提示されるもの。

2 - 公告に規定されており、登録がこの法律の規定に従って行われた場合に限り、公的機関又は団体が発行する登録で代替するもの。

3 - 即時納品の契約、一般購入の入札免除制限の 1/4 未満の価格の契約、及び研究及び研究用の物品契約において、全部又は一部が免除される。R\$ 300,000.00 * の価値までの開発（* 年度著毎調整）。

補項 国内で事業を展開していない外国企業は、連邦行政府が発行する所定の方式で同等の文書を提示する必要がある。

第 10 章

補助的書類

第 1 節 補助手続

第 78 条 - この法律に準拠する入札及び契約の補助手続は次のとおりである。

- 1 - 資格審査。
- 2 - 事前資格審査。
- 3 - 参加意思表明の手順。
- 4 - 価格登録システム。
- 5 - 会社登録。

補項 1 本条本文の補助手順は、規則で定める明確かつ客観的な基準に従わなければならない。

補項 2 本条本文第 2 号及び第 3 号に規定する補助的な入札手続の結果の判断は、入札手続と同様の手続による。

3 節- 事前審査

第 80 条 事前資格審査とは、事前に選定するための専門的・行政的手続である。

- 1 - 将来の入札又は客観的に定義された工事若しくは役務のプログラムに関連する入札に参加する資格条件を満たす入札者。
- 2 - 行政府が設定した技術要件又は品質要件を満たす物品。

補項 1 事前資格審査においては、以下を遵守しなければならない。

- 1 - 入札者の事前資格審査の場合は、すでに登録されている書類を免除することができる。
- 2 - 物品の事前資格審査の場合は、その品質の証明を要求することができる。

補項 2 事前資格審査手続は、利害関係者に常時公表される。

補項 3 事前資格審査手続に関して、公告は以下を含むものとする。

- 1 - 対象を定義するために必要な最低限の情報。
- 2 - 今後の入札の方式、形式、及び判断基準。

補項 4 文書は行政当局が任命する機関又は委員会に提出され、同機関は最長営業日 10 日以内に審査を行い、適切な場合には、競争性を高める観点から、文書の修正又は再提出を決定する。

補項 5 事前資格付与された物品及び役務は、行政府の物品及び役務の目録に掲載されなければならない。

補項 6 事前資格審査は、サプライヤーの専門性に応じて、グループ又はセクターに分けて実施することができる。

補項 7 事前資格審査は、契約に必要な技術要件又は資格要件の一部又は全部について、部分的又は全面的に行うことができ、すべての場合において競争者間の平等な条件を確保する。

補項 8 期間については、事前資格審査は以下の期間、有効である。

1 - 最大 1 年間、いつでも更新することができる。

2 - 利害関係者が提出した書類の有効期間を超えない期間。

補項 9 入札参加資格のある入札者及び物品は公表され、一般に入手可能でなければならない。

補項 10 事前資格審査手続に続く入札手続は、事前資格審査に合格した入札者又は物品に限定することができる。

第 4 節 - 参加意思表示手続

第 81 条 行政府は、公告の公表をもって開始される参加意思表示のための公開手続を通じて、公共面で重要な問題に貢献する革新的な解決策のため、規則に従った形での調査、研究、測量、プロジェクトを提案し、実施するよう、民間の業者に要請することができる。

補項 1 行政機関により又は行政機関の許可を得て実施される、契約に関連し入札に有用な調査、研究、測量、プロジェクトは、利害関係者が利用できるものとし、落札者は、公告に明記された対応する費用を弁済しなければならない。

補項 2 本条本文に定める参加意思表示手続の結果、民間業者により実施される調査、研究、測量、プロジェクトは、次の事柄を認めない。

1 - （調査、研究、測量、プロジェクトの）実行者に入札手続における優先交渉権を付与するものではない。

2 - （調査、研究、測量、プロジェクト）実行により入札手続実施が（必ずしも）公権力に義務付けられるわけではない。

3 - （調査、研究、測量、プロジェクト）それ自体は、準備に要した金額の払い戻しを受ける権利を生じさせない。

4 - 入札手続の落札者のみが費用を弁済するものとし、（実施者は）いかなる場合にも公権力に対していかなる金額も請求することはできない。

補項 3 本条のいう物品及び役務を受け入れるために、行政当局は、提供された物品又は役務が目的を理解するのに適切かつ十分であること、採用された前提が諸機構の真の必要性に適合していること、及び提案された方法が他の可能な方法の中で最大の節約と利点をもたらすものであることを実証する根拠ある意見書を作成しなければならない。

補項 4 本条で規定される手続は、新興で将来性のある個人零細起業家、零細企業、小規模企業であって、高い影響力を持ち得る革新的な専門的解決策に基づく新物品又は新役務の研究、開発、実施に専心し、イノベーションの最終的な選定において、行政の必要性が満たされていることを証明するために、客観的指標に基づく事前の検証を必要とするスタートアップに限定することができる。

第 6 節 - 登録

第 87 条 この法律の目的のため、行政機関及び関連諸団体は、規則で定めるところにより、入札参加者の統一的な登録のため、全国公共調達ポータル（PNCP）で利用可能な統一登録システムを利用しなければならない。

補項 1 統一登録制度は公開され、広く公表され、利害関係者に恒久的に開放されなければならない、既存の登録を更新し、新たな利害関係者が参加するために、少なくとも年 1 回、インターネットを通じて入札公告を行うことが義務付けられる。

補項 2 入札機関又は団体が、公告及び付属文書にアクセスするために追加登録を要求することは禁止される。

補項 3 行政機関は、登録された供給業者に限定して入札を実施することができる。ただし、規則で定められた基準、条件、制限を満たし、登録手続が広く公表されていることを条件とする。

補項 4 本条補項 3 の場合、入札提出公告に定められた期限内に登録したサプライヤーを認める。

第 88 条 登録又は更新を申請する場合、利害関係者はこの法律に基づく資格取得に必要な要素を提供しなければならない。

補項 1 登録者は、その活動分野を考慮し、公式ウェブサイト上で公表される客観的な規則に従い、評価される専門的及び経済的・財務的資格に応じて、グループに細分化されたカテゴリーに分類される。

補項 2 登録者には、登録更新の都度更新可能な証明書が発行される。

補項 3 - 契約当事者は、客観的に定義され測定された指標に基づき、契約の履行における契約者の業績、及び適用された罰則について言及した、評価を証明する文書を発行し、その記載がなされた登録簿に記載される。

補項 4 本条補項 3 に定める契約者による義務の履行を証明するためには、非人格性、平等性、同権性、公開性、透明性の原則を遵守し、客観的な方法で記録を作成できる、義務の履行を証明する記録の実施と規制が条件となる。

補項 5 この法律又は規則に定める要件を満たさない入札参加者の登録は、いつでも修正、停止又は取り消すことができる。

補項 6 本条に基づき登録を申請した利害関係者は、行政機関の決定があるまで入札に参加することができ、契約の締結は本条補項 2 の証明書の発行を条件とする。

第 3 章

行政契約

第 3 章

リスク配分

第 103 条 契約は、予見され推定される契約上のリスクを特定し、行政機関と民間部門でそれぞれ責任を持つ、又は共同で責任を持つリスクの特定を通じ、被契約者と契約当事者との間でそれらを配分するリスクマトリクスを定めることができる。

補項 1 本条本文にいうリスクの配分は、契約において当事者に割り当てられた義務及び負担との適合性、リスクの性質、リスクが関連する役務の受益者、及びリスクをより適切に管理するための各分野の能力を考慮するものとする。

補項 2 保険会社が提供する補償が適用されるリスクは、契約者に移転されることが望ましい。

補項 3 契約上のリスクの配分は、契約の推定価値に対するコストの影響を予測する目的で定量化される。

補項 4 リスクマトリクスは、その後の出来事に関連した契約の初期の経済財務バランスを定義し、当事者の請求を解決する際には遵守しなければならない。

補項 5 契約の条件及びリスクマトリクスが満たされる場合は常に、経済財務バランスは維持されているとみなされ、当事者は以下の場合を除き、想定されるリスクに関連するバランスの再構築の要求を放棄する。

1 - この法律第 124 条本文第 1 号に該当する場合、管轄機関が決定した一方的な変更。

2 - 法律の規定により、契約に由来して被契約者が直接支払う税金の増額又は減額。

補項 6 本条本文にいう割り当てにおいては、公共及び民間団体が通常使用する方法及び基準を採用することができ、行政機関及び団体を監督する省庁及び事務局は、必要な手順の基準、その識別、割り当て及び財務的な定量化のために詳細を定義することができる。

第 5 編

一般規定

第 1 章

全国公共調達ポータル（PNCP）

第 174 条 全国公共調達ポータル（PNCP）が作成され、以下を目的とした公式 Web サイトが設置される。

1 - この法律で要求される行為の統一かつ強制的な開示。

2 - 連邦におけるすべての組織の行政府、立法権及び司法権の諸機関及び諸団体による任意での契約の実行。

補項 1 PNCP は、国家公共調達ネットワークの管理委員会によって管理され、共和国大統領によって任命された代表者が委員長を務め、次の者で構成される。

- 1 - 共和国大統領によって指名された連邦政府を代表する代表者 3 名。
- 2 - 全国州政府局長審議会によって指名された州及び連邦区の代表者 2 名。
- 3 - 全国市郡連合によって指名された市郡の代表者 2 名。

補項 2 - PNCP には、契約に関する以下の情報が含まれる。

- 1 - 年間契約計画。
- 2 - 電子統一化カタログ。
- 3 - 資格審査及び事前資格審査公告、直接契約通知、入札公告、及びそれぞれの付属書。
- 4 - 価格記録書
- 5 - 契約書及び補足条項。
- 6 - 電子請求書（該当する場合）。

補項 3 PNCP は、特に以下の機能を提供しなければならない。

- 1 - 統一された登録システム
- 2 - 価格相談審査委員会、ブラジル保健省が管理している保険関係のデータバンク、全国電子請求書データベースへのアクセス。
- 3 - 契約の計画と管理のためのシステム。この法律第 88 条補項 4 に規定される義務履行の証明記録を含む、契約の計画・管理システム。
- 4 - 公会セッション開催のための電子システム
- 5 - 無資格企業・一時停止企業全国登録簿（CE1S）及び処罰企業全国登録簿（CNEP）へのアクセス。
- 6 - 契約の履行に関する情報を一般社会と共有管理するシステム。
 - a - あらかじめ特定された利害関係者によるテキストメッセージ又は画像の送信、記録、保存、及び公表。
 - b - この法律令第 19 条補項 3 にいうコンピュータ化された作業監視システムへのアクセス。
 - c - 一般市民と、関連情報や説明を提供するために指名された行政の代表者及び請負業者との間における、規則に従った形式での連絡。
 - d - 契約の根拠となった目的の達成状況、及び行政活動を改善するために採用すべき行動に関する情報を含む最終報告書を、規則に従った形で開示する。

補項 4 PNCP は、オープンデータ形式を採用し、2011 年 11 月 18 日付法律 12527 の要件に準拠するものとする。

第 175 条 この法律第 174 条の規定を損なうことなく、連邦各機関は、追加的な公表のため、及びそれぞれの契約を履行するために、公式電子サイトを開設することができる。

補項 1 PNCP との統合が維持される限り、契約は、規則に従い、私法に準拠して設立された法人が提供する電子システムによって実施することができる。

第 2 章

入札及び行政契約における犯罪

第 178 条 1940 年 12 月 7 日大統領令第 2848 号（刑法典）の特別編第 11 章は、次の第 2 章の B を追加して施行される。

第 2 章の B（ブラジル刑法典）

- 1 - 違法な直接契約（第 337 条の E）。
- 2 - 入札手続の競争性の妨害（第 337 条の F）。
- 3 - 不適切な契約の推進（第 337 条の G）。
- 4 - 行政機関との契約における不当な変更又は支払い（第 337 条の H）。
- 5 - 入札手続を妨害する行為（第 337 条の I）。
- 6 - 入札過程における秘密保持違反（第 337 条の J）。
- 7 - 入札者の排除（第 337 条の K）。
- 8 - 入札又は契約における詐欺（第 337 条の L）。
- 9 - 不適当な契約（第 337 条の M）。
- 10 - 不当な障害（第 337 条の N）。
- 11 - 設計者によるデータ又は情報の重大な欠略（第 337 条の O）。
- 12 - 違反に対する罰則（第 337 条の P）。直接契約により入札又は締結された契約額の 2% を下回らない。

【機密情報につき非公開】

資料 8 選定した企業の詳細分析

【機密情報につき非公開】

資料 9 公共入札の運用ハンドブック

このハンドブックは、2023 年 4 月から独占的に施行される入札と行政契約に関する新法（2021 年法律第 14133 号）について、日本企業の入札への効率的な参加に焦点を当て、ブラジルにおける入札手続の規則、ガイドライン、法規定などについて簡潔に説明することを目的としている。

また、本ハンドブックは、入札手続の運用や入札方式ごとの要件についても触れ、さらに、日本企業の事例に基づく推奨事項にも言及する。

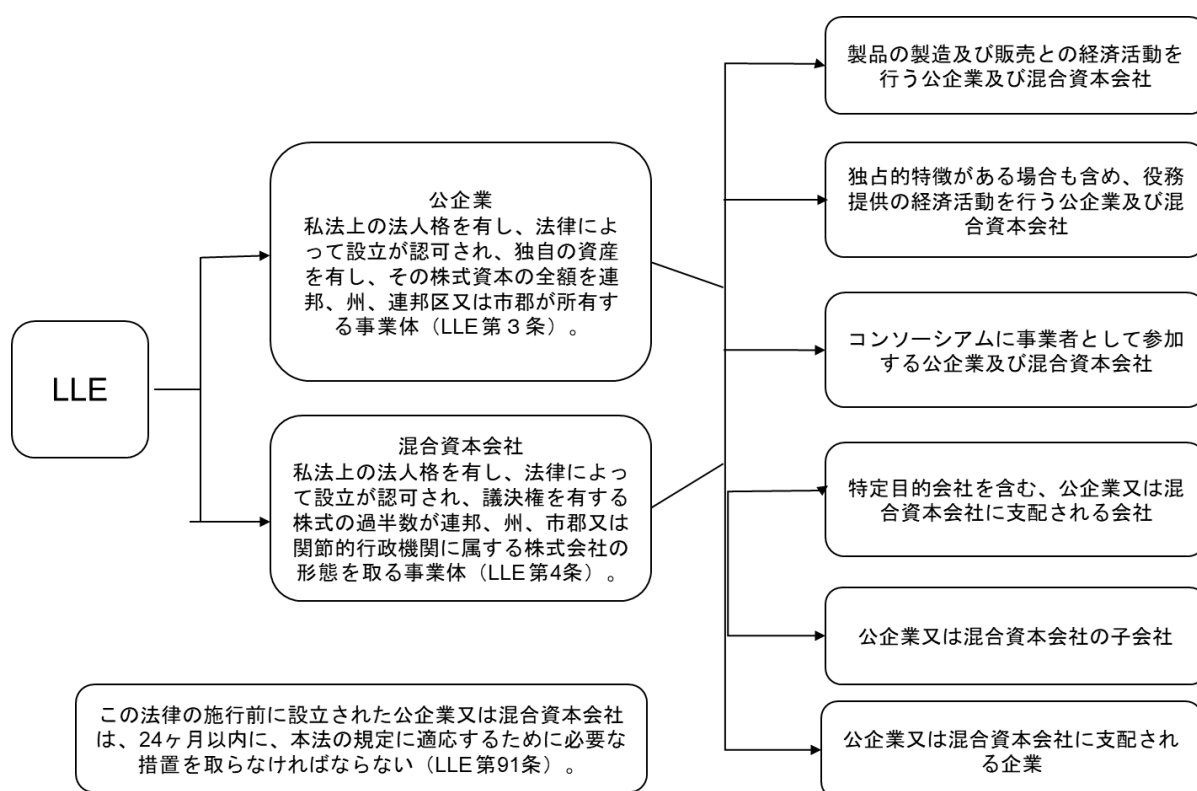
1. 適用される法令

2023 年 1 月以降、ブラジルの入札手続に適用される法令は以下のとおりである。

- 公営会社、混合資本会社及びその子会社の契約に関する 2016 年法律第 13306 号（国有企業法）
- 連邦政府、政府の直轄行政機関、独立行政機関、行政財団の契約に関する 2021 年法律第 14133 号（入札と行政契約に関する新法）

1.1 2016 年法律第 13306 号（国有企業法-LLE）

この法律の目的は、連邦政府、州、連邦管轄区及び市町村の有する公営会社、混合資本会社及びその子会社の法的地位を規律することであり、これらの企業の商品及び役務の調達手続も含まれている。要点を挙げると、この法律の対象は以下のとおりである。



この法律に定められ札手続には、エンジニアリングや公告といった役務のほか、物品の購入、売却、リース、工事の実施及び担保権の実行が含まれる。これらの入札手続は以下の方式で行われる。

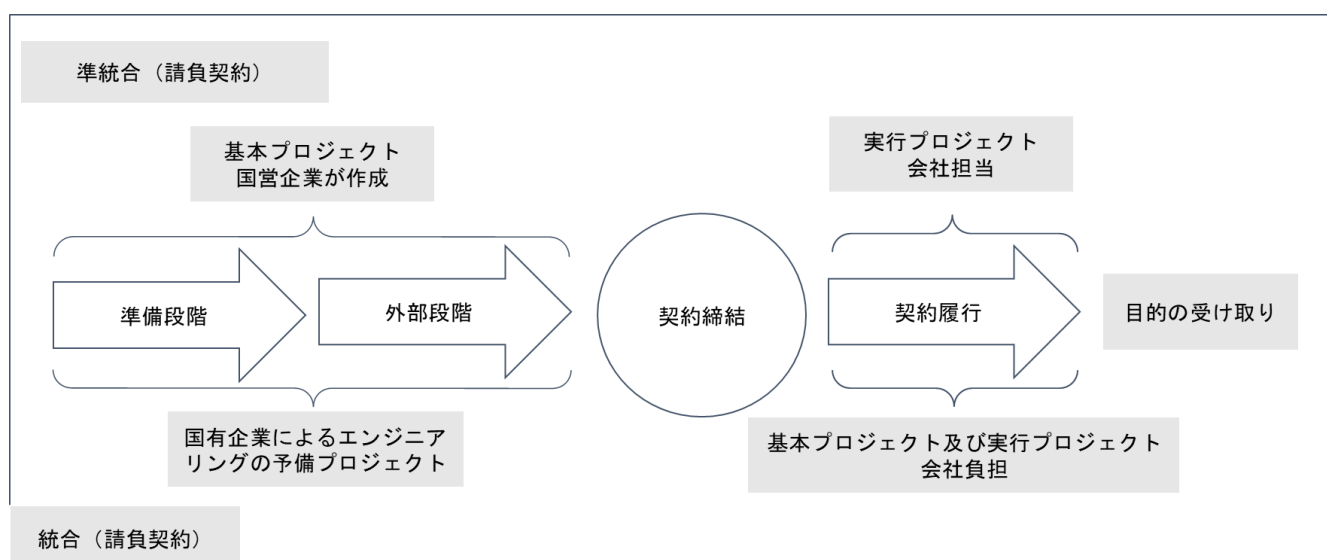
項目	入札方法			
	電子せり売り	包括契約、統合請負契約、準統合請負契約	入札無効（直接契約）	入札免除
定義	市場において一般的な仕様を通じて、公告において性能及び品質の基準が客観的に定義される一般的な財及び役務の取得のために、2002 年法律 10520 号（LLP 法）により制定された「せり売り」として知られる入札方法の適用（LLE 第 32 条 IV 号と補項 3）	包括的な工事と役務の場合－複雑性の高いプロジェクトの、直ちに稼働可能な状態での受領。 準統合の工事と役務の場合－工事とエンジニアリングの役務で、実行される役務をあらかじめ基本プロジェクトで定義することが可能な場合。 統合の工事と役務の場合－工事又はエンジニアリングの役務が、主として知的な性質を有し、且つ入札対象の技術的革新をもたらすものである、又は、市場で限定された異なる方法と技術で実行可能な場合（LLE 第 42 条ほか）	特に競争が不可能な場合に適用される。 (I) 独占的企業によってのみ供給可能な材料、設備または財の取得。 (II) 特殊な性質を持つ（専門知識を有する高名な専門家による）専門技術役務、技術調査、基本又は実行プロジェクト、工事又は役務の検査、監督又は管理を含む。 (III) あらゆる芸術分野の専門家との契約、及びこの法律に規定されるその他の仮説の場合（LLE 第 30 条）。	希望者がいない場合、価格が高すぎる場合、緊急の場合、その他 1993 年法律第 8666 号第 29 条（LLE 第 29 条）で規定されている場合には、行政と個々の者との間で直接契約の締結が可能。
工事及びエンジニアリングの役務に対する価格の上限	-	-	-	最高 100,000 レアル（LLE 第 29 条 I 号）
その他の購入及び役務の価格の上限	-	-	-	最高 50,000 レアル（LLE 第 29 条 II 号）
入札案の最短提出期限	物商品の購入：採用された基準が最低価格または最高割引額の場合：5 営業日。それ以外の場合は 10 営業日 工事およびサービスの請負：最低価格または最大値引き額を基準とする場合：15 営業日。それ以外の場合は 30 営業日 最良の技術的または技術的・价格的判断基準、または準統合または統合契約：最短 45 営業日（LLC 第 32 条）			
ガイドライン	1 号 契約の対象物、入札公告、契約書の草案の標準化。			

	2号 公企業又は混合資本会社にとっての競争上の最大の優位性の追求。 3号 入札者の参加を拡大する目的での対象物の分割。 4号 競売として知られる入札方法の優先的採用。 5号 希望者との取引における誠実方針の遵守。 * 持続可能性関連規則について特に重視。 (LLC 第 32 条)
--	--

工事と役務に関し、3つの契約制度が設けられている。

- ・ 包括契約：プロジェクト全体を対象とし、必要となる全工程、役務、設備を請負業者の責任のもと、稼働可能な状態で行政機関に引き渡すまでを契約の内容とするもの（LLE 第 42 条、IV 号）。
- ・ 統合請負契約：基本プロジェクト及び実行プロジェクトの準備・開発、専門的工事及び役務の実施、組立て、試験、試運転その他目的物の引渡しに必要かつ十分な作業を内容とする契約。ただし、リスクマトリックスが契約の必須構成要素であるような専門的工事及び役務に限られる（LLE 第 42 条第 6 項および第 1 項）。
- ・ 準統合請負契約：実行プロジェクトの準備・開発、専門的工事及び役務の実施、組立て、試験、試運転その他目的物の引渡しに必要かつ十分な作業を内容とする契約。ただし、リスク評価マトリックスが契約の必須構成要素であるような専門的工事及び役務に限られる。

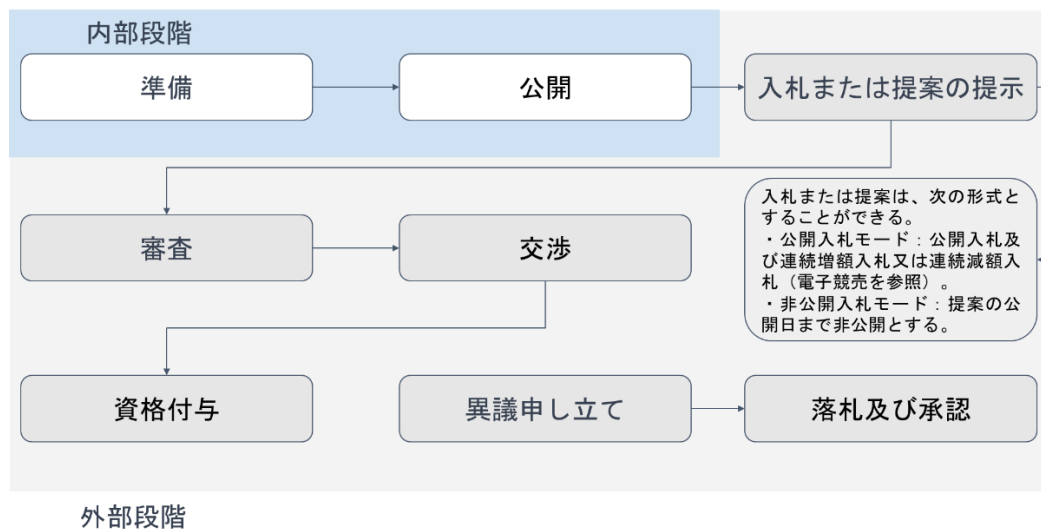
参考例として、SABESP（サンパウロ州基礎衛生公社）の契約形態を示す。



専門的工事及び役務については、より効率的なパフォーマンス契約による場合がある。

また、専門的工事及び役務については、契約当事者間のリスクと責任を定め経済的財政的均衡を特徴づける契約条項（リスク評価マトリックス条項）を盛り込む必要がある。

国有企業法に基づく入札手続は以下のとおり進められる。



入札手続における審査は、客観的な審査基準による。

用いられる審査基準は、最低価格基準、最大割引額基準、より優れた技術又は美術的技能基準、技術・価格基準、最大価格基準、経済的合理性基準、売却資産の有効活用性などがある。

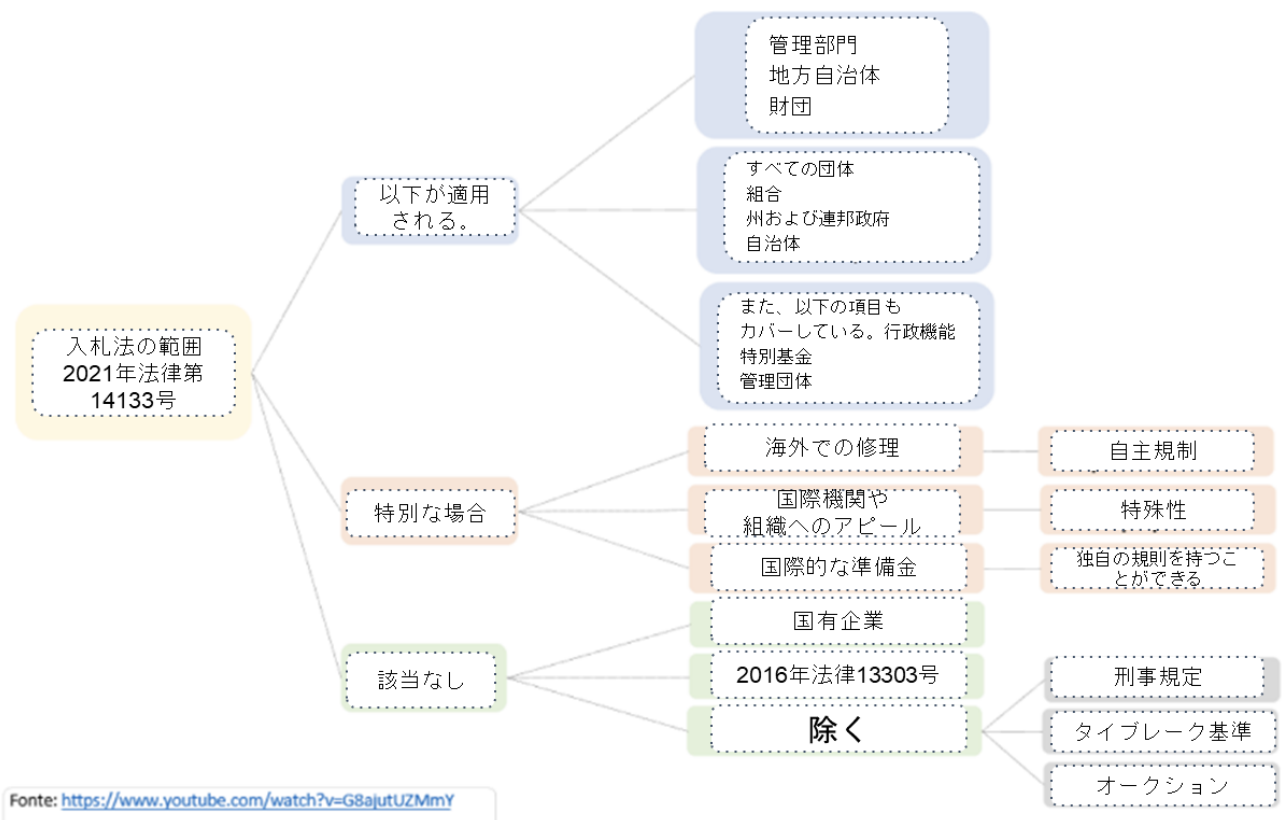
国有企業法(2016 年法律第 13303 号)の概要を理解するために、同法の目次を示す。

目次 - 2016 年法律第 13303 号 - LLE		
命令	協議及び理解の対象	法律の条文及び／またはパラグラフ及び／またはサブパラグラフの詳細説明
1	LLE 法の対象となる団体の種類	第 1 条 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項
2	一般的な管理規則及び内部規定	第 9 条 - 第 1、2、3 項及び第 1、2、3 及び 4 項
3	入札義務	第 28 条
4	入札の免除	第 29 条 - 第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 12 項、第 13 項第 1 号
5	直接契約	第 30 条 - 第 1 項、第 2 項
6	企業選定の目的	第 31 条
7	入札に関する一般規則及び指針	32 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 2 項第 1 項及び第 2 項
8	予算の守秘義務	第 34 条第 36 条
9	事前資格審査プロセス	第 64 条第 1 項、第 2 項、第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項 2、3、4、5、6、7 項
10	入札免除及び資格停止	第 29 条第 1 号、第 2 号、第 8 号、第 15 号
11	入札及び入札資格の不存在	第 29 条第 1 号、第 2 号、第 8 号、第 15 号 第 30 条第 2 号
12	国有企業における LLE 法適用の内部規制会社	40 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号
13	請負方式による工事及び役務の実施に関する具体的規定	第 42 条第 1 号、第 2 号、第 3 号
14	入札および契約をサポートする技術文書の定義	第 42 条第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項
15	工事と役務の契約の方式と制度	第 43 条
16	物品取得規則	第 47 条
17	入札手続の段階	第 51 条
18	入札における判断基準	第 54 条
19	資格条件の判定	第 58 条
20	入札の補助手続及びその定義並びに内容	第 63 条第 64 条第 65 条第 66 条第 67 条
21	行政処分及び罰則	第 82 条第 83 条第 84 条

1.2. 2021 年法律第 14133 号(入札及び行政契約に関する新法-NLLC)

2021 年法律第 14133 号(入札及び行政契約に関する新法)は、廃止された 1993 年法律第 8633 号、2002 年法律第 10520 号及び 2011 年法律第 13462 号に、専ら代替する全国的な直接行政を対象とする公共入札と行政契約について定める。

NLLC のの対象は以下のとおりである。



新法における入札方式は、(I)せり売り、(II)指名入札、(III)コンペ入札、(IV)競売入札、(V)競争的対話であり、これらは入札対象の性質に応じて決定される。

さらに、行政機関は補助的な手続として、(i)認定、(ii)事前資格審査、(iii)関心表明手続、(iv)価格登録制度、(v)登録を通じて入札を実施することができる(NLLC、第 28 条及び第 78 条)。

各入札方式の主な特徴は以下のとおりである。

入札方法							
項目	せり売り	指名入札	コンペ入札	競売入札	競争的対話	入札無効	入札免除
概要	一般的な商品又は役務の場合に義務的に採用される。その審査基準は、最低価格又は最大割引価格による。 (NLLC6 条 41 号)	特殊な物若しくは役務又は特殊な財産に関するエンジニアリング工事若しくは役務の場合に採用される。 その審査基準は、最低価格、より優れた技術又は美術的技能、経済的合理性、最大割引価格などである。 (NLLC6 条 38 号)	技術的、科学的又は芸術的な事業について採用される。より優れた技術又は芸術的技能を審査し、落札者（受賞者）に賞金又は報酬が授与される。 (NLLC6 条 34 号)	不動産又は価値の乏しい若しくは法的に差し押さえられた動産を売却する場合に採用される。最高額を申し出た者に売却する。 (NLLC6 条 60 号)	工事、役務及び購入に関する契約で、行政機関がニーズに合致する代替案を案出するために、事前に選定した入札業者との間に対話を実施する方法。 (NLLC6 条 42 号)	独占的企業のみが提供できる商品、高度に専門的で特異な（明白な特殊性を有する）役務、芸術分野での専門性その他法律に列挙された、入札に適合しない類型。 (NLLC74 条)	入札希望者がいない場合、入札申込額がきわめて高額である場合、緊急を要する場合その他法律で定められた場合に該当するときにおける行政機関と個人との間の直接契約。 (NLLC75 条)
対象	一般的な商品又は役務（エンジニアリングによる一般役務を含む）。	商品又は役務、工事又は一般的若しくはエンジニアリングに関する役務。	技術的、科学的又は芸術的な事業。	不動産又は価値の乏しい若しくは法的に差し押さえられた動産。	(A) 革新的又は専門的な技術を要する工事、役務又は購入。 (B) 市場で利用可能な解決策・手法を用いることなし実現することが不可能となる工事、役務又は購入。 (C) 詳細に技術仕様を決定することが不可能となる工事、役務又は購入。 (NLLC32 条)	NLLC74 条。	NLLC75 条。
審査基準	最低価格又は最大割引価格。	最低価格、より優れた技術又は美術的技能、経済的合理性、最大割引価格など。	より優れた技術又は芸術的技能。	最高価格。	公告に明記される客観的な基準。	直接契約のため個別に決する。	直接契約のため個別に決する。
手続規定	通則 (NLLC29 条)	通則 (NLLC29 条)	特則、競売公告で確認 (NLLC29 条)	特則、競売公告で確認 (NLLC32 条 1 号)	特則、競売公告で確認 (NLLC31 条補項 2)	特則 (NLLC72 条、74 条補項 1・補項 5)	特則 (NLLC72 条)
公告後の入札書提出までの最短日数	購入において最低価格による場合：8 営業日 購入において別の審査基準による場合：15 営業日 役務契約において最低価格による場合：10 営業日	購入において最低価格による場合：8 営業日 購入において別の審査基準による場合：15 営業日 エンジニアリング工事又は役務において最低価格による場合：10 営業日 特殊なエンジニアリング工事又は役務において最低価格による場合：25 営業日 統合請負契約の場合：60 営業日 準統合請負契約の場合：35 営業日	35 営業日 (NLLC55 条 4 号)	15 営業日 (NLLC55 条 3 号)	入札希望書を提出すまで：25 営業日 (NLLC32 条補項 1 第 1 号)	なし	なし

補助的手続は、将来の入札や直接契約を円滑化する目的で用いられる契約前の一連の仕組みによって構成されている。

各補助手段の主な特徴は以下の通りである：

(i)認定：契約の必要がある場合に役務又は商品を提供することができるような新たな関係者を恒久的に登録するため、公告によって関係者を募る。

(ii)事前資格審査：将来の入札又は具体的に定められた工事又は役務のプログラムに関連した入札のために、商品及び役務を提供できる入札者を選定することを目的とした入札前の選定。

(iii)関心表明の手続：革新的な解決策の調査、研究、計画を実現するための行政機関の要請であり、得られた解決策は民間分野において事業解決（工事）のために自由に利用できる。

(iv) 価格登録制度：せり売り、指名入札及び直接契約において、商品、役務、工事、技術サービスの正確な数量を定めることができない場合に用いられる。

(v)登録：物品又は役務を行政機関に供給することに関心を有する民間企業の登録。

さらに、新法は、以下のような契約制度も盛り込んでいることが重要である。

- 単価請負契約：一定の単価に基づく価格で工事又は役務を請け負う（NLLC 第 6 条第 18 号）。
- 総価請負契約：固定された総額で工事又は役務を請け負う（NLLC、第 6 条第 29 号）。
- タスクベース契約：固定価格で、資材の供給の有無にかかわらず、小規模な仕事のために労働者を雇用するシステム。このタイプの契約では、総価請負契約が用いられる（NLLC 第 6 条第 31 号及び第 46 条）。
- 関連サービスの供給と提供。

他のポイントとして、入札前に作成される予備技術調査制度（ETP）が挙げられる。これを入札公告前に作成することで、入札対象となる専門的な工事及び役務の実施可能性及び技術的代替性について検証する。加えて、この法的手順においては、専門的な工事及び役務のための履行契約及びリスクマトリックス条項の適用可能性が残ることになる。

※入札の戦略を立てる上で基礎的な情報となるため、入札方式と評価基準が明確かつ客観的であるかを確認することは極めて重要である。

この法律に基づく入札段階は以下の通り：

入札段階 (NLLC 第 17 条)	
準備段階	需要及び希望する解決策 予算、入札方法、支払方法、リスク評価、適用される入札ルール、公告の草案、又は契約書の草案、その他公告又は直接契約の公表に必要な措置の決定

入札公告	契約の合法性を事前にチェックするため、公告案とその付属書類、又は直接契約を構成する書類を入札管理組織に送付し、内部で法的分析を行う。法的分析及び承認後、公告又は直接契約は、入札希望者に周知されるよう、公契約ポータルで承認され公表される。
提案と入札書の提出	入札案内の条件に従い、提案書又は入札書を受領すること。 入札は、公開（落札者を決定するための公開セッションが終了するまで連続した入札）又は非公開（単一価格）とすることができる（NLLC、第 51 条から第 56 条）
判定	入札を審査する段階には、入札者にデューデリジェンスを要求すること、入札の要件を満たさない入札を失格とすること（虚偽、広告に適合しない実現不可能な価格）、業績評価基準を適用すること、そして最終的に入札プロセスの結果（落札者）とそれぞれの交渉を決定する（NLLC 第 59 条から第 61 条まで）。
資格	入札者が入札の目的を達成する能力を証明するために必要かつ十分な情報及び書類一式の検証： 1. 法的事項 2. 技術 3. 財政、社会、労働 4. 経済・財務 (NLLC、第 59 条から 61 条まで)
不服申立て	入札参加資格の取消し、公告の取消し、契約の取消しのための一般競争入札における不服申立期間は、不服申立公告から 3 営業日である（NLLC、第 164 条から第 168 条まで）。
認証	入札の落札と承認（NLLC、第 164 から 168 条まで）、IV.

入札手続における審査は、客観的な審査基準による。

用いられる審査基準は、最低価格基準、最大割引価格基準、より優れた技術又は美術的技能基準、技術・価格基準、最大価格基準、そして経済的合理性基準などがある。

法内容の概要を描写し理解するために、2021 年法律 14133 号（入札及び行政契約に関する新法）の参照表を示す。

参照表 -2021 年法律 14133 号-NLLC		
番号	関連事項	法条
1	NLLC 法の対象となる組織の種類	第 1 条
2	法的申請及び関連サービス	第 2 条
3	規範及び法的原則	第 5 条
4	日本企業の関心に適する役務の提起	第 6 条 - 11 号、12 号、13 号、14 号、17 号、18 号、19 号、20 号、21 号、22 号
5	役務の種類に適用される技術的定義	第 6 条-24 号、25 号、26 号、27 号

6	関心を有する日本企業に適用される入札手続のモデル	第6条-28号、29号、30号、32号、33号、34号、35号、38号、39号、42号、43号、45号、51号、52号、53号、54号、55号
7	年間調達計画に関する協議	第12条-7号及び補項1
8	コンソーシアムへの参加	第15条-補項1、補項3、補項4
9	入札手続の段階	第17条-1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号及び補項6
10	事前技術調査（ETP）における協同	第18条-1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び補項1項、補項3
11	契約及び管理結果のサポート・メカニズム	第19条 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項
12	リスクマトリクスの要件	第22条第2項
13	入札方法の定義	第28条 第2号、第3号、第5号
14	変更競争対話を通じた契約における技術的机会	第32条第1号、第2号及び第1項
15	競争的技術判断	第37条第1号、第2号、第3号
16	競争的技術に関する物品調達	第41条1号、2号、3号、4号
17	技術標準化	第43条
18	持続可能な環境の尊重	第45条3号、4号
19	契約制度	第46条1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号
20	広報ツール	第54条
21	入札手続における資格条件	第62条、第63条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条補項
22	入札手続なし	第74条1号、3号、4号
23	入札放棄	第75条1号、2号、4号、8号、12号
24	事前資格審査手続	第80条
25	関心表明手続	第81条
26	登録条件	第87条
27	リスク配分条件	第103条
28	国家公共調達ポータル	第174条
29	その他の広報方法 - 専用ウェブサイト	第175条
30	刑事罰	第178条

2. 資格証明書類

ブラジルの入札手続で提出される入札書は、資格証明書類、仕様書、価格提示書の3つで構成される。

このうち仕様書と価格提示書は、提供される技術の内容とその見積額を表す。

一方で、資格証明書は、入札者が契約の目的を遂行するのに適していることを証明する一連の書面である。入札の参加資格を得るために必要となる資格証明書類の詳細は以下のとおりである。

法的資格: 入札する企業がブラジルの法制度を遵守していることを明らかにする。

技術的資格: 入札の対象となる財産又は役務の供給を実現するための、企業の技術的・専門的能力を明らかにする。

税務的・社会的・労働的資格:連邦税、州税、市税、社会保障及び勤続年数保障の各分野において、企業が義務を履行していること確認する。

経済的資格:将来の契約から生じる義務を履行するための、企業の経済的適格性を証明する。
貸借対照表、経済指標並びに破産及び民事再生に関する証明書を通じて明らかにする。

各資格で提出する書類を示す。

法的資格	財政・社会・労働資格	技術的資格	経済・金融資格
商業登記(個人企業の場合)	個人納税者登録簿(CPF)又は全国法人納税者登録簿(CNPJ)への登録	クラス評議会への入札者の登録証明書(ある場合)	過去2会計年度の貸借対照表、損益計算書およびその他の会計計算書。
定款および各改正条項(細則又は定款)、取締役を選任する書類を添付すること。	事業内容に関連し、契約目的に適合する入札者の本社について、州および／又は市町村の納税者登録簿に登録されていること。	入札と同様の特性を持つ技術証明書を持つ専門家の提示。	
外国企業に国内での事業を許可する法令。	入札者の本店の連邦、州及び／又は市税務当局との良好な関係。	入札者の本店の販売代理店が発行した倒産技術能力証明書。	入札者の本店の販売代理店が発行したネガティブな破産証明書。
会社のパートナーおよびオーナーの身分証明書。	社会保障および FGTS に関する正規性、労働司法に関する正規性。	適切かつ利用可能な技術スタッフ、施設、設備の表示	
その他の申告書又は追加書類			

各書類の発行に時間を要するため、有効期限に注意されたい。

この法律が適用される入札手続において、上記の資格証明書類に代えて、サプライヤー登録システム(SICAF)によるサプライヤー適格証明書を提示することができる(ただし、公告の中で許可されている場合)。

SICAF は、規範指示(2018 年第 3 号)に定められた、行政機関を統合する連邦政府の登録機関である。

SICAF に登録されている企業は、自動的に、連邦政府の調達ポータルを使用する資格を得る。日本企業は、このポータルを通じて、ブラジルで実施される電子入札に参加することができる。

SICAF の登録手続を示す。

SICAF 登録	
登録開始	連邦政府調達ポータルのウェブサイトから SICAF にアクセスする： https://www.gov.br/compras/pt-br/sistemas/conheca-o-compras/sicaf-digital 、ブラジルの公開鍵基盤(ICP - Brasil)が発行したデジタル証明書を使用し、登録とシステムへの(デジタル)文書のアップロードを行う。
範囲	(I) 認定、(II) 法的資格、(III) 連邦税・労働税の遵守、(IV) 州・県・市町村税の遵守、(V) 技術的資格、(VI) 経済的・財務的資格。
資格認定	利害関係者が電子オークション方式に参加できるようにする。
登録証明書(CRC)	入札参加登録が完了し、入札参加資格を証明する書類を提出すると、入札参加登録証(CRC)が発行される。CRC は、入札者の法的資格、税務、連邦政府、労働コンプライアンス、経済的・財務的資格を証明するもの。

有効期間	1 年間
価格	無料

SICAF の登録を常に更新することに留意する。

原則として入札書の提出期限は短いため、更新を怠っている場合に SICAF を用いて CRC(登録証明書)を発行する時間的余裕はない。

外国企業のブラジル国内入札への参加については、2020 年行政規則第 10 号(IN.10/2020)において、SICAF を提示すれば、国内で活動していなくとも入札に参加できると規定されている(第 20 条の A)。

3. 各入札方式における手続き

各入札方式の運用は以下のとおりである。

せり売り: この手続への参加は、入札者が電子システムに登録することから始まる(<https://www.comprasnet.gov.br/seguro/loginPortal.asp>)。

登録を行うと、電子システム上で入札書を作成し登録する段階へと進む。

システムにアクセス後、画面の"Supplier Services" > "Electronic Tendering" > "Proposal" > "Register/Exclude" を順番にクリックする。

入札提案を登録するためのアクセスリンクは、公告に記載されている UASG(購買単位)コード又は入札番号を利用する。

CADASTRAMENTO DE PROPOSTA

- Deve ser informado pelo menos um critério para pesquisa.
- Caso seja informado o código da Uasg, a pesquisa será feita pelo código, a lista de UASGs será ignorada.
- Para pesquisar a Uasg, clique no botão selecionar.

UF

Lista de Órgãos

Cód. UASG (Unid. de Compra) ou

Número licitação (Preencha número e ano. Ex: 102005)

Data de início do envio de proposta (dd/mm/aaaa)

Data fim do envio de proposta (dd/mm/aaaa)

アクセスリンクを確認した後は、“Incluir Proposta”をクリックし、以下の手順に従って入札提案を登録する。

※このシステムの記載欄には、入札者を特定できるような情報を含んではならず、違反すると認証が取り消される可能性がある。

1) 提供する仕様の詳細説明: 所定の記載欄に、入札者は、要求される条件を満たすか確認するために必要となる技術仕様その他のデータや特徴を含む詳細を記載する。

2) 資格証明書類の添付: 「資格証明書」の欄に資格証明書又は SICAF(サプライヤー登録システム)の CRC(登録証明書)を PDF 形式で添付する。資格証明書及び入札書は、入札書送付後、競売人に確認され、一般にも公開される。

また、入札者は、公告の条件を理解しこれに同意すること及び資格を有することを宣言しなければならず、違反した場合には認証が取り消される可能性がある。

3) 当初価格提案書の提出: 公告に定められた最高価格を超えない範囲で、単価及び総額、又は要求に応じた割引額を記載した当初価格提案書を提出する。これには、労務費、材料費、税金、手数料、運賃その他入札対象の履行に直接又は間接的に関わる全ての費用を記載する。

入札: 競売人が入札を発表した時に開始される。これは、公開式、又は公開閉鎖の併用にて行われる。

公開式: 申込は10分間で、最終の時間帯に新たな入札があった場合には、さらに 2 分間が追加される。この間にさらに新たな入札がなければ終了する。

公開閉鎖併用式: 入札は 15 分間で、最大 10 分まで追加でき、その後終了する。

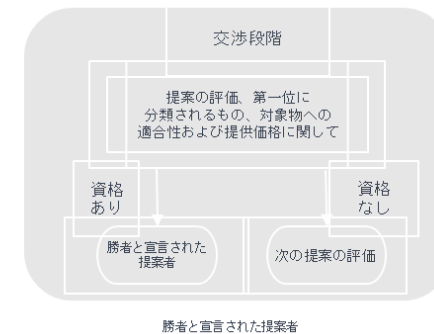
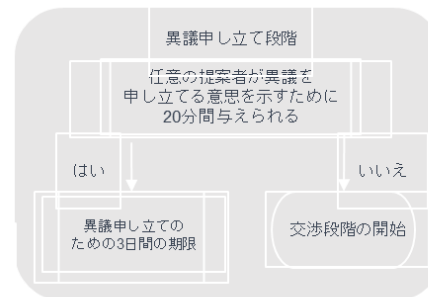
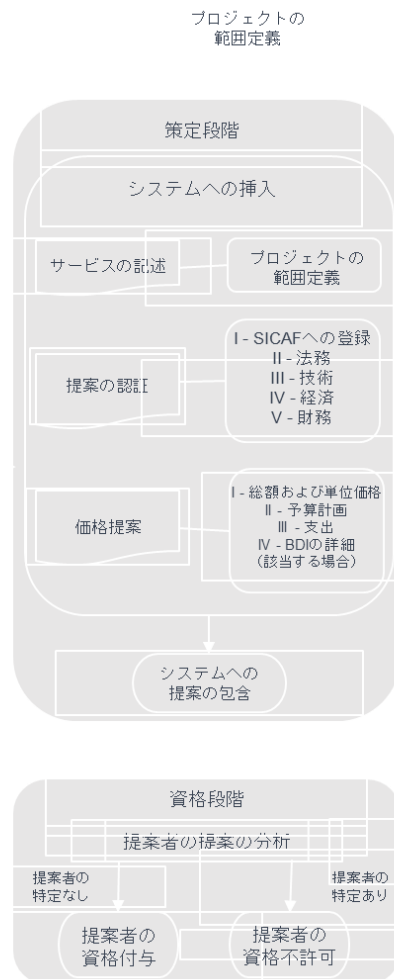
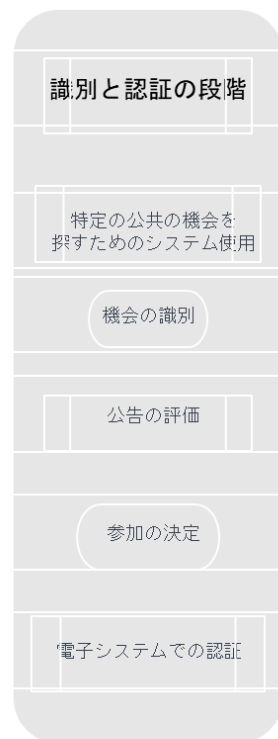
その後、最低入札額及び最低入札額より 10% 高い入札額について、最長 5 分間の再入札機会を設ける。この入札は期間満了まで非公開となる。

終了: 入札が終了すると、全入札者の順位が発表され、1位の企業が競売人から契約交渉のために呼び出される。競売人は、落札した企業に対し、2時間以内に最終入札価格に沿った価格提案書を送付するように求める。また、公告により追加書類の提出が要請される場合には、その書類も添付する。

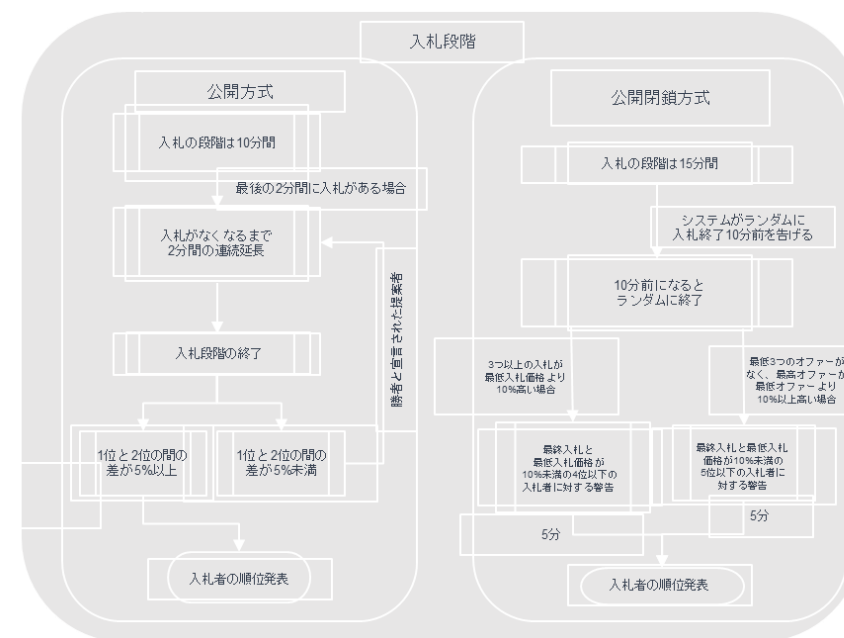
審査: 交渉が終了すると、競売人は、企業が入札参加条件を満たしているか改めて審査する。公告に記載された仕様に適合しない場合や、実現不可能な価格を提示した企業は失格となる。

異議申立て: 入札参加者は、システムを通じて、3営業日以内に、入札に対する異議を申し立てることができる。異議申立てに対する回答も、異議申立てから3営業日以内である。

※参加した入札の価格履歴を全て保存しておくことが望ましい。これらの情報は、市場価格の変動を分析する上で非常に有用であるばかりでなく、主たる競業会社や、その製品及び価格を把握する上で役に立つ。



資格を持つ
提案者



指名入札：入札書の作成は、公告記載の審査基準によって内容が異なり、(i)技術提案書、(ii)価格提案書、(iii)資格証明書類の3通まで要求されることがある。

審査基準ごとに要求される書面は以下のとおり。

- 最低価格基準：価格提案書と資格証明書類
- より優れた技術又は美術的技能基準：技術提案書と資格証明書類
- 技術価格基準：技術提案書、価格提案書及び資格証明書類
- 経済的合理性基準：技術提案書、価格提案書及び資格証明書類
- 最大割引価格基準：価格提案書と資格証明書類

※落札するための戦略を洗練するにあたって、技術と価格の評価比重を分析することが必要である。たとえば、価格の比重が高ければ高いほど、公告で要請されている最低技術要件に適合している場合であっても、技術面の説明は簡潔でなければならない。

準備段階

技術・価格基準に対する入札の場合を例に挙げると、以下のように、これが最も書類が必要な類型となる。

1) 技術提案書：原則として、専門的・技術的な記載(知識、方法、作業計画)、チーム、企業の経験によって構成される文書である。提出された技術提案書は、以下の観点で審査される。

(I) 過去に実施された工事、製品、役務に関する証明書、入札者の資格と経験。

(II) 対象、方法、作業計画、技術チームの能力、納品される製品のリストに関する知識を考慮した質問に対する点数。

(III) 国家公共調達ポータル(PNCP)で入手可能な添付書類及び統一登録記録で測定される、入札者の過去の契約における実績。

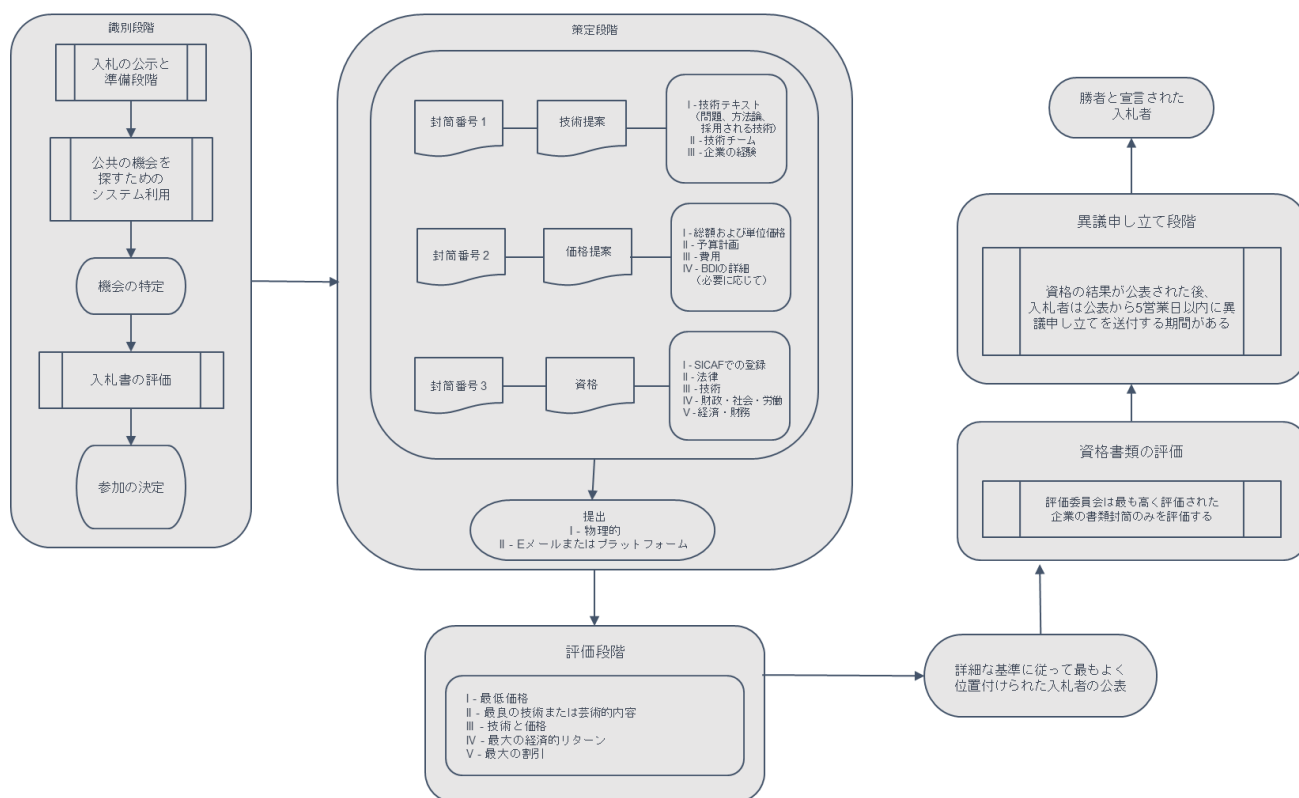
2) 価格提案書：原則として、総額、単価、予算、返還可能な経費並びに利益及び間接経費(BDI)の詳細によって構成される。

3) 資格証明書類：本章2にてすでに紹介したとおりである。

審査：提案書が提出されると、審査委員会は技術提案書の審査から開始する。その後、価格提案書が審査され、各企業の点数に基づく順位が作成される。そして最後に、落札企業の資格証明書が審査される。

異議申立て：審査結果の公表後、5 営業日以内に、入札参加者の再審又は失格を求める異議申立てを行うことができる。

提案者の資格付与



コンペ入札: 公告は、以下の内容からなる。

※価格提案は常に技術提案の反映であるから、高得点の技術提案には競争力の低い価格提案が伴うことが多い。目標は、競争力のある価格のもとで高得点の技術提案を作成し、他の技術提案に勝つことである。反対に、技術提案の得点が低いのに、価格が高い場合は危機的状況である。

Iー 参加者に要求される資格。

IIー 作品提供の手順と方式。

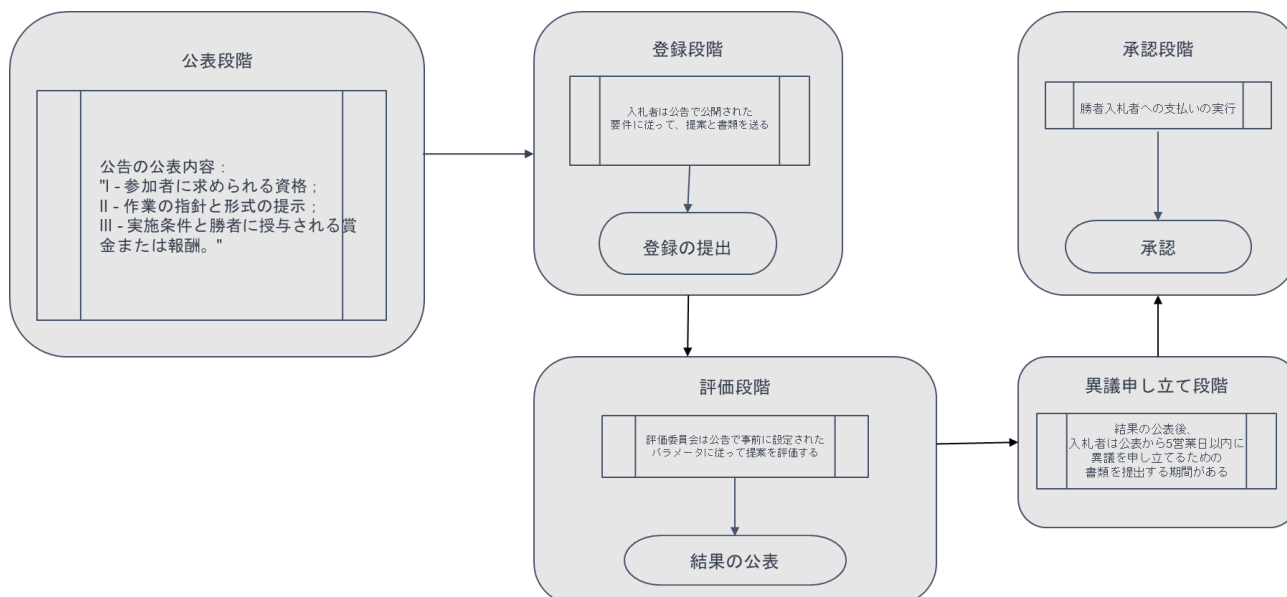
IIIー 条件と落札者に授与される賞金または報酬。

登録: 公告に記載されている条件を満たす入札希望者が、公告に記載されている必要書類を送付する。

審査: 技術的又は芸術的に最も優れた提案を選出する。なお、落札者(受賞者)は、プロジェクトに関連する全ての財産権を行政機関に譲渡し、その行使を許可しなければならない。

異議申立て: 審査結果の公表後、5営業日以内に、異議申立てを行うことができる。

承認:異議申立ての期間が経過すると、落札者(受賞者)は公告の条件に従った報酬又は賞金を受け取る。



競争入札:不動産又は価値の乏しい若しくは法的に差し押さえられた動産を最高額入札者に売却するために利用される。

競売手続は、対象となる資産の説明や特徴、評価額(売却できる最低価格)、所在地、手続が行われるウェブサイト及び期間、資産に関する先取特権、抵当権、係争中の事項を含む情報通知をウェブサイト上で公表することで開始される。

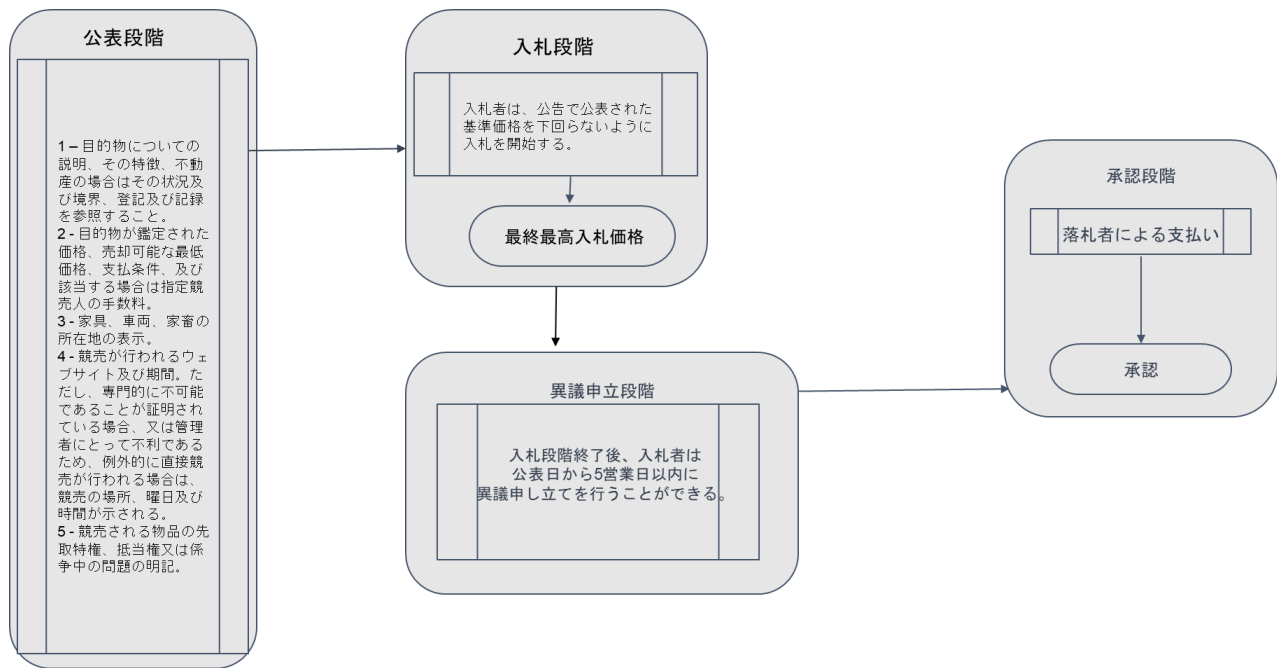
他の入札方式と異なり、競売は事前の登録を必要とせず、資格審査も要しない。

入札:入札者は、公告で指定された時間と場所において、売却可能最低価格を下回らない価格を提示する。この手続は、最高額を提示する最後の入札が行われるまで続く。

異議申立て:入札終了後、入札者は、5営業日以内に異議申立てを行うことができる。

認証:異議申立期間を経過すると、落札者が提示額を支払った時に手続が認証される

※資産売却の場合、最高価格を提示した入札者が落札する。



競争的対話:この手続は、4つの段階を経る。

事前選考:前もって決定されるニーズや要件に適合する企業を公告により募る。要件等を考慮し、該当する企業は、25 営業日以内に、手続への参加を希望する関心表明書を提出する。

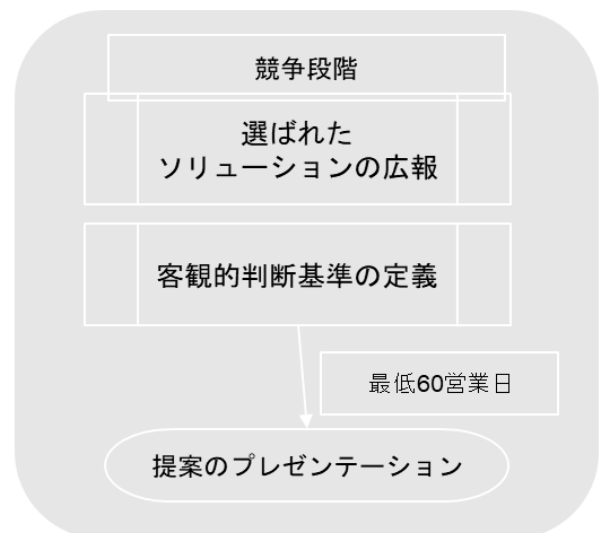
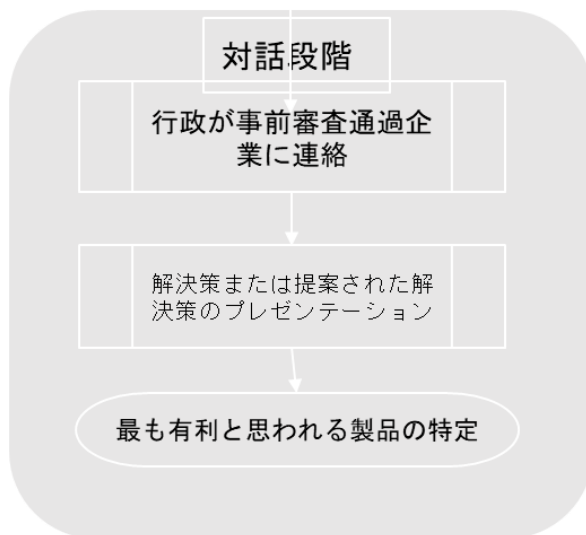
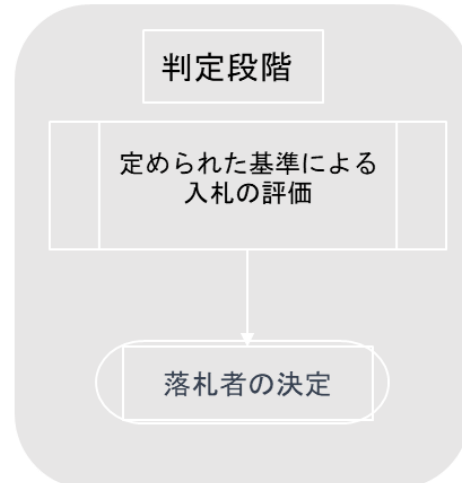
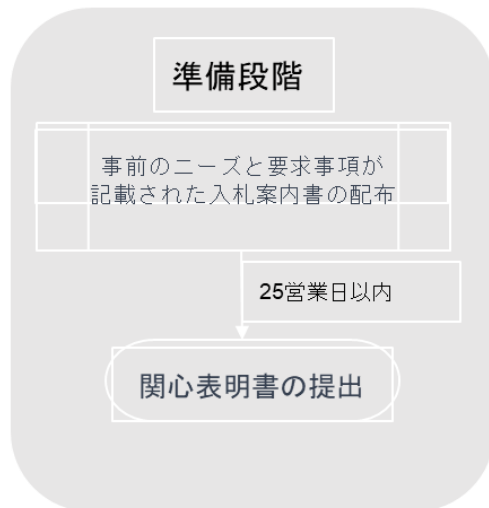
対話:関心表明書の審査後、事務局は、事前認定を受けた企業に連絡を取り、議事録、音声又はビデオで記録された会議を通じて、提案を検討する。重要な点として、この対話段階では、行政機関は、企業が共有した機密情報を同意なしに開示することはできない。

また、この手続は、行政機関がそのニーズを満たす案を決定できるまで維持することができ、対話が継続して行われることもある。

競争:対話手続が終了した後、行政機関は、入札者が最終提案を提出できるように少なくとも 60 営業日の期間を設定する。

審査:行政機関は、最終提案を評価し、事前に設定していた基準に照らして落札者を決定する。

※具体的な事例を挙げることはできないものの、競争的対話においては、企業が革新的な技術や技能を積極的にアピールすることが望ましい。



4. ブラジルへの子会社の設立

外国企業は、国際入札の場合を除いて、落札に基づく契約成立に先立ってブラジル国内に存在していなければならない。

ブラジルに子会社又は支店を設立するプロセスは以下のとおりである。

ステップ1: 現地法人又は支店設立のために関する本社の承認

会社の法定代理人は、連邦のウェブサイト(gov.br)での登録及びe-cpf証明書の登録のために、ブラジル連邦歳入庁及び管轄機関に手配する必要がある。そのために、次のものが必要となる。

a) 議事録に記録された取締役会での承認。この書類には、資本金、事務所の所在地、会社の目的(ブラジルで実施される活動)、会社名(ブラジルでは法律により会社名の末尾に「do Brasil」を付けることが義務付けられている)、ブラジルにおける管財謝及び法定代理人に権限(裁判上の呼出し)を与える条項(代理人)が含まれていなければならない。

b) 定款又は会社細則(アポスティーユ認証を経たもの)及び公証翻訳文。

c) 最終年度の貸借対照表(アポスティーユ認証を経たもの)及び公証翻訳文。

d) (その他の会社類型について)細則又は定款。

e) ブラジルにおける法定代理権のための委任状、又は裁判所からの呼出状を受領する権限を付与する条項。

f) 設置認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣誓書、及び国有化認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣言書(gov.brのウェブサイト上に書式がある)。

注: 定款及び会社細則には、ブラジル弁護士会に在籍する弁護士の署名が必要となる。

ステップ2: 経済省への登録

ブラジルにおける外国企業の設立認可申請は、経済省が運営する gov.br ウェブサイトを通じて行われる。

申請フォームは、次の gov.br ウェブサイトからアクセスできる。

<https://www.gov.br/pt-br/servicos/requerer-autorizacao-para-atos-de-filial-de-sociedade-empresaria-estrangeira>

申請フォームに記入後、以下の書類を添付する。

a) ブラジルにおける子会社又は支店の設立を承認する旨の議事録。

b) 定款又は会社細則(アポスティーユ認証を経たもの)及び公証翻訳文。

c) 最終年度の貸借対照表(アポスティーユ認証を経たもの)及び公証翻訳文。

d) ブラジルにおける法定代理権のための委任状、又は裁判所からの呼出状を受領する権限を付与する条項。

e) 設置認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣誓書、及び国有化認可の条件に同意する旨の法定代理人による宣言書(gov.br のウェブサイト上に書式がある)。これらの文書は、<https://solicitacao.servicos.gov.br/processos> にて添付する。

認可された後、子会社又は支店の営業を許可する旨の政令が連邦官報に掲載される。

ステップ3: 州の貿易委員会への登録

各州の貿易委員会に子会社又は支店を登録する。手続は、以下のとおりである。

- a) ブラジル銀行(Banco do Brasil)の個人の口座に資本金全額を入金する。
- b) 州のシステムに登録する。例として、サンパウロ州の場合には VRE Portal - Empresa Fácil São Paulo (<https://vreredesim.sp.gov.br/home>)で申請する。

最初に、事業所所在地及び／又は事業活動、及び営業許可、消防署、衛生監視など、それぞれの規則に従って、会社の存続可能性を証明する必要がある。
(<https://www.jucesp.sp.gov.br/IntegradorPaulista/Viabilidade/Coletor>)。

ステップ 3.2: 子会社又は支店がブラジル連邦歳入庁に登録できるように、このサイトで承認フォームを送る必要があり、その後、DBE(基本登録書類)が発行される(<https://redesimservicos.rfb.gov.br/coletor-nacional/opcoes/>)。

ステップ 3.3: 州の貿易委員会に会社を直接登録する(ここでは、サンパウロ州のものを参照する)。定款又は細則に従って全ての情報を入力する必要がある。
(<https://vreredesim.sp.gov.br/integrador/registro-jucesp>)。

ステップ 3.4: 登録された情報にアクセスし、閲覧可能な全ての頁を印刷し、登録料を支払い、州の貿易委員会において紙の書類を添付資料とともに直接提出する(https://www.jucesp.sp.gov.br/VRE/Processo/Processo_Imprimir.aspx)。

ステップ 3.5: 添付資料

(i) 前回登録した時に提出した書類と同じもの、及び法定代理人の身分証明書(RG)と CPF の認証コピー、(ii) DBE(基本登録書類)、(iii) 営業を認可する旨の政令、(iv) 資本金の預託証明書

ステップ 4:

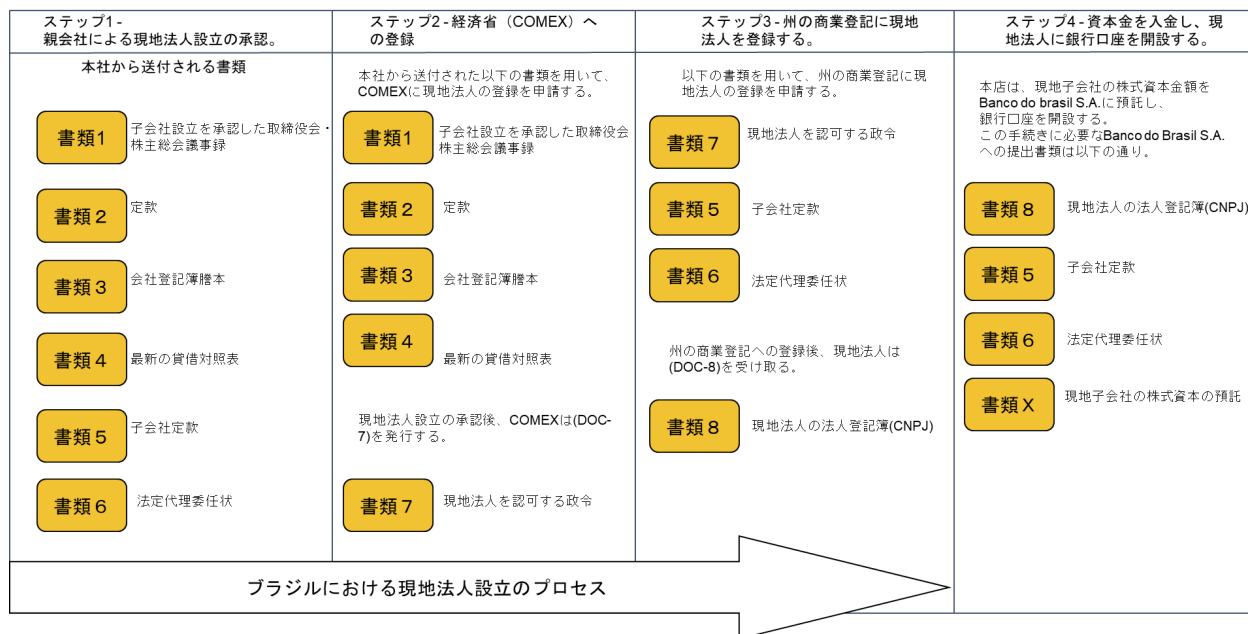
ステップ 3 までの登録が正式に行われると、銀行口座を開設できるようになり、ブラジル銀行で開設された個人の口座から指定口座へ資本金を払い込むことができる。

そして最後に、入札に参加するために自治体に登録し活動許可を得る。サンパウロ州の場合、次のウェブサイトから申請することができる。

<https://vreredesim.sp.gov.br/integrador/inscricoes-tributarias>

<https://www.jucesp.sp.gov.br/IntegradorPaulista/licenciamento>

手続の図式を下記に表示する。



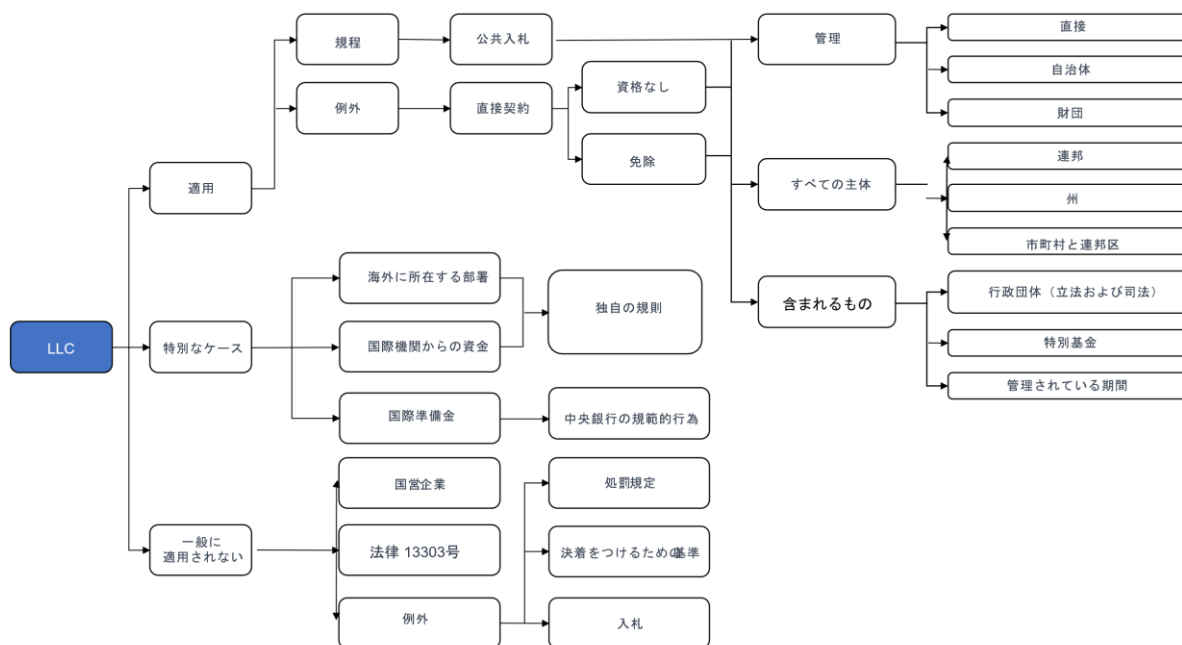
資料 10 提言集

適用される法律はどれか？

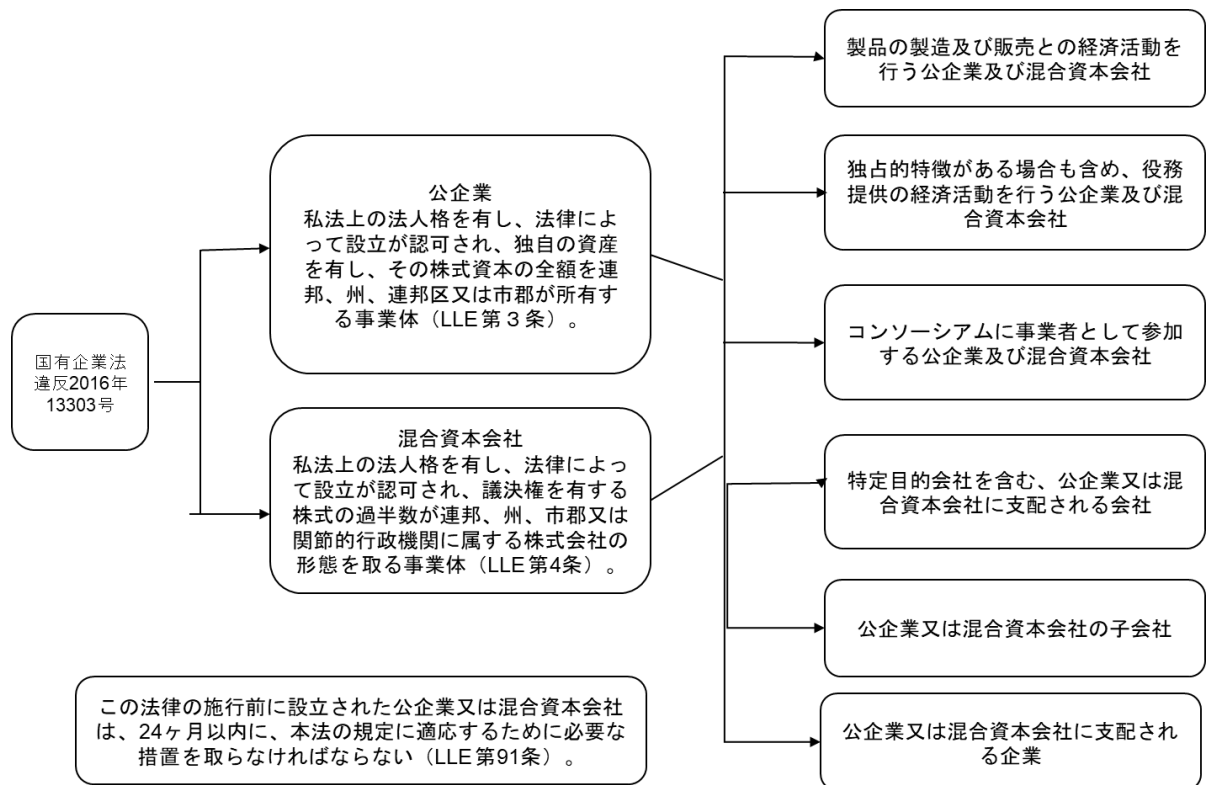
ブラジルの公共入札に関する法律は、2021 年に入札及び行政契約に関する新法（2021 年法律第 14133 号）が新たに制定され、2023 年 4 月から施行された。これは、入札及び行政契約法（1993 年法律第 8666 号）、せり売り法（2002 年法律第 10520 号）、入札及び行政契約に関する法律（2011 年法律第 12462 号）に代替するものである。

その結果、ブラジルの公共入札については、現在、以下の法律で規制されている。

- 2021 年法律第 14133 号 - 新入札行政契約法 (NLLC)；



- 2016 年法律第 13303 号 - 国有企業法 (LLE)



新しい法律が日本企業に与える影響は？

新法は、調達者統一制度の創設、電子入札、技術革新に焦点を当てた新たな契約形態と制度、ならびにガバナンス強化と汚職撲滅措置の採用など、公共調達プロセスの簡素化と脱官僚化を目指した重要な革新をもたらす。

日本企業にとって、こうした技術革新の主な影響は、（政令の有無にかかわらず）外国企業の参加の可能性である。外資系企業は、（営業許可を与える政令の有無にかかわらず）あらゆる公共入札に参加することができる。これは、外国企業がこの事業分野に参入することを明示的に奨励するものである。

どんな入札方法があるか？

入札手続は、対象物の性質によって分類される。そして、それぞれの種類には独自の特徴があり、評価基準も異なる。

せり売り入札： 一般的な工事及び役務の取得¹⁰⁵。専門家による一般的役務を含む。最低価格または最大割引額の評価基準が適用される。

指名入札： 特別な物品及び役務並びに一般的な工事及び役務の取得¹⁰⁶。その判断基準は、最低価格、最高の技術または芸術的内容、技術と価格、最高の経済的利益、最高の割引とすることができる。

コンペ入札： 技術的、科学的又は芸術的な業務の契約。最高の技術又は芸術的な内容に基づいて審査し、受賞者に褒賞又は報酬を授与する。

競争入札： 差し押さえられた動産または不動産を最高入札者に譲渡する。

競争的対話： 技術的若しくは専門的革新、カスタマイズされたソリューション、又は評価分類がケースバイケースで定義されるために公告の作成のために技術的仕様を定義づけることが不可能であることを含む、工事、役務及び購入の契約

また、入札免除や入札無効の場合には、入札を行わずに直接契約するケースもある。

入札方式に加えて、契約には補助的な手続きもある。以下である。

認定： 利害関係者を招集し、要請があった場合に、目的物を遂行するための恒久的な登録を認める。標準化された契約、サービスの直接の受益者の表示、価格変動の激しいサービスの場合に使用される。

事前資格審査： これから行う入札ため、又は特別な工事若しくは役務のプログラムに関連して、商品及び役務を提供できる入札参加者を選定することを目的とした入札前の選定。

関心表明手続き： 民間部門が実施（工事）のために主体的に利用できる革新的な解決策を研究・設計するよう要請すること。研究実現のための報酬は 後に、解決策を得た民間の主導で実現する。

価格登録制度： 契約する物品、サービス、工事の正確な数量が決まっていない場合に使用される。行政のために最低単価が維持されるようにする。

¹⁰⁵ 一般的な物品及び役務：通常の市場仕様によって、性能及び品質基準が公告によって客観的に定義され得るもの

¹⁰⁶ 特別な物品及び役務：その高い異質性又は複雑性により、本条本文第 13 号に定める方法では説明できず、契約当事者による事前の正当な理由を必要とするもの（NLLC 第 6 条第 14 項）

登録：物品または役務の供給に関心を持つ者の登録システム。このシステムは 国家公共調達ポータル（PNCP）に設置され、公開され、常時公開されている。登録後、利害関係者はシステムに登録されたカテゴリーと分類に従って、公開入札にアクセスできる。

日本企業にとって潜在的な市場とは？

ブラジルの公共入札の世界では、入札対象は一般的なものと特殊なもの、および技術工事に分類される。

一般物品及び役務の契約は、最低価格評価基準の入札を通じて行われるが、特殊な場合（専門的役務、工事、技術革新を含む）には、技術的要素を優先する基準が採用されることがあり、直接契約の可能性もある。

日本は、熟練労働者の組み合わせ、強力な産業分野における最良の業務慣行によるプロセスの実施、その結果としての技術革新の発展を大いに助長する環境、高い技術的品質によって特徴づけられる製品とサービスの創出で世界的に認められている。しかし、特に生産の複雑性が低い商品やサービスを供給する場合、現地企業と比較して価格面で必ずしも競争力があるとは言えない。

その結果、公共入札における日本企業の潜在的な市場は、物品や役務における先進的かつ革新的な技術の堅持と結びついている。商品の供給に関しては、日本企業はすでにブラジルの公共市場で重要な役割を果たしており、医療、インフラ、通信、情報技術の分野で機器を供給している。

サービスの供給では、供給された機器の保守・修理に加え、インフラ分野でのコンサルタントやエンジニアリング・サービスが際立っている。

この点で、競争的対話と呼ばれる新しい入札方式に注目することは重要であり、その目的のひとつは、新しい技術的ソリューションをテストし、実施することである。

以下では、日本企業が対応可能な技術的ソリューションや革新的技術を必要とするニッチ市場を取り上げる。

農業分野

農業機械の購入、アグリテクノロジーやインテリジェント・テクノロジー・システムの導入に関連して、開拓すべき重要な市場ニッチがある。

ブラジルは、特に中小規模の生産者にとっては農業大国と認識されているが、モノのインターネット、人工知能、ロボット選別機、管理・監視システムを利用することで、水利用効率を最適化することで農業生産性を向上させることができる。

通信分野

情報通信技術（ICT）、5G 技術、大規模な地上波、衛星、無線メッセージ転送システム（放送）、および通信商品・サービス、携帯電話、モビリティ・サービス、電気・電子製品、機器（写真、ビデオ、アクセサリ）の技術支援、コンピュータ機器レンタルに関するその他のソリューションの利用による、ブラジルの公共市場への参入または参入拡大の可能性がある（プリンター、スキャナー、プロジェクターなど）。

教育分野

学校用品（制服、給食、計家具具、学校教材）や教育ユニットの建設など、複雑性の低い購入が特徴的な市場。

そのため、学習効率を向上させるシステムや技術、特別な支援を必要とする子どもたちのための特別な製品など、単発の契約も可能である。

教育センターの建設に関しては、日本企業の競争力は、入札プロセスにおけるブラジル企業との提携と連動した効率（パフォーマンス）契約と組み合わせられた建設技術の導入にかかっている。

製造業分野

製造業分野は、主に、さまざまな生産分野向けの重機、車両、産業機械の供給に関連する。

同分野の入札評価基準は、通常、最低価格である。

国内企業を通じて入札手続きに参加できる可能性は、活用すべき利点である。

インフラ分野

請負業者の業績に連動した変動報酬が設定される効率契約（パフォーマンス契約）におけるエンジニアリングを含む工事やサービスの請負に関する新法の革新により、この分野には日本企業にとって重要な市場ニッチが存在する。（パフォーマンス）契約では、請負業者の業績に連動した変動報酬が設定される。このような場合、日本の製品・設備の技術的品質と耐久性が競争力を高める。

もう 1 つの重要な革新は、予備技術調査（ETP）の準備に関するもので、予備技術調査は予備エンジニアリング・プロジェクトの基礎を形成し、技術プロジェクトの準備と工事の実施を指導する。

日本企業の参加により、公共建築プロジェクトにおける日本の設備、製品、サービスの長期的なメリットを早い段階で実証することが可能になる。

もっぱら日本企業は、衛生、交通、エネルギー、農業、自然災害管理、都市移動、環境の分野における調査、プロジェクト、工事の管理・監督などの役務を提供する点で際立っている、

特に、2023 年までに、コンセッション、安全プログラム、輸送手段の復旧・復興、情報システムや技術の活用による制度強化に牽引され、輸送分野に大規模な投資が見込まれている。

衛生分野では、「基本的衛生に関する新たな法的枠組み」で定められた普遍化目標を達成するために多額の投資が必要である。

最後に、エネルギー分野では、エネルギー効率化ソリューションと再生可能エネルギー源に焦点を当てるべきである。

競争的対話方式や直接契約から生じる機会は、提供される物品や役務の独自性により、競争レベルを緩和するため、日本企業にとって良い選択肢となる。

保健分野

病院・検査分野における機器・機械・製品の供給には、特に入札による直接契約、入札免除、入札無効の場合、日本企業の参入が多い。技術革新や効率性・生産性の向上を含む新製品が含まれる可能性が高い。

技術分野

日本企業が提供するテクノロジーは、世界中で肯定的に受け止められている。

日本の効率性と発明性は、基本的に経済活動のあらゆる分野に反映されている。

特に、行政の近代化、プロセスの改善、公共の安全、情報セキュリティ、資産管理、生産プロセスのリアルタイム・モニタリングに関連する製品、サービス、システムの供給においては、あらゆる経済分野で公共市場への参入の可能性がある。

さらに、競争的対話方式によるパイロット・プロジェクトや契約の適用も、日本企業がブラジル市場で自らを強化し、日本の技術を導入する絶好の機会であり、官民両分野の競争力を高めることができる。

さらに、包括型、統合型、準統合型の工事において日本の技術が利用される可能性は高く、また、コンプライアンス、災害リスク、環境、炭素クレジット、衛生、輸送手段の維持・復旧を監視するシステムの開発・実施においても、応用の可能性がある。

公共入札はどのように見つけるか？

ブラジルの入札機会は公共調達ポータル（PNCP）で公表され、また、その公表の抜粋を連邦、州、市郡の官報、及び発行部数の多い地方日刊紙に掲載することも義務付けられている。

PNCP は、機会を検索するための主要な情報源であるが、それに加えて、ブラジルの 27 の連邦単位（26 の州と連邦管区）及び 5,568 の市町村の官報に掲載された公告や出版物をフィルタリングして整理し、膨大な量の日常情報の中から関連情報を容易に検索してアクセスが可能となっている。

ブラジルの公共入札に特化した様々なシステム（無料か否かを問わない）があり、関心のある日本の事業者や企業が、それぞれの利害関係者と関連する機会にアクセスしたり、共有したりするために利用することができる。

公共入札への参加に関心のある企業にとって、どのポータルサイト、登録簿、システムが必須なのか？

ブラジル政府の公共調達の大部分は電子システムを通じて実施されており、参加するにはサプライヤーが各調達ポータルに登録する必要がある。これらの電子システムを通じて、年間調達計画の確認、カタログへのアクセス、入札のカタログや価格履歴へのアクセス、入札機会の検索、公共入札への参加、行政の進行中の契約の確認なども可能となっている。

以下では、日本企業向けに無料で利用できるポータルサイトや登録システムをいくつか紹介する。

- 全国公共調達ポータル（PNCP）：入札のカタログや価格履歴へのアクセス、入札機会の検索、公共入札への参加、行政の進行中の契約の確認なども可能である。
- 政府調達ポータル（Comprasnet）：連邦政府が推進する入札や契約に関する情報を社会に提供し、電子調達プロセスを可能にする連邦政府の公式ウェブサイト。
- 調達者統一登録システム（SICAF）：連邦政府の公式システムで、世界中のサプライヤーが登録し、公的機関による調達にアクセスできる。公共入札に参加するには SICAF の登録が必要。
- 透明性ポータル：会計検査院が運営するシステムで、ブラジルの連邦政府による公共調達のすべてをチェックすることができる。

ブラジルに子会社を設立するには？

新入札法とその補足規則により、外国企業（ブラジルでの事業を許可する政令の有無にかかわらず）の公共入札への参加が可能となり、この市場に関心を持つ日本企業にとって重要な展望の変化となった。

しかし、契約が落札された後は、CNPJ の発行やブラジルの法定代理人の任命など、正規化のための法的手続きを行う必要がある。ブラジルでの業務を円滑に進めるため、日本企業は以下の手順により現地法人を設立することができる。

ステップ1-親会社による現地法人設立の承認。	ステップ2-経済省（COMEX）への登録	ステップ3-州の商業登記に現地法人を登録する。	ステップ4-資本金を入金し、現地法人に銀行口座を開設する。
本社から送付される書類 書類1 子会社設立を承認した取締役会・株主総会議事録 書類2 定款 書類3 会社登記簿謄本 書類4 最新の貸借対照表 書類5 子会社定款 書類6 法定代理委任状	本社から送付された以下の書類を用いて、COMEXに現地法人の登録を申請する。 書類1 子会社設立を承認した取締役会・株主総会議事録 書類2 定款 書類3 会社登記簿謄本 書類4 最新の貸借対照表 現地法人設立の承認後、COMEXは(DOC-7)を発行する。 書類7 現地法人を認可する政令	以下の書類を用いて、州の商業登記に現地法人の登録を申請する。 書類7 現地法人を認可する政令 書類5 子会社定款 書類6 法定代理委任状 州の商業登記への登録後、現地法人は(DOC-8)を受け取る。 書類8 現地法人の法人登記簿(CNPJ)	本店は、現地子会社の株式資本金額をBanco do Brasil S.A.に預託し、銀行口座を開設する。 この手続きに必要なBanco do Brasil S.A.への提出書類は以下の通り。 書類8 現地法人の法人登記簿(CNPJ) 書類5 子会社定款 書類6 法定代理委任状 書類X 現地子会社の株式資本の預託
ブラジルにおける現地法人設立のプロセス			

公共入札市場参入支援のための日本企業・団体への提言

- 無料の入札ポータルサイトに登録し、利用可能な案件のプロフィールをチェックする。
- ブラジルで設立されていない企業の場合、言語、行政、法律、税務、その他の運営上の問題をサポートする現地企業またはコンサルタントを雇うことが必須である。
- 日本企業が公共入札市場での事業のみを目的としてブラジルに進出することに関心があり、供給される物品及び役務が一般的と考えられる場合、経済的な実行可能性を達成し、持続可能で収益性の高いビジネスネットワークを確立することが大きな課題となる。しかし、民間主導に重点を置くのであれば、公共入札を通じて収入を補うことも優れた選択肢となる。
- 提供する製品やサービスの競争力の程度を分析するために、透明性ポータルと comprasnet で競合企業の価格をチェックする。
- 会社の資格証明書類を常に最新の状態に保ち、整理しておく。
- 日本企業が定期的に公共入札に参加することを決定した場合、機会を特定するために入札システムを採用する必要がある。
- 物品や役務について、公共入札市場に導入又は拡大するための事業計画を立案する。
- 一般に、専門的工事や役務においては、ブラジルに設立されていない日本企業にとって、現地専門企業との提携は真剣に検討されるべきである。

9. 競争的対話方式は、技術的に革新的な製品や商品の参入のための素晴らしい入口となるが、公的機関は、利用可能な日本の技術を認識しておく必要がある。この観点から、潜在的な顧客を対象とした特定のセミナーやフォーラムの開催を検討すべきである。
10. 入札を経ることなく行政契約に至ることができる入札免除及び入札無効の機会に常に注意する。そのためには、認定、価格登録システム、登記簿といった補助的な手段において、常に最新の記録を残すことが必要である。
11. 国内企業を通じて日本企業が公共入札に参加することは、優れた代替手段である。
12. 契約を締結する際には、技術能力証明書の提出を求められることを忘れてはならない。技術能力証明書は、契約が履行されたことを証明する書類であり、将来の契約のために利用することができる。